下城子	—	—	—	一	一三	四	四
齊々哈爾	一	—	二	六	二七	四三	四六
（索倫）	—	—	—	一	四	五	五
北安鎭	—	一	—	一	一二	一三	一三
（孫呉）	—	—	—	一	一二	一三	一三
昂々溪	—	一	—	一	八	九	一〇
札蘭屯	—	—	—	一	四	五	五
博克圖	—	—	—	一	五	六	六
黑河	—	一	—	—	一四	一四	一五
白城子	—	—	—	一	一二	一三	一三
滿洲里	—	二	—	二	一三	一五	一七
札賚諾爾	—	—	—	一	一三	四	四
海拉爾	—	一	—	四	一六	二〇	二一
（免渡河）	—	—	—	一	二	一三	一三
（小計）	二	一四	九	一四	一四九	一七五	二〇八（外一）
扶餘	—	—	—	一	一二	一三	一三
吉林	一	一三	—	五	三六	四〇	四五
磐石	—	一	—	二	一九	二二	二三
（樺甸）	—	—	—	一	九	六	六
敦化	—	一	—	四	二九	二九	三〇
蛟河	—	—	—	一	一二	一三	一三
新站	—	—	—	一	一三	一五	一五
山城鎭	—	—	—	一	一二	一三	一三
通化	—	—	—	一	四	五	五
鄭家屯	—	—	—	一	一二	一三	一三
赤峰	—	—	—	一二	一三	一五	一五
承德	—	—	—	一	一三	四	四
（小計）	一	九	二	二三	一三九	一六〇（外四）	一七三
滿洲計	四	四〇	一一	一五二	一、〇四五	一、一九七	一、二〇八（外五）

日本側司獄

沿革 明治三十九年九月一日關東都督府民政部内に監獄署を置き旅順に本監を大連に支署を金州に出張所を設置し其の翌四十年地方法院出張所の廢止と同時に支署及出張所も亦廢止した。越て四十一年十月關東都督府監獄署官制發布せられ茲に名實共に獨立せる監獄署として存在するに至つた爾後數次の變革あり卽大正九年關東廳官制改正に依り監獄署の名稱を關東廳監獄と改め同時に監吏を看守長と改稱し大正十二年地方法院の移轉に伴ひ大連に分監を置くこととなり同時に分監長以下職員の增加あり大正十三年監獄官制に基き保健技師技手及敎誨師等の官吏待遇者の定員を定め又大正十五年十月一日本監を關東廳刑務所分監を關東廳刑務支所と改稱し昭和九年十二月關東局設置に際し關東刑務所同關東刑務支所と改稱した。

大正十二年關東廳監獄令及び同施行規則を施行し監獄事務分掌規程を定め、十三年には假出獄者取締規則、作業規程、作業賞與金計算方、死傷疾病手當に關する規程を制定し準據法規を完備した。

獄舍は本分署及出張所共露治時代の獄舍を應急補修して之に充當したるも明治四十年十一月旅順元寶町所在の露國半成獄舍を增築完成して之に本署を移し逐年入獄者增加に伴ひ漸次獄舍の增改築を行ひ同十二年度に於て大連分監を新築し專ら地方法院に繫屬する刑事被告人を收容した。現在本所敷地總坪數六萬九千八十四坪にして監房、作業場及其の附屬建物總坪數二千四百六十坪餘に達し外に煉瓦工場として六千四百餘坪を使用した。又支所敷地は總坪數三萬百三十六坪にして建物坪數六百七十六坪餘あり。

現況 關東刑務所は旅順に、同刑務支所（女囚專門）は大連にあり、高等法院及び地方法院の判決に係る受刑者の刑を執行すると共に繫屬中の刑事被告人を拘禁してゐる。同時に滿洲における帝國領事裁判において判決した三箇月以上の懲役又は禁錮囚の刑の執行囑託を受けてゐる。行刑上別に特異の施設なく滿支人の戒護については監外作業の場合に限り特に足鎖を使用する。受刑者の被服は概ね内地の制に準じてゐるが氣候風土の差異あるため上衣を洋服型詰襟とし、極寒の期間は特に胴衣、外套、足袋を支給する。主食物は日本人には米粟混炊飯を給しその食費一日平均十一錢、滿人には高粱粟の混炊飯を給しその食費一日平均十錢である。

作業 最初は草鞋、煉瓦の製造を行つてゐたがその後指物工、桶工、疊工の三作業を起し刑務所周圍の荒蕪地を開墾して所内需要の蔬菜を耕作せしめたが、成績不良のためこれを廢し、洋服裁縫工、折織工、靴工の作業を始め好成績を收めた。大正二年再度蔬菜栽培を始めて好果を舉げ現在一萬二千餘坪を耕作して所内需要を超過するに至つた。一方杞柳工作業を大規模に開始してゐる。その他機織、手袋編、木工、印刷、トランク製造、理髮などを行つてゐる。

在滿總領事館、領事館及同分館

（昭和十一年九月日現在）

新京總領事館	總領事代理	中野高一
吉林總領事館	總領事	森岡正平
敦化分館	分館主任	藤野敏夫
間島總領事館	總領事	川村博
琿春分館	分館主任	片桐卓
百草溝分館	分館主任	有久直忠
延吉分館	副領事	田中繁三
圖們分館	分館主任	古室克正
哈爾濱總領事館	總領事	佐藤庄四郎
奉天總領事館	總領事	宇佐美珍彥
滿洲里領事館	領事代理	後藤安嗣
齊々哈爾領事館	領事	田中莊太郎
鄭家屯領事館	領事	觀山晴次郎
海拉爾領事館	領事	後藤祿郎
綏芬河領事館	領事代理	興津良郎
安東領事館	領事	桝谷秀夫
營口領事館	領事代理	三村哲雄
錦州領事館	領事	柴崎白尾
赤峯領事館	領事代理	堅木秀題
承德領事館	領事代理	松浦興
山城鎭分館	分館主任	工藤敏次郎
黑河領事館	副領事	木田隆平
白城子分館	分館主任	乾重雄
扶餘分館	分館主任	中村正文
通化分館	分館主任	栗野豐二

滿洲國在外使館、主要職員及國內機關

◇駐日本國大使館東京市麻布網田町五〇

特命全權大使 謝介石
參事官 川崎寅雄
同 于靜遠
一等秘書官 田中正一
同 葉毅公

◇駐日大使館商務官大阪辦公處（大阪市高麗橋野村ビル）

商務參事官 楊松

◇駐新義州領事館（新義州常盤町七の三四）

領事代理副領事 袁謙

◇駐ブラゴヴェスチェンスク領事館（Гор. Благовещенск, С.С.С.Р. 21. Читаль Отель Консульство Маньчжу-Го.）

領事 黃翔請

◇駐チタ領事館（Гор. Чита, С.С.С.Р. № 27-74 Кул Кулненцова Консульство Маньчжу-Го.）

領事 李垣
副領事 津田豐

◇駐門司名譽領事館

◇國內各機關

北滿特派員公署（哈爾濱地段街）
大連外交部辦事處（大連市山縣通二〇五）
綏芬河外交部辦事處（綏芬大通街九）
山海關外交部辦事處（山海關日升街）
滿洲里外交部辦事處（滿洲里三道街）
黑河外交部辦事處（黑河沿江街老字牌三五）
安東外交部辦事處
圖們外交部辦事處
營口外交部辦事處
古北口外交部辦事處

駐滿外國使領館並主要館員

（日本國を除く）

◇營口

英國領事館 領事代理 R.W.ツライブ
荷國領事館 名譽領事 P.ファーヤー
諾威領事館 同 P.ファーヤー

◇奉天

英國總領事館 總領事 P.D.バトラー

	領事	オスカー・モーランド
	同	J.P. コツヒリ
米國總領事館	總領事	J.W. バーレンタイ
	領事	A.W. エドソン
	同	J.P. ダビリ
獨逸領事館	領事	G. ラツセン
伊國領事館	同	クレバン

◇哈爾濱

英國總領事館	總領事	ジヤミーソン
	副領事	M.E. デユング
米國總領事館	總領事	W.A. アダムス
	領事	G.D. ラモンド
	同	H.M. ベニンホツプ
	副領事	J.B. ビルチヤー
	同	R.J. ブレーク
蘇聯邦總領事館	總領事	M.M. スラウツキー
	副領事	A.M. ドリビンスキー
	同	T.M. キスロフ
獨逸領事館	領事	R.A. バルセル
	代理領事	マルクス・フラング
荷蘭領事館	領事	ヴアンデル・ホーヴエン
	副領事	ハース
佛國領事館	領事	L. レノー
	同	フランク・フオルト
葡萄牙領事館	同	S.L. スキデルスキー
伊太利領事館	同	マーフエイ
白耳義領事館	同	ヴアン・クツエム
丁抹領事館	同	A. ジヨルゲンセン
	副領事	P.F. エルイ
チエツコ領事館	領事	H. ルドルフ
波蘭領事館	代理領事	A.クイアルコウスキー
	副領事	S.スザレー
エストニア領事館	名譽領事	レフムース
リトアニア領事館	同	

◇滿洲里

蘇聯邦領事館	領事	D.D. スミルノフ

◇齊々哈爾

蘇聯邦領事館	領事	B.B. クヅネツオフ

◇綏芬河

蘇聯邦領事館	領事	E.E. ステリマツハ

◇黑河

蘇聯邦領事館	領事	

◇大連

英國領事館	領事代理	I.H. ホイ・ツトール
	副領事	ジー・ゼー・エドモンドソン
米國領事館	領事	S.E. ブラモン
	副領事	J.M. アリソン
獨逸領事館	領事	エルンスト・ビショフ
	副領事	ベンノ・グライゼル
蘇聯領事館	領事	イスライル・カーラス
	副領事	ゲオルギー・ヴジボルート

通商代表部支部長	イサコヴイツチ・カイーン
芬蘭名譽領事	ビー・バンシング(獨人)
和蘭、瑞典名譽領事	ダブリウ・エツチ・ウイユング(英人)
佛國名譽副領事	エフ・ジー・ブリナー(瑞西人)
白耳義名譽領事	古澤丈作(日本人)
諾威名譽領事	チー・アイ・ラーキンス(英國人)
エストニア名譽領事	アルフレツド・ルーテ

滿洲國の外國人入境通過査證統計（康德二年八月―三年七月）

	男	女	計
八月	七三一	七二三	一、四五四
九月	七四四	六五五	一、三九九
十月	六六八	四四〇	一、一〇八
十一月	五二一	二七九	八〇〇
十二月	四六六	三二〇	七八六
一月	四六六	二〇〇	六六六
二月	四四一	三九八	八三九
三月	四五一	四四八	八九九
四月	六三九	三六六	一、〇〇五
五月	六二九	三九四	一、〇二三
六月	七六四	五八一	一、三四五
七月	七〇〇	七四四	一、四四四
計	七、三三三	五、一九九	三、四六六

滿洲國の國防

沿革

陸海軍條例 滿洲國は建國匆々の大同元年四月十五日に軍令第一號によつて滿洲國陸海軍條令を制定した。滿洲國の陸海軍は國内の治安並に邊境及江海の警備に任ずる。これを皇帝が統率する。即ち皇帝は警備司令官擔任區域を定め、これに所用の軍隊を指揮させ、當該區域の治安に任ぜしめる。其他艦隊司令官の擔任水域を定め、これに所用の艦隊を指揮させ、當該水域の治安を保たせてゐる。警備司令官には陸軍上中將を充て、皇帝に直屬、艦隊司令官は海軍將官を充て之もまた皇帝に直屬する。警備司令官の責任は、擔任區域で隨時情況を詳察し、不逞を除き域内の安全を保つにあり、隣接警備司令官の請求がある時は所要の兵力を派遣すると同時に軍政部總長に報告し隣接警備司令官に通告する責任があるが、若し事が緊急で請求の暇のないときは、自ら責に任じて所要の兵力を派遣することが出來る。また警備司令官は、治安維持のため兵力を使用するとき、その期間内に限り當該主管地方の縣警務隊を指揮することが出來る。艦隊司令官の責任は、絶えずその擔任水域を巡邏して警備し、漁業船を保護するとか密漁密貿を監察するとかの任務を持つ。警備司令官及艦隊司令官は、軍政及用兵に關して軍政部總長の指揮を受ける必要がある。

滿洲國の陸海軍

滿洲國の建國と共に國務院に軍政部が設置され、地方軍隊の中央機關への統制に着手され、奉天、吉林、黑龍江の各省に省警備司令部、及び洮遼地方に洮遼警備司令部が新設されて組織上の統制は一應完成したが、内部的には依然舊軍閥の軍隊であり、省警備司令官の私兵でしかあり得なかつた。よつて軍政部では鋭意これが改善に努力し日本より優秀なる顧問團を迎へて、國軍の指導と肅正に邁進した。かくして軍隊の整備は着々と進み、諸制度の改善、滿洲國大演習の舉行、日本留學などによつて、面目を一新し、現在では完全に皇帝の統率する滿洲國軍隊としての偉容を整へるに至つた。

陸軍の等級制 滿洲國軍政部が、軍令第八號を以て發した陸軍官佐士兵の等級を示せば次表の通りである。

陸軍官士兵等級表

上等（將官）					
中等（校官）	憲兵上校	步兵上校	騎兵上校		砲兵上校
	憲兵中校	步兵中校	騎兵中校		砲兵中校
	憲兵少校	步兵少校	騎兵少校		砲兵少校
初等（尉官）	憲兵上尉	步兵上尉	騎兵上尉		砲兵上尉
	憲兵中尉	步兵中尉	騎兵中尉		砲兵中尉
	憲兵少尉	步兵少尉	騎兵少尉		砲兵少尉
准尉官	憲兵准尉	步兵准尉	騎兵准尉		砲兵准尉　砲兵工長
軍士	憲兵上士	步兵上士	騎兵上士	騎兵掌工上士	砲兵上士
	憲兵中士	步兵中士	騎兵中士	騎兵掌工中士	砲兵中士
	憲兵下士	步兵下士	騎兵下士	騎兵掌工下士	砲兵下士
兵	憲兵上等兵	步兵上等兵	騎兵上等兵		砲兵
		步兵一等兵	騎兵一等兵		砲兵
		步兵二等兵	騎兵二等兵		砲兵

區分	兵科	工兵	輜重兵	軍需	軍醫	軍藥	獸醫	軍樂
將官	上將			軍需將官同等官	軍醫將官同等官			
	中將			軍需總監	軍醫總監			
	少將			軍需監	軍醫監			
校官		工兵上校	輜重兵上校	軍需校官同等官　一等軍需正	軍醫校官同等官　一等軍醫正	一等司藥正	獸醫校官同等官　一等獸醫正	
		工兵中校	輜重兵中校	二等軍需正	二等軍醫正	二等司藥正	二等獸醫正	
		工兵少校	輜重兵少校	三等軍需正	三等軍醫正	三等司藥正	三等獸醫正	
尉官		工兵上尉	輜重兵上尉	軍需尉官同等官　一等軍需	軍醫尉官同等官　一等軍醫	一等司藥	獸醫尉官同等官　一等獸醫	軍樂尉官同等官　一等軍樂
		工兵中尉	輜重兵中尉	二等軍需	二等軍醫	二等司藥	二等獸醫	二等軍樂
		工兵少尉	輜重兵少尉	三等軍需	三等軍醫	三等司藥	三等獸醫	三等軍樂
		工兵准尉	輜重兵准尉	准尉同等官	看護准尉		獸醫准尉	
軍士	砲兵掌工上士、砲兵鞍工上士、砲兵槍工上士、砲兵木工上士、砲兵鍛工上士	工兵上士	輜重兵上士、輜重兵掌工上士	軍需上士、鐵工上士、靴工上士	看護上士		獸醫上士	軍樂上士
	砲兵掌工中士、砲兵鞍工中士、砲兵槍工中士、砲兵木工中士、砲兵鍛工中士	工兵中士	輜重兵中士、輜重兵掌工中士	軍需中士、鐵工中士、靴工中士	看護中士		獸醫中士	軍樂中士
	砲兵掌工下士、砲兵鞍工下士、砲兵槍工下士、砲兵木工下士、砲兵鍛工下士	工兵下士	輜重兵下士、輜重兵掌工下士	軍需下士、鐵工下士、靴工下士	看護下士		獸醫下士	軍樂下士
兵	上等兵	工兵上等兵	輜重兵上等兵	上等鐵工、上等靴工	上等看護兵			上等軍樂兵
	一等兵	工兵一等兵	輜重兵一等兵	一等鐵工、一等靴工	一等看護兵			
	二等兵	工兵二等兵	輜重兵二等兵	二等鐵工、二等靴工	二等看護兵			

軍官は三等九級制を採り、上等を將官、中等を校官、初等を尉官と云ふ。各等を上中少の三級に分ち、軍佐には上等第一級を置いてゐない。即ち將官同等官は二級とし校官及尉官同等官には各三級、軍士及兵は各三級に分つてゐる。軍用文官は少將級を最高級としてゐる。

將軍　康德元年將軍令が公布され、滿洲國上將の中で功積拔群なるものに特に將軍の稱號を與ふる事となつたが、康德三年春、張景惠、張海鵬、于芷山の三上將が將軍の稱號を與へらた。

國軍の兵力

滿洲國軍は全兵力約十萬、中央直轄と六個の軍管區及び三個の興安警備軍とより成る陸軍と江防艦隊等により構成せられる。

軍政部　軍政部は國務機關として大臣國務に參劃すると共に統軍最高機關として皇帝に直屬し軍令、軍政を管掌する。軍政部は軍の編成裝備軍隊配置より教育訓練等國軍陸海軍を指揮統督し軍事諸般の命令規定を策定し又軍事豫算を配當して國軍を經理し盟邦と密接なる連繫をなして常に國防力の充實に努める機關である。初代總長馮占山、次代大臣張景惠、第三代于芷山となり現在に及んでゐる。軍政部分課及主要職員は左の如くである。

軍政部（大臣 于芷山　次長 李盛唐）
- 軍政局
  - 官房
  - 總務課
  - 兵務課
  - 軍衛課
- 參謀司（司長 王之佑）
  - 軍事課、訓練課、通信課、測量課、江防課、警務課、軍情課
- 軍需司（司長 王濟衆）
  - 主計課、需品課、建築課、兵器課、艦政課
- 軍事調查部
- 禁衛隊
- 靖安軍司令部
- 第一軍管區司令部
- 第二軍管區司令部
- 第三軍管區司令部
- 第四軍管區司令部
- 第五軍管區司令部
- 第六軍管區司令部
- 興安東省警備軍司令部
- 興安西省警備軍司令部
- 興安南省警備軍司令部
- 興安北省警備軍司令部
- 中央陸軍訓練處
- 興安軍官學校
- 憲兵訓練所
- 陸軍軍醫學校
- 獨立第一自動車隊
- 新京軍樂隊
- 軍用通信隊
- 軍械廠
- 被服廠
- 江防艦隊司令部

軍政部の組織は以上の如くであるが、この他に佐々木到一少將を最高顧問とする日本將校より成る顧問がある。

軍管區司令部　滿洲國軍は前述の如く六軍管區及び四興安警備軍に分たれ、その編成は左の如し。

◇第一軍管區司令部所屬軍編成（司令部は奉天）

第一軍管區司令部（司令官 于琛澂　參謀長 □良）
- 安東地區警備司令部
  - 混成第一旅、部隊
  - 混成第二旅、部隊
  - 混成第三旅、部隊
- 奉天地區警備司令部
  - 混成第四旅、部隊
  - 混成第五旅、部隊
  - 混成第六旅
- 第一教導隊
- 其他

◇第二軍管區司令部所屬軍編成（司令部は吉林）

第二軍管區司令部（司令官 吉興　參謀長 王□甲）
- 吉林地區警備司令部
  - 混成第八旅、部隊
  - 混成第九旅、部隊
- 新京地區警備司令部
  - 混成第十旅、部隊
  - 騎兵第二旅、部隊
- 間島地區警備司令部
  - 混成第七旅
- 第六教導隊
- 騎兵第一旅司令部
- 琿春國境警備隊本部
- 其他

◇第三軍管區司令部所屬軍編成（司令部は齊齊哈爾）

第三軍管區司令部（司令官 張文鑄　參謀長 于治功）
- 黑河地區警備司令部
  - 混成第十五旅—部隊
- 龍江地區警備司令部
  - 混成第十二旅—部隊
  - 混成第十三旅—部隊
  - 混成第十四旅—部隊
  - 騎兵第五旅—部隊
- 第三教導隊
- 黑河國境警備軍

◇第四軍管區司令部所屬軍編成

第四軍管區司令部（司令官 郭恩霖　參謀長 倪□□）
- 濱江地區警備司令部
  - 混成第十六旅—部隊
  - 混成第十七旅—部隊
  - 混成第十八旅—部隊
  - 混成第二十八旅
- 三江地區警備司令部
  - 混成第二十二旅—部隊
  - 混成第二十三旅—部隊
  - 混成第二十七旅
- 第四教導隊

◇第五軍管區司令部所屬軍編成（司令部は承德）

第五軍管區司令部（司令官 王靜修　參謀長 □□□）
- 錦州地區警備司令部
  - 混成第二十四旅—部隊
  - 混成第二十五旅—部隊
- 承德地區警備司令部
  - 混成第二十六旅—部隊
  - 騎兵第七旅—部隊
- 第五教導隊
- 其他

第六軍　管區司令部（間島省）　王殿忠

- 混成第十一旅
- 獨成第十九旅
- 混成第二十旅
- 混成第二十一旅
- 騎兵第四旅
- 東邊道境警備隊
- 琿春國境警備隊
- 琿春國境警備隊

興安警備軍　同軍は最初、東西南北の四軍より成つてゐたが、その後興安第一、第二警備軍に分たれ、更に最近、興安四省の各省に警備軍を置く事となつて現在に至つてゐる。而してその區域は全部蒙古地帶なるため、蒙古人のみを以てする特殊編成を取り、騎兵を主とし山砲兵を配してゐる

興安東省警備軍司令官　特穆巴爾圖
興安西省警備軍司令官　李守信
興安南省警備軍司令官　把特瑪拉布坦
興安北省警備軍司令官　烏爾金

縣（旗）治安隊　滿洲國内の治安確保のため國内警備力の統制一元化の必要に迫られ康德三年三月一日、民政部所屬の各縣（旗）警察隊並に蒙政部所屬の蒙旗警察隊を軍政部總下に移管し治安未だ定まらざる東邊道東部國境及び熱河省境に配置し治安隊と改稱して治安確保に當つてゐる。

禁衛軍　宮廷及び首都を警備する近衛軍である。

鎮安軍　率天に駐屯し本軍隊は昭和六年十二月末滿洲の基礎未だ定まらぬ兵匪混亂の時代に編成され後軍政部に直轄され部隊は步騎砲兵によつて編成されてゐる。

憲兵司令部及憲兵隊　軍隊以來首都に京師憲兵司令部、地方に憲兵隊督察隊等を設けたが康德元年七月吉林に憲兵訓練處を開設し二年三月憲兵司令部を同處内に置くと共に首都新京及率天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、承德に憲兵隊を設置した。なほ京師憲兵司令部は康德二年八月廢止された。

中央陸軍訓練處　滿軍々官學校であり教導隊で教育を受けたる軍官候補者を一年乃至一年半教育訓練をするが尚軍國日淺き現在軍官の再教育をも行つてゐる。校舍は率天東大營に在り荊士廉を處長として教育部、步兵訓練部、騎兵訓練部、砲兵訓練部、通信養成部がある。

憲兵訓練處　元の憲兵養成所を擴大し康德元年七月吉林省城に設置した。處長應振復。

興安軍官學校　王爺廟にあり、蒙系軍官養成機關であり、興安各警備軍に配置すべき軍官を主とする興安各警備軍に配置すべき軍官養成所である。校長巴特瑪拉布坦。

練兵廠　本廠を率天に支廠を新京及齊々哈爾に置き滿軍被服の製造調買を行ふ傍ら官衙其他一般の需要に應じてゐる。廠長木村泰雄少將。

軍械廠　率天に本廠を吉林、齊々哈爾に支廠を哈爾濱に派出所を設け主として滿軍兵器彈藥の新調修理保管等に任ず。廠長村上校。

馬政局　大同二年九月創立され滿洲產馬の改良を實施しかつ民間に馬事知識を普及することを目的とする。局長濱田陽兒

陸軍軍醫學校　康德元年七月哈爾濱に創立し、學生を甲種、乙種の乙種とし、甲種學生は乙種學生としての教育を經たる者並に陸軍軍醫學校を經ずして軍醫に任官したる者より選拔す。修業年限甲種二年、乙種四年とする。

滿洲國の海軍

滿洲國の海軍　事變前張學良時代の海軍は率天に海軍司令部を置き第一、第二艦隊江防艦隊のほか胡蘆島に海軍練習艦隊の學生練習生を置いてゐたが事變勃發と同時に江防艦隊以外は全部奥地走り殆ど乾坤一擲（當時中校）が同艦隊を率ひて我國大義に從事した而して當時軍艦は五隻に過ぎなかつたが日本海軍の援助指導により日本陸海軍と共同作戰のうへ松花江沿岸の討伐に從事しその後國境河川の警備、緝私のため閉鎖されてゐた航行權の確保、國境河川通商擴張、沿岸治安維持、航路開拓等に多大の功績を殘した。

江防艦隊整備狀況　艦船は我國當時は舊式砲艦利捷、利濟、江通、江平、汪清の五隻に過ぎなかつたが大同二年大同利民の砲艦二隻、愚民惠民の砲艇二隻康德元年鯨災簽民の砲艦二隻新民の砲艇一隻、康德二年碧仁定遠の砲艦二隻を新造して威力を增し殊にこれ等の新艦艇は最新式の兵器を搭載するものである。なほ多數結氷中の河川防備のため裝甲自動車若干を有してゐる。人

事については兵員の養成は毎年志願者を募集し哈爾濱にある海軍補充隊において教育し成績優秀なる者は日本海軍の教育を受けしめてゐる。幹部教育は毎年中學卒業程度の者を試驗採用の上先づ東京商船學校に入學せしめ卒業後日本海軍諸艦隊に實習を受けしめこれ等の修業生を海軍少尉候補生として採用することに決めてゐる。

治安警備の現況

匪賊討伐並に肅淸狀況　日滿兩軍は匪賊の殲滅を期して昭和九年九月初旬より全滿に亙り秋季冬季大討伐を行ふと共に宣傳、宣撫、思想對策等の工作を講ずるため治安維持會、宣撫小委員會等の諸機關を設け、更に保甲制度を採用して治安肅淸、反共思想の普及、匪民分離等に萬全を期してゐる。試みに事變以來匪團の消長を見れば

昭和六年　國匪數六萬二千、同七年八萬五千、八年五萬六千三百、九年七萬八千五百、十年二萬三千九百、十一年六月末まで一萬八千七百六十一

で十一年一月以降六月末迄に於ける討伐の成果は匪賊の死證並に捕虜合せて約六千人に及んでゐる。一方日滿軍の損害も約七百名に達し軍關常時の犧牲にも比すべきものがある。以上の如く匪賊數は漸年減少し王道樂土を如實に築きあげてゐるがその裏面に皇軍の潔くましき努力を忘れてはならない。

日本側軍備

概況　滿洲に於ける日本陸軍の最高機關は關東軍司令部である。往年關東都督府時代に於ては陸軍大中將を以て親補し、滿洲に於ける我が民政及び軍備に關する事項は全權大使を經由して內閣に直屬して關東州及び滿鐵附屬地の警備のみの任に就いてゐたが、大正八年四月に都督府を廢して關東廳及び關東軍司令部が新設されると共に軍政と民政は全く別個に獨立するに至つた。關東軍司令官は陸軍大中將を以て親補し、天皇に直屬して關東州及び滿鐵附屬地の警備竝に在滿日本陸軍部隊を統率してゐたが、滿洲事變後、滿洲に配布せられ、本部を旅順に置いたが昭和七年六月關東廳長官同樣に改稱し、率天に司令部を移した。後新京に移駐し現在に至る。司令官は東條英機少將である。

旅順要港部　日露戰役旅順開城とともに鎭守府設定、大正二年四月一日鎭守府を廢して要港部に改め、更に大正十一年十二月一日、要港部を撤退、防備隊のみ存續されることゝなつたが、大正十四年四月一日限り、それもまた撤退した。然し、昭和八年四月一日、再び要港部が復活され今日に至つてゐる。司令官は和田秀穗少將である。

駐滿海軍部　滿洲事變勃發に伴ひ、昭和七年一月二十八日率天に滿洲海軍特設機關設置、次で昭和七年十二月五日新京に移轉したが、日滿議定書に基く日滿共同防衛の趣旨により、日本海軍もまた滿洲國の沿岸河川に於る防備と滿洲國海軍の建設指導とに駐滿海軍部を置くことになり、昭和八年四月一日新京に臨時防備隊は主として附屬艦艇、陸戰隊、江安、江鯤）を以て松花江の警備に當つてゐる。駐滿海軍部司令官は濱田吉治郎中將である。

全權大使を兼任する事となり、かつ關東廳の改組によつて、滿洲に於ける日本側政治軍事機關は一元的に關東軍司令官に統轄される事となつた。現在關東軍參謀長は板垣征四郎中將。參謀副長は今村均少將である。

關東憲兵隊司令部　關東憲兵隊本部は日露戰役後、滿洲に配布せられ、本部を旅順に置いたが昭和七年六月關東憲兵隊司令部に改稱し、率天に司令部を移した。後新京に移駐し現在に至る。司令官は東條英機少將

財政

滿洲國の財政

財政組織

滿洲國政府は、從前の各省財政廳を一律に撤廢し、財政の中央集權化を計つた結果、新に奉天、吉林、哈爾濱、龍江、熱河の五箇所に各稅務監督署を設け、從來の種々なる弊害を一掃し、只管國利民福の境域に達せしめんことを期してゐる。即ち敎令第四三號を以て大同元年七月稅務監督署の官制を公布した。之に據れば稅務監督署は財政部の管理に屬し國稅事務を監督し、署長は財政部大臣の指揮監督を受け、署務を總理し稅捐局長及び其の他所屬徵稅機關を指揮監督して居る。次に敎令第四四號を以て公布された稅捐局官制は財政部の管理に屬し、主として內國稅に關する事務を執行し局長は稅務監督署長の監督を受け內國稅に關する法令命令を執行し、其の管轄內の事務を統制する。

財政部大臣は稅務、專賣、貨幣、金融統制及國有財產に關する事項を掌理し總務司、稅務司、理財司を置く。總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務を管掌し、稅務司は國稅の賦課徵收、關稅行政を管掌し、理財司は貨幣、金融統制、金融機關の監督、國債の事務及地方債の監督、國有財產の管理を管掌する。財政部には秘書官、理事官、技正、事務官、屬官の職員を置く。

康德三年度豫算

康德三年度豫算は國防及び治安の維持に重點を置くの外、產業經濟の基礎を鞏固ならしめ國際收支の均衡を圖り以て國幣の價值を安定せしむる事に留意すると共に、次年度以降に於ては治外法權の撤廢並に附屬地行政權の接受を圓滑且つ容易ならしむる爲め努めて財政の不健全なる膨脹を避け緊縮方針に依つて之を編成された、即ち一般會計に於ては緊急已むを得ざる新規事業は歲入の自然增、歲計剩餘金及び既定經費の整理に依る財源を以て之を行ふ事とし、借入金は既定計畫に基く國道其他の建設事業に充つる爲め一千萬圓を計上するに止め、又國防擔分擔金は前年度に引續き一千九百五十萬圓を計上した、特別會計に於ては國有林經營上緊要なるものと認め新に國有林事業會計を設置した。

康德三年度歲入歲出總豫算に計上する處の歲入歲出は各二億一千九百四十萬五千圓で之を前年度總豫算額の倍額二億九百四十九萬七千四百圓に比すれば九百四十萬七千六百圓の增加である。(前年度豫算は會計年度の改正に依り康德二年七月一日より同十二月末迄の半箇年に付編成されたものである、故に以下前年度との比較は便宜上前年度國豫算額の倍額に對比する)

康德三年度歲入豫算は一般歲入については既往の實績を基礎とし之に治安の恢復、徵稅制の改善に因る若干の自然增收を見込み、歲計剩餘は之が見込額を計上し、又借入金は既定計畫に基く國道其他の建設事業費に充つるための一千萬圓に止めた。

即ち康德三年度歲入二億一千九百四十萬五千圓の內經常部に屬するもの一億九千三百二十三萬六千圓、臨時部に屬するもの一億二千百二十二圓、臨時部に於て三千九百三十六萬五千五百八十八圓の增加である。

歲出豫算中新規要求に係るもので民利增進施設の爲めにする經費の主なるものは國道建設費一千百二十萬七千圓、都市防水費百九十六萬五千圓、地方土木費百六十萬千圓等で、歲入臨時部二千六百十七萬圓の內主なるものは歲計剩餘金九百十四萬五千圓、國債金三千萬圓等である。又康德三年度歲入の內、前年度豫算に比し增減したる主なるものは、經常部では租稅一千四十二萬九千圓、專賣利益金六百十萬七千圓等を增加し、臨時部では歲計剩餘金三百六十七萬五千圓を減少した。

次に康德三年度歲出に就ては國防及び治安の維持、治外法權の撤廢準備等緊急已むを得ざる經費竝に產業開發、民力涵養其他必要なる經費を計上した。即ち康德三年度歲出二億一千九百四十萬五千圓の內、經常部に屬するもの一億三千四百三十二萬二千八百十圓臨時部に屬するもの八千五百八萬二千百九十圓で、之を前年度豫算額に比すれば經常部に於て八百四十八萬八千七百五十八圓、臨時部に於て九十一萬八千八百四十二圓の增である、又これを康德三年度標準豫算額に比すれば經常部に於て二百十九萬二千二百二十二圓、臨時部に於て三千九百三十六萬五千五百八十八圓の增加である。

特別會計

康德三年度に於て森林資源の確保及び之が合理的經營をなすが爲め國有林事業特別會を新設せるを以て特別會計の數は十四、これが本年度豫算は歲入總計三億三千百五十五萬三千七十七圓、歲出總計一億七千三百六十八萬四千三百五圓である。

各特別會計に於ても一般會計に於けると同樣に歲出は極力緊縮方針の下に編成された。又歲入に於ては各特別會計に於ける年度事業計畫に基く借入金は、儲品特別會計に於て七十萬圓、國都建設局特別會計に於て百五十萬圓、投資特別會計に於て四百萬圓、國有林事業特別會計に於て七百萬圓、計一千六百二十萬圓を計上した、之等借入金は各特別會計に於ける事業の建設に要する資金で各事業の進涉完成の曉は夫々事業の性質に隨ひ益金を以て償還し得る計畫である。右の外鐵路國債特別會計に於て北滿鐵路公債一億八千圓の內、第三次分三千萬圓を日本國に於て起債の計畫としてゐた。

康德三年度豫算額表

		康德三年度豫算額	康德二年度豫算額
歲入	經常部	一九三、二三四、〇五六圓	一八四、四二七、九四四圓
	臨時部	二六、一七〇、九四四圓	一五、七四二、〇三五圓
計		二一九、四〇五、一六七圓	二〇〇、一七〇、〇七九圓

國債金		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
剩餘金		九、一四五、七七七圓	
歲入總計		二一九、四〇五、〇〇〇圓	
歲出			
經常部		一三四、二二一、八一〇圓	
臨時部		八五、〇八二、一九〇圓	
歲出總計		二一九、四〇五、〇〇〇圓	

康德三年度一般會計歲入歲出總額

區分	康德三年度	前年度	比較（△印減）
歲入			
經常部	一二七、三三一、〇〇〇圓	一一三、三三一、〇〇〇圓	一四、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部	九二、六七八、〇〇〇圓	一一三、三三一、〇〇〇圓	△二〇、六五三、〇〇〇圓
普通	七二、六七八、〇〇〇圓	九三、三三一、〇〇〇圓	△二〇、六五三、〇〇〇圓
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	△一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
剩餘金	九、一四五、七七七圓	一、六五三、〇〇〇圓	七、四九二、七七七圓
歲入總計	二一九、四〇五、〇〇〇圓	二一九、四〇五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出			
經常部	一四四、三三一、〇〇〇圓	一三四、二二一、八一〇圓	一〇、一〇九、一九〇圓
臨時部	七四、〇七三、九七七圓	八五、〇八二、一九〇圓	△一一、〇〇八、二一三圓
歲出總計	二一九、四〇五、〇〇〇圓	二一九、四〇五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

備考　括弧内の金額は前年度總豫算額の倍額なり

康德三年度一般會計歲入種目別豫算額

種目	康德三年度	前年度	比較（△印減）
經常部			
租稅	一五七、四四〇、〇〇〇圓	一三七、四四〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
所得稅	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	
內國稅	一二、〇〇〇、〇〇〇圓	一二、〇〇〇、〇〇〇圓	
關稅	一三二、四四〇、〇〇〇圓	一一二、四四〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
印紙收入	九、六五〇、〇〇〇圓	九、六五〇、〇〇〇圓	
專賣利益金	一四、四四〇、〇〇〇圓	一四、四四〇、〇〇〇圓	
專賣利益金	一四、四四〇、〇〇〇圓	一四、四四〇、〇〇〇圓	
官業收入	三四、三三〇、〇〇〇圓	三四、三三〇、〇〇〇圓	
郵便電信局利益金	一七、六〇〇、〇〇〇圓	一七、六〇〇、〇〇〇圓	
鐵道部利益金	一六、七三〇、〇〇〇圓	一六、七三〇、〇〇〇圓	
官業收入其他諸收入	九、〇〇二、一四五圓	九、〇〇二、一四五圓	
經常部合計	一四四、三三一、〇〇〇圓	一三四、二二一、八一〇圓	一〇、一〇九、一九〇圓
臨時部			
普通	四七、九七八、〇〇〇圓	九三、三三一、〇〇〇圓	△四五、三五三、〇〇〇圓
由特別會計	二五、三〇〇、〇〇〇圓	一一、六五三、〇〇〇圓	一三、六四七、〇〇〇圓
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	△一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
剩餘金	九、一四五、七七七圓	一、六五三、〇〇〇圓	七、四九二、七七七圓
臨時部合計	四一、一四五、七七七圓	一一、六五三、〇〇〇圓	二九、四九二、七七七圓
總計	二一九、四〇五、〇〇〇圓	二一九、四〇五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

備考　括弧内の金額は前年度總豫算額の倍額なり

康德三年度一般會計歲出所管別豫算額

所管別	康德三年度	前年度	比較（△印減）
帶勅費			
經常部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	
總務廳			
經常部	九、九一〇、一五〇圓	九、三四〇、一五〇圓	五七〇、〇〇〇圓
臨時部	一、六〇〇、〇〇〇圓	一、六〇〇、〇〇〇圓	
合計	一一、五一〇、一五〇圓	一〇、九四〇、一五〇圓	五七〇、〇〇〇圓
民政部			
經常部	一四、四四〇、〇〇〇圓	一三、八七〇、〇〇〇圓	五七〇、〇〇〇圓
臨時部	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	二九、四四〇、〇〇〇圓	二八、八七〇、〇〇〇圓	五七〇、〇〇〇圓
外交部			
經常部	一、八四〇、〇〇〇圓	二、一六〇、〇〇〇圓	△三二〇、〇〇〇圓
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	二、八四〇、〇〇〇圓	三、一六〇、〇〇〇圓	△三二〇、〇〇〇圓
財政部			
經常部	一二、六七〇、〇〇〇圓	一二、六七〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	一三、六七〇、〇〇〇圓	一三、六七〇、〇〇〇圓	
司法部			
經常部	九、四四〇、〇〇〇圓	九、四四〇、〇〇〇圓	
臨時部	三、四〇〇、〇〇〇圓	三、四〇〇、〇〇〇圓	
合計	一二、八四〇、〇〇〇圓	一二、八四〇、〇〇〇圓	
文教部			
經常部	一四、三一〇、〇〇〇圓	一四、三一〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	一五、三一〇、〇〇〇圓	一五、三一〇、〇〇〇圓	
興農部			
經常部	一二、六七〇、〇〇〇圓	一二、六七〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	一三、六七〇、〇〇〇圓	一三、六七〇、〇〇〇圓	
實業部			
經常部	一二、六七〇、〇〇〇圓	一二、六七〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	一三、六七〇、〇〇〇圓	一三、六七〇、〇〇〇圓	
交通部			
經常部	三六、六七〇、〇〇〇圓	三六、六七〇、〇〇〇圓	
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
合計	三七、六七〇、〇〇〇圓	三七、六七〇、〇〇〇圓	
國有財產整理資金			
設資	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
鴉片專賣	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
煤油類專賣	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
航運署	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
鐵路國債	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
實業部所管	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
國有林事業	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
交通部所管	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
郵政	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
總計	二一九、四〇五、〇〇〇圓	二一九、四〇五、〇〇〇圓	

康德三年度各特別會計歲入歲出豫算額

會計別	經常部	臨時部	計
總務廳所管			
歲入	一、〇〇〇、〇〇〇圓		一、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一、〇〇〇、〇〇〇圓		一、〇〇〇、〇〇〇圓
歲債基金			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
關稅及鹽稅擔保借款償還基金			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
關東廳所管			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
都邑建設局			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
軍政部所管			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
警察費			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
軍械廠			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
財政部所管			
歲入	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
財政部			
經常部	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部			
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
交通部所管			
經常部	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部			
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
興農部			
經常部	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部			
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
實業部			
經常部	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部			
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
司法部			
經常部	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部			
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
經常部合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時部合計			
總計	三一、四九二、七七七圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四一、四九二、七七七圓

備考　括弧内の金額は前年度總豫算額の倍額なり

歳入豫算の概要

公布された康德三年度一般會計歳入歳出總豫算額は

經常部	[illegible]圓
臨時部	[illegible]
合計	[illegible]

であるが右の內歳入豫算の內譯は

租稅收入	[illegible]
印紙收入	八、六三九、三二六
官業收入	一五、八三四、〇〇〇
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
其他	[illegible]
合計	[illegible]

で之等の概要を說明すれば

一、租稅收入

租稅收入は歳入の根幹をなすものであつて總豫算額の七五%を占め之を元年度に比較すれば二〇、六七三、四一三圓の增加である、而租稅收入の內譯は

(イ) 關稅(噸稅を含む)

關稅の豫算額は八四、七六一、〇〇〇圓であつて之を元年度に比較すれば一二、一二二、八九三圓を增加する、右は康德元年度中に於ける關稅收入を基礎とし尙最近に於ける貿易狀況に依り勘考した結果輸出入貿易の異常なる發展を見込んだものである。

(ロ) 鹽稅

鹽稅の豫算額は二三、八四八、〇〇〇圓であつて之を元年度に比較すれば二、三二二、〇〇〇圓を增加する、右は治安の恢復に基く販賣數量の增加に因るのである。

(ハ) 內國稅

內國稅の豫算額は五三、一四八、〇〇〇圓であつて之を元年度に比較すれば六、三一八、五二〇圓の增加である、右增收の主なるものは酒稅、捲烟稅等であつて之等は稅法の合理的改正及び徵稅機關の整備に因る課稅取締りの徹底に基くものである。

二、印紙收入

印紙收入の豫算額は八、六三九、三二六圓であつて之を元年度に比較すれば五八一、二〇六圓の增加だが右は主として鑛業稅法又は特許法等新法令の公布に基くものである。

三、官業收入

官業收入の豫算額は一五、八三四、〇〇〇圓であつて之を元年度に比較すれば八、二三四、〇〇〇の增加である、右は主として專賣總署益金の增加であつて是は石油專賣の基礎確立と阿片の密耕作及び密販賣が各機關の協力により著しく減少せる事に基くものである。

四、國債金(借入金)

國債金の豫算額は一〇、〇〇〇、〇〇〇圓であつて元年度に比較すれば五、〇〇〇、〇〇〇圓の增加だが之は既定計畫に基く國道其他建設事業に充つるための借入金である。

五、其他收入

本收入の豫算額は三、一八五、八八四圓で元年度に比較すれば八九五、八八四圓の增加である、右は主として福民獎券收入の增加に因るものであつて之は販賣增加に基くものである。

地方財政

概說 建國前に於ける地方行政組織は極端なる地方分權制度であつた爲め地方團體の財政は所謂請負制度であつた、縣の行政機關としては縣政府(縣公署)と財務、警務、敎育、實業等の各局とが相互に獨立機關として對立し、各局長は嚴密な意味に於て縣長の補助機關でなかつた、又市縣の財務に關しては完備した統一的法制がなく、縣公署の經理は國庫支辨の經費に依り、各局の經理は地方款に依りて爲さるゝを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徵收をなした。

滿洲國成立後大同元年に於ては地方團體として强力な封建的存在たりし省を法制上行政區劃としての省に變じ、又地方團體たる縣市財政の直接の監督官廳たりし省政府は全部之を廢止し財政部直轄下に稅務監督署を設置し專ら監督を司らしむる事となつた、その後治安の確立に伴ひ大同二年度より地方團體の豫算決算制度の確立、地方稅制の整理等實質的改革に着手してゐたが豫算決算制度の確立は新省制度實施と共に本格的軌道に乘り、地方稅制の整理についても康德二年八月二十四日地方稅法、同施行規則の公布と共に劃期的刷新を見た、地方制改正の根本方針は次の如くである。

一、負擔に急激なる變動を來さしめざることゝ[illegible]し可及的負擔の普遍公正化を圖ること。
二、國稅制度との調整を圖ること。
三、歳入の確保を期すると共に國民福利伸長を圖ること。
四、國家的稅制の實を擧ぐること。

從來地方稅の賦課徵收に關し全國的に統制したものとしては僅に軍牌捐、木捐並に鑛業稅附加捐の三者に過ぎず其の他の地方稅は殆んど各縣市が自由の立場で定めてゐたもので、そこに何等の據るべき成法がなかつた爲め全く區々不統一に陷り監督指導上の不便が尠くなかつた。改正の主なる點は地方稅の體系を整理し、從來極めて複雜な稅制を國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制體系を採つたことである。即ち次の如くである。

- 縣市稅
  - 國稅附加稅
    - 營業稅附加捐
    - 鑛業稅附加捐
    - 木稅附加捐
      - 鑛區稅附加捐
      - 鑛業稅附加捐
  - 特別稅
    - 地捐
    - 房捐(市街地)
    - 戶別捐(同)
    - 雜捐
      - 法定雜捐
      - 許可雜捐
        - 車捐
        - 船捐
        - 漁業捐
        - 不動產取得捐
        - 屠宰捐
        - 娛樂捐

康德三年度全國各縣市歳入歳出豫算額

歳入	經常部	[illegible]圓
	臨時部	[illegible]
	總計	五九、八二三、五四〇
歳出	經常部	[illegible]
	臨時部	[illegible]
	總計	五九、八二三、五四〇

康德三年度地方別歳入歳出豫算額

省市名稱	歳入豫算 經常部	歳入豫算 臨時部	歳入豫算 計	歳出豫算 經常部	歳出豫算 臨時部	歳出豫算 計	歳入缺陷補助
吉林省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
龍江省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濱江省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三江省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
間島省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安東省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奉天省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
錦州省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熱河省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興安西省	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興安南省	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
特別市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
普通市	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	五九、八二三、五四〇	[illegible]	[illegible]	五九、八二三、五四〇	[illegible]

康德三年度地方財政要綱

	省	市	計
歳出總額	[illegible]	[illegible]	五九、八二三、五四〇
一戶當	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一人當	[illegible]	[illegible]	[illegible]
經常部			
公署費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
警察費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
教育費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
土木費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
社會事業費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
衛生及病院費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
勸業費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其の他諸費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臨時部			
土木費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
積立金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
補助金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他諸費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歳入總額	[illegible]	[illegible]	五九、八二三、五四〇
稅收入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一戶當	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一人當	[illegible]	[illegible]	[illegible]
地捐	[illegible]	[illegible]	[illegible]
房捐	[illegible]	[illegible]	[illegible]
附加捐	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雜捐	[illegible]	[illegible]	[illegible]
戶別捐	[illegible]	[illegible]	[illegible]
稅外收入	[illegible]	[illegible]	[illegible]

徵收入(比率)	三三	三三	三三
稅外收入(比率)	三	六	三
(經常部)	三四、六六六、六四六	三四、六六六、六四六	三四、六六六、六四六
(臨時部)	六四、六六六、三四四	六四、六六六、三四四	六四、六六六、三四四
地方債總額	七四、六六六、六四六	七四、六六六、六四六	七四、六六六、六四六
事業債	三三、三三三、三三三	三三、三三三、三三三	三三、三三三、三三三
整理私營鐵道	一、四六六、六六六	一、四六六、六六六	一、四六六、六六六
事變前官銀行貸款	四三七、三三三	三三七、三三三	三三七、三三三
偽滿大同二年度行政借款	三六、一三三	一	三六、一三三

滿洲國の租稅

內國稅制度　滿洲國では建國後複雜そのものの內國稅制度を改善することになり、建國の精神、民衆の生活程度、國民經濟の狀態を參照し且つ將來の發展を考慮し、租稅制の原則に照し(一)收入の確保(二)課稅負擔の公平普遍化、(三)國民經濟發展の障碍除去、(四)國稅地方稅制度間の關係合理化、(五)稅務機關の整備統制施行、(六)外國人(治外法權享有國)特に日本人に對する課稅問題の關聯調整の目的をもつて漸進主義により整理改善を行ふことになり、これを三期に分ち第一期に於ては應急的整理改善を行ひ、第二期は第一次稅制整理、第三期には第二次稅制整理を行ふことに決定、目下第二期計畫の第一次稅制整理は殆ど完成し、將に第三期事業たる第二次稅制整理に着手せむとしてゐるのである。第一期及第二期の事業として整理改善せるものの重なる內容は左の如くである。

一、國稅及び地方稅の劃分(大同元年九月十三日從來の租稅につき、徵稅機關の如何た問はず、其の收入が從來中央政府又は省政府に歸屬せしめるた國稅とし其の他た地方稅とした。(國稅)關稅、噸稅、鹽稅、煙稅、礦稅、牙官稅、鹽場稅、牲畜稅、酒稅、出廠稅、統稅、印花稅、(地方稅)田賦、契稅、鑛稅、煙稅、牲畜稅、屠宰稅、(大同元年十月施行)

二、滿洲國稅制度施行。(大同二年四月)增額、減收額約二百萬圓

三、吉林省に三種統稅制度施行。(大同二年五月)減收額約四十五萬圓、麥酎百五萬圓、水銀五萬圓、計百五十五萬圓

四、熱河省に三種統稅制度施行。(大同二年六月)鹽稅除各種貨物及牲畜に對する各省關聯課稅の關止。(大同二年七月)減收額約二百萬圓

五、鴉稅施行。(大同二年七月)減收額約四十五萬八千圓

六、出廠粗石稅の減稅的整理統一及精製營業稅制度の改正。(大同二年十二月)減稅額九百二十萬圓

七、黑龍江省營業稅增額減。(大同三年二月)減稅額三十三萬圓

八、鹽稅の輕減。(大同三年二月)減稅額百三十二萬圓

九、麥利稅の廢止。(康德元年四月)廢稅額十五萬圓

一〇、搶救稅の改正。(康德元年六月)增稅額二百六十萬圓

一一、水稅の輕減的整理統一。(康德元年八月)減稅百六十七萬圓

一二、收入印紙制度の確立。(康德元年九月)

一三、消費稅課稅物件製造取締法の制定。(康德元年十一月)

一四、輸入物品に對する內國消費稅の課稅廢止。(康德元年十一月)

一五、舊熱河省及舊興安四分省に出廠粗石稅法を施行。(康德元年十二月)減稅額五萬圓

一六、搶劫統稅、麥酎統稅及水泥統稅に關する運照制度の廢止。(康德元年十二月)

一七、營業稅の統一竝に全面的改正。(康德二年六月)增稅額四萬七千圓

一八、貨物稅の全廢。(康德二年六月)減稅額二百四十二萬七千圓

一九、用鹽粗石稅改正。(康德二年六月)減稅額四十二萬八千圓

二〇、北滿特別區廢稅。(康德二年六月)減稅額四十五萬八千圓

二一、酒稅制度の改正。(康德二年七月)增稅額四百四十六萬七千圓

二二、鑛業稅法及鑛業暫行稅法の改正。(康德二年七月)減稅額十四萬圓

二三、縣市地方稅制の改正。(康德二年八月)

二四、三種統稅法の改正。(康德二年十二月)

二五、地方稅の制定。(康德三年六月)

二六、契稅法の制定。(康德三年五月)

二七、國稅徵收法の制定(康德三年五月)

二八、租稅犯處罰法の制定。(康德三年五月)

二九、審稅法の制定。(康德三年七月)

租稅種目　滿洲國の租稅は關稅、噸稅及び內國稅の三種に大別することが出來る。關稅は更に輸入稅、輸出稅、轉口稅に區分せられ、內國稅は鹽稅、地稅等十四種に更に五十類種に區分せられてゐるが漸次稅制整理により全國的に統一されつゝある現狀にある。稅種、施行地域、徵收機關等を擧げれば次の通りである。

稅目	施行地域	徵收機關	摘要
▲關稅之部			
輸入稅	全國	關	輸入貨物に對し定率表により課稅す
輸出稅	全國	關	輸出土產貨物に對し定稅表により課稅す
轉口稅	松花江を除く全國	關	國內における沿岸貿易稅として沿岸貿易土產貨物に對し定率表の稅率により課稅す
鹽捐附加稅	全國	關	輸出入貨物に對し災害救濟の費に充つる目的を以て輸出入稅額の百分の五を附加稅とす但し總糸布其他特定の貨物は免稅
▲內國稅之部			
鹽稅	全國	鹽務署	鹽場より之を搬出する時又は產古鹽は產地より國內に搬入する時鹽收一噸に付六圓、產古鹽四圓三角
地稅(田賦)	全國	縣、旗又は市	主として農耕地但し著照江省に於ては宅地及空地に對してゐる課稅す土地の上中則地下則地に分ち一定面積に付稅率を定む、各省其の制度區々
特稅	熱河省	省	熱河省鹽業獎勵地に課稅す
鹽業稅	全國	稅捐局	一康德二年八月より全國的統一が行はれた
出廠粗石稅	全國	稅捐局	國內產の粗石にして自用に供せざるものに課す、從價百分の〇·五、(粗粗)百分の一、(油精)百分の二·五(豆粕)百分の二·五
鑛區稅	全國	稅捐局	鑛業稅と鑛產稅に分れ、鑛區稅は鑛區面積の單位區域に付三百圓、鑛區稅は鑛產物價格の百分の一·五鑛業者返は租鑛者に納入せしむ
鑛業登錄費	全國	稅捐局	鑛業權又は租鑛權に關する登錄に課す
鑛業稅法	全國	稅捐局	木材を伐採地より搬出する時に課す木材從價百分の八木枠(新)百分の四
礦稅	全國	稅捐局	國內產の石材砂利、石炭等に課す各省區々
牲畜稅	全國	稅捐局	牲畜の資買價格に課稅す各省區々
屠宰稅	全國	稅捐局	牲畜の屠殺に對し課稅す各省區々
酒稅	全國	稅捐局	國內產酒類は其の製造者、蒲鹽附屬地又は關東州產の酒類に對し附屬地外に搬入されるものは移入者より徵收す、酒精二石に付一·四圓、(燒酒八圓五〇、(甜酒)六圓五〇、(雜酒)一圓(等酒)九圓五〇(雜酒)一圓(等酒)九圓五〇(雜酒)一日本清酒)一·二圓(雜酒)九圓五〇
燒鍋稅	全國	稅捐局	紙捲菸(紙卷煙草)及菸葉捲菸(紙卷煙草)につき課稅し紙捲菸は五百本に付六百圓から三十九圓の七等級に分ちて課稅され菸葉は一千本に付六十四圓から二圓迄の六等級の階級定率である
捲菸稅	全國	稅捐局	
印花稅	全國	稅捐局	印紙稅にして各種の證書、報關、許可書等に課稅して各省區々
水泥稅	全國	稅捐局	國內產水泥、セメントにつき課稅し一封度に付一厘六毛の割合である
契稅	全國	稅捐局	不動產の賣買(賣契)價格に付百分の六、不動產の贈入(典契)價格に付百分の三、(承天省百分の四)土地の賃租(租契)價格の百分の五

營業稅率一覽表

▲個人營業稅

課稅營業の種類	課稅標準	稅率
物品販賣業	資上金額	千分の二
製造業	資上金額	千分の四
保險業	資上金額	千分の四
無盡業	收入金額	千分の二〇
金錢貸付業	收入金額	千分の四〇〉滿の者に付ては課稅せず
物品貸付業	收入金額	千分の三〇〉滿の者に付ては課稅せず
電氣供給業	收入金額	千分の二二
瓦斯供給業	收入金額	千分の二二
運送業	收入金額	千分の一二〉滿の者に付ては課稅せず
運送取扱業	收入金額	千分の二五
倉庫業	收入金額	千分の一〇〉滿の者に付ては課稅せず
印刷業	收入金額	千分の二五
出版業	收入金額	千分の二五
興行場業	收入金額	千分の一五〉滿の者に付ては課稅せず
料理飲食店業	收入金額	千分の二〇〈一年の收入金額五百圓未滿の者に付ては課稅せず

資上金額

卸賣
- 甲（糧石、石油、麥粉、白布類、絲、木材、鹿茸、豆油及豆粕）千分の三
- 乙（甲に屬せざる物品）千分の五

小賣
- 甲（糧石石油及麥粉）千分の五
- 乙（甲に屬せざる物品）千分の六

▲法人營業稅

（一）營利法人の營む總ての營業（二）相互會社及び組合の營む事業（三）個人の營む銀行業にして每事業年度分の純益に付其の百分の六を課稅す

改正地方稅表（康德二年八月二十四日施行）

▲國稅附加稅

稅目	納稅主體	課稅標準	稅率
營業稅附加稅	個人、法人各營業者	個人、法人の各營業稅額	營業稅額の五〇%以內
鑛區稅附加稅	鑛業權者	鑛區稅額	鑛區稅額の二五%以內
鑛產稅附加稅	鑛產物採掘者	鑛產稅額	鑛產稅額の六五%以內
木材特別稅	伐採地よりの木材搬出者	伐採地より運搬する木材	木稅額の二五%
地價稅	土地所有者又は之に準ずべき者（商租權又は賃貸地租負擔者を含む）	從來の非課稅土地を地除きたる一般土地	各地の事情により適宜に稅率を定む

財政——滿洲國の租稅

營業稅率一覽表

▲個人營業稅

課稅營業の種類	課稅標準	稅率
物品販賣業	資上金額	千分の二
製造業	資上金額	千分の四
保險業	資上金額	千分の四
無盡業	收入金額	千分の二〇
金錢貸付業	收入金額	千分の四〇〉滿の者に付ては課稅せず
物品貸付業	收入金額	千分の三〇〉滿の者に付ては課稅せず
電氣供給業	收入金額	千分の二二
瓦斯供給業	收入金額	千分の二二
運送業	收入金額	千分の一二〉滿の者に付ては課稅せず
運送取扱業	收入金額	千分の二五
倉庫業	收入金額	千分の一〇〉滿の者に付ては課稅せず
印刷業	收入金額	千分の二五
出版業	收入金額	千分の二五
興行場業	收入金額	千分の一五〉滿の者に付ては課稅せず
料理飲食店業	收入金額	千分の二〇〈一年の收入金額五百圓未滿の者に付ては課稅せず

資上金額

卸賣
- 甲（糧石、石油、麥粉、白布類、絲、木材、鹿茸、豆油及豆粕）千分の三
- 乙（甲に屬せざる物品）千分の五

小賣
- 甲（糧石石油及麥粉）千分の五
- 乙（甲に屬せざる物品）千分の六

▲法人營業稅

（一）營利法人の營む總ての營業（二）相互會社及び組合の營む事業（三）個人の營む銀行業にして每事業年度分の純益に付其の百分の六を課稅す

改正地方稅表（康德二年八月二十四日施行）

▲國稅附加稅

稅目	納稅主體	課稅標準	稅率
營業稅附加稅	個人、法人各營業者	個人、法人の各營業稅額	營業稅額の五〇%以內
鑛區稅附加稅	鑛業權者	鑛區稅額	鑛區稅額の二五%以內
鑛產稅附加稅	鑛產物採掘者	鑛產稅額	鑛產稅額の六五%以內
木材特別稅	伐採地よりの木材搬出者	伐採地より運搬する木材	木稅額の二五%
地價稅	土地所有者又は之に準ずべき者（商租權又は賃貸地租負擔者を含む）	從來の非課稅土地を地除きたる一般土地	各地の事情により適宜に稅率を定む

稅目	納稅主體	課稅標準	稅率
家屋稅	市街地又は之に準ずべき地域に於て家屋を所有する者	當該地に於ける賃貸價格又は外形標準	同上
	市街地又は之に準ずべき地域に在の家屋	同上	同上
戶別稅	一戶を構ふる者又は一戶を構へざるも獨立の生計を營む者又は數人が共同して一戶若しくは一所を有する法人及組合の財產を以て營業又は組合の爲に營業稅を課せらるる者を除く	各人の所得及前年の所得及營業の所得を有する法人及組合の財產を以て營業又は組合の爲に營業稅を課せらるゝ者を除く	納稅者の所得及外形標準	同上	上

稅目	納稅主體	課稅標準	稅率
車船稅	所有者	車	一回
		船	一回
漁業稅	所有者	漁撈業者	漁撈物又は漁具	一回	上
不動產取得稅	不動產所有權の移轉すべき不動產の取得者	不動產の取得價格	一	上
營業稅	法人營業稅	營業年度の純益金額	一	上
	個人營業稅	營業年度の收入金額	一	上
娛樂稅	興行場業者	觀覽演劇觀覽者	一般興業入場料金額	一	上
許可證稅	〈許可證稅〉許可證を受くる者			一	上

一日までに酒稅法第十五條に依りその旨を稅捐局長に申告すべし

第九條　本法施行前より引續き販賣又は砂糖を製造し康德三年七月一日以後引續きこれを爲さんとする者同年七月三十一日迄に財政部令の定むる所によりその旨を稅務監督署長に申告するときは消費稅製造物件製造取締法によりその物品に付製造免許を受けたる者と看做す

第十條　本法施行前より燈油、麥粉又は水泥を製造し康德三年七月一日以後引續きこれを爲さんとする者は同年七月三十一日までに三種稅法第六條に依りその旨を稅捐局長に申告すべし

第十一條　第七條乃至前條の規定は本法施行前既にその許可若くは免許を受け又は申告を爲したる者に付てはこれを適用せず

附　則

本法は康德三年七月一日よりこれを施行す

稅務監督署　稅務監督署は財政部の管理に屬し內國稅に關する事務を監督する。各稅務監督署を通じ署長、副署長、理事官、事務官、技佐、屬官、技士を置く。

稅務監督署名稱位置及管轄區域表

奉天稅務監督署	奉天市	奉天省の內灤江縣を除く全部、安東省の全部、興安南省の全部、錦州省の內錦西縣、綏中縣、興城縣、錦縣、黑山縣、義縣、彰武縣、盤山縣、臺安縣、龍江省の內洮南縣、突泉縣、鎭東縣、開通縣、吉林省の內懷德縣、間島省の內安圖縣
吉林稅務監督署	吉林市	新京特別市、吉林省の內吉林市、德惠縣、乾安縣、郭爾羅斯前旗、永吉縣、長春縣、扶餘縣、長嶺縣、農安縣、舒蘭縣、雙陽縣、磐石縣、伊通縣、樺甸縣、敦化縣、額穆縣、濱江省の內五常縣、奉天省の內灤江縣、間島省の內延吉縣、汪淸縣、琿春縣、和龍縣
濱江稅務監督署	哈爾濱特別市	哈爾濱特別市、濱江省の內雙城縣、阿城縣、賓縣、延壽縣、珠河縣、葦河縣、寧安縣、東寧縣、密山縣、虎林縣、穆稜縣、郭爾羅斯後旗、肇州縣、臨西縣、寶淸縣、巴彥縣、木蘭縣、東興縣、三江省の全部
龍江稅務監督署	齊々哈爾市	龍江省の內齊々哈爾市、克山縣、德都縣、依安縣、拜泉縣、明水縣、克東縣、大賚縣、訥河縣、泰來縣、林甸縣、嫩江縣、杜爾伯特旗、龍江縣、通北縣、富裕縣、甘南縣、濱江省の內綏化縣、海倫縣、蘭西縣、慶安縣、望奎縣、肇東縣、鐵驪縣、青岡縣、安達縣、綏稜縣、黑河省の全部、興安東省の全部、興安北省の全部
熱河稅務監督署	承德	熱河省の全部、錦州省の內朝陽縣、阜新縣、興安南省の內庫倫旗、奈曼旗、興安西省の全部

稅務監督署出張所 各稅務監督署には夫々徵稅事務の圓滑を期するため出張所を設置することになり大同三年一月左の如く定められた。

奉天稅務監督署(安東、營口、錦縣、四平街、山城鎭各出張所)
吉林稅務監督署(新京、延吉各出張所)
濱江稅務監督署(一面坡、佳木斯各出張所)
龍江稅務監督署(海倫出張所)
熱河稅務監督署(赤峰、朝陽各出張所)

稅捐局 稅捐局は財政部の管理に屬し、稅務監督署の下に內國稅に關する事務を執行するもので、稅捐局長は全部薦任官たる司稅官又は理稅官を以て充て且つ主要なる稅捐局には副局長を置き、原則として一縣一局主義を採用し、且つ從來の請負的徵稅機關なりし觀念を打破し、名實共に國家の機關たらしめるため、請負的徵稅制度を全廢することゝし、康德元年十一月差當り全國稅捐局中四十局を選擇して模範稅捐局とし、職員の正式任命をなし指導職員として日系官吏を配屬したが、更に康德二年度に十五を增設し、近き將來に於ては豫算の許す限り、全滿稅捐局全部を模範稅捐局となす方針の下に著々諸般の準備を整へ今や殆ど其の整備を完成するに至つた。

模範稅捐局名稱位置及管轄區域表

稅捐局名	位　置	管轄區域
奉天稅捐局	奉天稅務監督署 奉天省奉天市	奉天市
營口稅捐局	同　營口縣城	營口縣
遼陽稅捐局	同　遼陽縣城	遼陽縣
海龍稅捐局	同　海龍縣山城鎭	海龍縣
鐵嶺稅捐局	同　鐵嶺縣城	鐵嶺縣
瀋陽稅捐局	同　瀋陽縣城	瀋陽縣
撫順稅捐局	同　撫順縣千金寨	撫順縣
開原稅捐局	同　開原縣小孫家臺	開原縣
昌圖稅捐局	同　昌圖縣城	昌圖縣
西安稅捐局	同・西安縣城	西安縣
復縣稅捐局	同　復縣瓦房店	復　縣
遼中稅捐局	同　遼中縣城	遼中縣
新民稅捐局	同　新民縣城	新民縣
海城稅捐局	同　海城縣城	海城縣
梨樹稅捐局	同　梨樹縣四平街	梨樹縣
西豐稅捐局	同　西豐縣城	西豐縣
東豐稅捐局	同　東豐縣城	東豐縣
木蘭稅捐局	同　木蘭縣城	木蘭縣
安東稅捐局	安東省安東縣城	安東縣
鳳城稅捐局	同　鳳城縣城	鳳城縣
錦縣稅捐局	錦州省錦縣城	錦縣錦西縣
綏中稅捐局	同　綏中縣城	綏中縣
洮南稅捐局	龍江省洮南縣城	洮南縣、突泉縣、興安南省科爾沁右翼前旗
懷德稅捐局	吉林省懷德縣公主嶺	懷德縣
通遼稅捐局	興安南省通遼縣城	通遼縣、科爾沁左翼中旗
	吉林稅務監督署	
新京稅捐局	新京特別市	新京特別市、長春縣
吉林稅捐局	吉林省吉林市	吉林市、永吉縣の一部
下九臺稅捐局	同　下九臺下九臺鎭	永吉縣の一部、九臺縣
石城稅捐局	同　扶餘縣三岔河鎭	扶餘縣の一部
德惠稅捐局	同　德惠縣張家灣	德惠縣
敦化稅捐局	同　敦化縣城	敦化縣
蛟河稅捐局	同　額穆縣蛟河鎭	額穆縣の一部
延吉稅捐局	間島省延吉縣城	延吉縣
	濱江稅務監督署	
哈爾濱稅捐局	哈爾濱特別市	哈爾濱特別市の一部
濱江稅捐局	同	同
雙城稅捐局	濱江省雙城縣城堡	雙城縣の一部
阿城稅捐局	同　阿城縣城	阿城縣、雙城縣の一部、賓縣の一部
一面坡稅捐局	同　珠河縣一面坡	珠河縣、葦河縣
寧安稅捐局	同　寧安縣城	寧安縣
呼蘭稅捐局	同　呼蘭縣城	呼蘭縣の一部
依蘭稅捐局	三江省依蘭縣城	依蘭縣
樺川稅捐局	同　樺川縣佳木斯鎭	樺川縣
富錦稅捐局	同　富錦縣城	富錦縣
	龍江稅務監督署	
龍江稅捐局	龍江省齊々哈爾市	齊々哈爾市、龍江縣
克山稅捐局	同　克山縣城	克山縣、德都縣、依克明安旗
綏化稅捐局	濱江省綏化縣城	綏化縣
海倫稅捐局	同　海倫縣城	海倫縣
熱河稅捐局	熱河省灤平縣熱河鎭	灤平縣
海拉爾稅捐局	興安北省海拉爾市	海拉爾市、索倫旗、陳巴爾虎旗の一部、新巴爾虎左翼旗の一部
	熱河稅務監督署	
承德稅捐局	熱河省省城	承德縣
赤峰稅捐局	同　赤峰縣城	赤峰縣、翁牛特左翼旗
平泉稅捐局	同　平泉縣城	平泉縣、青龍縣、寧城縣
朝陽稅捐局	錦州省朝陽縣城	朝陽縣

稅務機關一覽表

稅務監督署別	出張所	稅捐局 模範局	稅捐局 普通局	稅捐局 計
奉天	五	二七	二三	五〇
吉林	二	八	一七	二五
濱江	二	一〇	二四	三四
龍江	一	六	三三	三九
熱河	一	四	一二	一六
計	一一	五五	一〇四	一六四

現行內國稅體系表（康德三年五月末）

- 內國稅
  - 收益稅
    - 一般收益稅
      - 地　稅（田賦）
      - 營業稅（營業稅、法人營業稅）
    - 特殊收益稅
      - 出產糧石稅
      - 礦業稅（礦區稅、鑛產稅）
      - 木　稅
      - 牲畜稅（牲畜稅、屠宰稅）
      - 煙特稅
      - 統稅
  - 消費稅
    - 鹽稅
    - 酒稅
    - 捲煙稅
    - 券稅
    - 三種統稅（棉紗統稅、麥粉統稅、水泥統稅）
    - 火柴公賣
  - 交通稅
    - 契　稅
    - 登錄稅（礦業登錄稅、商業登記稅、特許登錄稅、意匠登錄稅、商標登錄稅）
    - 印花稅

內國稅收入體系別表（單位千圓）

體系別		大同元年度	大同二年度	康德元年度	康德二年度	康德三年度（豫算）	康德三年度（豫算）
收益稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
一般收益稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
特殊收益稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
消費稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
交通稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
計	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一

備考　交通稅には便宜上印紙收入金額を以てせり

租稅收入機關別表（決算額）（單位千圓）

年度別 / 機關別		大同元年度	大同二年度	康德元年度	康德二年度	康德三年度（豫算）	康德三年度（豫算）
稅關	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
大連	金額	一、二五二	一、八〇二	二、一七六	二、五六四	二、七七〇	二、七七〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
哈爾濱	金額	一四三	二〇六	二四八	二九二	三一六	三一六
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
安東	金額	七二五	一、〇四二	一、二五九	一、四七五	一、五九二	一、五九二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
營口	金額	三八二	五五〇	六六二	七八一	八四五	八四五
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
開原	金額	一五五	二二三	二六九	三一七	三四二	三四二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
承德	金額	一〇五	一五一	一八二	二一五	二三二	二三二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
山海關	金額	一〇五	一五一	一八二	二一五	二三二	二三二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
小計	金額	三、三〇八	四、三八六	五、二四〇	六、一九八	六、六九二	六、六九二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
鹽務署	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
稅捐局署	金額	三、三〇八	四、三八六	五、二四〇	六、一九八	六、六九二	六、六九二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
奉天	金額	三、三〇八	四、三八六	五、二四〇	六、一九八	六、六九二	六、六九二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
吉林	金額	三、三〇八	四、三八六	五、二四〇	六、一九八	六、六九二	六、六九二
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一

鹽務行政

滿洲國の鹽政は舊政權より踏襲した鹽務機關（舊稅務司＝徵稅制度、舊吉林省、舊黑龍江省は吉黑榷運局＝專賣制度）を改組し、鹽務署（營口）、榷運署（新京）と

租稅收入稅種別表（決算額）（單位千圓）

稅種		大同元年度	大同二年度	康德元年度	康德二年度	康德三年度（豫算）	康德三年度（豫算）
關稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
噸稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
鹽	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
內國稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
地稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
出產稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
鑛業稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
營業稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
牲畜稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
酒稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
雜稅	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
租稅計	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
印紙收入	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一
總計	金額	一、六四七	二、三七七	二、八四八	三、三六八	三、六四〇	三、六四〇
	指數	一〇〇	一四四	一七三	二〇四	二二一	二二一

備考　康德二年度は同年七月より翌二月に致る稅收額

し、國民の負擔を輕減し（一）民力を涵養すること（二）生產を奬勵し鹽戶の利益を增進すること（三）財政を培養し鹽稅歲入二千五百萬圓を確保することを目的として鹽捐人民會戶捐を廢止し、又康德二年三月一日帝政實施大典の際鹽稅を每擔三十錢低減し舊吉黑兩省の鹽價を每擔平均一元減價し、是に鹽戶に對する低利復舊資金及び鹽田復舊資金の貸與、鹽業公會の設立、工業用鹽輸出、緝私員の素質改善、私鹽の根絕に努めつゝあり、近き將來には專賣制度と徵稅制度に分れてゐる鹽政を統一するため目下調査研究中である。

鹽務署　鹽務署は財政部の管理に屬し鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌り、これを營口に置く、鹽務署の下に場務局及び緝私局を置き、場務局は鹽稅の徵收及產鹽の監督を掌り、緝私局は緝私及び緝私事務を掌る。

（場務局＝營口、復縣、莊河、錦縣、興縣、營山、緝私局＝營口、蓋平、安東、鳳凰、錦縣、莊縣、興安、鎭江、安圖）

榷運署　榷運署は財政部の管理に屬し舊吉林省並に舊黑龍江省における鹽の專賣並に緝私に關する事務を掌り新京にこれを置き、榷運署の下に海拉爾支署並に採運局鹽倉緝私局及び緝私隊が置かれてゐる。採運局は營口に置き鹽の購買及び運送に關する事務を掌り、鹽倉は鹽の販賣及び貯藏に關する事務を掌り、緝私局及び緝私隊は緝私に關する事務を掌る、機構略系左の如し

以上の如く現行鹽務行政は舊機關を踏襲改組したもので鹽稅及び專賣の兩地域が併立してゐる外一部には鹽稅を免除された地域がある、鹽稅地域に於ては海鹽は製產地から搬出の際、蒙古鹽は輸入の際鹽稅を徵收される、與安東省及び北省に於ける「ハイラル」鹽及び西省の大部分に於て消費される蒙古鹽は課稅されてゐない。專賣地域は榷運署の專賣を施行する地域で舊吉黑兩省並に興安東省及び北省の地域である。又鹽稅率は海鹽（渤海灣及び黃海岸で製產されるもの）は百斤に付六圓、蒙古鹽（擊古の鹹湖で採取輸入されるもの）百斤について四圓七角である。

鹽稅收入左の如し（單位圓）

年度	收入額
大同元年度	一八、三八六、三〇六
大同二年度	二〇、五四三、〇一〇
康德元年度	二二、〇二九、七一四
康德二年度	八、七三三、四六五（七月より十二月までの實收額）
康德三年度	二三、八四八、〇〇〇（豫算額）

專賣制度

阿片專賣　滿洲國では國內阿片制度の改善統一を前提とし、大同元年十月一日から十一月十九日迄四十九日間を限り暫行阿片專收法を制定、同二年度から阿片收穫期前から實施し完全に統一を圖つてゐる。現在大體熱河省の大部分及び東北部（三江省、間島省）を栽培指定地域とし、政府によつて品質鑑定の上、正當な價格で收買してゐる。收買價格は現在の處約十兩を一兩と云ふ國幣の一圓五十錢に當り、收買人制度により全國に十人の官許卸賣人を定めこれに賣下げ、更に約千二百名の官許小賣人に賣渡され、それより警察の吸煙證を有する阿片嗜者に賣られる樣になつてゐる。而して緝私員を全滿に派し密賣買、密吸煙の根絕に努力してゐる。

なほ專賣總署による滿洲國阿片制度十箇年計畫の概要は左の如くである。

第一期施設
一、阿片專賣機關の設置、二、原料阿片の收納、三、阿片專賣の實施、四、阿片專賣の實施（收繳證下附）五、癮者矯正施設（療養所）六、癮者の治療施設、七、阿片供給施設、八、販賣の取締、九、阿片吸食器具の製造、取引、分配に關する統制

第二期施設
一、加賣人の廢止（販賣機關官吏の第一歩として第一期に指定する加賣人を廢止し之を政府の事業と指定醫師の調査を要す）二、癮者の認可證（專賣證）を新設し醫師及指定醫師の調査を要す）三、癮者收容施設の擴張

第三期施設
一、阿片原料の使用禁止、二、小賣人の廢止（阿片の一切取引分配供の全部を官營とする）三、第二期及第三期施設の繼續完實

而して阿片專賣制度の圓滿施行以來地方官憲の協力を得て生阿片の生產收納に關し努力してゐるが特に騙業の栽培區域を指定し需要に應じ生產方面の統制を行ひ需栽培は極力これを取締つてゐる、從來騙業の密作と關聯とは密接な關係があつたので一方は治安維持のためにも密作は徹底的に取締る一方栽培區域を制限する事になつた、即ち康德二年の栽培區域中、間島地方は康德三年は禁止され、康德三年度は熱河及三江省の一部と限定された、阿片制度實施以來の成績は次の如くである。

年度別	收納額	販賣額
大同元年度	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
大同二年度	一〇、〇〇〇貫	一〇、〇〇〇貫
康德元年度	一五、〇〇〇貫	一五、〇〇〇貫
康德二年度	二〇、〇〇〇貫	二〇、〇〇〇貫
康德三年度	二五、〇〇〇貫	二五、〇〇〇貫

石油專賣　石油の國內製造及び資源開發の保護助長、價格の公定、供給の適正を期すべく石油の統制計畫、石油專賣制度を施行する事になり、康德元年十一月石油專賣法が公布され翌年四月實施された、石油專賣制度は(一)專賣品の種類の決定(二)製造の制限即ち許可制度(三)輸出入の制限即ち許可制度(四)販賣(五)販賣業者の指定(六)價格公定等である、此の專賣制度は我國の精神により各民族協和の大方針に基いて制定せられたもので滿洲國の經濟發展に貢獻する處多大なるものがあつた。

年度別	收入	支出	利益金
康德元年度	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	無し
康德二年度	一〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓	無し
康德三年度	二五、〇〇〇圓	二五、〇〇〇圓	無し

專賣證書　專賣證書には財政部大臣の管理に屬し、財政の專賣並びに石油專賣に關する事項を掌る、專賣署一覽左の如くである。

新京專賣署、奉天專賣署（瀋陽分署、安東專賣署（長白分署、臨江分署、通化分署（山城鎭分署、集安分署（集安分署、通遠分署、輯安分署）吉林專賣署（吉林分署、敦化分署、哈爾濱專賣署（濱江分署、哈爾濱分署、綏化分署、綏稜分署）龍江專賣署（龍江分署、齊齊哈爾分署、泰來分署）洮南專賣署（洮南分署、突泉分署）

關稅制度

緒論　我國當時、支那海關機關として上海關稅司署の管下には國內に大連、安東、營口、龍井村、奉天、哈爾濱（松花江）の各海關、滿洲里、綏芬河等に六國內の分關、十國所の分卡があり、又開京財政部關務署の管下には安東、營口、哈爾濱、瑷琿の各地に海關監督公署があつた。

其の中海關監督公署は瑷琿を除き我國と共に滿洲國の機關として活動したるも、海關は實質上國際共同管理の性質を有し、東北政權の支配下に弄じし關係上、之を滿洲國の指揮の下に置くことが出來なかつた。

然し乍ら海關の接收は滿洲國が中華民國から離脫して獨立國家としての地位を名實共に確保し、且つ財政的基礎を鞏固ならしめるために絕對的に必要なりしため、諸種の準備工作をなしたる上、大同元年六月二十七日大連海關の接收を始とし、七月三日迄に安東、營口、龍井村、琿春、哈爾濱の各主要海關の接收を遂行し、同年九月十五日、日本の滿洲國承認を機會として中華民國との關稅及通商航海關係を改正し、之を外國として取扱ふことにより滿洲國關稅の獨立を完成した。

關稅の整備　海關の名稱は大同元年十月より稅關と改められ、大同二年八月、同年十一月には稅關官制及同分科規程の制定をみると同時に、漸次稅關員の量的並に質的改善關稅網の充實擴張を見るに至り、殊に康德元年五月、日滿條約により關係江國境並に北鮮三港に於ける通關手續簡捷に關する協定が結ばれ、北鮮經由輸出入貨物に對して共同稅關事務を開始したが、日滿經濟交通の緊密化並に東部滿洲間島の經濟開發を促進する所大なるものがあつた。

我制の整備に就て云へば、噸稅法を制定從前の不合理を是正、輸入品に對しては原則として內國稅を賦課せざること、賑災附加稅に關する法令の整備等が行はれ、殊に內國貨稅機關の充實により松花江に於ける轉口稅の廢止、松花江江運洋貨に對し納稅濟渥（オリヂナルパス）を必要とする制度の廢止、松花江並に黑龍江に於ける修江捐、江捐並に結關費の廢止等は今後に於ける松花江江運の伸長滿蘇國境方面の物資補給の潤澤に寄與するもの大と云ふべきである。

其他稅關貨幣單位の國幣統一、臨時開廳及定時間外仕稅制度の實施、外國貿易統計の作成等が行はれ、近く國內消費市場の中心地たる奉天、新京、哈爾濱等に創設される保稅倉庫制度は全滿商業系統の上に重大變革を齎らすものとして待望せられてゐる。

我關機構　海關の接收以來、滿洲國は銳意海關の機構を新情勢に適合するが如く改革し來りしが、今日に於ては略大綱の整備を終へ、現在は左表の如く七稅關、十四分關、四辯公處、及五十五分卡と、其他に三十八監視所の稅關網が整備されるに至つた。

稅關一覽表（康德三年七月）

- 大連稅關
  - 瓦房店分關
    - 岩城子廳分卡
    - 龍王廟分卡
    - 金州分卡
    - 普蘭店分卡
    - 三道溝分卡
    - 宮家屯分卡
    - 田家甸分卡
    - 胡家甸分卡
    - 蜂家屯分卡
    - 古老莊分卡
    - 皇姑屯分卡
    - 李家屯分卡
    - 張家屯分卡
    - 太平溝分卡
    - 吳家屯分卡
    - 朱家屯分卡
  - 莊河分關
    - 大孤山分卡
    - 青堆子分卡
- 哈爾濱稅關
  - 綏芬河分關
    - 滿洲里分卡
    - 綏芬河分卡
  - 新京分關
    - 陶賴昭分卡
    - 公主嶺分卡
    - 同江分卡
- 安東稅關
  - 臨江分關
    - 長白分卡
    - 臨江分卡
  - 安東分關
    - 小西石河分卡
    - 外岔溝分卡
    - 長甸河口分卡
    - 三道溝分卡
    - 大東溝分卡
    - 北井子分卡
- 營口稅關
  - 奉天分關
    - 鞍山分卡

關稅は財政部大臣の管理に屬し關稅、關稅附加稅、轉口稅、噸稅及び保關諸收入の徵收、保稅倉庫、輸出入、轉口及び保稅貨物の取締、關稅滯貨の取締、法規違犯者の處罰等に關する諸事項を掌る。偖關稅には左の四科を置くことゝなつてゐる。

關務科、稽查科、鑑查科、管關科

大連稅關には前項の外左の二科を置く

鄙包科、統計科

次に現行關稅及噸稅に就て說明すれば

(一) 關　稅

イ、輸入稅、輸入貨物に對し賦課せらるゝ關稅にして、建國當時の適用法規たる「海關進口稅則」により徵收する。この稅則は大同二年及建德元年各一回の改正が行はれた。

ロ、輸出稅、輸出貨物に對し賦課せらるゝ關稅にして、建國當時の適用法規たる「海關出口稅則」に依り徵收する。この稅則は大同二年、建德元年及同二年各一回の改正が行はれた。

ハ、轉口稅、國內產貨物が國內の一通商港より他の通商港へ或船に依り輸送せらるゝ場合、最初の通商港に於て賦課せらるゝ關稅である。建國當時の適用法規たる「關稅改正暫行條例」に依り徵收する。

ニ、臨時附加稅、災害救濟の經費に充つる目的を以て輸出及輸入貨物に對し賦課せらるゝ關稅にして、其の稅率は輸出入稅率の百分の五である。建德元年勅令第一五四號に依り徵收する。

(二) 噸　稅

貿易船が財政部大臣の指定する貿易港に入港したるとき賦課せらるゝ、交通稅にして、建德元年勅令第四八號に依り徵收する。船噸及在噸稅として取扱はれるものに、遼河に出入する船舶及其の積載貨物に對し課稅せらるゝ、遼河修正稅がある。

最後に課稅上に於ける大連稅關の特殊性を叙述せんに、大連港は自由港であるが、滿洲國稅關が同港に進出して輸出入貨物に對し課稅してゐる關係上其の課稅關係は頗めて複雜多岐である。卽ち滿洲國內產貨物の輸出は大連港より船積さるゝとき護稅關係を發生すること勿論なるも、關東州及び外國產貨物は無稅の取扱を受ける。但し國內產貨物を原料とする關東州工場製品に就ては輸出稅が徵收される。

關東州及び外國產貨物の輸入は共に輸入稅を徵收せらるゝが、國內產貨物を原料とする關東州工場製品に就ては轉口稅が徵收され、これが取扱に就ては稅關は特許主義を採用してゐる。

關稅率の改正　滿洲國輸出入關稅率は中華民國時代の制度を踏襲し來つたものであるが、滿洲國の產業發達、日滿經濟ブロックの强化國民生活の向上其他產業經濟の特殊性に鑑み合理的改正の必要ありと認め、根本的關稅率改正を斷行するために目下鋭々と準備中であるが、貿易系統並に機構上の變化、國內產業政策の具體化等內外の經濟事情の變動に伴ひ根本的改正以前に一先づ暫定的改正を實施することゝなり、大同元年十一月八日から最も不合理と認めらるゝ棉絲、棉布の二品に對し從價稅を從價稅に改正し、次いで大同二年七月十九日所謂暫定第一次關稅改正を斷行同月二十三日から輸出品六種輸入品二十九種、合計三十五種の改正稅率を實施した。

營業種目

鐵橋、鐵骨、鐵柱類、客貨車、運搬車、鐵道線路附屬品及信號裝置、汽罐、煖房設備、各種機械類設計製造据付及塗裝工事、普通及高級鑄鐵管、各種鑄鋼品、普通及特種鑄造品、各種砲金鑄造品、鑛山其他工作機械類、熔接工事、酸素瓦斯、鐵製窓枠

資本金參百萬圓　全拂込　賴濟

株式會社 **滿洲工廠**

本社工場　奉天大東邊門外　電話代表六二一一
大阪支店　大阪市東區備後町第二野村ビル四階
新京出張所　新京六經路第一區四段三七
哈爾濱出張所　哈爾濱外國五道街七九
大連出張所　大連市常盤町三六
撫順出張所　撫順東九條通五六
天津出張所　天津法界二一號路渤海大樓八樓

良品を廉價に賣る
奉　天
七福屋百貨店

株式會社 興中公司

支社所在地　東京
出張所在地　天津、濟南、上海、廣東

大連市大廣場東南ビル四階
電話代表(2)三一〇〇三番
夜間(2)

海運業
貿易商
輪船代理
雜貨批發
金銀滙兌
轉運客貨

大連市監部通三十九番地

CK 大連政記輪船股份有限公司

代表電話二、四一四一番
集貨廠二、四五一八番
電略(セキ)又ハ(セセ)(セイ)

資本金五百萬圓

大連市東公園町貳拾壹番地

東亞土木企業株式會社

出張所　鞍山、奉天、新京、哈爾濱、齊齊哈爾、牡丹江、錦縣
詰所　吉林、白城子、南興安、北安

大連市西通一一七

南滿洲瓦斯株式會社

電話代表本局二一—八一八一番

高級清酒

滿洲櫻

社會式株類酒屋櫻

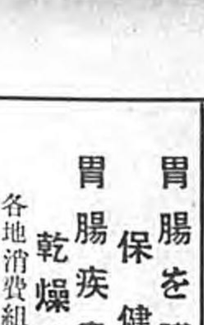

リンゴ精

胃腸を護れ—保健—豫防—治療—

胃腸疾患には

乾燥リンゴ粉末リンゴ精を

各地消費組合及有名藥店にあり

（遠隔地は振替貯金を御利用下さい、百瓦入送料共壹圓四拾錢）

大連市羽衣町十四番地（北海道館二階）

製造元 大連模範共同果樹園組合

電話（局）三—三七九五番

振替口座大連二四八六番

リンゴ果汁
リンゴ茶
リンゴシロップ
リンゴ酒
リンゴジャム
リンゴ精
豆リンゴ素

本店 東京市麹町區丸ノ内二丁目十番地仲一四號館

營業科目 煖房、冷房、換氣、除塵、空氣溫濕度調整裝置、炊事、消毒、洗濯、乾燥、水道、衛生、給湯、消火、製氷、冷凍、冷藏、電氣竝ニ瓦斯諸設備土木竝ニ建築諸設備、諸機械、諸材料販賣

◎汽罐築爐部

第一工業株式會社出張所

大連市山縣通二一二番地（電話局二—三八六四番二—八四五六番）

奉天千代田通三二番地（電話局 三四六六番 六二八六番）

新京朝日通八五番地（電話局 三—四八六六番 三—四八六七番 三—四五二六番）

哈爾濱埠頭區一躉街一四號（電話局 六二五八番）

天津佛蘭西租界五號路二八號

●御贈答用に●
商品券
●一圓より御調製●
奉天浪速通
滿毛百貨店

營業種目
スチールサッシュオペレーター其他スチールドアー鋼製建具一式
鐵骨橋梁設計製作建方工事一式
其他機械機器設計製作据付工事一式

日滿鋼材工業株式會社
本社 奉天青葉町四八番地 電話局三六四三番
工場 奉天西區南二路一七番地 電話 局二四〇七番 局五八二四番 六七〇九番
出張所(鞍山) 鞍山北二條五二番地 電話局 八三九番
出張所(大連) 大連市山縣通一八一番地 三機工業株式會社内 電話局三二七八番
出張所(新京) 新京大和通三七番地 三機工業株式會社新京派出員内 電話局三七六六番
出張所(撫順) 撫順西九條通一二 電話二六四〇番

而して康德元年十一月十四日暫定第二次關稅率改正を公布、同二十三日から實施されたが、その關稅改正は輸出入稅表を通じて三十五種、輸入稅率百十八品目、輸出稅率二十三品に亙つたもので、滿洲國產業開發、發展並に對外貿易の伸長に資せんがため出來得る限り輸出稅を廢し、或は低減すると共に日滿經濟ブロックの强化の建前から輸入稅の是正を圖り、且つ稅制の改廢及び稅率の改正を通じ歲入に著るしき減少を來さゞるやう從て租稅收入全體に於て增減なきことを期して改正された。卽ち輸入稅に統稅を織入れた關係並に絹糸布による脫稅行爲を防止したゝめ百九十萬圓の增收となり、輸出における石炭課稅の撤廢的減稅並に牛肉、木材の免稅が五十萬圓の減收となり、結局輸出入に於て百四十萬圓の增收となつてゐるが、併しこの改正に伴ふ松花江輸口稅の廢止による百十萬圓並にオリヂナルパス制度廢止による三十萬圓の減收により增減なき結果になつてゐる。尙昭和製鋼所に於ける鋼材の生產開始、及滿洲化學工業會社の創業等により鐵鋼及石炭分溜より生ずる化學品に對する輸出稅の撤廢が緊急の必要となりたるため輸出稅則中一部改正を見ることゝなり康德二年十一月二十七日より之が實施を見ることゝなつた。

公債及借入金

滿洲國に於ては財政の堅實を期する趣旨より、なるべく公債を起さざる方針を採り來つてゐるが、從來の政治機關の債務を整理して中央銀行繼承補償公債、鐵道公債、積缺籌後公債等を發行し、主として國道建設の資に供するため大同元年十月建國公債を日本に於て募集し、中華民國の辛亥關稅を擔保とする諸外國よりの借款に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、關稅及び關稅收入により積立てをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債も意讓ある北滿鐵道の蘇聯共和國より譲受に際しては所謂北滿鐵道公債第一回を發行し且つ七月には第二回公債を發行した。北鐵公債は一億八千萬圓限度で逐次に日本に於て發行せられる筈で、現在國債總額は二億二百七十二萬五千圓に達し、外に康德二年度內借入豫定として九百八十萬圓がある。なほ以上の外に建國功勞者に對する賜金八百五十萬圓に對する建國功勞賜金公債法が康德二年七月公布されたが、本公債は發行價格は債權金額、利率は年五分、二十五箇年償還、證券を發行せずして登錄公債とし、政府の認可を經て移轉又は債權の設定を爲し得べく、且之を第三者に對抗するには登錄を要し、中央銀行本行で取扱ふことになつてゐる。

國債優遇法 滿洲國政府は國債を優遇する第一步として康德二年五月二十四日勅令第三十七號を以て政府に納むる保證金、供託令其他の擔保に充用する國債には、發行價格又は時價の如何に拘らず其の債權金額を以て價格とし、又之が公賣される場合は政府は其の債權金額を以て買入償却を爲し得るものと定め、日貨公債に對しては該月中の國債換算率を該月頭初に公表することになつた。

公債及借入金總額一覽表

（康德二年十二月末現在）

區分	公債	借入金	計
內貨債	六、〇二七、一二五	五、九四一、四五五	一一、九六八、五八〇
外貨債	九、〇四五、〇五五	一七、〇四〇、〇四〇	二六、〇八五、〇九五
合計	一五、〇七二、一八〇	二二、九八一、四九五	三八、〇五三、六七五

註 外貨債は全て日貨債である

公債目的に因る現在國債額別

公債目的	內容	金額
總國經費	滿洲中央銀行機業務損補償	六、〇〇〇、〇〇〇
金融調整	福祉籌措處分	三、〇〇〇、〇〇〇
同	我國職員一時賜金	一、五〇〇、〇〇〇
財政調整	建國功勞賜金	三、九五〇、〇〇〇
殖產興業	鐵道買收	七、九五八、〇〇〇
都市計畫	新京、哈市上下水其他の公營事業	一〇、一〇〇、〇〇〇
總國功勞金		八、一五〇、〇〇〇
合計		五、九五二、〇〇〇

國債現在高表（康德三年一月末現在）

(I) 公債

公債名稱	發行年月日	發行高 元圓	發行高 現在高 圓	發行價格	利率	額面種別	償還期日	利拂期日
滿洲中央銀行擔保缺損補償公債	大同二、四、一	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	五分	十萬圓、一萬圓、一千圓、百圓	康德一〇、四、一	六、一
償欠善復公債	同 二、九、一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	三分	同	同 一〇、六、一	六、一一
三鐵道收用補償公債	同 二、三、一	一一、二五〇、〇〇〇	一一、二五〇、〇〇〇	九九・八〇	六分	一萬圓、一千圓、百圓	同 一一、四、一	六、一一
鐵路職員一時賜金公債	康德一、四、一	三、二五〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	五分	一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、百圓、五十圓	同 一二、四、一	六、一一
建國功勞賜金公債	同 二、七、三	八、一五〇、〇〇〇	八、一五〇、〇〇〇	九九・八〇	五分	一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、百圓	同 一七、七、一	六、一二
建國公債	大同二、一、一〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・五〇	四分	一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、百圓	同 一四、八、一	六、一二
第一次投資事業公債	康德一、八、一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇〇	四分	一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、百圓	同 三一、一〇、一	六、一二
北滿鐵道公債（第一回）	同 二、四、一	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・五〇	四分	一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、百圓	同 三一、一〇、一	六、一二
同（第二回）	同 二、八、三	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・五〇	四分	同	同 三一、一〇、一	六、一二
公債計	—	一二五、〇一四、二五〇	一二五、〇一四、二五〇	—	—	—	—	—

(II) 借入金（原位圓）

借入目的	借入年月日	元高 圓	現在高 圓	利率	償還期日	利拂期日
總國年度借入金	康德一、七、一	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	康德九、三、三	六、一二
鴉片事實資金	同 一、七、一	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇	同	同 六、三、三	六、一二
國道建設資金	同 一、七、一	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	同	同 一三、三、三	六、一二
國都建設資金	同 一、七、一	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	同	同 一八、三、三	六、一二
回收森林借款	同 一、八、三	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 七、六、三	六、一二
哈爾濱電業局出資	同 二、五、一	九、四五六、九二六・五	九、四五六、九二六・五	五分	同 二、三、三	六、一二
滿洲拓植會社出資	同 二、七、一	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 七、六、三	六、一二
都邑計畫資金	同 二、六、三	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 一二、六、三	六、一二
康德二年度一般會計資金	同 二、三、三	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 一二、三、三	六、一二
康德二年投資金特別會計資金	同 二、三、三	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 一三、三、三	六、一二
國都建設資金	同 二、三、三	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 一三、三、三	六、一二
鄂品特別會計資金	同 二、三、三	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 九、三、三	六、一二
國有財產整理資金特別會計資金	同 二、三、三	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 七、三、三	六、一二
中央銀行貸下資金	大同一、五、六	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 九、三、三	六、一二
改修道路借款	同 一、三、三	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	五分	同 九、三、三	六、一二
借入金計	—	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	一、七五〇、〇〇〇・〇〇	—	—	—
公債借入金合計	—	一二七、一四九、四二五・五	一二七、一四九、四二五・五	—	—	—

減債基金

關稅團稅擔保の獨外債に對しては國債信義に則り、之が分擔する趣旨で該收入内より獨外債償還基金として左記の通り積立てゝ居る。

年度	積立豫定額 圓	積立濟額 圓
大同元年度	三、三六一、二五	三、三六一、二五
大同二年度	二、八八九、六八五	二、八八九、六八五
康德元年度	六、四四一、八八	六、四四一、八八
同二年度	五、〇三二、九八	五、〇三二、九八
同三年度	三、三五六、六〇	一

減債基金の制

關稅團稅擔保の獨外債に對しては國債信義に則り、之が分擔する趣旨で該收入内より獨外債償還基金として左記の通り積立てゝ居る。

年度	積立豫定額 圓	積立濟額 圓
大同元年度	三、三六一、二五	三、三六一、二五
大同二年度	二、八八九、六八五	二、八八九、六八五
康德元年度	六、四四一、八八	六、四四一、八八
同二年度	五、〇三二、九八	五、〇三二、九八
同三年度	三、三五六、六〇	一

債

北滿鐵道讓受に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目捷に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野總務司長が渡日、日本シンヂケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布即日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、即ち日本シンヂケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を添附、豫定方針の一億七千萬圓を諸種の經濟事情により日貨一億八千萬圓に變更決定、三月二十一日第一回發行規定を制定した。發行價格は九十八圓、四分利公債で募集金額は日貨三千萬圓、償還方法は三箇年据置、七箇年償還、每年二回、一回十五萬圓以上と

定められたが、三千萬圓の巨額にも拘らず、申込數は發行額の約二倍半にも達した。次いで同年七月十三日第二回公債三千萬圓を發行したが、第二回は第一回と異り日本起債市場の敏調、金融緩慢等の趨勢に支配され發行價格は九十七圓三十錢と第一回より三十錢方低落したが、其他の條件は第一回と等しく、利率年四分、償還方法は三箇年据置、七箇年償還、毎年二回、一回十五萬圓以上である。

北滿鐵還公債法

第一條　政府は北滿鐵道に關する經營共和國の權利の讓受に伴ひ要する經費支拂の爲日本通貨一億八千萬圓を限り擔保公債を發行し又は公債前借金を爲すことを得

第二條　本公債又は本公債前借金の利率、本公債の發行價格、元金の償還、利子の支拂其の他公債又は前借金に關する事項は財政部大臣之を定む

第三條　本公債及本公債前借金は北滿鐵道の財産及收入一切を以て擔保とす

第四條　本公債の元利の公債及本公債前借金は前條の擔保に付他の債權に優先して平等且つ共通に辨濟を受くることを得

附則

本令は公布の日より之を施行す

日本側の財政

沿革　關東局の財政は大藏省の所管に屬してゐる。今その沿革を辿ると、明治三十九年關東都督府創立當時の會計は之を臨時事件費より支辨し、翌四十年三月よりは特別會計となり、その歳入及一般會計の補充金を以て歳出に充てる事となり同時に外務省の所管となつた。翌四十一年五月關東州地方會公布され、關東州居住民より徴する地方費其の他の收入を以て教育、衞生、勸業等地方住民の福利に關係ある費用を支辨せしむる事となつた。後明治四十三年六月拓殖局が設置せらるゝに及んで外務省所管より大藏省に移り、大正二年六月拓殖局廢止の結果再び外務省に復し、大正六年七月拓殖局復活のため又更に大藏省所管となり、昭和四年四月拓務省新設により拓務省所管に移り、更に昭和九年十二月准滿機構改革による關東局設置に伴ひ、三度び大藏省所管となつて現在に及んでゐる。

現制　關東局の歳計は明治四十年法律第十七條を以て關東都督府特別會計法が創設され、爾來其の歳計は歳入及一般會計の補充金によつて維持されたが、昭和九年度より經常費補充金を受入れず、歳計の均衡を得る事となつた、而して關東局の會計は(一)特別會計、(二)地方費會計より成つてゐる。

(一)　特別會計は關東都督府特別會計法によつて制定された之に關する主なるものは、地租、所得稅、酒稅、煙草稅、鹽稅、取引所營業稅、取引稅等である。

(二)　地方費會計は地方費令に依り其の運用方法が定められ全額大使の管理に屬する、專ら地方稅及特許料及其の他の收入を以て歳入とし、地方費及び地方行政費の支辨に充當せしめてゐる。

租稅　關東局の租稅は國費に屬するものと地方費に屬するものとある。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅及び煙草稅、後者は營業稅及び雜種稅にして何れも民政署長に於て之を賦課徴收してゐる。

最近四年租稅賦課成績（原位圓）

種目	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度
地租	三六〇、六四〇	三六〇、六四〇	三六〇、六四〇	三六〇、六四〇
國稅 所得稅	四五一、〇〇〇	四五一、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇
國稅 取引所營業稅	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
國稅 酒稅	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
國稅 煙草稅	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇
國稅 計	一、六三五、〇〇〇	一、五八五、〇〇〇	一、五三五、〇〇〇	一、四八五、〇〇〇
地方費 營業稅	一、三〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇
地方費 雜種稅	一、〇〇〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇
地方費 計	二、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
總計	三、九三五、〇〇〇	三、七八五、〇〇〇	三、六三五、〇〇〇	三、四八五、〇〇〇

（備考）　本表額は當該年度の固定賦額と前年度繰越額にして當該年度中收入し又は缺損處分を爲せる金額とを併算したものである。

國債會計　關東都督府特別會計法に據る租稅其の他の收入を見るに該稅は毎年經常的に之を收納し得る便はあるが、然し又其の反面には管下の發展に伴ふ衞生設備の改善、警察力の充實、教育機關の增置、產業の助成開發、其の他の施政上緊急已むを得ざる施設費を要し、其の經費の悉く歳入に俟つことが出來ないので、年々一般會計から經費の補充を受けてゐる。因に最近四箇年間の歳入歳出を示せば左の如くである。

特別會計歳入歳出決算四年比較表（其一）（原位圓）

年度	歳入 補充金	歳入 繰入借入金合計	歳出
昭和十年度	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	三、九三五、〇〇〇
昭和九年度	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	三、七八五、〇〇〇
昭和八年度	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	三、六三五、〇〇〇
昭和七年度	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	三、四八五、〇〇〇

特別會計歳入歳出決算四年比較表（其二）（原位圓）

年度	歳入 經常部 臨時部 計	歳出 經常部 臨時部 計
昭和十年度	一、九七三、〇〇〇 一、九六二、〇〇〇 三、九三五、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇 一、九六二、〇〇〇 三、九三五、〇〇〇
昭和九年度	一、九七三、〇〇〇 一、八一二、〇〇〇 三、七八五、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇 一、八一二、〇〇〇 三、七八五、〇〇〇
昭和八年度	一、九七三、〇〇〇 一、六六二、〇〇〇 三、六三五、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇 一、六六二、〇〇〇 三、六三五、〇〇〇
昭和七年度	一、九七三、〇〇〇 一、五一二、〇〇〇 三、四八五、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇 一、五一二、〇〇〇 三、四八五、〇〇〇

地方費會計　地方費に關する制度は明治四十年三月勅令關東州地方費令に則り現在の主要收入種目は地方費に於て管理する事業及財産の收入竝雜收入等にして始政當時は特別會計より補給を受けてきたが、大正五年度以降は收入增加の爲め補給を中止するに至つた。次に支出は會屯事業費、教育費、勸業費、慈善費及び地方費、取扱費等に充てられるものである。

地方費會計の目的は、地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨せんとするもので年間に於ける地方費會計を一括して示せば次表の通りである。

地方費會計歳入支出決算四年比較表（原位圓）

年度	歳入 經常部	歳入 臨時部	歳入 計	歳出 經常部	歳出 臨時部	歳出 計
昭和十年度	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
昭和九年度	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
昭和八年度	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
昭和七年度	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇	二、九七五、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇

官有財産　明治三十八年九月、日露講和條約締結せらるゝや、我國は同條約第五條に依り清國在來の官有地を始め、露國が關東州租借以來設意之が經營の爲め買收せる土地及び其建設物等一切を讓承し、之に戰役當時差收により官有に歸屬せるものを加へ、都督府創設當時既に巨大なる官有土地建物を組成した。其の後擴張充實に伴ひ、累年土地建物の買收竝に建物の築造行はれ、更に土地調査の結果、官有土地の區分も明瞭となり厖大なる土地が官有に編入された。

昭和十一年六月現在に於ける所管財産は土地二億八千百八十二萬五千餘坪、家屋二十六萬七千五百八十七坪、船舶百隻（汽船三十九隻、木造汽船九隻、帆船四隻、短艇十二隻、傳馬船三十六隻）噸數八百一噸であり之が價格は土地一億二千五百三十二萬四千圓、家屋三千二百七十九萬九千圓、船舶五十一萬七千九百八十六圓である、尚此の外官有土地建物の評付中の土地（この中には山林を含む）及び家屋がある、又同現在に於ける土地建物貸下料は百五十八萬五千百三十三圓餘である。

昭和十一年度關東局特別會計施行豫算　昭和十一年度關東局特別會計提出豫算案は第六十八議會の解散に依りて不成立に終つ

たので前年度即ち昭和十年度關東局特別會計豫算をその儘施行された、歲入歲出左の如し(但し實際の運行には別に實行豫算を組む)

歲入	
經常部	一六、七九九、一五〇圓
租税	五、五六一、九八〇
官業及官有財產收入	九、九六八、六五四
內譯	
遞信收入	三、三九七、九五三
事業收入	四、一〇四、六〇〇
土地家屋貸下料	一、四〇八、九六〇
刑務所收入	六七、一四一
配當金收入	九九〇、〇〇〇
印紙收入	六〇二、二八一
雜收入	六六六、二三五
臨時部	七、九三九、〇一五
官有物拂下代	四四六、三一四
臨時利得税	六三〇、〇〇〇
補充金	一、九四七、四一二
前年度剩餘金繰入	四、九一五、二八九
歲入合計	三四、七三八、一六五
歲出	
經常部	一七、二二三、五五二
關東局	一、八〇五、八一〇
法院及刑務所	五一一、一四七
警察費	四、四三二、六九五
教育費	二、二五一、四二〇
勸業費	三八一、八五九
專賣局	二、一一一、二五四
遞信費	三、一〇五、八四九
海務局	一八四、八一四
醫院及救療所	一三一、八二八
土地建物借料	一三七、八〇一
傳染病豫防費	三五、二五四
國債整理基金特別會計繰入	六六八、五八九
恩給及賜金	一、〇九〇、五二七
諸支出金	七四、七〇五
豫備金	三〇〇、〇〇〇
臨時部	七、五九七、八三六
事業費	二、〇三六、一〇三
補助費	二、一一八、九八〇
臨時支那語獎勵費	一〇、二七六
臨時警察費	二二六、八二三
官有林野整理費	六一、一七八
租税制度調査費	六五、六九四
滿洲事件費	二、九〇九、四六八
在外研究員學資其他臨時增給	三八、五〇三
外國爲替管理費	五七、五八六
昭和十年國勢調査費	六三、〇九一
歲出合計	二四、八二一、三八八

不成立豫算　昭和十一年度大藏省所管の關東局特別會計歲入歲出豫算は第六十八議會に提出されたるも同議會解散の爲め不成立に終り、十年度豫算に基づいて施行された(別項施行豫算參照)不成立豫算左の如し。(單位圓)

豫算總額	二八、七四三、二七三
▲歲入	
經常部	一八、六八五、九二〇
臨時部	一〇、〇五七、三五三
普通歲入	一、二八九、六八七
補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
剩餘金	七、七六七、六六六
▲歲出	
經常部	一九、七九六、八五八
臨時部	八、九四六、四一五

昭和十一年度關東州地方費收入豫算

經常部	
一、地方收入	五、三八八、七九七圓
租税	二、三七〇、〇〇一
事業及財產收入	二、七一九、二一四
雜收入	二九九、五八二
經常部計	五、三八八、七九七
臨時部	
一、拂下代	八、六七〇
二、國庫補助金	一、〇〇〇、〇〇〇
三、寄附金	七五、四〇〇
四、前年度剩餘金繰入	八五二、四七八
臨時部計	一、九三六、五八八
收入總計	七、三二五、三八五

昭和十一年度關東州地方費支出豫算

經常部	
一、會屯事務費	三二、八一三圓
二、教育費	八七三、七四五
小學校費	三七三、三三七
公學堂費	二七九、〇五九
實業學堂費	二一六、〇一九
盲啞學校費	二五、九七七
高等女學校費	二、〇六〇
青年學校費	四一、二〇八
體育研究所費	三九、二六四
社會教育費	二九、九六二
學事諸費	五六、八五九
三、勸業費	一一五、八八六
種馬所費	六四、四九三
勸業諸費	五一、三九三
四、衛生費	四五二、二四四
醫院費	二九九、三〇五
公醫費	四二、〇三〇
種痘費	五、〇〇〇
獸疫豫防費	三四、二八五
屠畜檢査費	一五、一七七
救療所費	二三、七四四
衛生試驗費	一五、七五〇
衛生諸費	一六、九五三
五、營造物費	二〇一、〇二三
博物館費	五〇、一二八
圖書館費	一八、八四二
取引所費	一〇二、九二五
街燈費	八、一二五
營造物管理費	二一、〇〇六
六、救育費	一九、六〇二
路畜救濟費	六五二
事業費	一八、九五二
七、消防費	一六五、九九八
八、作業費	一、二七七、七七三
九、土木維持費	三五二、七二六
一〇、地方費取扱費	一六三、七三三
一一、諸支出金	五七、九一二
一二、豫備費	一〇〇、〇〇〇
經常部計	三、八〇八、四五五
臨時部	
一、營繕及土木費	二、〇一八、三四二
二、補助費	一、三六二、一六〇
三、調査費	一二五、四二八
經濟調査費	三二、四一三
物價賃銀及貿易調査費	三七、九六二
地方財政調査費	二三、七四八
委員會費	九、一五五
地方制度調査費	二二、一五〇
四、博覽會出品費	一一、〇〇〇
臨時部計	三、五一六、九三〇
支出總計	七、三二五、三八五

治法一部撤廢と滿鐵附屬地課税

滿洲國に於ける日本國臣民の居住及び滿洲國の課税に關する條約は昭和十一年七月一日實施されたので、在滿日本國臣民も滿洲國人同樣に滿洲國租税法令の適用を受くる事となつたが右條約實施と同時に日本國政府に於ては滿鐵附屬地內外に於ける日本國臣民の課税上の負擔均衡を確保するため該條約實施の日より滿洲國が日本國臣民に課する國税となるべき同樣の課税滿鐵附屬地に實施した、即ち日本國政府に於て滿鐵附屬地に實施した税種は營業税、法人營業税、酒税、煙草税、麥粉税及びセメント税の六種であるが右は何れも勅令を以て公布された、斯くの如く日本國政府に於て滿鐵附屬地に課税した目的は滿鐵附屬地に於ける行政警察の移讓に至る迄の間關東局をして滿洲國税法と略ぼその內容を同じくする税法を滿鐵附屬地に實施せしめて附屬地內外に於ける租税負擔の均衡を圖ると共に將來課税權の滿洲國移讓を圓滑たらしめんとする趣旨に出でたものである、隨つて滿鐵附屬地に實施された暫定的租税は滿洲國に於て現に施行されつゝあり、且つ附屬地に實施するに適當と認められた前記六種の税に限られた譯であるがその中營業税令及び法人營業税令の內容は特殊のものを除き大體に於て滿洲國營業税法及び法人營業税法と同樣のものである只税率については附屬地居住者の負擔に急激な增加を來さしめない方針に依り當初は法人營業税は滿洲國法人營業税法所定の税率の三分の一、營業税は同じく滿洲國税率の四分の一に輕減せられてゐる、又滿鐵附屬地に於ける徴税機關としては新京、奉天、安東及び營口の四箇所に税務署を新設し、なほ四平街、開原、撫順、遼陽、瓦房店及び鷄冠山の六箇所に税務出張所を置いた。

營業税令　治外法權一部撤廢に伴ふ滿鐵附屬地營業税令勅令第百八號及び同法人營業税令(勅令第百九號)は昭和十一年六月十二日附を以て公布、同七月一日實施された

は報償金の算定金額に依る

第十條　營業稅は年額を四分し左の四期に於て之を徵收す、但し開業の場合に於て未納の稅金ある時はその際之を徵收す

第一期　その年六月一日より三十日限り
第二期　その年八月一日より三十日限り
第三期　その年十月一日より三十日限り
第四期　その年十二月一日より二十八日限り

第十一條　政府は納稅義務者が納期に於て稅金を完納すること能はざるものと認むる時は納稅義務者をして納稅保證人を立てしむることを得、納稅保證人に關する規定は駐滿全權大使之を定む

第十二條　新たに開始したる營業に就ては開業の月より營業稅を課す、但し製造業に就ては開業の年より起算五年目の一月より營業稅を課す

前項但書の規定の適用に就ては製造業を繼承したる營業者は之を前營業者（法人及び法人營業稅を課すべき法人に非ざる社團を含む）の開業の時より引續き當該製造業を營みたる者と見做す

第十三條　營業を廢止したる場合に於ける營業稅はその廢止の月まで月割を以て之を徵收す

第十四條　營業の繼續ありたる時又は營業の承繼と認むべき事實ありたる時は納期に於て現に營業を爲す者より營業稅を徵收す前項の場合に於て前營業者のその年分營業稅として未納のものある時は承繼人は前營業者と連帶してこれを納附する義務あるものとす

第十五條　前項の場合においてその年分營業稅につき前營業者が本令に依り爲したる手續はこれを承繼人の爲したる手續と見做し前營業者がうけたる課稅標準の決定は承繼人のうけたる課稅標準の決定と見做す

第十六條　相續人はその相續開始前の營業に就き被相續人に對し課せらるべき營業稅を納付する義務あるものとす

前項の規定は相續人あることが分明ならざる場合における相續財産に就き之を準用す

前項の場合に於いて本令に依り相續人のなすべき手續及び相續人に對してなすべき政府の手續に就いては相續財産の管理人は之を相續人と見做す

第十七條　課稅標準は第六條の申告に依り申告なき時又は申告を不當と認むる時は政府の調査に依り政府に於て之を決定す

第十八條　前條の規定に依り政府に於ては課稅標準を決定したる時は之を納稅義務者に通知すべし

第十九條　納稅義務者前條の規定により政府の通知したる課稅標準に對し異議ある時は通知を受けたる日より二十日内にその事由を具し政府に審査の請求をなすことを得、前項の請求ありたる場合と雖も政府は稅金の徵收を猶豫せず

第二十條　前條第一項の請求ありたる時は政府は更に課稅標準を決定す

第二十一條　その年分の資上金救入金請算金又は報償金の實際金額が政府の決定したる金額の二分の一に達せざる時は政府は納稅義務者の請求に依りその課稅標準を更訂す

第二十二條　その年に於ける營業の利益がその年分營業稅額の二十割に達せざる時は政府は納稅義務者の請求に依りその營業稅額より當該利益の二分の一に相當する金額を控除して得たる金額に相當する營業稅を免除す

前項の利益の計算に關する規定は大使之を定む

第二十三條　前二條の規定に依り課稅標準の更訂又は營業稅の免除を受けんとするものは大使の定むる所に依り翌年一月三十一日までに政府に之を請求すべし

前項の請求ありたる時は政府はその處分の確定するに至るまで稅金の徵收を猶豫することを得

第二十四條　第十九條第一項及び第二十條の規定は第二十一條の更訂に關する處分又は第二十二條の免除に關する處分に對し異議ある場合に之を準用す

第二十五條　滿鐵附屬地に住所を有せざる外國人には外國の船舶を有する船舶に依る營業に就き營業稅を免除す、但しその船舶國が日本船舶に依る營業に就き同樣の免除を爲さざる場合に於いてはこの限りに非ず

第二十六條　第一條の營業をなすものは仕入資上げ受入れ貸付け融通その他營業に關する收支を明かにするため帳簿を整へ營業上一切の事實を記載すべし、但し第三條に揭ぐる營業に就いては此の限りに非ず

第二十七條　稅務官吏は調査に必要ある時は營業者に質問し又は營業に關する帳簿物件を檢査することを得

第二十八條　政府は必要と認める時は營業に關する事情に詰通するもの又は同業組合その他營業者の團體に對し營業稅に關する事項を諮問することを得、前項の諮問を受けたるものは大使の定むる所に依り答申すべし

第二十九條　駐滿全權大使は本令に定むるものを除くのほか營業稅に關し必要なる規定を設くることを得

附　則

第三十條　本令は昭和十一年七月一日よりこれを施行す

第三十一條　昭和十一年分營業稅の課稅標準は第九條の規定に掲ぐる左の區分に從ひ計算したる金額に依る

一、昭和十年一月一日より引續き爲したる營業に就ては同年十一月より十二月迄の期間に於るその資上金收入金調到金又は報償金を二分して得たる金額

二、昭和十年一月二日より昭和十一年六月三十日迄の間に於て開始したる營業に就ては昭和十一年七月より十二月迄の期間に於けるその資上金收入金調到金又は報償金の豫算金額

三、昭和十一年七月一日以後に開始したる營業に就ては開業の月より同年十二月迄の期間に於るその資上金收入金調到金又は報償金の豫算金額

第三十二條　昭和十一年分營業稅に限り第十條の規定に拘らずその稅額を二分し左の二期に於て之を徵收す

第一期　昭和十一年十二月一日より二十八日限り

第二期　昭和十二年二月一日より十八日限り

第三十三條　昭和八年以後に開業したる製造業に就てはその開業の年より第十二條第一項但書の規定を適用す

法人營業稅令

第一條　南滿洲鐵道附屬地に本店支店其の他の營業場を有する營利法人には本令により法人營業稅を課す

第二條　本令に於いては構成員相互の利益の爲に事業を營む事を目的とする法人又は法人に非ざる組合は前項の法人に非ざる組合其財產を以て法人營業稅を完納する事能はざるときは其稅金に付き構成員連帶して納稅の義務あるものとす

第三條　南滿洲鐵道附屬地營業稅令第三條に揭ぐる營業に付ては法人營業稅を課せず

第四條　法人營業稅は法人の營業の純益に付き其百分の二の稅率により之を賦課す

第五條　法人の營業の純益は每事業年度中に於ける總益金より總損金を控除したる金額に依る

前項の總益金及總損金の計算に關する規定竝に南滿洲鐵道附屬地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の純益の計算に關する規定は滿洲國駐箚特命全權大使之を定む

第六條　法人が事業年度中に解散し、又は合併に因りて消滅したる場合に於ては其事業年度の初めより解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す

前項の規定は滿鐵附屬地に本店又は主たる事務所を有せざる法人が事業年度中に南滿洲鐵道附屬地に在る營業場に於ける營業を開始したる場合に之を準用す

第七條　納稅義務ある法人は大使の定むる所に依り益金額を政府に申告すべし

第八條　法人の純益金額は前條の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定す

第九條　前條の規定に依り政府に於て純益金額を決定したるときは之を納稅義務ある法人に通知すべし

第十條　納稅義務ある法人、前條の規定により通知したる純益金額に對し異議あるときは通知を受けたる日より二十日內にその事由を具し政府に審査の請求をなすことを得

前項の請求ありたる場合と雖も政府は稅金の徵收を猶豫せず

第十一條　前條第一項の請求ありたるときは政府に於いてこれを審査し純益金額を決定す

第十二條　法人營業稅は法人の事業年度毎にこれを徵收す

第十三條　合併後存續する法人又は合併により設立したる法人は合併によりて消滅したる法人の純益に付き法人營業稅を納むる義務あるものとす

第十四條　外國法人は外國の船籍を有する船舶の純益につき法人營業稅を免除す、但しその船籍國が日本船の純益につき同樣の免除をなさざる場合において大使之を定む

第十五條　稅務官吏は調査上必要あるときは納稅義務ある法人又は納稅義務ありと認むる法人に質問し又は營業に關する帳簿物件を檢査することを得

第十六條　大使は本令に定むるもの外法人營業稅に關し必要なる規定を設くることを得

附　則

本令は昭和十一年七月一日より之を施行す

法人の昭和十一年七月一日以降に終了する事業年度の期間が同年六月三十日以前に跨がるものに就ては當該事業年度の純益金額より日割計算の方法に依り算出したる同年六月三十日以前に關する期間の純益金を控除す

南滿洲鐵道株式會社の營業に付ては本令に依る法人營業稅を課せず

各消費稅令要項

滿洲國治外法權一部撤廢及び滿鐵附屬地行政の調整實施に伴ふ滿鐵附屬地各消費稅令は昭和十一年六月二十二日附勅令を以て公布され七月一日より施行された。各消費稅令は酒稅令、煙草稅令、セメント稅令、麥粉稅令より成る。

◇酒　稅　令　要　領

一、稅率は左の通り

清酒	石に付　二十圓
濁酒	石に付　十圓
燒酎	石に付　二十圓
味醂	石に付　二十圓
合成酒	石に付　二十圓
麥酒	石に付　二十圓
葡萄酒	石に付　二十圓
果實酒	石に付　二十圓
其の他の醸造酒	石に付　二十圓
其の他の蒸溜酒	石に付　二十圓

二、酒類の製造は免許制度とし酒類の販賣は申告制度とすること

三、滿鐵附屬地內に於て製造する酒類に付ては其の製成石數に應じて課稅し酒類製造者より每月分の稅を翌月徵收することゝ但し清酒及び指定酒に付ては各月分の稅金を十二分し十二月間に之を徵收すること

滿鐵附屬地外より輸入する酒類に付ては其の輸入石數に應じて課稅し輸入の際輸入者より稅金を徵すること但し滿洲國輸入稅を納付したるものには課稅せず又滿洲國轉口稅を納付したるものには轉口稅額と同額の稅金を課すること

四、酒類の製成石數は製成の時に於ける實量に依り査定すること但し實量に依り査定すること困難なる酒類に付ては一定の標準歩合を設けて之に依り査定すること

五、同一製造場內に於て酒類を製造する場合原料として製造する酒類には酒稅を課せざること

六、課稅酒の酒精を原料として製造する酒類には兩者の差額に相當する稅金を課すること

七、左に揭ぐる酒類に付ては其の酒稅を免除すること

(一)　亡失し又は廢棄したる酒類

(二)　酒精にして酒類としての飲用以外の用途に供するもの

(三)　官の承認を受け滿鐵附屬地外に輸出する酒類

八、課稅保全上必要ありと認むるときは酒類製造者に對し擔保の提供を命じ又は製造石數を制限することを得ること

九、酒類の製成石數査定前に於ては之を處分し又は製造場外に搬出することを得ざること但し標準査定を爲すべき酒類に付ては此限に在らざること

十、犯則その他の場合においては酒類製造の免許を取消し得ること

十一、酒類の製成石數又は輸入石數の計量については尺斤法によること

十二、昭和十一年七月一日より施行すること

十三、酒稅令施行の際現に酒類を製造する者も免許申請手續をなさしむること

十四、滿鐵附屬地外より輸入する酒類にして昭和十一年六月三十日以前の製造に係るものには課稅せざること

◇煙草稅令要領

一、課稅は葉煙草に付ては滿洲國煙草稅法所定の稅率と同一とすること

二、煙草の耕作又は製造は免許制度とし且つ申告制度とすること

三、滿鐵附屬地內に於いて製造、耕作する煙草は煙草を製造場、煙草貯藏場より搬出するときその數量價格に應じて課稅し煙草製造者(煙草耕作者)より徵收すること

滿鐵附屬地外より輸入する煙草に付ては其の輸入量、價格に應じて課稅し輸入の際輸入者より稅金を徵收すること但し滿洲國輸入稅を納付したるものには課稅せず又滿洲國轉口稅を納付したるものには轉口稅の差額を課稅すること

四、原料に使用する煙草には免稅又は課稅せず又官の承認を受け滿鐵附屬地外に煙草を輸出するときは稅金を免除すること

五、納稅濟の煙草が腐敗その他の事由により喪失せざるに拘らずたるときは煙草稅に相當する金額を交付するを得ること

六、煙草稅納付前に於ては煙草を處分し又は製造場外に搬出することを得ざること但し擔保査定を爲すべき煙草に付ては此限に在らざること

七、課稅保全上必要ありと認むるときは煙草の製造者に對し擔保の提供を命ずることを得ること

八、煙草稅を納付したるときは製造煙草の容器又は包裝に納稅證紙を貼附すべきこと

製造煙草は納稅證紙を貼附したる後に非ざれば之を運送し又は他に引渡すことを得ざること

九、免則その他の場合において煙草の耕作又は製造の免許を取消し得ること

十、昭和十一年七月一日より施行すること

十一、煙草稅令施行の際現に煙草を耕作する者に對しても免許申請手續をなさしむること

◇麥粉稅令要領

一、課稅品は滿洲國三座統稅法所定の麥粉統稅の稅率と同一とし麥粉一包袋に付重量二十四斤又はその端數每に十錢と爲すこと

二、麥粉の製造は免許制度と爲すこと

三、麥粉は麥粉を製造場より搬出するときその數量又は重量に應じて課稅し又製造場に於て麥粉を消費したるときは其の數量に應じ課稅すること

滿鐵附屬地外より輸入する麥粉にして滿洲國輸入者より稅金を徵收するものには輸入稅を納付したるものに付ては其の輸入數量に應じ課稅し又官の承認を受け滿鐵附屬地外より輸入する麥粉に付ては其の輸入數量に應じ課稅すること但し滿洲國輸入稅を納付したるものには課稅せず又滿洲國轉口稅を納付したるものには轉口稅の差額を課稅すること

四、麥粉は麥粉を納付したるものには課稅せず又官の承認を受け滿鐵附屬地外に麥粉を輸出するときは稅金を免除すること

五、麥粉稅納付前に於ては麥粉を處分し又は製造場外に搬出することを得ざること但し擔保査定を爲すべき麥粉は納稅義務者より稅金を徵收するまでは此限に在らざること

六、麥粉稅納付前に於ては麥粉を處分し又は製造場外に搬出することを得ざること但し擔保査定を爲すべき麥粉に付ては此限に在らざること

七、課稅保全上必要ありと認むるときは麥粉の包裝に納稅證紙を貼附すべきこと

八、麥粉稅を納付したるときは麥粉の包裝に納稅證紙を貼附したる後に非ざれば之を運送し又は他に引渡すことを得ざること

大連市特別會計實績經常歲入出

歲入	決算額	歲出	決算額
財產收入	一、六四二、四四五	市會費	一、四〇〇
雜收入	一、四六二、四四五	市役所費	一、四〇〇
合計	一、四六二、四四五	合計	一、四〇〇

大連市特別會計恩員退職死亡給與金歲入出

歲入	決算額	歲出	決算額
繰入金	四、五〇〇	恩給費	四、五〇〇
雜收入	四、五〇〇	退職死亡給與金	四、五〇〇
合計	四、五〇〇	合計	四、五〇〇

大連市特別會計中央卸賣市場歲入出

歲入	決算額	歲出	決算額
使用料	三、〇〇〇	市場費	三、〇〇〇
雜收入	三、〇〇〇	卸賣市場費	三、〇〇〇
合計	三、〇〇〇	合計	三、〇〇〇

旅順市歲入出（單位圓）

昭和十一年度豫算　昭和十年度豫算

科目	昭和十一年度豫算	昭和十年度豫算	決算額	科目	昭和十一年度豫算	昭和十年度豫算	決算額
歲入				歲出			
經常部				經常部			
財產より生ずる收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	市會費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
使用料及手數料	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	市役所費	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
繰越金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	衞生費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
雜收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	給水費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
市稅	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	途上撒水費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
國稅附加稅	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	救助費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
國稅委讓稅	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	財產費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
國庫補助金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	小學校費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
雜收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	公學堂費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
臨時部				學事諸費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
繰越金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	屠場費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
財產より生ずる收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	火葬場費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
使用料及手數料	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	社會事業費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
繰越金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	報時支出	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
雜收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	雜種稅費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
市債	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	公金取扱費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
營業收益金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	公債費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
利子	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	元利金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
臨時部				繰入金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
繰越金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	雜支出	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
雜收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	臨時部			
市債	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	營繕費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
物品賣却代金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	傳染病豫防費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
繰入金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	臨時費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
雜收入	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	公債費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
寄附金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	元利金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
				繰入金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
				雜支出	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
				寄附金	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
				補助費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
				記念植樹維持費	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
合計	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	合計	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇

關東州會歲入歲出決算（昭和十年度）

科目	民政署別	旅順管內	大連管內	金州管內	管內	管內	計
歲入							
經常部							
財產より生ずる收入	六、五五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
使用料及手數料	三、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
交付金	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
補助金	六、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
寄附金	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
繰入金	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
繰越金	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
財產賣拂代	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
雜收入	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
會費	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
夫役	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
經常部計	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
臨時部							
繰入金	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
臨時部計	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
歲入合計	一一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
歲出							
經常部							
土木費	一六、六五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
普通學校費	六、一四五	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
學事諸費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
給水費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
途上撒水費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
公設浴場費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
傳染病豫防費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
汚物掃除費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
屠獸場費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
市場費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
職業紹介費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
簡易屠場費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
苗圃費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
農園費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
警備費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
共同墓地費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
救助費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
地方改良費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
航空標識費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
共木財產造成費	六、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
財產費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
諸稅及負擔	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
雜支出	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
經常部計	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
臨時部							
會事務所費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
協議會費	六、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
選舉費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
雜支出	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
官傳費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
下水材料製作費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
衞生費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六
土木費	一、四五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六	一一、三五六

會には收益を生ずる財產殆ど無く且つ使用料及手數料其の他の收入も亦極めて僅少であるので、會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つて居る。而して會稅として賦課すべき種目は戶別割及び特別稅の三種である。

會事務經費費	一	一、六四三	一、六四三	一、六四三
土木費	一	一、三五五	一、三五五	一、三五五
普通學校費	一	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇、三三三
屠獸場費	一	七、一四五	七、一四五	七、一四五
圖書費	一	一、一四五	一、一四五	一、一四五
監獄費	一	九六	九六	九六
諸稅費	一	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
市場費	一	一、一四五	一、一四五	一、一四五
臨時部費	一	一、一四五	一、一四五	一、一四五
歲出合計	一、六八〇	四四、七四四	四四、七四四	四四、七四四

財產收入費	一	三、四四四	三、四四四	三、四四四
寄附金	一	一〇、一四四	三、六六六	三、六六六
雜收入	一	七、一四五	三、六六六	三、六六六
基本財產收入金	一	一、九六六	七、一四五	三、六六六
市場費收入	一	一、一四五	一、九六六	七、一四五
臨時部收入	一	一、一四五	一、一四五	一、一四五
歲出合計	一、六八〇	四四、七四四	四四、七四四	四四、七四四

滿鐵附屬地歲計

滿鐵は政府命令書第五條及び第六條に依つて沿線附屬地に對し土木、教育、衞生等の設備をなし、同時に居住者に對し公費の分賦並に手數料を徵して之が支出に充當してゐる。而して尙不足額を生ずる時は滿鐵會社に於て補給することゝなつてゐる。

昭和八年度	三、八三八、三三五
昭和九年度	五、二七八、二三二
昭和十年度	八、三二七、〇八

最近三箇年間に於ける歲入歲出を示せば左の如くである。

歲入	科目	昭和八年	昭和九年	昭和十年
		圓	圓	圓
經常部	金	一、一三六、三五二	一、一三六、三五二	一、一三六、三五二
	手數料	一、三六、一三六	一、三六、一三六	一、三六、一三六
	其他	一、六六、一三六	一、六六、一三六	一、六六、一三六
	會計補給金	三、一四五、三四五	三、一四五、三四五	三、一四五、三四五
	計	三、四四四、四四四	三、四四四、四四四	三、四四四、四四四
事務費		一四六、四四四	一四六、四四四	一四六、四四四
土木費		四三、三三三	四三、三三三	四三、三三三
教育費		一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三

歲出	衞生費	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三
	警備費	一七、四四四	一七、四四四	一七、四四四
	公吏費	一四、六六六	一四、六六六	一四、六六六
	其他	三、八六六、六六六	三、八六六、六六六	三、八六六、六六六
	計	三、九六六、六六六	三、九六六、六六六	三、九六六、六六六
(備考)	本表は圓以下四捨五入せるため合計と符號せざるものがある。			

滿鐵附屬地課金

滿鐵附屬地居住者規約に基き土木、教育、衞生等の施設に要する諸費を分擔せしめる爲め公費區を設け手數料、諸口收入、補給金の外、公費として課金を徵收する。

課金の種類

戶數割、營業割、雜種割の三種とする。

戶數割は區域內居住者の資力を計酌して之を左の如く賦課する。

滿鐵附屬地課金戶數割賦課率

等級	賦課所得
	圓
特	四、七三〇
一	四、一五〇
二	三、六〇〇
三	三、〇八〇
四	二、五九〇
五	二、一三〇
六	一、七〇〇
七	一、四八五
八	一、二八〇
九	一、〇八五
一〇	九〇〇
一一	七九八
一二	七〇〇
一三	六〇八
一四	五二〇
一五	四三八
一六	三八四
一七	三三四
一八	二八六
一九	二四二
二〇	二〇〇
二一	一七一
二二	一四四
二三	一一九
二四	九六
二五	七五

六三	九〇〇	乘車定員四人以下（月額）	六〇錢
五二	八〇〇	乘車定員五人以上（年額）	七二圓
四二	七〇〇	乘車定員四人以下（月額）	三四
三三	六〇〇		二五
二五	五〇〇		
二六			
二七			
二八			
二九			
三〇			

（備考）超過賦課額二、二〇〇、〇〇〇圓を超ゆるものに對しては超過金額二、〇〇〇圓毎に五〇〇錢を加算す

滿鐵附屬地課金雜種割賦課率

科目	等級	種別	課率
馬車	一	一人に付月額	三四
同	二		二圓
同	三		一圓五〇錢
自轉車	一		一圓
同	二		七〇錢
同	三		五〇錢
俥	一		二圓
同	二		一圓五〇錢
同	三		一圓
同	四		七〇錢
同	五		五〇錢

乘用馬車	一臺に付（自用（年額））	二四圓
	（營業用（年額））	四四圓四十錢
荷馬車	（年額）	一二圓
人力車	一臺に付（自用（年額））	一二圓
	（營業用（年額））	四四圓八〇錢
手曳荷車	（年額）	二四圓四〇錢

乘用自動車	一臺に付		
自用	乘車定員四人以下（月額）	六〇圓	
	乘車定員五人以上（年額）	七二圓	
營業用	乘車定員四人以下（月額）	三四	
	乘車定員五人以上（月額）三四五〇錢		
	乘車定員二十人以下（月額）	五四	
乘合用	乘車定員二十人を超ゆるものは十人又はその未滿を增す毎に金一圓を增す		
貨物自動車	一臺に付		
貨物積載量一噸以下	（月額）	四円	
貨物積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金五十錢を增す			
特殊自動車	一臺に付		
二輪車	一臺に付		
三輪車	一臺に付		
自轉車	一臺に付		
二輪車	（年額）	三圓六〇錢	
三輪車	（同）	四圓八〇錢	
リヤカー付	（同）	四圓八〇錢	
リヤカー	一臺に付		
三輪車	（同）一六圓八〇錢		
リヤカー又はサイドカー付	（年額）	一六圓八〇錢	
リヤカー付	（同）	四圓八〇錢	

貨物自動車	一臺に付	
貨物積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金五十錢を增す	積載量一噸以下	金二錢
特殊自動車	一臺に付	積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金一錢を增す
二輪車	一臺に付	積載量一噸以下 金一錢
三輪車	一臺に付	積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金五厘を增す
自轉車	一臺に付	積載量一噸以下 金一錢
二輪車		積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金五厘を增す
三輪車		積載量一噸以下 金一錢
リヤカー	一臺に付	積載量一噸を超ゆるものは半噸又はその未滿を增す毎に金五厘を增す

乘用自動車	一臺に付	
自用	乘車定員四人以下（月額）	金一〇錢に滿たざるときは金一〇錢とす
	乘車定員五人以上（年額）	
營業用	乘車定員四人以下（月額）	
	乘車定員五人以上（月額）三四五〇錢	
	乘車定員二十人以下（月額）	
乘合用	乘車定員二十人を超ゆるものは十人又はその未滿を增す毎に金一圓を增す	

演劇興行	日額	收入金額の百分の三但し納稅金一〇錢に滿たざるときは金一〇錢とす
藝妓	一名に付（一年未滿の分を含む）	金二〇錢
遊興		
藝妓	舞妓	花代の五分
酌婦	同	三分
俥夫	同	三分
貸	座敷貸貸價格の	二分

但し貸家は十一年四月以降貸貸價格の三分

戶數割は賦課等級を特等及一等より三十等に分ち、各等は處定の點數を伴ひ、各公費區の狀況に應じて一點當金額を定め、年四期に之を徵收する。昭和十一年度豫算現在總戶數の一戶平均負擔年額は金十三圓四十錢である。

而して公費區は大連、瓦房店、松樹、舘岳城、蓋平、大石橋、營口、海城、鞍山、遼陽、蘇家屯、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、參閭子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、新京、撫順、本溪湖、撫頭、連山關、鷄冠山、安東、鄭家屯、吉林、哈爾濱の三十箇所の外に中間區一三箇所合計四十三箇所である。大連は本社、撫順は炭礦、吉林、哈爾濱、鄭家屯は當該事務所、其他は各地方事務所に於て之を管轄してゐる。

但し吉林、哈爾濱、鄭家屯の三公費區は十一年四月以降廢止せられた

賣買契約定高一車に對し	金二錢
千枚に對し	金二錢
百函に對し	金二錢

豆粕	同	千枚に對し	金二錢
豆油	同	百函に對し	金二錢
出漁服	賣上金額百分の一		
行商	月額	甲金一圓	乙金五〇錢

日本側の租税

關東州の稅率

關東州内の現行稅率は國稅に屬するものと地方稅に屬するものとに分れる。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅及び煙草稅で、後者は營業稅及び雜種稅である。いづれも民政署長に於て之を賦課し徵收してゐる。

國稅

(一) 地租　田畑の所有者に對して毎年田畑地積一段(我約一八〇坪)に付き金二十錢の割合で賦課し毎年十一月之を徵收することになつてゐる。

(二) 鹽稅　關東州に於て製造せる鹽については鹽を製造場より移出する時、移出高一石(我約二石五斗)に對し金六十錢を賦課し、州外より輸入する鹽(日本製鹽を除く)には一石に對し金一圓五十錢の割合で輸入の都度、製造者又は輸入者より之を徵收する。

(三) 所得稅　所得稅は(1)關東州に本店又は主たる事務所を有する法人の所得(2)所得稅施行地及朝鮮、滿洲又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして州内に資產又は營業より生ずる所得に付き之を賦課し、所得を法人の(イ)普通所得(ロ)超過所得(ハ)清算所得として之を定む。

(イ) 法人の普通所得　所得金額に對する　百分の五

(ロ) 法人の超過所得

資本金額	所得金額に對する百分の
百分の二〇を超ゆるもの	四
百分の三〇を超ゆるもの	一〇

(ハ) 法人の清算所得　所得金額に對する　百分の五

(四) 取引所稅　取引所營業稅は株式會社組織の取引所に對してのみ賦課せらるる。本稅の稅率は賣買手數料收入金額の百分の一五とし各月の手數料收入金額を翌月十日までに申告せしめ月末までに所定の稅金を納入せしめる。

取引稅の稅率は次きの通りである。

第一種	地方債證券社債券	千分の〇・七
	定期取引の賣買各約定金高	千分の一・一
第二種	有價證券	同　千分の二・四
第三種	商品	同　千分の三・五
第四種	錢鈔	同(州内) 千分の二・四
		同(州外) 千分の三・六

(五) 酒稅　關東州酒稅令によれば酒類を釀造酒、蒸餾酒、再製酒の三種類に分けてゐる。いま釀造酒に就て見るに支那酒たる黃酒、清酒、濁酒は一石に付き金三圓、麥酒同金六圓、葡萄酒同金十六圓、前記以外の釀造酒同金十二圓、酒精以外の蒸餾酒(イ)原容量百分中純酒精の容量三五以下のもの一石に付き五圓、純酒精の容量三五を超ゆるものは原容量百分中純酒精の容量三五以下のものに課する金額に、原容量百分中純酒精の容量三五を超ゆる一箇毎に四十錢を加へた金額を以てし、酒精は一石に付き原容量百分中純酒精の容量一箇毎に四十錢、再製酒の中白酒味淋二石に付き十二圓、前記以外の再製酒一石に付き原容量百分中純酒精容量一箇毎に金四十錢、但し一石に付き金十六圓に滿たざるときは十六圓を徵收する規定である。

(六) 煙草稅　(一)製造煙草(口付紙卷煙草及刻煙草)小賣定價百分の二五、其他の製造煙草同百分の三〇、(二)葉煙草同(屑煙草を含む)は小賣價格の百分の二五である。

(七) 臨時利得稅　關東州に本店又は主たる事務所を有する法人は本令に依り臨時

利得稅を納付する義務が課せられて居る。而してその稅率は利得金額の百分の十とされてゐる。

地方稅　關東州地方稅は其の種類を營業稅、雜種稅の二種に限定してゐる。いま現行の種目を示せば次表の如くである。

(A) 營業稅

種類		稅率
銀行業		資本金額 千分の〇・七
保險業、無盡業		資本金額 千分の一・一
金錢貸付業		收入金額 千分の二・四
物品貸付業(動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付業を含む)		收入金額 千分の三・五
物品販賣業	資上金額 卸賣 甲	千分の二・四
	資上金額 卸賣 乙	千分の三・六
	資上金額 小賣 千 乙	千分の五・五
製造業	資上金額 特殊 卸賣 甲	千分の〇・九
	資上金額 特殊 卸賣 乙	千分の一・二
	資上金額 特殊 小賣	千分の一・九
	資上金額 其他 卸賣 甲	千分の二
	資上金額 其他 卸賣 乙	千分の二・六
	資上金額 其他 小賣	千分の四・四
運送業	收入金額	千分の五・五
運送取扱業	報償金額	千分の一八
鐵道業(電氣軌道業を含む)	收入金額	千分の一三
倉庫業	收入金額	千分の一〇
請負業	請負金額 土木、建築	千分の二・八
	請負金額 其の他	千分の三・三
印刷業、出版業	收入金額	千分の四
貸金業、問屋業、代理業、媒酌業、仲立業、信託業、代書業)	收入金額	千分の一八〇
貸座敷	收入金額	千分の六
旅人宿業(下宿業を含む)	收入金額	千分の一二
飲食店業	收入金額	千分の一二
周旋業、問屋業、仲立業、信託業、代書業	報償金額	千分の九
料理店業、貸席業	收入金額	千分の二〇
取引所、信託業	收入金額	千分の一八〇
洗濯業、湯屋業	收入金額	千分の六
理髮業(美容及び髮結業を含む)	收入金額	千分の一二
遊技場業	收入金額	千分の一二
藝妓置屋業	收入金額	千分の九

(B) 雜種稅　(物件に屬するもの)

種類			稅率	
家賃貸價格			年稅	千分の二〇
乘用馬車	洋形	自營業用	一輛 年稅	金二〇圓
	支那形	自營業用	一輛 年稅	金一五圓
			一輛 年稅	金一一圓
荷車	牛車、馬車	二輪車	一輛 年稅	金八圓
	手輦車	四輪車	一輛 年稅	金二圓
人力車		自用	一輛 年稅	金七圓
		營業用	一輛 年稅	金五圓四〇錢
自轉車			一輛 年稅	金四圓五〇錢
自動自轉車	二輪車		一輛 年稅	金十二圓
	三輪車	電氣自動車を含む	一輛 年稅	金二〇圓

營業用	乘車定員五人以下（自用）	一輛	年稅	金八〇圓
	（營業用）			金五六圓
	乘車定員五人を超ゆるものは一人を增す毎に金二圓を增す			
自動車 貨物用	貨物積載量一瓲以下一輛年稅			金五六圓
（牽引車を含む）	貨物積載量五瓲を超ゆるものは半瓲を增す毎に金拾圓を增す			
其の他		一輛	年稅	金、五六圓
貨物（登録圖船を含む）	登簿瓲數五瓲を超ゆるものは一瓲又は一瓲未滿の端數を增す毎に金二五錢を增す		年稅	金二圓
帆船	積石數五十石を超あるものは十石又は十石未滿の端數を增す毎に金二五錢を增す		年稅	金二圓
小艇（總噸數五瓲未滿又は積石未滿の帆船及艀船其の他櫓を以て運轉する船）	長さ三間を超ゆるものは一間未滿の端數を增す毎に金二〇錢を增す		年稅	金一圓

（B）雜種稅（特定行爲に關するもの）

一等地 大連市（二等地乃至四等地を除く）		一人	年稅	金七圓
二等地 大連市黑北須町及登喜町		一人	月稅	金六圓
三等地 大連市小崗子		一人	月稅	金五圓
四等地 大連市沙河口及旅順市		一人	月稅	金四圓
五等地 其の他		一人	月稅	金三圓
小藝妓は一等は金三圓他は各等地共半額とす				
藝妓 一等	月收入百圓以上	一人	月稅	金二圓
二等		一人	月稅	金一圓五〇錢
藝妓（映畫說明）（演藝人者を含む） 一等	月收入百圓以上	一人	月稅	金一圓六〇錢
二等		一人	月稅	金一圓二〇錢
幫間		一人	月稅	金二圓
俥夫		一人	月稅	金二圓

不動產取得	取得價格	千分の八	
酒	一等地 大連市蘆坂町及小崗子	一人	月稅 金二圓五〇錢
類 二等地 一等地を除く大連市及旅順市		一人	月稅 金一圓
三等地 其の他 日本人		一人	月稅 金一圓五〇錢
外國人		一人	月稅 金二圓二〇錢
娼妓 一等地 大連市小崗子		一人	月稅 金二圓三〇錢
二等地 一等地を除く大連市及旅順市		一人	月稅 金一圓七〇錢
興行	收入金額		千分の二五
大牛（體量七〇貫以上）		一頭	金二圓
中牛（體量三〇貫以上）		一頭	金一圓
小牛（體量三〇貫未滿）		一頭	金五〇錢
畜馬、騾		一頭	金七〇錢
駱駝		一頭	金四〇錢
羊、山羊		一頭	金三〇錢
豚		一頭	金六〇錢

（C）土地增價稅

種類	賦課標準	稅率
一、自然增加額が原價（一、土地所有權の有償移轉ありたる場合格の百分の五〇未滿（二、十五年間土地所有物の有償移轉なき場合		百分の一五
なるとき		百分の一〇
二、同上百分の五〇以上百分の一〇〇未滿（二、同		百分の二〇
なるとき		百分の一五
三、同上百分の一〇〇以上百分の一五〇未滿（二、同		百分の二五
なるとき		百分の二〇
四、同上百分の一五〇以上のとき（二、同		百分の三〇
		百分の二五

通貨・金融

通貨

概說

滿洲國建國以前の通貨は複雜多岐に亙り各省獨立の發券銀行による各地各種の通貨が各地の經濟的特殊事情と結びつき勝手な變動を繰返し混亂極るものであつた。

滿洲中央銀行がその開業當初に當り舊行號より繼承した舊紙幣は幣種十五種、券種百三十六種に上り、この金額は舊貨幣整理辦法及び財政部令により國幣に換算合計一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつた。滿洲國としてはこの亂脈極りなき舊紙幣を整理し、幣制の統一確立が建國後の經濟建設、國民生活の安定上最大の急務であるとなし、滿洲事變後の在滿支那側金融機關の一時的閉鎖を機會にこの大事業の端初は開始されたのである。即ち大同元年六月十一日公布即日施行の貨幣法、同七月一日國立銀行として貨幣發行權を掌る滿洲中央銀行の設立開業、國幣と呼ばれる新紙幣の出現、同時に舊貨幣整理辦法により舊紙幣の流通期間を二箇年間とし、これに代る滿洲國幣の流通促進が行はれ、舊紙幣は康德元年六月三十日の流通期限滿了と、更に康德元年五月二十三日財政部佈告第三號による通用期間滿了後一箇年間の交換期間設定により、舊紙幣の回收に着手後僅々數箇年の內に驚異的成果を收めて成し遂げられ通貨統一の大事業完成をみたのである。

貨幣制度

滿洲國の通貨を金本位とするか銀本位とするかに就いては種々と問題となつたが結局滿洲國經濟の鍵を通じての不分離性、滿洲國人の銀に基礎を置く生活の保守性等を考慮して一應銀本位紙幣を以て通貨とすることに決定された。然し乍ら銀本位と云つても紙幣に對しては兌換の規定は無く、同貨幣法第二條に於て純銀の量目二三・九一公分(グラム)を以て價格の單位と定めてこれを圓とし、本位貨幣を鑄造せず、滿洲中央銀行發行の紙幣を以て法貨とし、準備として銀塊、金塊、確實なる外國通貨、又は外國銀行に對する金銀預金を、發行高の三割以上保有することを必要としてゐる、而して國內に於ては通貨の發行統制と必要に應ずる銀の賣買により、通貨價値の安定を保持し、外國に對しては爲替の賣買によつて國際的通貨價値の維持を行ふ獨特の貨幣制度を採り銀本位管理通貨制度と稱されるたが、昭和九年秋米國が採つた銀價吊上政策に端を發し、銀は一般物價に關係なく專ら米國の政策に操られて奔騰を示し、これによる國幣價値の急騰は他面最重要物價の暴落を來さしめる事態となつたので、中央銀行をして漸次銀より離脫せしめる政策を採り、次で昭和十年に入り國幣を銀にリンクせしめる事の危險を除くため、遂に銀を離脫し管理通貨の本領に基き物價安定を目標に通貨を統制せしめる事となつた。更に銀を離れて以來漸次日滿爲替相場が接近安定し康德二年八月には日本の圓と等價に連し將來安定を保つて來た爲め、日本資本による滿洲國經濟建設遂行の實狀からして日滿爲替パー推持を確保すべく、日滿兩當局の協議に基き日本もこれを支持する事とな

り、昭和十年十一月四日日滿南政府の聲明發表、次いで鮮銀、中央銀行間の業務協定締結となり以來國幣は全く日本圓と結びついた完全なる管理通貨となつたのである。

國幣の發行

造幣　貨幣法第一條により紙幣の製造は日本內閣印刷局に依頼され、これが到着迄は舊東三省官銀號の現大洋票を改造使用したが大同元年九月十日五角券、同十一月十日十圓券、同十二月二十日一圓券を發行し大同二年四月十日百圓券、同六月一日五圓券が夫々發行された。又鑄貨即ち補助貨は率天の舊造兵廠を應急修理し機械を增設し大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より白銅貨を、八月一日より青銅貨の發行を見、爾來晝夜兼行その製造を急ぎ小額貨幣の流通に不便なきを期してゐる。

發行　舊貨幣整理辦法及び財政部令により換算された舊紙幣合計は一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓でこれが國幣發行當初の發行額である。左表に見る如く各月の發行額は每年略同樣な曲線を描いて季節的に增減を示してゐるのは滿洲に於ける特殊は事情に基くもので、農產物の出廻り季節たる十月頃より漸次發行額を增加し、出廻り最終期たる翌年一、二月頃を最高として再び減少の傾向を辿り、夏期八、九月頃を端境として最低を示すのが例である。最近の發行額は著しく增加し康德二年十二月末には一億九千八百九十餘萬圓に上り滿洲中央銀行開業以來のレコードを示した。

滿洲中央銀行紙幣發行額及準備額

年月	發行額	正貨準備額	正貨準備	保證準備額
	圓	圓	%	圓
大同元年七月一日	一四三、一四一、八二	一四三、一四一、八二	一〇〇・〇	
同　七月末日	一三五、〇五七、一四二	一三五、〇五七、一四二	一〇〇・〇	
同　十二月末日	一三五、八六二、五七七	一三五、八六二、五七七	一〇〇・〇	
大同二年一月末日	一四五、八二一、五七七	一四五、八二一、五七七	一〇〇・〇	
同　二月末日	一四四、四四一、二二二	一四四、四四一、二二二	一〇〇・〇	
同　三月末日	一四五、五四一、三五五	一四五、五四一、三五五	一〇〇・〇	
同　四月末日	一四五、〇六一、〇四一	一四五、〇六一、〇四一	一〇〇・〇	
同　五月末日	一四四、四四五、三五五	一四四、四四五、三五五	一〇〇・〇	
同　六月末日	一四三、九五五、五五五	一四三、九五五、五五五	一〇〇・〇	
同　七月末日	一四〇、五四五、四四〇	一四〇、五四五、四四〇	一〇〇・〇	
同　八月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　九月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
康德元年三月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　四月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　五月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　六月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　七月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　八月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　九月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　三月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　四月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　五月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　六月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　七月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　八月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　九月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
康德二年一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　三月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　四月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　五月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　六月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　七月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　八月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　九月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
同　十二月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	
康德三年一月末日	一四〇、四四一、四四一	一四〇、四四一、四四一	一〇〇・〇	

鑄貨　從來小額取引のため通貨として青銅貨、小額紙幣、銅元票の外、國幣に換算して五角未滿のものも亦相當に流通してゐたので、舊紙幣の回收に伴ふ必然の工作として補助貨の配給を急務とし白銅貨一角及び一分の總量は五瓦、五分及び五厘は三瓦半で、大同二年五月二十日より白銅貨を、八月一日より青銅貨を發行したが、小額通貨の役目を勉めてゐる舊紙幣の回收に伴ひ累月鑄貨發行高は急增を示してゐる。而して同行は五角券以下に相當ほる舊紙幣の數量を基準として補助貨の必要量を算定し、各地方の需要に應じて供給し得る用意が出來、配給も相當圓滑に行はれてゐる。

滿洲中央銀行鑄貨發行額

年月	白銅貨幣 一角	白銅貨幣 五分	白銅貨幣 一分	青銅貨幣 五厘	合計
	圓	圓	圓	圓	圓
大同二年五月末	七、〇四〇	二、九四〇			九、九四〇
同　六月末	一二、〇四〇	一九、四四〇			三一、四四〇
同　七月末	一五、〇四〇	二六、四四〇			四一、四四〇
同　八月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	八、〇四〇		四九、四四〇
同　九月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十二月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
大同三年一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　二月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　三月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　四月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　五月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　六月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　七月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　八月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　九月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十二月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
康德二年一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　二月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　三月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　四月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　五月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　六月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　七月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　八月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　九月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
同　十二月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇
康德三年一月末	一五、〇四〇	二六、四四〇	一一、四四〇		五三、四四〇

康徳三年二月末　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇
同　三月同　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇
同　四月同　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇
同　五月同　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇
同　六月同　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇
同　七月同　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇　一、九五、三三〇　三、三三、四三〇

土貨整理概況　黒古山が黒河に據つて滿洲國に叛旗を飜した際發行した所謂黒大洋票約二百萬圓、又黒河省には黒河興業銀行發行の黒河流通一千萬圓と稱し、其他各地の紙、帖當口の濟壁製、安東の錦平銀、或は小洋錢等に關する整理は滿洲中央銀行に殘された困難な事業として存してゐた。

(一) 黒大洋票　は國幣收換を擔保したものであるが、勿論軍費に充てる爲め準備なくして發行した不換紙幣である爲め、之を強制的に授受せしめられた民衆を救濟する意味で滿洲國政府は黒古山の逃亡後滿洲中央銀行に命じてその整理に當らしめ、同行一圓に對する換算率を黒大洋票四圓として引換に應じ、僅か一箇月間位で殆ど全部を回收整理した。

(二) 黒河票　に對しては大同二年春日滿軍の黒河平定と共に滿洲中央銀行は軍に從つて金融工作に從事し、政府の命により直ちに黒河興業銀行を整理し、當時額面の七十分の一内外に暴落してゐたものを國幣一圓に對し額面五千圓の率を以て引換をなし、三月二十日より一箇月の交換期限内に七百六十餘萬圓を回收し、黒河地方は完全に國幣に統一せられるに至つた。

(三) 過渡幣　は營口地方固有の通貨として過去七十年の歴史を有し、營口繁榮の基礎と稱せられたものであるが、滿洲事變中の經濟混亂によりその價値は著しく低落し營口銀錢業組合聯合會は營口商業會議所會頭の保證の下に營口過渡幣整理委員會を組織し大同三年二月迄に過渡幣と取引者間の協定成立し全く整理をみるに至つた。

(四) 錢帖類　安東に於て數十年の歴史と勢力を有してゐたが貨幣法により大同元年七月以降は法律上認められない通貨となり政府は斷然その流通を禁止することゝなり地方市民の反對激化極力回收に努めたが大同二年末滿洲中央銀行は財政部の指示に基き哈大洋票回收整理委員會と協定を締結し中央銀行はその回收せる兩行發行哈大洋票に相當する金額を兩行に對する貸付として整理し、茲で名實共に錢帖を完了した。

外國通貨

滿洲に於ては國通貨の外に數種の外國通貨が流通し貨幣制度を一段と煩雑ならしめてゐるが、之は大體金本位のものと銀本位のものと各々紙貨と軟貨に分れ、金本位系には紙貨として日本の補助貨たる鋼貨白銅及び銀貨があり、軟貨には日本銀行券と朝鮮銀行券の二種が流通し、銀本位系には軟貨として横濱正金銀行と大連支店の發行する鈔票がある。

鈔票　當初日本の舊一圓銀貨（品位九〇〇、重量四一六グレイン即ち純銀三七四グレイン）を兌換準備として横濱正金銀行大連支店に於て發行された兌換券であつた。同一圓銀貨は明治三十年貨幣法の發布によつて金本位制が確立された結果遂三十一年四月一日限り通用禁止となり、三十四年より名稱を圓銀と改め清國派遣軍及び臺灣銀行券兌換用に充當されてゐた。次いで三十九年九月軍票を整理する爲め勅令第二四七號に基いて鈔票が發行され、その兌換準備が圓銀であつた。しかし現在では圓銀の新規鑄造は許されず事實上兌換されないので正金銀行の要求する相場に從つて上海向爲替（讐申）を買ひ上海に於て銀弗を受取り得る一種の爲替兌換が行はれ來つたが現在では支那の幣制改革以來それも不可能となつた。僅かに正金銀行の信用に基いて流通する一種の管理通貨となり、流通區域は關東州内が殆ど主である。併し乍ら今尚特産物取引が鈔票で行はれてゐるのみならず州外でも鈔票建取引が一部に行はれてゐるが、最近金圓との比價は殆どパーに釘付けにされてをり將來は流通廢止をみる運命に置かれてゐる。

鮮錢券　鮮銀券の發行は昭和八年以來漸次增加し、昭和十年十二月に於ては二億二千萬圓に達し朝鮮銀行關業以來の最高記錄を作つた。その原因は近年頓に活氣を呈して來た朝鮮經濟界の發展以外に滿洲經濟建設に於ける日本人及び日本資本の占むる地位の昂揚が齎らした鮮銀券の滿洲内流通額の異常な激增によるものといはれ、滿洲中央銀行の調査によれば三千萬圓乃至四千萬圓が鮮銀券の滿洲内流通額と推定してゐる。滿鐵經濟調査會の推定によれば昭和八年に於て在滿流通高約三六%を示し滿洲中央銀行の推定に近いものとなつてゐるが、康德元年(昭和九年)八月十七日實業部大臣の認可を受ける事によつて、外國貨幣會社設立を可能とする佈告が發せられて以來鮮銀券流通額が增大したことは否めない。併し乍ら滿洲國に於ては通貨の第二次統制方針を採り又日本財務當局に於ても之を支持する關係が發せられ在滿部隊の支拂、滿鐵の運賃支拂ひ等も國幣を以てされることゝなり、且つ昭和十年十二月には更に更改をみるに至つた。鮮銀券は漸進的に滿洲國内より撤收せられることゝなり、滿洲國幣が達成されるのも近い將來とみられ、鮮銀券が滿洲國内より姿を消すのは時期の問題とされてゐる。

鮮銀券發行高　（單位千圓）

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
一月	一四四、七四四	一五五、六六二	一九五、三五五
二月	一四四、四四四	一五四、四四三	
三月	一四四、四四四	一五四、四四三	
四月	一四四、四四四	一五四、四四三	
五月	一四四、七四四	一五四、七四五	
六月	一四四、七四四	一五四、七四五	
七月	一四四、七四四	一五四、七四五	
八月	一四四、七四四	一五四、七四五	
九月	一四四、七四四	一五四、七四五	
十月	一四四、七四四	一五四、七四五	
十一月	一四四、七四四	一五四、七四五	
十二月	一五五、三三三	一九五、三五五	

通貨政策

概況　滿洲國政府では幣制の確立は先づ通貨價値の安定を絶對必要とし、滿洲中央銀行をして週間の實狀に應じて金融の調節を行ひ、爲替及び銀の買賣により國幣價値の維持に全力を傾到せしめた。その結果國内に於いては殆ど銀紙の開きをみせることなく、又對外爲替相場も極めて順調に推移し物價も亦安定を保つてゐたのである。然るに康德二年初から突如として行はれた米國の銀價吊上政策によつて銀價の奔騰を來し、農産物の暴落其他物價に異常な影響を及ぼす形勢となつたので、康德二年四月

領を期し殊との關聯を離脫せしめ、物價安定を目標とする管理通貨制度を採るに至つた。その結果は同じく國內物價安定を目標とする英國の時に對し一志二岐の態度を目標として結びつけられてゐる日本の國に次第に接近し、康德二年九月に至つて理想的安定點たるパーを完全に實現するに至つたので、この機會を捉えて日滿通貨の統制を確保すべく、同年十一月四日日滿通貨統制に關する兩國政府の大綱方針聲明があり、次いで新銀、中銀の業務協定が結ばれて以來兩國は全く日本圓と等價關係に於て安定を見せ、この新通貨政策に伴ふ支那方面への資本逃避を防止し日滿金融統制に萬遺憾なきを期すべく、日本側との折衝を經て康德二年十二月十日滿洲國外國爲替管理法が施行されてゐる。

中銀、鮮銀業務協定　昭和十年十一月八日より滿洲中央銀行、朝鮮銀行間に種々折衝が行はれた結果左の如き協定が成立し十二月六日正式に協定覺書の調印が行はれた、協定覺書大綱は左の如くである。

一、鮮銀は滿洲國通貨の統一を全般的に援助し且滿鮮パー維持に協力すること

二、滿洲國內に於ける鮮銀の預金並に貸越は原則として國幣建とすること（但し滿鐵關係當座は治外法權關係まで現狀のまゝとする、又は關東廳內は特殊關係がある爲め例外とす）

一、鮮銀の特別當座に金形維持を目的として一定の金額を預け入れること

一、鮮銀の現在する滿洲中央銀行に對する鮮銀の地位を滿洲國の新銀行に承繼し、鮮銀の滿洲國內に於ける營業は滿洲中央銀行の代理業務にかゝること

一、滿洲國幣管理法の實施に關して鮮銀は滿洲國幣管理法の趣旨を遵守すること

一、日滿爲替關係の現金は鮮銀を通じて行ふこと

一、滿洲中銀の大額月掛金利子を引下げ、鮮銀の預金利子と均衡をとつて預金維持に努めること

一、未確定期間は一箇年とすること

滿洲國爲替管理法　これと前後して滿洲國への資本逃避を防止すると共に日滿間の流入及び關連を調節し日滿爲替パーを期すべく、康德二年十二月十日附滿洲國爲替管理法を施行し、同日より關東廳關

東州外國爲替管理法も施行せられ、これと歸調和の取締が行はれることとなつた。

日滿爲替相場　滿洲中央銀行創立當時は我國當初の經濟的不安から、金輸出禁止當時は七十三圓十九錢であつたが、漸次銀價の急騰につれ騰貴し大同二年八月には國幣對金紳パーを示現し、更に漸騰の一途を辿り康德元年十月には百二十二圓の新記錄を造つたが、滿洲國の通貨政策强行と銀價の下落により康德二年八月には再びパーを示現、これを機會に日滿爲替パー維持の方策が兩國政府間に於て決定され、一部で囁ふられた爲替協定の如きも行はずして完全に日滿爲替パーは確保されて今日に至つてゐる。

滿洲國對外爲替相場

		日本向	銀貨向	上海向	倫敦向
大同一年平均	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
大同二年平均	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
康德一年平均	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
康德二年一月	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二月	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
三月	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
四月	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五月	部買	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	部賣	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

日本會計學會編纂

會計

●●● 著者は一流專門家揃 ●●●

日本會計協會編 會計理論 東・下野博士古稀記念論文集 上 價三・〇〇 送・二〇
日本會計學會編 原價計算 東・下野博士古稀記念論文集 中 價二・〇〇 送・一〇
日本簿計學會編 會計監査 東・下野博士古稀記念論文集 下 價二・〇〇 送・一〇
吉田良三著 間接費の研究 價四・〇〇 送・二〇
勘定學說研究 價二・〇〇 送・一〇
井上達雄著 例解會計簿記精義 價三・〇〇 送・一〇
沼田嘉穂著 簿記新論 價二・〇〇 送・一〇
三村利八郎著 豫算統制の實證的研究 價一・五〇 送・一〇
長谷川安兵衛著 豫算統制の研究 價一・五〇 送・一〇
杉本秋男著 會計學研究 價二・〇〇 送・一〇
古川栄一著 豫算統制論 價二・五〇 送・一〇
高瀬荘太郎著 グッドウヰルの研究 價四・〇〇 送・二〇
近代株式會社論 價二・〇〇 送・一〇
金子利八郎著 簿記新論 價二・〇〇 送・一〇
三村利平著 日本銀行と金融市場 價二・〇〇 送・一〇
エッチ・ハイエク ハイエク著 景氣と貨幣 價一・八〇 送・一〇
吉田寛治著 會計學提要 價二・五〇 送・一〇
クリオ著 金融理論と管理通貨 價二・〇〇 送・一〇

毎月一回一日發行 定價五拾錢 郵稅一錢半
半ケ年前金參圓（郵稅共）
一ケ年前金五圓七拾錢（郵稅共）

計理士・會計事務擔任者・企業經營者・會計學・經營學・經營經濟學研究者の好參考

大正六年四月創刊
本邦唯一の研究機關

發兌 森山書店
東京小川町
神田ビルル
振電 東京三二九一八〇番
替話 神田一九一八〇番

本社）奉天皇姑屯
奉天工場）同

滿蒙毛織株式會社

電話國代表五二一一番

名古屋支店）名古屋市外萩野村光音寺
名古屋工場）同 電話東五三三五番

岡崎工場 岡崎市大手町字東大森
毛メリヤス部 名古屋市中區大池町四ノ一

東京事務所 東京市麹町區内山下町一ノ一東洋ビルディング内 電話國銀座五四七五番
北支營業所 天津日本租界宮島街一二
出張所（滿洲）大連・奉天城内・新京・吉林・ハルビン・チチハル・錦縣・京城

國産自動車及部分品製造販賣
各種ボディー製作竝一般修理

同和自動車工業株式會社

本社 奉天小西邊門北入
支店工場 新京、哈爾濱、齊々哈爾、公主嶺

土木建築請負

辻組

組主 辻吉太郎

本店 大連市能登町四七 電話國二一六〇六七番
出張所 金州赤城町五〇番地 電話二一二四番
大石橋大石橋大街十二番地 電話五八番
奉天瀾生町二九番地 電話國四六三番
新京豐樂胡同二〇七番地 電話三七八〇番
哈爾濱斜紋街三路街一五ノ一 電話六三八七番

營業科目

一般藥品醫理化學器械
煖房換氣衛生工事
防水保溫材料及工事
タイル衛生陶器建築材料
寫眞製版材料

支店
奉天萩町二九番地 電話國(3)六三三六番
新京日本橋通五〇番地 電話國(3)四七八四番
哈爾濱工廠街一九番地 電話(3)五三九〇番

松澤商會

大連市監部通二十番地

電話 代表(2)六一〇〇番
國(2)六三三五番
振替貯金大連一一〇番

出張所 牡丹江圓明街二番地 電話六五三番
齊々哈爾中央馬路一番地 電話三二一一番

土木建築請負

岡組

本社 大連市東公園町六十五番地

電話 事務室(長) 本局(2) 三九九二番
特調室 七三二一番
組長室 九三六三番

碎石工場 大連市外周水子泡崖屯

花崗石採掘場 金福線鹽廠屯驛前

支店出張所所在地

瓦房店出張所	瓦房店昌榮街四三番地		
鞍山出張所	鞍山元町二丁目一四九		
奉天出張所	奉天紅梅町二六		
鐵嶺出張所	鐵嶺松島町五番地		
泉頭出張所	滿鐵本線泉頭驛前		
四平街出張所	四平街昭平橋通八		
新京支店	新京朝日通七九		
吉林出張所	吉林特別市大馬路		
圖們出張所	間島省圖們春風街		
安東出張所	安東市場通三丁目		
哈爾濱出張所	哈爾濱商市街一五		
海倫出張所	濱江省海倫東大街六四		
牡丹江出張所	濱江省牡丹昌德街		
齊々哈爾出張所	齊々哈爾新馬路九		
博克圖出張所	興安東省博克圖驛前		
白城子出張所	龍江省白城子驛前通リ		
錦縣出張所	錦縣大馬路三丁目		
阜新出張所	錦州省阜新東大街		
京城支店	京城府龍山漢江通六番地		
兼二浦支店	朝鮮黃海道兼二浦明治町		

電話(長)二七二番 電話(長)三〇二三番 電話(長)七七七番 電話(長)五六二番

電話(長)三一四番 電話(長)(3)二七六六番 電話 三〇三八番 電話 四三四番 電話(長)二八二番 電話 四九九九番 電話 一四六番 電話(長)六六六番 電話 二九三一番

電話(長)一四三番 電話(長)二一〇番 電話 五一番 電話 龍山九六六九番 電話(長)四二番

物品販賣業 鋼鐵、電氣、瓦斯、水道、鑛山用、機械及部分品、

代理業 度量衡器、水道メーター、電信電話用線及電池等各品、土工用諸機械類

製造業 洋釘、亞鉛引鐵線、犬釘及線路用品並工具類、鋲類

大連市佐渡町二〇番地

株式會社

進和商會

電話代表二一一二一番

社長 高田友吉

出張所 大阪、奉天、新京、哈爾濱

工場 大連市外甘井子淑房屯

株式會社

福井組

代表 福井米次郎

本店 大連市近江町三二番地

支店 東京、大阪、鞍山、大石橋

出張所 奉天、新京、石河、哈爾濱

工場 錦縣、興城縣、石河、大石橋

主なる取扱品目 冷凍魚、鮮魚、鹽乾魚、罐詰各一般

（年中在庫品豐富）

は

株式會社

林兼商店 大連出張所

大連市乃木町十番地（電話二七五四〇番）

本社 下關市竹崎町

滿洲冷凍販賣部

資本金壹千拾萬圓

大連、奉天、新京、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、牡丹江、公主嶺

株式會社

内田洋行大連支店

大連市連鎖街銀座通リ

電話伏見 (3)3856 (3)1929 振替口座大連 1234

事務用品、文房具、計算器、保管庫、繪畫材料

金庫、測量、製圖用品、氣象器、度量衡器

本店 大阪

支店―東京、奉天、新京、哈爾濱、齊々哈爾

王子製紙株式會社製品滿洲一手販賣

鴨綠江製紙株式會社
六合成造紙廠
八代製紙株式會社

製品一手販賣

日本洋紙株式會社

大連市山縣通一四七番地

出張所　大阪、新京、安東

物理學及化學諸器械
一般測定用精密器械
化學工業用諸機械
蓄電池及充電裝置
レントゲン裝置
研究用各種醫療機械
アクメ人工高山太陽燈
博物標本及學術模型

大連市若狹町四〇番地　電話〔局二一三二八九番 二一四九七番　振替口座大連六八一番

株式會社　島津製作所大連出張所

本社　京都市中京區河原町二條南
支店　東京、大阪、福岡
出張所　京城、臺北、伯林
奉天、新京、名古屋、札幌

證券部　錢鈔部
事業部　保險部

株式會社　東裕公司

取締役社長　首藤定

大連市山縣通リ十八番地大倉ビル內

受信略號　タイレントウユウ
發信略號　(ト)又ハ(トユ)
代表番號　(二)五一五七番
(二)五一五八番
局　(二)五一五九番
(二)六七三三番
市場事務用　(二)一二一八番
(二)一七一二番
事業部　(二)七六五〇番

特許砂型遠心力鑄造製管法
水道瓦斯用高級鑄鐵管竝ニ屬具製造販賣

滿洲久保田鑄鐵管株式會社

本社　大連市東公園町三十五番地（技術會館內）電話㊇六〇一四番
工場　滿洲國鞍山南六番町七十六番地　電話〔三三四二番 三三四三番

同	七月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	八月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	九月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	十月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	十一月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
康徳三年	一月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	二月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	三月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	四月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	五月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	六月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六
同	七月	一五・二六	一五・二六	一五・二六	一五・二六

（註）本表は奉天市場は新京滿洲中央銀行每日當日場の平均、金銀塊相場は一九三二年七月倫敦金塊相場一一五S、一一、八四六Ld、倫敦銀塊相場二六、九三〇二dを基礎とす。

金　融

滿洲國側の金融

概　況　滿洲の金融機關は舊政權時代には各地方銀行の外に錢莊、糧棧、當鋪等が入り亂れ複雜そのものであつたが、滿洲建國以來金融の圓滑なる發展を期し國民生活の利便を圖らんため、金融統制機關として國營の滿洲中央銀行を設立し、更に新銀行法を制定、國內普通銀行を統制指導すると共に農村並に庶民金融機關として金融合作社を創設しこれが增設を圖つてゐる。滿洲國の金融界は、滿洲國が農業立國であり、九十パーセント以上を農民が占める關係上、農產物殊に滿洲特產物の大宗たる大豆、高粱、玉蜀黍の出廻り季節を中心に資金の需要旺盛を示し活潑なる金融繁忙を呈するのが常である。

金　利　滿洲の金利は舊政權時代には著しく高率で、各省各々獨立の立場にあり地方的に差異が多かつたが、滿洲中央銀行では開行と同時に金利の統一を圖り更に漸次その低下に努め來つた。即ち預金貸出利率共に大同元年九月一日より改正利率を實施し、其後大同二年七月及康德元年五月の二回に亙り利下を實行し、康德二年四月には金利子の引上げを行つたが、康德三年一月一日には再び從前の利率に引下げ、次いで康德三年五月十一日には日本內地の低金利政策遂行に協力して、預金、貸出の大巾引下げを斷行し國內產業の助成に資した。

預金利率

當座預金	日息	〇・〇三分	康德三年五月十一日より改正
特別當座預金	同	〇・〇三分	同
通知預金	同	〇・〇三分	同
定期預金	三箇月	年息四分五厘	同
	六箇月	同　五分	同　四分七厘
	一箇年	同　五分五厘	同　四分二厘

（註）括弧內預金率は新京、奉天、哈爾濱、安東、營口、五大都市に限る。

貸出利率

種別			
當座貸	日息	一銭	康德元年五月一日より
金銀證保貸付	同	一銭	康德三年五月十一日より
商品證保貸付	同	一銭	同
證券證保貸付	同	一銭	同
倉庫證保貸付	同	一銭	同
不動產證保貸付	同	一銭	同
其他確實有證保貸付	同	一銭	同

主要都市貸出利率

（康徳三年六月）

種別 ／ 地方別 ／ 銀行別

金銀擔保貸出

商品擔保貸出

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

證券擔保貸出

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

國債擔保貸

當座貸越

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						

割引手形

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

主要都市銀行預金利率

（康徳三年六月）

種別 ／ 地方別 ／ 銀行別

定期預金

三箇月

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

六箇月

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

十二箇月

地方別	銀行別	金票 国内	金票 日本	金票 外国	国幣 国内	国幣 日本	国幣 外国
新京	最高						
	最低						
奉天	最高						
	最低						
安東	最高						
	最低						
營口	最高						
	最低						
大連	最高						
	最低						
吉林	最高						
	最低						
哈爾濱	最高						
	最低						
齊々哈爾	最高						
	最低						

（註）1 大連國幣勘定欄には鈔票金利を掲ぐ。2 利率は全部日歩。3 本表には滿洲中央銀行利率を含まず。

當座預金

備考 1 大連國幣勘定欄には鈔票金利を掲ぐ。2 定期は年利、其他は凡て日歩。3 本表には滿洲中央銀行利率を含まず。

特別當座預金

通知預金

奉天（最高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
最低）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
安東（最高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—
最低）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—
營口（最高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
最低）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
大連（最高	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
最低）	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
吉林（最高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
最低）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—
哈爾濱（最高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
最低）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
齊々哈爾（最高	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—
最低）	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—

滿洲中央銀行

組織　滿洲中央銀行法及び同組織法により貨幣の製造發行、通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制することが定められ、

（一）資本及び株式、資本は國幣三千萬圓、株式は三十萬株に分ち一株の額面は國幣百圓とす、設立の際半額十五萬株を募集し內第一回拂込として一株に付五十圓即ち七百五十萬圓を徵收、大同二年七月一日更に第二回拂込七百五十萬圓を徵收、現在の拂込資本額は一千五百萬圓である。なほ株券は總て記名式とし、株主は特に政府の許可を受けた者に限られ且つ政府に於て五萬株以上を引受くる義務がある。政府は其の引受けた株式を讓渡又は處分し得ざる規定となつてゐる。

（二）政府納付金制度及び株主配當　保證株主に對し配當し得べき利益金額が、拂込資本に對し年一割を超過する時は、銀行は其の超過額の四分の三を政府に納付することを要し、又株主に對し配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し年五分に達せざるときは、政府持株に配當を爲すことを要せざるのみならず、政府は創立年度より五年を限り年六分に達する金額を補給する。

（三）積立金　（イ）缺損補塡準備積立金純益の百分の八以上、（ロ）配當平均積立金純益の百分の二以上、（ハ）其の他積立金。

（四）營業期　一年を二期に分ち、即ち一月一日より六月三十日迄、七月一日より十二月三十一日迄を以て各々一期と爲す。

（五）存立期間　設立認可の日より滿三十年とす、但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得。

（六）業務の種類　（イ）貨幣の製造及發行、（ロ）一般銀行業務及附隨業務。

本、支店所在地　總行を新京に置き奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾の四都市に分行を其他の各地に支行、辦事處、出張員事務所を設置して居る。分行はその都市に於ける支行を管轄し又辦事處は支行に準じ地方の事情に應じ便宜必要なる業務を辦理してゐる。本行各營業所の所在地を擧ぐれば左の如くである。

總　行　新京
分　行　奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱
支行辦事處
吉林省　新京南廣場、同大同大街、同興仁大路、吉林東關、敦化、樺甸、磐石、伊通、公主嶺、

長嶺、農安、扶餘、德惠、樺樹、九臺、蛟河、三岔河、雙陽

奉天省　奉天小西關、同千代田通、撫順、清原、山城鎮、西豐、西安、東豐、海龍、梅河、鄭南、興京、本溪、遼陽、海城、營口、蓋平、瓦房店、遼中、新民、鐵嶺、開原、開原城內、法庫、昌圖、四平街、鄭家屯、八面城、遼源、朝陽鎮、鞍山、大石橋

濱江省　哈爾濱道外、雙城、五常、一面坡、賓安、榆樹鎮、阿城、賓縣、巴彥、木蘭、呼蘭、綏化、慶城、興隆鎮、海倫、望奎、青岡、鐵力、安達、豐樂鎮、牡丹江、綏西、東寧

龍江省　昂々溪、泰來、大賚、洮安、洮南、林甸、拜泉、訥河、泰安鎮、克山、開通、北安鎮、明水、嫩江、拉哈

熱河省　承德、平泉、凌源、赤峯、圍場

錦州省　錦縣、興城、綏中、山海關、義縣、朝陽、北鎮、新立屯、錦西、溝幫子、盤山、黑山、彰武、北票、阜新、西安

安東省　安東、莊河、岫巖、鳳城、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白

興安省　海拉爾、通遼、扎蘭屯、滿洲里、開魯、王爺廟、林西

三江省　佳木斯、富錦、依蘭、通河、寶清、勃利

間島省　延吉、琿春、圖們、龍井村

黑河省　黑河

關東州　大連

察哈爾省　多倫（出張員事務所）、張北（同上）、德化（同上）

以上總計百四十六箇所がある。（康德三年七月現在）

業務概況　（一）營業成績　大同元年七月一日開業以來通貨の統一安定を圖ると共に、舊銀行號より承繼した業務の整理を行ひ、金融の疏通產業の開發に力を盡した。即ち支行の綜合竝に新設による支店網の整備、附屬業務の分離、引繼資金の整理、業務の刷新擴張、國庫金の取扱、貨幣制度の建設的工作、日滿爲替統一等幾多の事業を處理し而も此間比較的良好な成績を擧げ初期より引續き六分配當を行ひ、康德三年上半期には九十四萬三千九十三圓の純益を擧げた。

（二）預金　從來滿洲に於ては信用制度の發達遲々として進まず預金の如きも極めて小額であつたが、滿洲中央銀行は創設以來普通銀行の發達を促進すると共に、分支行をして預金の獎勵に力を盡さしめ國民の預金思想涵養に努力した。即ち大同元年下半期（第一期）には政府預金、民間預金を合して五千萬圓に過ぎなかつたものが、急激な割合で增加を辿り康德三年上半期（第八期）には一億八千七百餘萬圓に上つた。右は政府預金及び國內經濟界の發展に伴ふ一般預金の增加に因るもので前年同期末に比較すれば一千餘萬圓の增加であり、第一期に比較すれば三倍を遙かに突破してゐる。

各期末預金額（單位千圓）

年次	政府預金	民間預金	計
大同元年下期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大同二年上期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大同二年下期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
康德元年上期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　　下期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
康德二年上期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　　下期	[illegible]	[illegible]	[illegible]
康德三年上期	[illegible]	[illegible]	[illegible]

（三）貸出　（イ）貸出金の概況　開業當初の貸出金殘高は一億七百餘萬圓であつたが、第一期中に於て政府貸上金、特產資金貸出等により期末殘高は一億三千四百萬圓に上り、爾後資金回收、附業分離、特產市場の不況により、春耕資金、商工資金、地方行政費借款等の新規貸出相當ありたるにも拘らず漸減を示し第三期末には一億四百萬圓となつたが、康德元年上半期に於ける農商民救濟の貸出、特產市價の昂騰及び產業の發展に伴ふ一般商工農業者に對する貸出の增加により康德三年上半期末殘高は一億五千六百餘萬圓に上り前期末に比較すれば千四百萬圓の減少であるが前年同期に比較すれば一千餘萬圓の增加を示した。

各期末貸出殘高（單位千圓）

年次	政府貸上金	諸貸出金	計
大同元年七月一日	一一、五〇〇	[illegible]	一〇七、〇八五
大同元年十二月末	三三、五〇〇	[illegible]	一三四、九四七
大同元年　六月末	一九、一〇〇	[illegible]	[illegible]
大同二年十二月末	一九、一〇〇	[illegible]	[illegible]
康德元年　六月末	一九、一〇〇	[illegible]	[illegible]
康德元年十二月末	[illegible]	[illegible]	[illegible]

康徳二年六月末	三、三三、六三	一、三三、六三	康徳二年六月末	三、三三、六三	一、三三、六三
康徳二年十二月末	三、六、九三	二、六、八三	康徳二年十二月末	三、六、九三	二、六、八三
康徳三年六月末	三、三、六三	一、三、六三	康徳三年六月末	三、三、六三	一、三、六三

（ロ）特産資金　國内の金融界は農業國たる關係上、特産物に對する放資は最も重要なる業務であるから、滿洲中央銀行では直接或は間接に他の銀行を通じて特産資金の放資を行つてゐるが、その額は特産物の作柄或は相場の如何によつて異るが大體每季三四千萬圓乃至五六千萬圓に上つてゐる。

（八）春耕貸款　農民の水災、旱災等により窮乏せる者に對し耕作に必要なる種子、肥料、農具、勞力等の購買に充當する爲め貸出したるものを春耕貸款（農民、農地復興貸款）と稱するが、康徳二年度よりは金融合作社も本格的に活動の緒につき且つ備荒施設として義倉制度も着々進捗しつゝあるので、康徳二年度からは原則として、同貸出は廢止することになつた。大同二年度及康徳元年度貸出は左の如くである。（單位圓）

省別	大同二年度 口數	大同二年度 貸出額	康徳元年度 口數	康徳元年度 貸出額
舊黑龍江省	六、三五一	六、三五、四三	六、三五、四三	一、三三、三三
舊奉天省	八、四四一	四、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三
舊吉林省	一、六六八	四、六六、八三	三、三三、三三	三、三三、三三
興安四省	三五	三五、三三	三三、三三	三三、三三

（四）爲替（イ）內國爲替、從來滿洲各省は各々通貨を異にする結果、國內に於ても亦た外國爲替に於けるが如き觀を呈し、爲替取組にも極て不便で爲替料も高率であつたが、本行開設後通貨の統一と共に、中央銀行は滿洲國金融合作社法の制定相場により純分の檢査は同行內分析所に於て行はれ、現在產金買上價段は一瓦に付き三圓五角である。

內國爲替取組高

期別	仕向口 口數	仕向口 金額	被仕向口 口數	被仕向口 金額
大同元年下半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
大同二年上半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
大同二年下半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
康徳元年上半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
康徳元年下半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
康徳二年上半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
康徳二年下半期	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三

（ロ）外國爲替　從來滿洲に於ける外國爲替を取扱ふものがなかつたが、中央銀行は業務の整備に伴ひ次第に海外に爲替取組先銀行を設け、康徳三年七月末には十八行、八十七都市、百七十八箇所に達した。中央銀行が外國爲替取組業務を行ふ事は一般の例に徴して變則であるが、滿洲國が爲替銀行を有せざる以上已むを得ざる措置で同行の爲替業務の發展は注目されてゐる。コルレス先銀行左の如し。

（康徳三年七月末）

第一銀行、川崎第百銀行、三菱銀行、橫濱正金銀行、三和銀行、朝鮮銀行、名古屋銀行、愛知銀行、住友銀行、蘇滿銀行、加州銀行、十二銀行、朝鮮殖產銀行、營口商業銀行、奉天商工銀行、チヤータード銀行、チエーズ、ナショナル銀行、天津銀行

（五）產金買上　大同二年六月產金買上法の公布以來國內產金は同行で安東、寒天、龍井村、佳木斯、黑河、哈爾濱等に產金買上所を設け、國內產金の買上げに從つてゐるが、採金會社も康徳元年五月に創設され且つ鑛業法も康徳二年九月より實施されたゝめ產金買上高は漸增の一途を辿り康徳三年上半期のみで百三十四萬八千餘兌にして買上開始以來の總買上量は七百四十九萬四千餘兌に達してゐる。買上價格は每週政府發表の公定相場により純分の檢査は同行內分析所に於て行はれ、現在產金買上價段は一瓦に付き三圓五角である。

金融合作社

沿革　滿洲國金融合作社は社團法人であつて一縣一社主義を採つてをり、內地信用組合の規模を大きくした樣なもので、組合組織による非營利庶民銀行とも見るべきものである。滿洲國に於ける農村金融機關としては從來舊慣及び當舖（質屋）のみしか存せず之の種金融上の施設は甚だ幼稚であつたが、政府に於ては簡易、長期、低利なる資金を必要とする農業金融の整備につき考究し、獨逸、日本、朝鮮及び關東州に於て實施されてゐる金融組合を參考に滿洲國情に卽したる組織を以て創設することゝなり、大同元年度に瀋陽と復縣との兩地に之を設置したが、これが滿洲國に於ける金融合作社の嚆矢である。次いで財政部では治安、經濟上の事情を考慮し、大同二年度に奉天、吉林、黑龍江省所屬の各縣に十一社を增設し、康徳元年九月十七日金融合作社法を公布、同年十二月十七日新法による十三社の金融合作社は聯合會を組織し、康徳元年度に於て三十九社、康徳二年度に於て三十社、康徳三年度に於て更に二十社の設立を許可して、現在百二社を數えるに至つた。

金融合作社一覽

（康徳三年九月一日現在）

省別	縣名
吉林省	永吉、額穆、舒蘭、九臺、磐石、長春、伊通、雙陽、樺樹、扶餘、農安、德惠、榆樹、敦化
龍江省	克山、依安、訥河、富裕、拜泉、訥河、龔江、泰來、明水、大賚、依安、克東、龍鎭、林甸、齊齊哈爾、安保
三江省	樺川、依蘭、富錦、寶清、鶏寧
濱江省	綏化、海倫、綏西、巴彥、阿城、呼蘭、雙城、賓縣、寧安、賓縣、珠河、延壽、木蘭、五常、橫山
安東省	鳳城、安東、莊河、輯安、寬甸、臨江、通化
奉天省	遼陽、復縣、蓋縣、遼陽、撫順、撫順、蓋平、蓋縣、昌圖、海龍、新民、東豐、西豐、鞍山、遼中、樺河、康平、豐山
錦州省	錦縣、興城、綏中、義縣、錦山、錦西、北鎭、錦縣、朝陽、阜新、彰武
熱河省	承德、凌源、平泉、豪德、開場
興安南省	通遼

金融合作社業務概況

（金額單位円、康徳三年八月末現在）

省別	社數	社員數	出資金	借入金	預り金及定期積金	利益金	其他共計
吉林省	三	三、三三三	九、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
江省	三	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
江省	三	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
江省	三	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
東省	三	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
天省	三	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
州省	九	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
省	四	三、三三三	三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	三三、三三三
南省	一	三三三	三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三三	三三、三三三
計	三三	三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	三、三三三	一、三三、三三三

概況　全滿金融合作社の康徳三年一月より同年八月末迄に於ける貸出總額は一千六百八十一萬一千圓で、內四百三十二萬一千圓を回收し、八月末貸出殘高は一千二百四十九萬圓、預金は三百四十二萬八千圓である。合作社の貸出資金は政府貸下基本金二百六萬圓、聯合會よりの借入金八百三十萬圓がその主なるものである。尚康徳二年十二月末決算に於ては利益金十三萬九千圓を上げた。財政部では既に四十社の業務檢查を爲し業務指導と內容向上に努めつゝあるが、今後も聯合會の統制下に一層の發達を企圖してゐる。

省別	資本金 未收拂資金	貸付金	預金及郵便貯金	損失金	現金
吉林省	一、〇〇〇、〇〇〇	三、三四九、三五五	二、八三六、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
龍江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
三江省	一、〇〇〇、〇〇〇	三四九、三五五	二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
濱江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
安東省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
奉天省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
錦州省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
熱河省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
興安北省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三四九、三五五	一、二四三、三四一	四四、九六一	三六、〇九八
計	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、三四九、三五五	二、八三六、三四一	四四、九六一	三六、〇九八

大興股份有限公司

軍政權時代に於いて各省官銀號が經營してゐた擔保多數の附屬業務が、滿洲中央銀行創立と共に同行に引繼がれ、之等は一年以內に分離することとなつてゐた。同行は中央特業局を行內に設けて六十餘店の附屬業務の整理廢合を行ひ、取扱ひ有望な貨屋業、騰游業、製油業、供貸質業、代理業等三十八店を選んでその內容を整理した。大同二年六月銀行より分離したが、之を繼承すべく滿洲公司法に依る最初の股份有限公司として設立された。從つて會社としては新しいが、事業は古く既に確固たる地盤を有してゐる。同公司の資本金は六百萬圓全額拂込濟であつて、株式總數十二萬株の大部分は滿洲中央銀行が持つてゐる。事業の範圍は滿洲中央銀行が最も多く、主要なる營業としては投資されてゐる。中質屋業の大部分は之に投資之等の當舖營業の組織は總當、分當、支當、轉當、當號處の區別があつて、總當とは同公司營業中當舖の本店を言ひ、分當は總當と同一地域に於ける支店の中此較的大なるもの、支當は總當と異る地域にある支店で、接當及び當號處には出張所或は出張當號處には質貨の設備なき質物を其の日の中に本當或は支店に持參して保管し、顧客が受出すの、內國銀行六五行、中華民國聯銀行二十三行、合計八十八行に達した。

全國普通銀行一覽

（康德三年六月末現在）

銀行名	組織	資本金（內拂込）圓	貸出金 千圓	預り金 千圓	貸出金 千圓
▲奉天省					
奉天商工銀行	株式	二、五〇〇、〇〇〇（二、三〇〇、〇〇〇）	三、二五二	三、二四八	一、三五二
奉天商業銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、四五	一、四五	一、四五
奉天醫藥銀行	同	三〇〇、〇〇〇（三〇〇、〇〇〇）	八四	八四	三四
奉天林業銀行	同	二〇〇、〇〇〇（二〇〇、〇〇〇）	三五	三五	一
社會會銀行	同	五〇、〇〇〇（五〇、〇〇〇）	四四	四四	一
瀋陽銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一四五	一四五	一
志城銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	九七	九七	三五
同益興銀行	個人	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一四二	一四二	一
興順銀行	株式	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	六六	六六	二
義增銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	六五	六五	二
營口商業銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	三六六	三六六	一四六
福順銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三五	八三三	一
德義銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三二	一三二	一
鞍樹鎭方銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三	八	一
▲吉林省					
功成銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、二四五	一、二四五	一四五
▲錦州省					
公順合銀行	個人	一〇〇（一〇〇）	一	一	一
慶裕隆銀行	同	五〇（五〇）	一	一	一
聚隆銀行	同	一〇（一〇）	一	一	一
▲安東省					
東邊實業銀行	株式	一、五〇〇、〇〇〇（一、五〇〇、〇〇〇）	一、一五	一、一五	一
安東地方銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、一五	一、一五	一
義來誠銀行	個人	四〇〇（四〇〇）	一	一	一
天興茂銀行	同	四〇〇（四〇〇）	一	一	一

概況 錢莊及當舖は小商工農業者の庶民金融機關として自然的に發生した極めて原始的なものに過ぎず、從て建國直後にあつては實質に於て所謂銀行の機能を發揮してゐたものは皆無の狀態であつた。そこで滿洲中央銀行の手足となりよく民間商工業者に接觸する普通銀行の再建及び其の健全な發達を誘導し預金者の保護を計ることが滿洲國政府としては必要となつたので、之が基礎法として銀行法が制定されることになつた。

銀行法制定 滿洲國銀行法は大同二年十一月九日公布された。今後新設される銀行は勿論、從來の銀行に對しても新たに營業許可を要することゝし、其の期限を康德元年十二月末日と爲し、申請書の提出期限を同年六月末日としたが、營業繼續申請數は總數百六十九行に及び從來營業に該當するものを含み國內に於て銀行業に該當する業務を營む內國及び中華民國系業者の殆んど凡てであつた。右に對する銀行營業許可は逐一實地檢査を執行して地方經濟界の狀況並に當該銀行の資產內容の實態を檢討し、申請百六十九行に對し裁定許可期限たる康德元年末日迄に營業許可を與へたるもの、內國銀行六五行、中華民國聯銀行二十三行、合計八十八行に達した。

銀行法一部改正 銀行法は從來治外法權を享有國民たる日本人銀行に對しては適用されず、唯日滿兩國の特殊關係に基き、日本側銀行の好意的協調によつて金融統制の實を擧げ來つたのであるが、康德三年七月一日より附屬地外金融行政權が滿洲國に移讓せらるゝことゝなつたので、之が圓滿なる接收を行ふため、從來日本領事館の許可を受けて銀行業を營んで居る者は單に八月末日迄に屆出を爲せば、銀行法によつて營業許可を受けたるものと看做す旨の條項を銀行法中に追加し康德三年七月一日附を以て公布、卽日施行された。

政府監督指導方針 康德元年末を以て基礎的整理を完了し、爾來之が圓滿なる運行を期するため、既設銀行に對して內容の刷新を圖り、弱小銀行に對しては適宜合併を慫慂し來つた。尙銀行は凡て株式會社とし、左の如く資本金も制限を加ふる方針である。

一、新京特別市、哈爾濱特別市及び奉天市に本店又は其他の營業所を置くものに在りては國幣四十萬圓以上。

二、齊々哈爾、吉林市、營口縣城及び安東縣城に本店又は其他の營業所をするものに在りては國幣三十萬圓以上。

三、縣公署所在地にして特に重要と認むる縣城に本店又は其他の營業所を有するものに在りては國幣二十萬圓以上。

四、左各號に該當せざる地方に在りては國幣十萬圓以上。

康德三年六月末全國普通銀行一覽表は左の通りで康德元年末の八十八行に比し二十二行の減少となつてゐるが、之が內容はその後康德三年六月末迄に新設せしもの一行、增資と共に個人組織を股份有限組織に改めたるもの五行、廢業したるもの三行で、結局營業許可を取消されたるものは、內國銀行四十三行、中華民國側銀行二十三行、合計六十六行となつたのである。斯くの如く內國銀行はその數に於ては著しき減少となつてゐるが、その質は著しく向上を示してゐる。

全國普通銀行一覽

（康德三年六月末現在）

銀行名	組織	資本金（內拂込）圓	貸出金 千圓	預り金 千圓	貸出金 千圓
社會會銀行	同	五〇、〇〇〇（五〇、〇〇〇）	四四	四四	一
瀋陽銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一四五	一四五	一
志城銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	九七	九七	三五
同益興銀行	個人	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一四二	一四二	一
興順銀行	株式	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	六六	六六	二
義增銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	六五	六五	二
營口商業銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	三六六	三六六	一四六
福順銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三五	八三三	一
德義銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三二	一三二	一
鞍樹鎭方銀行	同	一〇〇、〇〇〇（一〇〇、〇〇〇）	一三	八	一
▲吉林省					
功成銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、二四五	一、二四五	一四五
▲錦州省					
公順合銀行	個人	一〇〇（一〇〇）	一	一	一
慶裕隆銀行	同	五〇（五〇）	一	一	一
聚隆銀行	同	一〇（一〇）	一	一	一
▲安東省					
東邊實業銀行	株式	一、五〇〇、〇〇〇（一、五〇〇、〇〇〇）	一、一五	一、一五	一
安東地方銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、一五	一、一五	一
義來誠銀行	個人	四〇〇（四〇〇）	一	一	一
天興茂銀行	同	四〇〇（四〇〇）	一	一	一
奉天商工銀行	株式	二、五〇〇、〇〇〇（二、三〇〇、〇〇〇）	三、二五二	三、二四八	一、三五二
奉天商業銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇（一、〇〇〇、〇〇〇）	一、四五	一、四五	一、四五
奉天醫藥銀行	同	三〇〇、〇〇〇（三〇〇、〇〇〇）	八四	八四	三四
奉天林業銀行	同	二〇〇、〇〇〇（二〇〇、〇〇〇）	三五	三五	一

永和銀行同	(38)	一	一	一	一	一	一	一	一
▲三江省	(39)								
晋昌銀行同	(40)	三	三	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
▲興安北省	(41)								
滿洲里商業銀行株式	(42)	一	一	一	一	一	一	一	一
東盛銀行個人	(43)	九	九	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
興農長銀行同	(44)	一	一	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
▲新京特別市	(45)								
益發銀行株式	(46)	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
益通商業銀行同	(47)	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四
惠華銀行同	(48)	三五	三五	一	一	一	一	一	一
福記銀行個人	(49)	一	一	一	一	一	一	一	一
▲哈爾濱特別市	(50)								
恒興銀行個人	(51)	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
義順德銀行同	(52)	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
中泰銀行同	(53)	八、三五	八、三五	八、三五	八、三五	八、三五	八、三五	八、三五	八、三五
天和興銀行同	(54)	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
瑞蚨祥銀行株式	(55)	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
東恒縣銀行個人	(56)	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
天玉銀行同	(57)	四	四	四	四	四	四	四	四
福泰銀行同	(58)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
哈爾濱恊和銀行株式	(59)	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三

豫産銀行同	(60)	一	一	一	一	一	一	一	一
黑太國民銀行同	(61)	一	一	一	一	一	一	一	一
環城銀行同	(62)	一	一	一	一	一	一	一	一
計		一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
中國側銀行		本店(千円)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
中國銀行	(63)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
新京支行株式	(64)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同吉林支行同	(65)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同奉天分行同	(66)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同營口支行同	(67)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同山城鎭辦事處同	(68)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同安東支行同	(69)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同哈爾濱支行同	(70)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同綏化辦事處同	(71)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同黑龍江辦事處同	(72)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同通遼辦事處同	(73)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同鄭縣支行同	(74)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
交通銀行株式	(75)	六、三五	六、三五	六、三五	六、三五	六、三五	六、三五	六、三五	六、三五
新京分行同	(76)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
同哈爾濱支行同	(77)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
同吉林辦事處同	(78)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
同奉天支行同	(79)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
同營口支行同	(80)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
同黑龍江支行同	(81)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
小計		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
金城銀行株式	(82)	七、三五	七、三五	七、三五	七、三五	七、三五	七、三五	七、三五	七、三五
哈爾濱分行同	(83)	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
大中銀行株式	(84)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
哈爾濱分行同	(85)	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
計		一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

中國側銀行

中華民國側銀行の本店は皆中華民國の領土内にあつて滿洲國法の外にあり、監督の全きを得ないので、政府は預金者の利益を保護する爲め、營業許可に際し將來の債務辨濟の保證として供託金を命ずることになつた。勿論これ等中國側銀行にして關東局管下に分支行を有するものは滿洲國銀行法は適用されない。

中國銀行　公稱資本金二千五百萬元、拂込額二千四百七十一萬二千元の中國第一の銀行にして上海に本店を有してゐるが、現在では滿洲國財政部の方針により廉總二年春新京に駐滿中國銀行管轄行が設けられ全滿を統轄してゐる。而して奉天、哈爾濱を中心に國內に多數の分支行を有してゐる。

(イ) 滿洲國管下駐滿中國銀行管轄行（新京、（分行）奉天、（支行）安東、山城鎭、鄭縣、營口、哈爾濱、吉林、新京、（辦事處）營口西市、通遼、哈爾濱道外、黑龍江、綏化。

(ロ) 關東局管下支行、大連、瞭陽、奉天南滿站、會主適。

交通銀行　本店は上海にして資本金公稱一千萬圓拂込額八百七十一萬五千六百元である。現在では新京に分行を置き在滿各行を統轄してゐる。事業の中心は哈爾濱、奉天にあり昔日の地位はないが尙大銀行として信用を維持してゐる。

(イ) 滿洲國管下分行（新京、（分行）哈爾濱、吉林、撫順、奉天、營口、（辦事處）哈爾濱道裡、濱南。

(ロ) 關東局管下分行（大連、四平街、奉天南滿站。

金城銀行　民國六年五月、資本金一千萬元にて設立、現在拂込額七百萬元にして、本店は上海にあり、哈爾濱分行は民國二十年五月設立された。現在滿洲國管下に哈爾濱分行、關東局管下に大連分行あり、營業振は堅實である。

大中銀行　本店上海、民國十八年三月設立、資本金四百萬元、拂込額二百六十萬元哈爾濱に分行を有す。

東萊銀行　本店天津、資本金三百萬元、大連に分行を有す。

歐米側銀行

概況　中國側銀行を除いた外國銀行は英、米、佛國系銀行合計五行に過ぎず、營業範圍は主として哈爾濱を中心とし、奉天、大連方面に活躍してゐる。

滙豐銀行（香港上海銀行）　英國系一八六五年資本金（香弗）五千萬弗を以て香港に創設され今日では二千萬弗の拂込資本金を有し、香港を中心に南支、中支を營業範圍として銀行券發行並に爲替銀行として活動してゐる。北滿に於ける露國系銀行の勢力の失墜と共に哈爾濱に進出し、現在滿洲國管下に哈爾濱、奉天二支行、關東局管下に大連支行を有し、專ら特產資金の供給及び海外輸入雜貨等の爲替業務を行つてゐる。

花旗銀行　一九〇一年の設立に係る米國系銀行で一九二六年米國第一と稱せらる紐育のナショナル・シチー・バンク（一八一二年設立）に合併された。資本金は現在一億弗（米弗）で、積立金約一億二千七百五十萬弗を有する世界第二の銀行である。滿洲國では哈爾濱に支行を有する。從來其の貸付は僅に一部滿人資本家にのみ限られてゐた。

麥加利銀行　チヤータード・バンクとして有名な英國系銀行で倫敦に本店を有し、一九二七年哈爾濱及大連に支行を有してゐる。現在滿洲國では業務の殆んどを哈爾濱にのみ支行を有す。

橫濱正金銀行　一九二七年設立にかゝる米國資本金三百萬弗で一九二八年哈爾濱及大連に出張所を設けた。かくて日本銀行券、朝鮮銀行券及び正金銀行券の三者が無統制のまゝ流通したゝめ、この統一を圖るべく滿洲企業融通を目的とする東洋拓殖會社の進出を契機に、各銀行の活躍分野を截然區劃することゝなり、又金券の統一については滿洲國幣制の確立を俟つこととなつた。

法亞銀行　一九二九年に設立された佛國系銀行である。巴里本店を有し公稱資本金二千五百萬法、拂込額推定六百九十萬法で滿洲國には哈爾濱に支行を有し、北滿方面に活躍して在滿露人より預金を吸收し專ら露人系商人の小口金融に當り、その內容に多分に疑念を懷けられるものなるが、遂に康德二年十月本店を大連に移し、大正十四年十二月龍口銀行を合併し增資整理を經

銀行業　明治三十三年一月橫濱正金銀行が牛莊にその支店を開設したのが、本邦金融機關滿洲移植の嚆矢である。同行は爾來日露戰役に我軍の發行した軍票の回收に力めると共に、兌換銀券たる鈔壞の發行權を得て、滿洲各地に支店を增設した。しかし明治四十年銀の暴落は鈔票の金に對する比價に甚だしい變動を與へたので、關東都督府の收支及び滿鐵の運賃を金建に改め、日本銀行券とその補助貨とが流通するやうになつたが、民間の取引においてもなほ金銀の兩券が竝び行はれた。次で鴨綠江架橋と共に、朝鮮銀行券は金資金の需要に迎へられて滿洲內に流通の範圍を擴大し、大正二年以來奉天、大連、長春等に相次いで支店、

日本側の金融

て、大正十五年以來資本金千二百萬圓となり滿洲の地方銀行界に重きをなしてゐる。又滿洲銀行も正隆と共に日本側二大銀行で、その創立は大連銀行、遼東銀行、奉天銀行、滿洲商業銀行の四行が朝鮮銀行の斡旋により大正十二年八月合同し資本金三千萬圓の滿洲銀行となつたのである。その後整理の必要上一千萬圓に減資し今日に及んでゐる。

在滿邦人銀行一覽

銀行名	本店所在地	設立年月	資本金 公稱	拂込	千圓	支店、出張所、派出所々在地
正隆銀行	奉天	明治三十二年	100,000	100,000	100,000	大連、奉天、新京、營口、哈爾濱
朝鮮銀行	京城	明治四十二年	200,000	200,000	200,000	大連、旅順、遼陽、奉天、安東、鐵嶺、開原、哈爾濱、新京、營口、龍井村、奉天小西門、吉林、京大岡、大連、海拉爾、牡丹江、佳木斯、齊々哈爾、錦縣
正金銀行	橫濱	明治三十三年	100,000	100,000	100,000	大連、旅順、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、哈爾濱、四平街、新京、營口、安東、哈爾濱、龍井村、奉天小西門、新京大岡、大連、海拉爾、牡丹江、佳木斯、齊々哈爾、錦縣、奉天、瀋陽、撫順、鞍山、四平街、公主嶺、新京、營口、南島、天津、哈爾濱、小西門、西安、沙河口、朝陽鎭、新疆子、綏化、哈爾濱
滿洲銀行	大連	明治四十一年	11,000	5,500	5,500	金州、瓦子店、普蘭店、貔子窩、鞍山、海城、遼陽、撫順、本溪湖、安東、曙町、公主嶺、范家屯、新京、奉天、小西門、興隆町、山根、哈爾濱

（註）※印は目下休業中

日本側銀行預金及び貸出金（單位千圓）

	預金				貸出			
	銀行	信託	小計	合計	貸付金	當座貸越	割引手形	合計
昭和六年平均	三、六三五		三、六三五	三、六三五	一、八四〇	九、四九〇	八、三四〇	一九、八七〇
同七年平均	四、三四〇		四、三四〇	四、三四〇	一、九三〇	八、四四〇	九、三四〇	一九、七一〇
同八年平均	五、三五五		五、三五五	五、三五五	一、九三〇	九、三四〇	一四、三四〇	二五、六一〇
同九年平均	五、八三五		五、八三五	五、八三五	二、一三〇	一四、三四〇	一四、三四〇	三〇、七一〇
同十年平均	六、二四〇		六、二四〇	六、二四〇	二、一三〇	一四、三四〇	一四、三四〇	三〇、七一〇

日本側主要銀行別勘定（昭和十年十二月末現在、單位金額千圓、洋千元）

	預金				貸出			
	定期	當座	特別	通知	貸付金	當座貸越	割引手形	計
朝鮮銀行	金額	三四、六五五	三四、六五五	一、三四〇	七、六五五	一、三四〇	一、三四〇	三、四〇
	國數	一六四	一六四	一	一	一	一	一
正金銀行	金額	三四、六五五	三四、六五五	一、三四〇	七、六五五	一、三四〇	一、三四〇	三、四〇
	國數	一六四	一六四	一	一	一	一	一
滿洲銀行	金額	三四、六五五	三四、六五五	一、三四〇	七、六五五	一、三四〇	一、三四〇	三、四〇
	國數	一六四	一六四	一	一	一	一	一
其他銀行	金額	三四、六五五	三四、六五五	一、三四〇	七、六五五	一、三四〇	一、三四〇	三、四〇
	國數	一六四	一六四	一	一	一	一	一
計	金額	三四、六五五	三四、六五五	一、三四〇	七、六五五	一、三四〇	一、三四〇	三、四〇
	國數	一六四	一六四	一	一	一	一	一

（註）金は日本金圓、銀は銀圓、洋は小洋錢である。

手形交換所　滿洲に於ける手形交換所は從來大連、奉天二箇所であつたが、昭和九年十一月から新京手形交換所が開設された。なほ安東には交換所なきも手形交換を行つてゐる。

全滿手形交換高（單位各千圓）

	大連		奉天		新京		安東		鞍山		國幣勘定	
	取扱金額	取扱國數	取扱金額	取扱國數	取扱金額	取扱國數	取扱金額	取扱國數	取扱金額	取扱國數	大連	新京
昭和七年	一、二七二、五三一	一、五四六	三、三五五	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇
同八年	一、三四〇、六四〇	一、五四六	三、三五五	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇
同九年	一、四四〇、六四〇	一、五四六	三、三五五	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇
同十年	一、六四〇、六四〇	一、五四六	三、三五五	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇	一、三四〇

對外爲替關係　滿洲國の對外爲替の取組は日本を最主要の相手國とし、支那これに亞ぎその他歐米に對しては少額に止る。日本との爲替受拂は現在事實上滿洲國内に金票が流通するため、各地錢鈔取引所を利用すれば足りる。支那との關係は正金鈔票を通じて通常上海元或は天津元により決濟され、就中大連上海向爲替（露中相場）の利用が多く、大連錢鈔市場において現物取引のみ行はれてゐる。英米その他の金本位國との爲替決濟は國幣を以て行はれることなく、總て日本金圓を通じ或は上海元に換算されて行はれる。

爲替受拂高國別百分率

（銀勘定）

	受入				支拂			
	八年	九年	八年	九年	八年	九年	八年	九年
日本	五六・五	五七・二	七〇・八	七〇・二	六七・七	六八・一	七〇・二	七〇・二
滿洲	三五・四	三四・二	二四・五	二四・一	二六・四	二六・一	二四・一	二四・一
支那	五・〇	四・八	三・二	三・二	四・〇	四・〇	三・二	三・二
其他	三・一	三・八	一・五	一・五	一・九	一・八	一・五	一・五

（註）銀勘定は鈔票、國幣勘定の計

滿洲主要都市別爲替受拂高

（單位各千圓）

	大連	營口	旅順	鞍山	奉天	撫順	安東	吉林	哈爾濱	新京	公主嶺	四平街	開原	鐵嶺	遼陽	瓦房店	普蘭店	金州	旅順會社	大連會社
金勘定 受入高 八年	八六、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
金勘定 受入高 九年	一〇三、一三六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
金勘定 仕拂高 八年	八六、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
金勘定 仕拂高 九年	一〇三、一三六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
銀勘定 受入高 八年	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
銀勘定 受入高 九年	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
銀勘定 仕拂高 八年	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
銀勘定 仕拂高 九年	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四

（註）銀勘定は鈔票、國幣勘定の計

都市金融組合金融

（昭和十年十二月末）

	組合員數	出資口數	出資金	預り金	貸付金
大連	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
沙河口	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
旅順	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
瓦房店	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
大石橋	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
營口	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
鞍山	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
遼陽	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
奉天	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
撫順	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
鐵嶺	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
開原	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
四平街	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
公主嶺	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
新京	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
哈爾濱	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
安東	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四
計	九六六	一四、九六六	一、七九五、八八四	一、〇一〇、一四四	一、〇一〇、一四四

其他の金融機關

金融組合　關東廳は農事金融のため大正十三年以降州内に五箇の村落金融組合を設立せしめ、各組合に對し地方費を以て基本金一萬圓を補助して助成し、更にこの種の施設を州内及び滿鐵沿線の各都市に及ぼし中小商業金融機關として都市金融組合を設け、昭和四年五年金融組合令（勅令第八十九號）が發布され同年十月一日から施行された。

村落金融組合金融

（昭和十年十二月末、單位金圓四、小洋錢元）

	組合員數	出資口數	出資金	預り金	貸付金
大連會社	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
旅順會社	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
金州	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
普蘭店	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
瓦房店	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
營口	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
鞍山	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
遼陽	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
奉天	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
撫順	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
鐵嶺	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
開原	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
四平街	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
公主嶺	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
新京	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
哈爾濱	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
安東	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
計	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六

無盡業　講會取締規則（關東廳令）による講會營業であつたが、大正十五年七月日本内地の無盡業法に準じて關東州無盡業令（勅令）を公布し、昭和二年七月から施行され、次いで同六年六月勅令第百六十一號を以て之が改正を行ひ、關東廳令第二十一號を以て關東州無盡業令施行細則の改正があり、同年七月一日より施行された。

無盡會社業務概況

商號	本店所在地	設立年月	資本金 公稱	資本金 拂込	營業區域
			千円	千円	
旅順無盡株式會社	旅順	昭和二・九	一五	一五	旅順及び大連民政署管内
第一無盡株式會社	大連	大正二・二	三〇	三〇	關東州内
蓬萊無盡株式會社	大連	大八・九	五〇	五〇	大連民政署管内
奉信無盡株式會社	奉天	昭二・七	一〇〇	一〇〇	奉天及び鐵嶺
安信無盡株式會社	撫順	昭二・一〇	一〇〇	一〇〇	撫順一圓
泰信無盡株式會社	本溪湖	昭二・一〇	一〇〇	一〇〇	安奉線一圓但し奉天、安東を除く
安東興業無盡株式會社	安東	昭二・一〇	三〇	三〇	關原、撫順及び新京營業管内
安信無盡株式會社	安東	昭二・一〇	一〇〇	一〇〇	安東營業管内
質屋	安東	昭三・四	三〇	三〇	同

日本側行政管内に於ける日本人質屋數は二百三十九戸で、同年中の新規貸は口數七十萬六千七十二口、金額三百七十九萬七千六百三十圓であつた。

東拓滿洲支店貸付高

（各十二月末現在）

	昭和九年 口數	昭和九年 金額 千円	昭和十年 口數	昭和十年 金額 千円
大連支店	三五	九八五	三五	八三五

東洋拓殖株式會社　同社の滿洲進出は大正六年であつて、爾來不動產金融機關として活躍し、先づ奉天及び大連に支店を設置しその後哈爾濱支店を開設したが、事變後は更に新京及び間島にも支店を設けた。主な貸出は市街地の家屋建築又は買入資金を初めとし、土地改良又は農事經營資金、牧業、電氣瓦斯事業、その他工業資金、牧場經營、製紙業等である。

關東州、附屬地質屋業態（關東局調査、昭和九年）

	營業戸數（年末）	日本人 新規貸出高 口數	日本人 新規貸出高 金額	日本人 年末現在 口數	日本人 年末現在 金額	滿洲人 受入人 口數	滿洲人 受入人 金額	滿洲人 流質高 口數	滿洲人 流質高 金額
關東州	一二	一、三六六	一、三六六、九五	一、三六六	一、三六六、九五	一、三四一	一、三四一、六五	三五	三五、三〇
附屬地	一三	三、九五二	三、九五二、三五	三、九五二	三、九五二、三五	三、九五二	三、九五二、三五	三五	三五、三〇
計	二五	五、三一八	五、三一九、二〇	五、三一八	五、三一九、二〇	五、二九三	五、二九三、九〇	七〇	七〇、三〇
昭和八年	二三	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	七〇	七〇、三〇
同　九年	二三	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	七〇	七〇、三〇
同　十年	二三	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	四、三五九	四、三五九、三〇	七〇	七〇、三〇

郵便爲替　明治四十四年關東瞥信局において管理事務開始一般金融機關が幼稚であつたゝめ多大の增進を示し、特に大正八年事務が開始され、十年二月よりは滿支爲替業務も行はれてゐる。

郵便爲替取扱總數

	振出 口數	振出 金額	拂渡 口數	拂渡 金額
昭和七年	一〇二、八五一	三九、四四六、九四	一〇二、八五一	三九、四四六、九四
同　八年	一、一四四、八五一	四三、八四一、八五	一、一四四、八五一	四三、八四一、八五
同　九年	一、一六五、一四八	四五、一四八、六五	一、一六五、一四八	四五、一四八、六五
同　十年	一、一九三、九五一	四六、一四八、六五	一、一九三、九五一	四六、一四八、六五

郵便貯金　明治四十四年關東廳に瞥信管理局を設け管理事務の取扱を開始し、その後大正十一年九月振替貯金利子改正、大正十二年二月在外貯金制度の創設、昭和二年七月利子計算法改正、昭和二年一月損害實施を見て數年著しい增加を迎つてゐる。

郵便振替貯金　明治四十四年振替貯金口座開設以來漸次擴張を行ひ、大正七年九月郵便振替貯金小切手拂込規則施行、同十一年一月關東州地方費收入金振替貯金特別取扱規則施行、同十一年一月市公金受拂の爲にする郵便振替貯金特別取扱規則施行、同十一年十一月瞥信局に簡易生命保險開始に件ふ簡易生命保險郵便振替特別取扱實施、同十二年三月在外郵便振替特別取扱規則の制定等によりその普及充實に努めてゐる。

	年度末現在	拂込 口數	拂込 金額	拂渡 口數	拂渡 金額
昭和七年	二五、一四二	二、一四二	二、一四二、九五	二、一四二	二、一四二、九五
同　八年	二五、二五三	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五
同　九年	二五、二五三	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五
同　十年	二五、二五三	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五

振替貯金拂込拂渡額

	年度末現在 口數	年度末現在 金額	拂込 口數	拂込 金額	拂渡 口數	拂渡 金額
昭和七年	二五、一四二	二、一四二、九五	二、一四二	二、一四二、九五	二、一四二	二、一四二、九五
同　八年	二五、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五
同　九年	二五、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五
同　十年	二五、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五	二、二五三	二、二五三、九五

貿易

貿易界の一年

滿洲國建國後大同元年（昭和七年）三月稅關の獨立を宣言し、同月六月全滿洲における支那海關を接收し國內關稅行政權を完全に自己の掌中に收め、更に同年九月十五日日本が正式に滿洲國を承認するに及んび、關稅及び通商關係に關し支那は純然たる外國として取扱はるゝ旨聲明され、同九月二十五日より實施された。支那輸出入稅率を踏襲實施した關稅率は、翌大同二年七月排日關稅是正の見地から局部的ながら第一次關稅改正を行ひ、續いて康德元年十一月には關稅體系の整備を主眼として第二次改正が斷行された。滿洲國關稅目品は輸出入を通じ六百四十七に達するが、第一次、第二次でそのうち百五十品目が合理的に面目を一新したわけである。

滿洲經濟の貿易依存度は日本經濟のそれよりもなほ一層強く、且つその關稅收入は財政收入の最重要項目をなしてゐる關係上先づ滿洲國の貿易政策が關稅中心主義をとつて現はれるのは必然であるとはいへ、世界的な經濟國民主義が貿易阻碍を伴つて滿洲國沿岸に打寄せるに及び、滿洲國も國內經濟建設の指導精神を對外貿易政策の上にも具體化するや視策とし、且つ日滿不可分ブロックを敷く海外に宣明した。滿獨貿易協定の成立、貿易緊急統制の制定實施は康德三年を深く歷史に劃印する劃期的事業である。

滿獨貿易協定　康德三年四月三十日東京において滿洲國駐日大使謝介石氏とドイツ東亞經濟使節オットー・キープ博士との間に調印を了し五月一日正式發表を見た。協定成文はそれより遲れ六月一日新京及びベルリンにおいて發表され、卽日效力を發生した。協定全文は十四條より成るがその要點は左の如くである。

一、ドイツは一年期間CIF價格一億圓の限度において滿洲國生產物（主に大豆）の輸入を許可する（第一條）

二、これが輸入の支拂はその四分の三の金額は外國貨幣（ポンド貨）を以て、四分の一はライヒス・マルクを以て行はれる（第二條）

三、一年期間中におけるドイツの最低輸入額を六千五百萬圓とし、日滿間の輸出が六千三百七十五萬圓を超過した場合この貿易超過額はドイツによつて、ドイツの滿洲國からの輸入に利用せられる（第三條）

四、特別勘定に積込まれたライヒス・マルク全額を利用し得るやうにドイツから滿洲國への輸入を確保するため必要な措置を講ずる（第四條）

かくて事實上日滿ブロックとドイツの間に一種のバーター制が實現し、ドイツは重要工業原料たる滿洲大豆の輸入を有利に確保し、滿洲國としても特產物の大宗たる大豆の販路を安定して農村經濟の更生に曙光を見せ、日本としても對獨片貿易が間接に滿洲大豆の輸出を促進する結果を導くこととなり、日滿獨三國間の貿易調整が達成された意義は大きい。

貿易緊急統制法　對豫報復手段として日本政府が昭和十一年六月二十五日通商擁護法を發動したが、對支日滿協同の見地よりこれが萬全を期すため、滿洲國も同八月十五日勅令を經て貿易緊急統制法竝に同法に基く輸入制限に關する勅令を公布し卽日實施した。而してこの統制法は獨り對支問題解決をのみ意圖せず、これを機會に全面的

貿易統制に進むべき礎石をなした點に特色がある。貿易緊急統制法の目的とするところは（第一條）

一、外國の取り又は取らんとする處置に對應して貿易を調整し又は通商を擁護するために特に必要ありたるとき

一、重要産業を擁護するため緊急の必要ありたるとき

一、生活必需品の價格調節のため特に必要あるとき

に應ずるもので、固より物品と期間とを指定することを必要となすが、普通の輸入税及び輸出税のほか、同額（即ち十割）までの輸入附加税若くは輸出附加税を課することを定め、また輸出入税を減免することも出來れば、輸出又は輸入を禁止したり制限することも出來る。即ち右の三つの目的のいづれかの場合内からでも外からの原因でも勅令一本で適用し得る廣汎な性質のものである。當面の對象としては輸入制限に關する勅令により小麥、小麥粉、羊毛、米の四品目につき向ふ一箇年間の輸入許可制が實施されたが、對濠報復に直接關聯するものは小麥粉及び羊毛の輸入制限である。

全滿輸出入貿易累年比較

（單位國幣圓大同元年以前の海關兩は國幣一・五六を以て換算す）

	輸出	輸入	輸出入合計	輸出超過（▲印輸入超）
民國十一年（一九二二）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十二年（一九二三）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十三年（一九二四）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十四年（一九二五）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十五年（一九二六）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十六年（一九二七）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十七年（一九二八）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十八年（一九二九）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十九年（一九三〇）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同二十年（一九三一）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大同元年（一九三二）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同二年（一九三三）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	▲[illegible]
康德元年（一九三四）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	▲[illegible]
同二年（一九三五）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	▲[illegible]

全滿貿易額月別並に貿易指數

（單位國幣千圓）

	大同二年（一九三三年）						康德元年（一九三四年）						康德二年（一九三五年）					
	輸出		輸入		合計		輸出		輸入		合計		輸出		輸入		合計	
	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數
一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
八月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
九月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

（註）指數基準は民國十七年（一九二八年）より大同元年（一九三二年）に至る五箇年間の月平均を算出し之を海關兩對國幣公定換算率一・五六圓で便宜換算し一〇〇とした。

税關別貿易比較

（單位國幣千圓）

	大同二年			康德元年			康德二年		
	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計
大連	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
營口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
哈爾濱	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
龍井村	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
圖們	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山海關	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
承德	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

（註）龍井村税關は康德二年七月一日より圖們税關に編入。

主要國別輸出入類

（單位國幣千圓）

	大同二年					康德元年					康德二年				
	輸出入合計	輸出	百分比	輸入	百分比	輸出入合計	輸出	百分比	輸入	百分比	輸出入合計	輸出	百分比	輸入	百分比
日本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
支那	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ソ聯	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

香港	一四、五四四	六、四九八	一・四	八、〇三五	一・四
印度	一五、七九五	一、〇三〇	〇・二	一四、七三二	二・九
緬甸	七、五四五	四、八四九	〇・九	三、〇九五	〇・六
英國	一四、〇三一	八、八三一	二・〇	七、一四〇	一・四
吉爾吉斯	三、五四三	三、五四三	〇・八	一、三四五	〇・三
佛蘭西	九、〇八一	六、〇八一	一・四	三、〇〇〇	〇・六
白耳義	一、八四〇	一、八四〇	〇・四	一、三五五	〇・三
和蘭	二、三三五	一、八四〇	〇・四	四九五	〇・一
伊太利	四、二四〇	三、五四三	〇・八	六九五	〇・二
其他	五、三四〇	四、八四〇	一・一	二、八五五	〇・六
計	四四、三四〇	三五、八四〇	八・〇	四三、八四〇	九・八

康德二年度貿易

事變を契機に一時委靡沈滯を餘儀なくされた滿洲國の對外貿易も、國內經濟建設の進捗に伴れて著しい回復の跡を示し、康德元年度においては總貿易額十億圓臺を突破して、隆進滿洲國の發展を如實に示現したが、これも把の間で翌康德二年度に至つては、既に貿易頭打ちの感を深くした。しかし最近の急速な回復態勢が、國家體制完成への急テンポな建設工作に基く異常な伸長であつたことを顧みれば、この貿易頭打ちも歷觀するに當らず、寧ろ正常化運動後の發展が期待されねばならぬ。

康德二年度の輸出總額四億二千百萬圓に對し輸入總額六億四百萬圓、總貿易額十億二千五百萬圓を算し、一億八千三百萬圓の入超を續けてゐるが、これを前年度に比較すれば輸出は二千七百萬圓(六・一%)の減、輸入は僅かに一千萬圓(一・六%)の減に過ぎず、總額では一千七百萬圓(一・八%)の增を見せてゐるに過ぎず、總額では一千七百萬圓の減退となつてゐる。輸出減、輸入增は事變後の一般趨勢であるとはいへ、滿洲國の大入超は一に對日本輸入の飛躍的發展の結果招來されたものであることが分明する。日本に次ぐ重要性を有する對支那貿易は九千七百三十萬圓を占め、總貿易額の九・五%に該當してゐるが、滿支間貿易は未だ全面的に調整されておらず、日本の躍進は支那品の滿洲市場退却となつてゐる感がある。それに次ぐものはドイツの四千七百五十萬圓、アメリカの四千五百萬圓、イギリスの三千三百七十萬圓、英領印度の二千六百五十萬圓、オランダの一千九百十

香港	一四、五四四	六、四九八	一・四	八、〇三五	一・四
印度	一五、七九五	一、〇三〇	〇・二	一四、七三二	二・九
緬甸	七、五四五	四、八四九	〇・九	三、〇九五	〇・六
英國	一四、〇三一	八、八三一	二・〇	七、一四〇	一・四
吉爾吉斯	三、五四三	三、五四三	〇・八	一、三四五	〇・三
佛蘭西	九、〇八一	六、〇八一	一・四	三、〇〇〇	〇・六
白耳義	一、八四〇	一、八四〇	〇・四	一、三五五	〇・三
和蘭	二、三三五	一、八四〇	〇・四	四九五	〇・一
伊太利	四、二四〇	三、五四三	〇・八	六九五	〇・二
其他	五、三四〇	四、八四〇	一・一	二、八五五	〇・六
計	四四、三四〇	三五、八四〇	八・〇	四三、八四〇	九・八

萬圓、香港の一千二十萬圓等でソ聯、關領印度、イタリーの各國は五百萬圓臺である。このうち輸出市場として重要な役割を占めるものに獨、英、米、和の諸國、輸入國としては米、英印、獨、英の諸國である。主要輸出入品について前年度と對比して見ると、輸入部門にあつては大豆以下農產物の激減が目立ち、輸入部門においては國際的商品の減退及び建設關係材料等滿洲經濟建設工作の進捗に伴ふ諸材料の增勢が注目される。

主要貿易品別（原位圓桁千圓）

主要輸出品

品目	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
豚毛	千瓲	三五	三五六	三一	三一四	三一	三一九
皮革	同	—	一一八	—	一一三	—	一一四
毛皮	同	—	一一四	—	一一三	—	一一四
大豆	同	三六一	一三九、〇五八	四一二、四八	一四一、〇八八	三九五、四四	一三五、〇四四
其他豆	同	一、三四〇	九一〇	一、三八一	九一四	一、三四一	九一四
豆粕	同	三五、三五	三三、三五	三四、三五	三三、三五	三四、三五	三三、三五
高粱	同	三五、三五	三三、三五	三四、三五	三三、三五	三四、三五	三三、三五
玉蜀黍	同	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五
雜豆	同	三一、六八	三一、六八	三一、六八	三一、六八	三一、六八	三一、六八
粉	同	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
人參	千斤	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四
油	千瓲	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四
豆油	同	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四	一、三四
雜穀	同	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五
花生	同	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五	三一、〇五

大豆は同年度における市價の値上りにも拘らず、前年より三千萬圓を減じ、これに次ぐ第九百十萬圓減、玉蜀黍、高粱、混合飼料等も同樣減少し、小麥子、蕎麥等も同樣減退を擧げてゐる。この反面において豆油は三百八十萬圓を增し、種子も三百四十萬圓增等が目立つてゐる。雜穀物は大豆粕、落花生の百萬圓增、大麥子の百二十萬圓增、人蔘二百八十萬圓減と纖維工業製品の激減は注目に値する。その他小麥粉の三百萬圓減も目立つてゐる。他方增加したものとしては米の四百十萬圓の急增、果實百七十萬圓、砂糖百四十萬圓、蔬菜百萬圓の各增がある。

輸出品の代表たる大豆は同年度における市價の値上りにも拘らず、前年より三千萬圓を減じ、これに次ぐ第九百十萬圓減、玉蜀黍、高粱、混合飼料等も同樣減少し、小麥子、蕎麥等も同樣減退を擧げてゐる。この反面において豆油は三百八十萬圓を增し、種子も三百四十萬圓增等が目立つてゐる。雜穀物は大豆粕、落花生の百萬圓增、大麥子の百二十萬圓增、人蔘二百八十萬圓減と纖維工業製品の激減は注目に値する。その他小麥粉の三百萬圓減も目立つてゐる。他方增加したものとしては米の四百十萬圓の急增、果實百七十萬圓、砂糖百四十萬圓、蔬菜百萬圓の各增がある。

輸入品中建設關係材料として鋼、鐵及鋼、機械工具車輛、雜用品、木材、セメントの七品目の數字を合すれば一億六千三百萬圓に達し、前年に比し約五百萬圓の增加を示してゐるが、これとてその增勢は著しく鈍化されてゐる。これに對し直接大衆の購買力に關係する主要品目については、先づ生綿布が前年の關稅改正の結果七百五十萬圓を增加したほか漂白染色綿布の二百二十萬圓、捺染綿布の三百五十萬圓、其他綿布の九百十萬圓各減をはじめ、綿纖維の四百六十萬圓減、燐花二百九千萬圓減、人絹二百八十萬圓減と纖維工業製品の激減は注目に値する。その他小麥粉の三百萬圓減も目立つてゐる。他方增加したものとしては米の四百十萬圓の急增、果實百七十萬圓、砂糖百四十萬圓、蔬菜百萬圓の各增がある。

主要輸入品

品目	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
大麥子	同	一、〇五二	三五、三五	一、〇五二	三五、三五	一、〇五二	三五、三五
蕎麥子	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
混合飼料	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
石炭	千噸	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
油	同	三五	三五	—	—	—	—
木材	千斤	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
鋼	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
鐵	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
銑鐵	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
鋼材	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
生綿布	千瓲	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
漂白染色綿布	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五
捺染綿布	同	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
其他綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
棉花	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
綿織絲	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
麻袋	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
毛織物		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
絹織物		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
鐵及鋼		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
機械及工具		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
車輛類		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
茶	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
米及粟	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小麥粉	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂糖	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紙卷煙草	十萬本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
葉煙草	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
揮發油	千米噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
燈油	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紙		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
木材		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
洋灰	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

對日本貿易主要品別（單位國幣千圓）

輸出

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
皮革		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
毛皮		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
大豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高粱	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉蜀黍	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆粕	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘇子	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
胡麻子	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
混合飼料	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石炭	千噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
柞蠶絲	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
綿絲	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵鑛	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
硫安	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

輸入

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
生綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
漂白或染色綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
捺染綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
其他綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
綿織絲	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
絹織物		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
毛織物		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
麻袋	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
機械及工具		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
車輛類		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
茶	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
米及粟	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小麥粉	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂糖		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紙卷煙草	十萬本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紙		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
木材		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
洋灰	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

對朝鮮貿易主要品別（單位國幣千圓）

輸出

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
大豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉蜀黍	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
粟	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆粕	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘇子	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
胡麻子	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石炭	千噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木材		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]

輸入

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
生綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
綿織絲	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵及鋼		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
車輛類		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
米及粟	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小麥粉	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂糖	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木材		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
洋灰	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

對支那貿易主要品別（單位國幣千圓）

輸出

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
豚毛	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他豆	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高粱	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉蜀黍	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
粟	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆粕	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
人參	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆油	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石炭	千噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木材		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
柞蠶絲	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
綿羊毛	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵鑛	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

輸入

品名	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額	康德二年 數量	康德二年 金額
生綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
漂白或染色綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
其他綿布		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
棉花	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
綿織絲	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
麻袋	千擔	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
絹織物		—	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
茶	千斤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

米及粳 千擔 一〇〇 一、三五一 一、三五一 一、三五一
小麥粉 千擔 一、三九 一、二四四 一、二四四 一、二四四
紙卷煙草 十萬本 三、五七四 三、五七四 三、五七四 三、五七四
葡萄酒 千瓩 七、四四 二、一四四 一、四四四 一、四四四
紙 千斤 二、九五 一、三四 一、三四 一、三四

對獨逸貿易主要品別（單位國幣千圓）

輸出

	大同二年		康德元年		康德二年	
	數量單位	數量	金額	數量	金額	數量	金額
大豆	千擔	三、三四一	四、八四一	一、九四一	三、一四一	一、三四一	二、三四一
豆粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鐵及工具			一、四四一		一、四四一		一、四四一
車輛類			一、四四一		一、四四一		一、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
葡萄酒	千瓩	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
紙	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一

輸入

	大同二年		康德元年		康德二年	
	數量單位	數量	金額	數量	金額	數量	金額
機械及工具			一、四四一		一、四四一		一、四四一
鐵及鋼			一、四四一		一、四四一		一、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鐵及鋼			一、四四一		一、四四一		一、四四一
車輛類			一、四四一		一、四四一		一、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
葡萄酒	千瓩	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
紙	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一

南滿三港出入船舶國籍別

	康德元年				康德二年			
	入港		出港		入港		出港	
	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數
滿洲國	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
關東州	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
日本	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
支那	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
蘇聯	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
英吉利	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
佛蘭西	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
德意志	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
其他	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
合計	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一

昭和十年關東州貿易

滿洲の大支關大連港を主力とする關東州貿易が滿洲建設景氣を最も如實に反映して好況を辿つたことは當然で、殊に昭和十年度においては滿洲國の對外貿易が輸出額にあつて大豆輸出減退のため、前年度より二千七百餘萬圓の減少を示したに拘らず、關東州貿易は前年度に對比し輸出四千二百六十九萬三千圓一三%、輸入四千六百四萬六千圓一〇%を共に增加して、輸出入共に始政以來三十年間未曾有の新記錄を示現した。

關東州貿易累年比較（單位日本）金千圓

	輸出	輸入	合計
昭和六年	一二五、〇四四	一三五、〇四四	二六〇、〇四四
昭和七年	一四五、〇四四	一五三、〇四四	二九八、〇四四
昭和八年	二〇二、〇四四	二〇五、〇四四	四〇七、〇四四
昭和九年	二四五、〇四四	二四〇、〇四四	四八五、〇四四
昭和十年	二七四、〇四四	二六四、〇四四	五三八、〇四四

關東州主要輸出品（單位日本）金千圓

	昭和九年		昭和十年	
	數量單位	數量	金額	數量	金額
大豆	千擔	三、五四一	四、二四一	三、四四一	四、一四一
豆粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
石炭	千瓲	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鹽	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鐵及鋼			一、四四一		一、四四一
車輛類			一、四四一		一、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
大豆油	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
羊毛	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一

關東州主要輸入品（單位日本）金千圓

	昭和九年		昭和十年	
	數量單位	數量	金額	數量	金額
米	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥粉	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
實			一、四四一		一、四四一
魚介			一、四四一		一、四四一
豆	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
高粱	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
玉蜀黍	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
落花生	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
蘇子	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
小麥	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
麵粉	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
砂糖			一、四四一		一、四四一
煙草			一、四四一		一、四四一
綿織物			一、四四一		一、四四一
綿糸	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
野蠶糸	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
毛及毛絲織物			一、四四一		一、四四一
毛及毛絲	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
皮			一、四四一		一、四四一
革	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
セメント	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
炭	千瓲噸	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
粕	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
豆	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
米	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
國	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
巴奈馬	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
葡牙利	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
ユーゴスラヴィア	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
計		一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
砂糖	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
酒類			一、四四一		一、四四一
鹽	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
煙草			一、四四一		一、四四一
棉花	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
綿織物			一、四四一		一、四四一
綿糸	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
麻及麻糸			一、四四一		一、四四一
毛及毛糸			一、四四一		一、四四一
綿織物			一、四四一		一、四四一
毛織物			一、四四一		一、四四一
麻袋	千枚	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
銅線	千斤	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鐵鋼物			一、四四一		一、四四一
化粧品			一、四四一		一、四四一
車輛類			一、四四一		一、四四一
機械工具			一、四四一		一、四四一
鐵及鋼線	千擔	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
鋼及黃銅	同	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一
皮革			一、四四一		一、四四一
紙類			一、四四一		一、四四一
油類（除豆油）			一、四四一		一、四四一
藥品、藥材			一、四四一		一、四四一
染料			一、四四一		一、四四一
雜材（金屬製品）			一、四四一		一、四四一
木竹材			一、四四一		一、四四一
石油	千米瓦	一、四四一	二、四四一	一、四四一	二、四四一

大連港貿易累年比較

	輸出	輸入
昭和六年	六六、五五五	六六、五五五
同七年	六六、五五五	六六、五五五
同八年	六六、五五五	六六、五五五
同九年	六六、五五五	六六、五五五
同十年	六六、五五五	六六、五五五

大連港主要輸出貨物噸數

昭和十年

	噸數	割合
豆粕	一、五〇〇、〇〇〇	三〇・〇
豆油	六〇〇、〇〇〇	一二・〇
大豆	四〇〇、〇〇〇	八・〇
小麥	三〇〇、〇〇〇	六・〇
石炭	二五〇、〇〇〇	五・〇
其他	一、五〇〇、〇〇〇	三〇・〇
計	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇

大連港主要輸入貨物噸數

昭和九年

	噸數	割合
木材	五〇、〇〇〇	二・七
石油	四〇、〇〇〇	二・二
石炭セメント	三〇、〇〇〇	一・六
海草魚類	二五、〇〇〇	一・四
小麥粉	二〇、〇〇〇	一・一
砂糖	一五、〇〇〇	〇・八
雜貨	一〇、〇〇〇	〇・五
綿糸布	五、〇〇〇	〇・三
其他	一、六〇〇、〇〇〇	八八・〇
計	一、八一〇、〇〇〇	一〇〇・〇

特產三品輸出高累年比較(年度別)(單位千噸)

	大豆	豆粕	豆油	總計
昭和三年(一九二八)	一、四五〇	一、〇五〇	二四〇	二、七四〇
同四年(一九二九)	一、三五〇	一、〇五〇	二四〇	二、六四〇
同五年(一九三〇)	一、四五〇	一、一五〇	二六〇	二、八六〇
同六年(一九三一)	一、三五〇	一、一五〇	二六〇	二、七六〇
同七年(一九三二)	一、三五〇	一、一五〇	二六〇	二、七六〇
同八年(一九三三)	一、三五〇	一、一五〇	二六〇	二、七六〇
同九年(一九三四)	一、三五〇	一、一五〇	二六〇	二、七六〇
同(註)	一、三五〇	一、一五〇	二六〇	二、七六〇

(註) 當年十月より翌年十月に至る特產年度による。

康德三年(上半)貿易

同期における最も特徵的な點は、逐年加速度的な勢で增加を辿りつゝあつた貿易入超の入超が、俄然一變して出超に轉換したことである。卽ち左表に明かなる如く輸出三億四千四百餘萬圓、輸入三億三千八百餘萬圓にして差引五百五十餘萬圓の出超をなし之を前年同期に比較するとき輸出額において一億一千八百餘萬圓の激增、輸入額において四千餘萬圓の增加を呈し、前年同期の貿易入超七千二百餘萬圓に對比すれば著しい好轉が窺はれる。

輸出は依然大豆の一億二千百餘圓を大宗として、豆粕の三千八百餘萬圓、石炭の一千八百萬圓、豆油の一千六百餘萬圓、落花生の一千三百餘萬圓、麻の一千二百餘萬圓、輸入三億三千八百餘萬圓これに次ぎ、前年同期との比較において大豆が增額五千八百餘萬圓と二倍に近い激增を示したのを初め、其他豆類、雜穀、豆粕、

種子油、油餅原料製農產物の增加が顯著であるが、これは大豆輸出數量の增大が特產價格の昂騰により加重された結果で全輸出額激增の主因をなしてゐる。

輸入は砂糖の二千百四十餘萬圓を首位に纖及綿の二千百餘萬圓、纖維物の二千餘萬圓、生綿布類に續き、染色及捺染綿布其他を合計した綿布類の三千九百餘萬圓、小麥粉の一千五百萬圓、人造絹絲の千三百萬圓がその主なるもので、前年に比し砂糖が一千五百餘萬圓の增加を示して一躍三倍半に增加したのを初め、人絹絲、絹纖物、綿布類の輸入增加が著しいが、これは主として北支與特殊貿易に基因して同地方向けに再輸出されたためである。これに對し小麥粉が一千六百餘萬圓の激減を示して前年同期の半額以下に轉落してゐるが、これは國內出廻の增加がその要因である。このほか輸出における工業製品の增大に對し、輸入にあつては建設材料の減少と工業原料及材料の增加が看取し得られ國內工業の前進を反映してゐるが、結局前年上半期の一千三百餘萬圓より本期一躍三千七百餘萬圓に增大した再輸出額を控除し、更に一般物價の高騰を考慮するとき輸入貿易の增加は輸出の激增に對比して遙めて微調である。

康德三年上期貿易總額

(單位國幣千圓)

	康德二年上期	康德三年上期
輸出(內國品)	三一、八三	三五、八三
再輸出品(外國品)	三、三三	三、三六
計	三五、一五	三九、〇五
輸入(外國品)	三六、一五	三六、一五

康德三年上期貿易主要國別

(單位國幣千圓)

	康德二年上期	康德三年上期
輸出(內國品)	二九、二四	三五、〇五
再輸入品(內國品)	五、九一	三、一五
計	三五、一五	三九、〇五
輸出入合計		
輸出超過		
輸入超過		

全滿輸出入貿易主要國別

(單位國幣千圓)

	康德二年上期			康德三年上期		
	輸出	輸入	對總輸出入額(%)	輸出	輸入	對總輸出入額(%)
日本(輸出)	九、三五五			一一、三五五		
朝鮮(輸入)		一一、三五五			一三、三五五	
支那(輸出)	一三、三五五			一五、三五五		
關東(輸入)		一五、三五五			一七、三五五	
米國(輸出)	一五、三五五			一七、三五五		
英吉利(輸入)		一一、三五五			一二、三五五	
其他(輸出)	一一、三五五			一二、三五五		
其他(輸入)		一四、三五五			一五、三五五	
計	三五、一五	三六、一五	一〇〇・〇	三九、〇五	三六、一五	一〇〇・〇

主要輸出品

(單位國幣千圓)

	康德二年上期			康德三年上期		
	數量	價額	對總輸出入額(%)	數量	價額	對總輸出入額(%)
豆粕	七、一三五	一、三五五		一一、三五五	一、三五五	
豆油	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
大豆	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
小麥	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
玉蜀黍	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
落花生	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
其他雜物種子	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
豆類	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
綿布類	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
石炭	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
セメント	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
其他	一、三五五	一、三五五		一、三五五	一、三五五	
計	三五、一五	三六、一五	一〇〇・〇	三九、〇五	三六、一五	一〇〇・〇

輸出品

(單位國幣千圓)

	康德二年上期	康德三年上期
大豆	二九、二四	三五、〇五
豆粕	一、三五五	一、三五五
豆油	一、三五五	一、三五五
人參	千斤	千斤
豆油	千擔	千擔
種子油	一、三五五	一、三五五
雜穀	一、三五五	一、三五五
小麥粉	一、三五五	一、三五五
落花生	一、三五五	一、三五五
亞麻子	一、三五五	一、三五五
大麻子	一、三五五	一、三五五
種子	一、三五五	一、三五五
胡麻子	一、三五五	一、三五五
混合飼料	一、三五五	一、三五五
石炭	千噸	千噸
木材	一、三五五	一、三五五
柞蠶絲	千斤	千斤
綿羊毛	一、三五五	一、三五五
絹絲	千擔	千擔
絹織物	一、三五五	一、三五五
綿織物及同製品	一、三五五	一、三五五
鐵鋼	千擔	千擔
銅	一、三五五	一、三五五

全要輸入品 (單位國幣千圓)

品名	數量單位	康德二年上期 數量	康德二年上期 價額	康德三年上期 數量	康德三年上期 價額
生綿布		—	一三,七四一	—	一四,五六六
晒白又染色綿布		—	三,〇三三	—	一七,七三三
捺染綿布		—	三,八四〇	—	五,三五三
其他綿布		—	一,九九九	—	一,八二三
綿花	千擔	八六	三五,〇八四	一三一	八,〇四七
綿織絲	千斤	六,六八二	五,六九九	五,〇〇三	四,二三六
綿縫絲		—	三九五	—	一,〇〇七
各種衣類		—	四,四九四	—	五,一二〇
黃麻	千斤	六,三三〇	五五九	九,八〇四	一,二〇八
麻袋	千擔	四四七	六,四三三	六〇四	四,〇六六
毛織物		—	五,一二三	—	五,四六六
人造絹絲	千斤	一,七五一	三,六六七	八,六九三	三,九六八
絹織物		—	八,八七四	—	二〇,二六九
綿織物	千斤	六,六八六	三,二六七	二,六四九	一,四〇七
鐵及鋼		—	三九,六七四	—	二三,二〇九
機械及工具		—	四,四三二	—	二〇,三三六
車輛及船舶		—	一〇,八八六	—	一〇,八二一
電氣用品		—	六,七四三	—	八,〇九六
電信電話機及材料		—	一,六九四	—	一,八六三
魚介及海產物		—	三,四四〇	—	四,八六六
罐詰及壜詰食料品		—	一,一〇一	—	一,二三三
茶	千斤	二,七七四	一,〇四四	二,七七五	一,一五一
米及籾	千擔	六五五	五,八六六	一,〇四七	七,〇四七
小麥粉	同	四,七六三	三五,九九九	二,一八七	一六,五三一
果實類		—	三,八〇九	—	四,二六一
蔬菜類		—	一,七二四	—	二,三三一
砂糖	千擔	八〇一	五,九四七	二,六六六	三,二四〇
酒類及諸飲料		—	三,六二六	—	四,二四四
紙卷煙草	十萬本	二,九七七	一,〇〇八	二,三五九	六〇七
葉煙草	千斤	五,四六八	二,四六八	一〇,二〇三	三,六二一
化學藥及製藥		—	五,八八八	—	五,八〇〇
染料、顏料、油漆類		—	三,六六九	—	三,八八六
揮發油	千米噸	七,〇九九	四,〇〇四	二,九五五	一,三九九
燈油	同	二,七三一	二,〇三四	一,六六五	七七七
滑油	同	三,〇八五	一,五八〇	二,〇九七	一,一二九
石鹼		—	一,四四五	—	一,七七〇
紙		—	五,七七一	—	七,五八〇
紙製品		—	二,八八四	—	四,二四〇
皮革		—	一,二二九	—	二,三六八
木材		—	六,五三八	—	五,〇八一
洋灰	千擔	一,三〇一	一,九三一	一,七七七	二,三二七
護謨靴及地下足袋類		—	五,八四〇	—	六,四四六
化粧料		—	一,一三〇	—	一,二四五

南滿三港出入船國籍別

國籍	康德二年上期 入港 隻數	入港 登簿噸數	出港 隻數	出港 登簿噸數	康德三年上期 入港 隻數	入港 登簿噸數	出港 隻數	出港 登簿噸數
滿洲國	一八六	一三三,五八五	一五四	九六,五〇四	一五五	九五,一九九	一五四	九五,四九九
關東州	五四〇	八四〇,五三二	五九一	八四〇,二〇七	五七一	八八五,五九九	五九九	八八九,〇四〇
日本	一,〇〇七	一,九九六,七七七	九八三	一,九九七,七七四	九四〇	一,七六六,八八一	九八三	一,七四四,四四四
支那	五八五	四〇七,一四八	五七七	四〇九,四四四	六〇七	五四五,八八〇	六〇八	五五八,三三四
蘇聯	—	—	—	—	二	四,四〇七	二	四,四〇七
英吉利	一四四	四六八,〇〇七	一四〇	四四九,三三九	一三三	四八八,〇九九	一三一	四一一,一三一
佛蘭西	二	四,三五八	二	四,三五八	—	—	—	—
獨逸	四八	三五三,一〇四	四八	三三三,六一一	四四	一八八,六六八	四八	二〇一,一一三
和蘭	一五	六〇七,四四三	一五	六〇七,四四三	一四	六六九,八六七	一三	四〇,八八九
丁抹	二	四九,八八三	七	一八,六〇三	八	四四,三三五	九	三九,四四三
瑞典	八	三九,八四〇	八	三八,四三三	六	一〇,六八九	六	四〇,六八九
諾威	二七	二三四,八四八	二七	二二〇,四七七	四〇	七〇,五四一	四七	七〇,五四〇
伊太利	六	一三,二〇八	六	二〇,五五八	五	一一,六八一	五	一七,六八一
希臘	八	二九,一〇七	八	三二,一〇七	五	一五,〇八一	五	一五,〇八一
米國	二八	二一,一四〇	二九	二三,五三一	二三	四九,九二四	二三	四七,八四七
ユーゴ、スラヴィア	一	三,八八三	一	三,八八三	一	三,五四四	一	三,五四四
計	二,六〇二	四,四八六,四四〇	二,六〇八	四,四八六,四四八	二,五三五	四,三一七,八八八	二,五九七	四,三二九,五三五

商業

商業機關

日本側の商業機關

商工會議所　十一箇所に設立され孰れも滿鐵その他より補助金の支給を受け邦人商工助長に活躍してゐる。この外沿線附屬地にも是これに類似する機關がある。即ち遼陽實業協會、撫順實業協會、開原實業會、四平街實業協會、公主嶺商工會、旅順商工會、圖們商工會、本溪湖實業協會等である。

日本商工會議所一覽 (昭和十一年九月末現在)

會議所名	設立年月	會頭名	副會頭名	理事名
大連	大四、七	瓜谷長造	井上顯夫 首藤定	長永義正
奉天	明四二、四	石田武亥	山本繁正 池田龍男	加藤治雄
安東	同四二、七	瀨之口藤太郎	阿部卓爾 中川篤戰	新田忠平
新京	大九、六	石崎廣治郎	四戶友太郎 寺內清次	尾藤正義
營口	同九、四	松木員男	龍甲子郎	日下清螢
哈爾濱	同一二、一〇	加藤明	谷口益太郎 辻光	中西仁三
鐵嶺	同三、四	紀藤義也	小田桂盟	松崎義造
吉林	同一〇、三	河野嘉作	堀中覺太郎 西尾安雄	中山子行
錦州	昭二、六	中原操	高原嘉 道顯殿	喜多滿太郎
齊々哈爾	同一〇、三	神村鶴雲	大島敏歆 池田平八郎	岑村豐治
鞍山	同一一、七	長井次郎	由良藤太郎 東宗安吉	

商工會議所內容

會議所名	議員數	特別議員數	會員數(一一年三月末現在)	昭和十一年度豫算
大連	四〇	六	四三一	五〇,四四〇
奉天	四〇	五	三六九	六二,八四〇
安東	四〇	八	二一〇	三三,一四四
新京	四〇	三	一三六	二八,一二四
營口	四〇	二	九三	一九,〇〇〇
哈爾濱	四〇	—	四〇〇	五四,三五五
鐵嶺	一八	—	七〇	九,四〇〇
吉林	四〇	一	一三四	三三,四八〇
錦州	四〇	—	三三三	一九,八二〇
齊々哈爾	一五	—	一〇七	三五,〇〇八
鞍山	四〇	—	—	—

同業組合　滿洲に於ける組合事業は滿鐵社員消費組合及び滿洲輸入組合を除く其他の組合は資金の需要、生產の施設、原料製品竝に生活必需品の供給制度に於て未だ大なる活動を爲して居ない。

同業組合 (昭和九年末)

地名		組合數	組合人員 日本人	滿洲國人	外國人	計
關東州	旅順	四〇	三二二	三,〇一〇	—	三,三三二
	大連	一三九	八,一二四	三二,四六九	三二	四〇,六六五
	金州	九	六六	一四,二四四	—	一四,三一〇
	普蘭店	六	一四四	四九,五五五	—	四九,七九九
	貔子窩	—	—	—	—	—
	計	一八〇	八,六五五	九九,四四七	三三	九八,三三五
滿鐵附屬地	瓦房店	三	三二	一四九	—	一四七
	大石橋	四	一五五	九	—	一六四
	營口	七	一〇二	一五六	—	二五八
	鞍山	一〇	一三二	二〇四	—	三三六
	遼陽	六	八六	六	—	九二
	蘇家屯	二	三二	二	—	三四
	奉天	二七	九五五	一〇一	一	一,〇五六
	本溪湖	四	八五	一	—	八六
	撫順	四	七四	九	—	八三
	安東	三二	八八	一,二六一	—	一,三四九
	撫順	一五	二五二	二五二	—	五〇四
	鐵嶺	八	二六	一八	—	四四
	開原	一六	一七四	三五五	—	五二九
	四平街	一〇	二六二	四五四	—	七一六
	公主嶺	四	七七	七九	—	一五六
	范家屯	—	—	—	—	—
	新京	三七	一,一一四	九七七	—	二,〇九一
	計	一五三	四,八八八	四,五五一	一	九,四四〇
總計		三三三	一三,五四五	一〇四,一九八	三四	一〇七,七七五
昭和七年		三三一	一二,二五九	七七,四五三	二九	八九,七四一
同六年		三二八	一一,三一二	八八,八八八	二四	一〇〇,二二四

滿洲輸入組合 昭和二年奉天に先づ創立されその後漸かの間に主要都市に引續き設立を見、現在では全滿十七都市にその成立を見てゐる。昭和二年八月には、これが統制を計るため滿洲輸入組合聯合會が設立された、資本金は十六箇年年賦償還の規約で滿鐵から三百五十萬圓の融通を受け十年度迄に十萬圓を償還してゐる。なほ別に大藏省より百五十萬圓の低資を受けてゐる。昭和十年七月一日組合員の仕入の合理化並に大統制を目的に設立された滿洲輸入會社に大部分の事業を分離現在では本來の使命たる組合員の仕入資金の融通に專進してゐる。なほこの外齊々哈爾、錦州に二商業組合が設立された。

滿洲者地輸入組合狀況

（昭和十一年七月末、單位圓、△印は負債金額又は出資金額）

組合名	昭和十一年七月末	比較增減	昭和十一年七月末	比較增減
大連	△三、三四五	七、三五五	三、三四五	七、三五五
大石橋	△三、三九八	三、七五八	三、三九八	三、七五八
營口	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
鞍山	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
遼陽	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
奉天	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
撫順	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
本溪湖	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八

組合名	昭和十一年七月末	比較增減	昭和十一年七月末	比較增減
安東	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
鐵嶺	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
開原	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
四平街	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
公主嶺	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
新京	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
吉林	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
哈爾濱	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
チチハル	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
錦州	△三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八
合計	二三、三四八	一、九五八	三、三四八	一、九五八

滿洲輸入株式會社 昭和十年七月設立された滿洲輸入組合聯合會保留金三十萬圓、滿鐵の組合融通資金の第二回償還金十萬圓計四十萬圓が當てられたが、滿鐵融通資金昭和十年度償還分十萬圓は同會社增資に振り向けられ現在資本金五十萬圓となり每年この償還金は增資に振り向けられることになつてゐる。なほ大連初め滿洲各地十一箇所の倉庫業を開始し、倉庫料金の低廉、倉庫證等によつて業者の便益を計つてゐる。

全滿各府縣駐在員 物產の取引斡旋、宣傳乃至は在滿關係商人の信用狀況調査等のため夫々駐在員を常置されてゐる。

全滿各府縣駐在員（十一年七月現在）

◇大連駐在員協會

關東廳產業機關分館△大阪貿易調査所△愛知縣寶飯郡幹旋所△和歌山縣物產販賣斡旋所支所△福中州農會農產販賣斡旋所△和歌山縣物產販賣斡旋所△福井縣輸出協會支部△靜岡縣輸出組合聯合會支部△靜岡縣東部出張員事務所△岡兒島縣立物產販賣斡旋所支所△新潟縣立物產紹介所出張所△愛媛縣物產販賣斡旋所△優滿縣督府優滿物產紹介所△長崎縣物產販賣斡旋所△沖繩縣物產輸出協會斡旋所△宮崎縣物產販賣斡旋所△島根縣物產販賣斡旋所△島根縣輸出協會出張所

◇奉天駐在員協會

△鹿島滿洲國出張員△福井縣滿洲駐在員△靜岡縣物產取引斡旋所△京都府市共立物產紹介所△岡山縣海外商業指導所△神戶市商工課出張所△岐阜縣滿支輸出組合斡旋所△石川縣滿洲出張員△東京東亞輸出組合出張所△大阪府立貿易館分館△府立東京商工奬勵館駐在員△和歌山縣販賣斡旋所支部△名古屋市商品紹介所△社團法人朝鮮貿易協會支部△福岡縣農業奬勵館分館△宮城縣輸出協會出張所△島根縣物產大連斡旋所出張所

◇新京各省駐在員

△大阪府立貿易館分館△靜岡物產紹介所事務所△愛媛縣滿洲國出張員事務所△朝鮮貿易協會事務所△府立東京商工奬勵館駐在員事務所△東京市產業局出張所△東京優良商品展示協會

◇哈爾濱貿易斡旋機關駐在員協會

△愛知縣貿易館△福岡縣產業奬勵館分館△府立東京△奬勵館駐在員事務所△大阪貿易調査所△兵庫縣滿洲工奬勵館駐在員事務所△朝鮮貿易協會事務所△府立東京商工奬勵館駐在員事務所△東京市產業局出張所△東京優良商品展示協會

◇哈爾濱貿易斡旋機關駐在員協會

△愛知縣貿易館△福岡縣產業奬勵館分館△府立東京△奬勵館駐在員事務所△大阪貿易調査所△兵庫縣滿洲工奬勵館駐在員事務所△朝鮮貿易協會事務所△府立東京商工奬勵館駐在員事務所△東京市產業局出張所△東京優良商品展示協會

◇哈爾濱貿易斡旋機關駐在員協會

△愛知縣貿易館△福岡縣產業奬勵館分館△府立東京

奉天貿易商組合 大正元年十二月創立され、奉天在住の對滿人貿易に當る。組合長

四尾一五郎氏以下邦商三十五名を組合員とする。小麥粉、砂糖、毛皮、ゴム底製品、化粧品、金物、その他雜貨を主として扱ひ內地輸出同業者と滿人小賣業者の間に立つて普通の同業組合と異つた敏腦な歩みを續けてゐる。

滿鐵社員消費組合 前身たる滿鐵消費組合は大正八年十一月一日設立を見た。當初は滿鐵會社より(一)資金の融通、(二)建物什器の無償貸與、(三)關稅及び運賃の補助等の特典を受けてゐたが、大正十四年四月一日その組織の一部を改めて滿鐵社員消費組合となり、滿鐵會社よりの補助特典を全廢して完全なる社員の自治機關となつた。現在本部を大連に、支部を滿鐵沿線主要驛十五箇所に設け之に附隨する三十三の直營分配所と三十七の委託分配所を有してゐる。なほ大連に直營の洋服、和服及び菓子の製作工場竝に時計の修繕工場を有し、東京に東京事務所を設けてゐる。組合員數は十一年七月末に於て四萬二千九百七十一人(家族合計十一萬五千百五十人)にして、十年度に於ける業績は總收入千九百九十七萬八千餘圓、剩餘金四十六萬八千餘圓である。

各支部分配高（單位千圓）

	十年度	九年度
大連	七、六一〇	六、七六八
瓦房店	三〇七	三〇七
大石橋	五九五	五九五
營口	八〇五	八〇五
鞍山	二、七五〇	二、七四〇
遼陽	二一九	二一九
奉天	二四〇	二四〇
鐵嶺	六八八	六八八
開原	一八二	一八二
四平街	一、三三七	一、三三七
公主嶺	二六八	二六八
新京	五四六	五四六
吉林	一、七四二	一、七四二
哈爾濱	一七六	一七六
齊々哈爾	一六八	一六八
錦州	九五	九五
海拉爾	一、一八一	一、一八一
海倫	二六三	二六三
三姓	二八九	二八九
通遼	五五〇	五五〇
其他	一、九三六	一、九三六
計	八二六	八二六

反消運動 反消運動の最初の烽火は大正九年一月下旬鞍山商人の手によつて擧げられ遂に組合非物を破壞するに至つたのである。爾來昭和十年一月滿洲國官吏消費組合が新設業務を開始するまで前後五回の表面的な反消運動が行はれたが、具體的解決を見るに至らず、漸く滿洲國官吏消費組合設立の問題にまで進展せんとして、軍部、滿洲國當局の斡旋により、妥協案を作成し同年五月ひとまづ解決を見た。

各地貿易館 貿易館は最初滿鐵の補助を受けて商品の紹介、宣傳等を行つたが今では補助も中止され、本店九、支店十一、出張所五が存在してゐる。

館名	開設	設立年月	支店及出張所
齊々哈爾貿易館	昭和十	昭、二	奉安鎭(出)
綏南貿易館	昭和十	同	
寬安貿易館	寬國號	昭、三	牡丹江、綏陽(支)、額穆、密山(出)
吉林貿易館	福泰號	同	敦化、新站(支)
錦州貿易館	大信利	同	錦國、赤峯(支)、朴欽(出)
海拉爾貿易館	昭和號	昭、四	北安(支)
海倫貿易館	義昌盛	同	佳木斯(支)
三姓貿易館	大德號	同	富錦(支)
通遼貿易館	德通號	昭、八	開魯(出)

日滿實業協會 昭和八年十一月十八日設立、鄭誠之助氏を會長とし本部を東京商工會議所內に置き、支部は大阪、京城、新京に在る。その目的は日滿經濟提携を促進し、滿洲國の經濟建設に協力し兩國共存共榮を圖るに在る。支部會員六百二十五名、同評議員六十六名、十一年度豫算二萬二千百六十四圓を計上してゐる。

日滿商業團體聯合會 昭和十年一月滿洲國官吏消費組合反對運動の副產物として生れたもので、大連、大石橋、營口、鞍山、奉天、撫順、本溪湖、安東、開原、鐵嶺、四平街、公主嶺、新京、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、錦州等の商店協會及びそれに準ずべき團體の結合組織であり、新京商工會議所內に本部を置き、商勢の擴張、商圈擁護

の外廓團體である。この外全滿各地に小賣業合理化委員會があり、商店のサーヴィス改善、小賣業合理化を趣旨として多少の活動を見せてゐる。

滿洲國側商業機關

商會　民國十九年國民政府發布の商會法による商會が存在し、滿洲國成立後の現在もその儘殘存し二百以上に達してゐる。然し同十九年發布のものは滿洲國々情に適せざるため、現在は民國四年發布の商會法を採用してゐるが、これは日本の商工會議所法に傚つて制定されたものであるが、舊軍閥時代には寧ろ地方行政機關の如き業務を之とし、經濟的機能に缺けるところがあつた。而して滿洲國成立後は政治機構の擴充と商會從事員の訓練によりその機能も漸次改善され、目下滿洲國實業部において商會法を起草中である。

省別商會一覽

	縣		區鎮		特別市		市		合計	
	會數	會員	會數	會員	會數	會員	會數	會員	會數	會員
奉天省	二六	六、〇〇〇	四三	二、六四三	—	—	一	八、五五六	五三	一七、二三九
安東省	八	三、七二一	七	五四〇	—	—	—	—	一五	四、二六一
錦州省	一三	二、三一四	七	六八六	—	—	—	—	一九	三、〇〇〇
吉林省	二二	一、二〇四	一一	五〇八	一	一、二五一	一	五四四	三六	四、四四六
濱江省	二七	三、三八七	一〇	七七七	一	三、六〇〇	—	—	三八	七、七七四
龍江省	二四	一、四八六	三	四四九	—	—	一	一、一〇〇	二四	四、〇〇五
三江省	一七	六〇四	二	一九九	—	—	—	—	一九	八〇三
間島省	七	四八三	一	二〇九	—	—	—	—	八	六九二
熱河省	一三	六三	一	—	—	—	—	—	一四	六三
黒河省	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
興安各省	六	五九	一	—	—	—	—	—	七	五九
計	一四六	一九、三三九	八六	五、四四一	二	四、八五一	三	一〇、一九九	二三七	四〇、〇〇〇

（註）この外に東北滿特別區に二十六箇所の商會がある。

商務會　關東州及び滿鐵附屬地に於ても滿洲人商工業者の團體たる商務會又は公議會があり、商工業助長を目的とする有力な機關をなしてゐるが、滿洲國商會と同樣に滿人側自治機關としての色彩を有してゐる。關東州內は各民政署長、附屬地內はその地の滿鐵地方事務所長がこれ等を監督してをり、大正二年滿鐵は附屬地華商商務會通則を公布して附屬地內滿洲國人の商工業發達促進の機關としてこれが助長統制を企圖したが、なほ本規則に據らざるものもある。

商務會一覽

地方名	會數	名稱	設立年	會員數
旅順	一	旅順商民公議會	明三九	三九
大連	三	大連市商會	明三五	一、三三五
		西大連商會	昭五	六四〇
		大連西崗商會	明四二	一、三六九
		計		三、三四四
金州	一	金州商務會	大八	二二〇
普蘭店	三	普蘭店商務會	明四四	三九九
		三十里堡商務會	大三	六四
		高甲店商務會	昭三	九二
		計		五五四
貔子窩	二	貔子窩商務公議會	明四四	四四三
		城子疃商務公議會	大四	一三三
		計		五七六
瓦房店	三	瓦房店商務會	大二	一八〇
		松樹商務會	大四	一二四
		熊岳城商務會	—	一〇五
		計		四〇九
大石橋	二	大石橋附屬地商務會	昭七	八〇
		海城附屬地商務會	大三	一四四
		計		一四六
遼陽	一	滿[illegible]商務組合	大二	二
鞍山	二	鞍山鎮西商務會	大八	二〇〇
		千山商務合	昭七	一三三
		計		三三三
撫順	一	撫順驛商會	昭四	一六六
奉天	一	奉天南滿站商務會	大六	三五五
鐵嶺	一	新臺子商務會	大七	一三〇
開原	二	開原商務會	明四四	二〇三
		昌圖附屬地商務會	大三	四四
		計		二四七
四平街	二	四平街商務會	明四四	三三三
		雙廟子商務會	大三	七四
		計		四〇七
公主嶺	一	公主嶺河北商務會	大三	一四七
新京	三	新京頭道溝商務會	明四四	三三三
		范家屯商務會	大四	四四
		大屯商務會	—	九九
		計		四七六
安東	二	安東附屬地商務會	大四	一、一〇一
		草河口商務會	大一〇	一〇三
		計		一、二〇四
總計	三一			九、三二五

取引所

日本側取引所

滿洲における取引所は官營と民營の二種に分たれ、前者に屬するものは、大連及新京の二取引所で（奉天は昭和十一年一月十五日限り廢止さる）、大連株式商品取引所、安東取引所、滿洲取引所（奉天）、及び哈爾濱交易所（日滿合辦）は民營の株式組織である。而して官營取引所においては先物取引の履行を擔保することは困難であるから、取引擔保會社の隸屬を特許してゐる。これは先物取引の履行を擔保し、且つ之が清算並に受渡の事務を行ひ、又取引人に資金を融通して取引の發達を促し、取引所と相俟つて取引機關の機能を完ふするものである。滿洲に官營取引所の設立せられた所以は、設立の當初に於て市場統一の必要上、直接關東廳の監督を必要とし、且つ市場は日支兩國人を初め其他外國人によりて利用せられ、殊にその多數を占むる支那人が日本官憲を信ずること極めて厚かつたので、彼等に對する威令の關係からも官營を有利としたからである。

現在の取引物件は、官營取引所にあつては其の所在地の事情により多少の相違はあるが、大豆、豆粕、豆油、高粱、其他金票、鈔票であり、民營取引所中、大連株式商品取引所は有價證券、綿糸布、麻袋及び麥粉、砂糖、人絹で安東取引所は有價證券及び豆粕、大豆、粟等、奉天にある滿洲取引所は株式、哈爾濱交易所は大豆、豆粕、豆油、小麥、麥粉、雜穀、麻袋、綿布等である。

代表的な大連取引所の狀況を示せば次の通りである。

（一）取引物件
- 重要物產（現物…大豆、豆粕、豆油、高粱、包米、雜穀／先物…大豆、豆粕、豆油、高粱、包米）

（二）賣買の方法
- 重要物產（現物……相對賣買／先物……競賣買（但し豆油は相對賣買））
- 錢鈔（現物……相對賣買／先物……競賣買）

（三）先物の期限
- 規定
  - 重要物產……五箇月以內（但し所長の認むるときは六箇月以內）
  - 錢鈔……四箇月以內
- 實際
  - 大豆、高粱……五箇月
  - 豆粕、豆油……五箇月
  - 鈔票……一箇月

（四）先物賣買單位
- 大豆　一車…滿鐵混合保管品、四九、〇〇〇斤
- 高粱　一車…四九、〇〇〇斤
- 包米　一車…四九、〇〇〇斤
- 豆粕　千枚…四六、〇〇〇斤
- 豆油　五百箱…二八、三五〇斤
- 鈔票……五、〇〇〇圓（但し實際は一〇、〇〇〇圓）

（五）公定相場呼値の單位
- 現物、先物共に
  - 豆粕……四六斤（一枚）
  - 鈔票……一〇〇圓
  - 其他……一〇〇斤（但し大豆は袋込）

（六）建値
金及銀圓兩建、（從來金銀兩建であつたが、大正十四年より金建となり、更に大正十二年十一月より再び金銀兩建となる）

(七) 先物受渡期日
大豆、高粱……毎月末日
包米……毎月十四日
豆粕、豆油……毎月十四日及末日
鈔票……毎月十三日及二十八日
(八) 現貨手數料
大豆、高粱、包米現貨票位につき……金又は銀 一・三五圓
豆粕……同 一・〇〇圓
豆油(噸算)……同 一・三五圓
鈔票(一萬圓につき)……金 一・〇〇圓
(九) 現貨本證證金
大豆、高粱……銀 一〇〇・〇〇圓
大豆(三等)包米……銀 八〇・〇〇圓
豆粕……銀 八〇・〇〇圓
鈔票……金 四〇〇・〇〇圓

而して滿洲國の幣制統一及び金銀等價確立と共に大連鈔市場は漸次存立の意義を喪失し、取引は日を逐ふて激減するのみならず、調資金窮乏の結果は特需取引の上にまで甚しく不利不便を感ずるに至り、大連取引所に於ては金建取引の要望熾烈となつたが、政府當路に於てもこの間の實情に考慮研究を拂ふところあり、金銀バーを持續して、何等の影響を蒙らざる昭和十一年九月十九日の閣議に於て正金發行の鈔票禁止を決定、二十二日勅令を公布、十月一日より大連鈔市場は閉鎖され特需の建値は金建となつた。

取引所及び取引擔保會社

名稱	設立年月日
大連取引所	大二、三、一五
新京取引所	同五、三、一八
奉天取引所	同九、一、二五

會社

名稱	設立年月日
大連取引所信託株式會社	大二、三、一五
(同)取引所錢鈔信託株式會社	同五、三、一八
新京取引所信託株式會社	同九、一、二五
奉天取引所信託株式會社	

官營取引所一覽

名稱	大連取引所	新京取引所	奉天取引所
營業保證金			
取引人	人員	人員	人員
法定	信託會社	信託會社	信託會社
一年間	拂込資本金	一、三五〇、〇〇〇圓	一、三五〇、〇〇〇圓	一、三五〇、〇〇〇圓
	積立金	五九、一五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	總收入金	三九、八三四	一、三五〇	一、〇〇〇
	總支出金	三四、六八四	一、三五〇	一、〇〇〇
當(銀建)	二三、二〇〇	四、三五〇	一、〇〇〇
(金建)	一一、〇〇〇		
特產(銀建)	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(金建)	三、〇〇〇		
錢鈔	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	四、〇〇〇		

(註) 大連取引所の營業期間は前年十二月一日より十二月三十一日に至る。

官營取引所特產先物取引

(昭和十年)

取引所	建値品名	出來高	價格	公定相場	呼値の單位
大連鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	普通大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	豆粕	四、六九千枚	三、四一		一枚
	油	六、六九斤	三、四一		
新京鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	小包大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	粟	一、三五二千枚	三、四一		一枚
	高粱	六、六九斤	三、四一		
奉天鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	高粱	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤

(註) 大連取引所の營業期間は前年十二月一日より十二月三十一日に至る。

官營取引所錢鈔先物取引

(昭和十年)

取引所	建値品名	出來高	價格	公定相場	呼値の單位
大連鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	普通大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	豆粕	四、六九千枚	三、四一		一枚
	油	六、六九斤	三、四一		
新京鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	小包大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	粟	一、三五二千枚	三、四一		一枚
	高粱	六、六九斤	三、四一		
奉天取引所	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	高粱	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤

(註) 大連取引所の營業期間は前年十二月一日より十二月三十一日に至る。

官營取引所特產現物取引

(昭和十年)

取引所	建値品名	出來高	價格	公定相場	呼値の單位
大連鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	普通大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	豆粕	四、六九千枚	三、四一		一枚
	油	六、六九斤	三、四一		
新京鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	小包大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	粟	一、三五二千枚	三、四一		一枚
	高粱	六、六九斤	三、四一		

▲奉天取引所は取引皆無

官營取引所錢鈔先物取引

(昭和十年)

取引所	建値品名	出來高	價格	公定相場	呼値の單位
大連鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	普通大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	豆粕	四、六九千枚	三、四一		一枚
	油	六、六九斤	三、四一		
新京鈔票建	大豆	一、三五二車	千圓	最高	一〇〇斤
	小包大豆	四、六六車	四、六六	最低	一〇〇斤
	粟	一、三五二千枚	三、四一		一枚
	高粱	六、六九斤	三、四一		

▲奉天取引所は取引皆無

官營取引所一覽

名稱	大連鈔票建	新京鈔票建	奉天鈔票建
取引所	大連鈔票對金	新京鈔票對金	奉天鈔票對金
	大連鈔票對國幣	新京鈔票對國幣	奉天鈔票對國幣
	大連鈔票對鈔票	新京鈔票對鈔票	奉天鈔票對鈔票
取引人	株式會社	株式會社	株式會社
人員	一、四六〇人	一、四六〇人	一、四六〇人
身元保證金	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇
資本金	千圓 三、〇〇〇	千圓 三、〇〇〇	千圓 三、〇〇〇
拂込資本金	千圓 一、五〇〇	千圓 一、五〇〇	千圓 一、五〇〇
積立金	千圓 一、九五〇	千圓 一、九五〇	千圓 一、九五〇
總收入金	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇
總支出金	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇	千圓 三、六〇〇
總益金	千圓 一、二〇〇	千圓 一、二〇〇	千圓 一、二〇〇
配當金	積越	積越	積越

(註) 大連、安東並に滿洲取引所の營業期間は前年十二月一日より十一月三十日に至る、哈爾濱支島所の營業期間は四月一日より翌年三月三十一日に至る、單位金圓

大連株式商品取引所

大正八年十二月關東州取引所令により當初資本金一千萬圓(四分の一拂込)によつて設立され、其後數次の整理によつて昭和十一年九月現在では公稱資本金五百萬圓(內拂込額二百萬圓)となり、取引物件は、有價證券、麻袋、總繩布、麥粉、砂糖の五品で俗稱「五品市場」と稱はれるのはこれがためである。然るに本年八月商品市場に人造絹絲上場の認可を受けたので同十七日より人絹の定期取引、延取引、現物取引を開始したが、滿洲及支部の消費地を整へて前途を期待せられてゐる。現在は砂糖並に麥粉取引は特無である。

大連株式商品取引所出來高(昭和十年中)

商品出來高及受渡高	單位	數量	價格
定期	總繩	噸	千円
	麻袋	千枚	千円
	總繩布	俵	千円
延取引	株式出來高及受渡高		
	出來高	株	千円
定期取引		株	千円
延取引		株	千円
現物取引		株	千円

滿洲取引所

資本金百萬圓、內拂込資本金二十五萬圓の株式組織にして、株式會社債權に商品の先物及び現物取引と之れに附帶する業務を目的とするもの

[illegible]

滿洲取引所出來高

先物取引	[illegible]株	[illegible]千圓
延取引	[illegible]株	[illegible]千圓
現物取引	[illegible]株	[illegible]千圓

哈爾濱交易所　日滿合辦資本金國幣二百萬圓［illegible］昭和八年十一月設立され、其營業［illegible］大豆、豆粕、豆油、小麥、麥粉、糧食、綿絲布、［illegible］昭和十年一月四日の初立會より［illegible］今後北滿經濟界の中樞的［illegible］將來を期待されてゐる。

哈爾濱交易所出來高（康德元年度）

		賣買高	受渡高
特產交易	大豆	[illegible]	[illegible]
	小麥	[illegible]	[illegible]
	豆粕	[illegible]	[illegible]

註　［illegible］

運帳	定期	[illegible]千圓	[illegible]千圓
	現物	[illegible]千圓	[illegible]千圓

但し鈔票取引は康德二年十二月末限り廢止

安東取引所　資本金二百萬圓の株式組織であるが、滿洲國の幣制統一と共に鈔票取引を廢止し昭和九年十二月以來株式取引に轉向した。市場開設日尚淺くして未だその充分にその機能を發揮するに至らないが、取引高は漸增の傾向を示してゐる。取引物件は主として內地主力株にして延取引を主としてゐる。尚ほ商品取引は開始するに至らず、特產取引增設の議はこれが開始の計劃を進めてゐる。

安東取引所出來高（昭和十年）

	出來高	受渡高
延取引	[illegible]株	[illegible]株
	[illegible]圓	[illegible]圓

滿洲國側取引所

滿洲國側の取引所交易所は日本側取引所に倣つて一九二〇年奉天交易所保證所が設立せられたのを嚆矢とする。概ね其の規模は小、且つ其の取引物件も小範圍に限られてゐる。但し昭和八年十一月の濱江證券糧食交易所有限公司を資本金二百萬圓（拂込百二十萬圓）に增資して出來た哈爾濱交易所の如きは實は滿洲國側の取引所に入るべきものである。他に奉天の奉天糧石交易所、山城鎭糧交易所、通遼糧食交易所、鐵嶺糧交易所、新京及び吉林城內の貨幣交易市場等があつて錢鈔及び特產の現物取引を行ひつゝあつたが、これ等は全く個人信用と同業者間の社會的制裁に基礎を置いて行はれる舊時代の遺物なるため漸次影を潜めて現在では新京の交易所以外は殆ど全滅の狀態に陷つてゐる。

取引所合同問題　治外法權の撤廢、行政權の委讓と共に附屬地內に在る日本側取引所も當然滿洲國の行政權下に移さるべき運命にあるので、滿洲國においても取引所令發布に關する調査が急がれて居り（昭和十一年八月現在）關東州を除いた之等の取引所は從來の複雜な監督權を統一して新に發布される取引所令によつて民營に移さるゝ筈である。

市場

概況　過去に於ける滿洲の市場は滿人向の露式市場（古道具及び下級雜品類を販賣し、飲食店、見世物、賭博場等の雜居せる露天市場又は集合店舖）と滿鐵附屬地に於て市場會社の經營する邦人向の生鮮食料品市場（卸賣市場と小賣市場を兼營する）とが最も代表的なもので、特殊的存在として財團法人關東州水產會の經營する魚市場及大連市直營の大連中央卸賣市場があり、これ等は場外取引を禁止して全市の需給をその市場に集める組織に於ては最も進んだ市場であつた。然るに昭和九年二月に滿洲國の中央卸賣市場法が制定されて以來、先づ哈爾濱に昭和十年一月中央卸賣市場が開設され吉林も亦目下之が開設準備中であり、新京奉天に於ても新設の機運に向ひつゝある。中央卸賣市場開設に至らざるその他の諸都市に於ては、滿洲在來の市場會社組織に依り市場が開設されつゝあり全滿主要都市に市場網が張られるのも近き將來にありと考へられる。

經營方法による卸賣市場（昭和十年十月現在）

地名	市場名	經營主體	資本金及拂込資本金（円）	開設年月	取扱品
大連	大連市中央卸賣市場	大連市	—	昭七、二	蔬菜果實
大連	大連魚市場	關東州水產會	—	昭二、二	鮮魚鹽干魚
旅順	旅順魚市場	關東州水產會	—	昭二、二	鮮魚鹽干魚
貔子窩	貔子窩魚市場	貔子窩市場株式會社	二〇、〇〇〇 三、五〇〇	昭四、九	水產物
鞍山	鞍山市場	鞍山市場株式會社	五〇、〇〇〇 一二、五〇〇	昭五、二	水產物蔬菜果
奉天	滿洲市場	滿洲市場株式會社	四〇〇、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇	大六、九	水產物蔬菜果
安東	安東市場	安東市場株式會社	一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	昭一〇、一〇	水產物蔬菜果
撫順	中央市場	撫順市場株式會社	一〇〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	大七、八	水產物蔬菜果
撫順	千金寨市場	同右	同右	大八、三	同右
新京	新京市場	新京市場株式會社	五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	大六、八	水產物蔬菜果
錦州	錦州市場	錦州市場株式會社	五〇、〇〇〇 一二、五〇〇	昭九、六	水產物蔬菜果
營口	營口魚市場	營口水產股份有限公司	一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇	昭三、五	水產物
哈爾濱	哈爾濱特別市中央批發市場	哈爾濱特別市	—	昭一〇、一	魚類蔬菜果
圖們	圖們魚市場	圖們市場株式會社	一〇〇、〇〇〇	昭九、三	魚類

組織的小賣市場

地名	市場名	經營主體	開設年月
大連	信濃町市場	大連市	明治四〇、八
大連	山縣通市場	同右	大正三、一
大連	大連西市場	同右	大正二、三
大連	小崗子市場	同右	明治四四、
大連	千代田町市場	同右	昭和二、五
旅順	旅順魚菜市場	旅順市	昭和二、二
旅順	水師營市場	水師營會	大正九、七
普蘭店	魚菜市場	普蘭店商務會	大正六、六
貔子窩	貔子窩會市場	貔子窩會	昭和六、五
城子疃	城子疃會市場	城子疃會	昭和七、四
鞍山	鞍山小賣市場	鞍山市場株式會社	昭和六、
奉天	奉天第一市場	滿洲市場株式會社	大正六、九
奉天	同第二市場	同右	昭和八、八
安東	安東公設小賣市場	滿鐵	昭和四、三
撫順	中央小賣市場	撫順市場株式會社	大正七、八
撫順	千金寨市場	同右	大正八、三
開原	開原市場	開原市場株式會社	大正七、二
四平街	日本人市場	滿鐵	昭和五、三
四平街	滿洲人市場	同右	昭和五、九
新京	新京小賣市場	新京市場株式會社	大正六、八
哈爾濱	道裡南市場	哈爾濱市	—
哈爾濱	道裡北市場	同右	—

非組織的市場

地名	市場名	市場の種類	販賣食料品
金州	金州市場	小賣市場	蔬菜、果實、鹽干魚
營口	東市場	露天小賣市場	蔬菜、魚類、肉類
營口	中市場	同右	同右
營口	西市場	同右	魚類、肉類
奉天	小東門外魚菜市場	卸小賣市場	蔬菜、鮮鹽干魚、肉類
奉天	小東門裡果實市場	同右	果實
奉天	大西關平康里市場	小賣市場	蔬菜、牛羊豚肉、罐詰
奉天	大西邊門外平康里南市場	同右	同右
奉天	小西邊門外魚寺市場	同右	鳥、獸肉、野菜
奉天	北區市場	同右	野菜、果實
奉天	西北區市場露天市場	露天小賣市場	同右
奉天	工業區平康里市場	小賣市場	同右
奉天	大南門外市場	同右	魚類、鳥獸肉、野菜
本溪湖	本溪湖新市場	小賣市場	魚類、蔬果、肉類
安東	東魚菜市	卸小賣市場	魚類、野菜、肉類

新京	常設市場	小賣市場	羊豚肉、野菜
	定期市場	小賣市場	野菜
哈爾濱	南崗東市場	小賣市場	川魚、野菜、果實、鳥類
	南崗西市場	同	右
	道外市場	同	右
齊々哈爾	常設市場	小賣市場	川魚、鳥獸肉、野菜
吉林	常設市場	同	豚肉、鄙乾魚、野菜
	常設市場	同	牛羊肉
	常設市場	同	右
	常設市場	同	川魚、鳥肉、野菜、鳥類
	常設市場	同	豚肉、鄙乾魚、野菜

東亞見本市　滿洲に於ける見本市は從來日本內地各府縣又は個人商店等が單獨個々に開催してゐたのであるが徒らに費用と時日を要し、取引上の統制にも不備の點が多々あつた。滿洲輸入組合聯合會は內地各府縣の聯合による統一ある大見本市開催の計畫をたて昭和七年七月七日より三日間大連に於て第一回滿洲見本市を實現せしめ、爾來第六回を終つたが、從來本市の主眼としてゐた本邦商品の紹介宣傳といふ第一義的使命も略ゝ果されたので、主催者たる滿洲輸入組合聯合會はこの點を愼重研究して、昭和十一年には從來催し來りし見本市を實取引本位の見本市たらしめ、滿支日滿一結紐の元を劃すべく名も「東亞見本市」と改稱され新しい「スタート」を切つた。第一回東亞見本市は昭和十一年六月六日より四日間大連に開催され、契約額も又目覺しいもので三百七十六萬九千五百二十五圓といふ一段の飛躍を示した。

東亞見本市商品別約定高（單位圓）

第一部	玩具類	九、三四四
	裝飾品類	七、五九五
	家具類	六、〇二二
	鐵物雜具類	三、四六〇
	金物類	二、三三四
	桑表類	三、三二〇
	自轉車類	一、〇二一
	運搬具類	三、〇三一
	建築材料類	一、二七八
	時計類	三、三三
	洋服類	一、〇九五
	メリヤス品類	七、三七六
	化粧品類	三、三三一
	洋品類	三、三三一
	ゴム製品類	一、〇三一
	小間物類	七、三三一
	其他	三、三三一
第二部	食料品	二、三三一
	繊維雜品類	一、三三一
	織物類	三、三三一
	小計	三、三三一、三三一

東亞見本市地方別約定高（單位圓）

大連	本部	一、三三一、三三一
	支店	三、三三一
	出張所	三、三三一
瀋陽	瀋陽	三、三三一
	撫順	三、三三一
	鞍山	三、三三一
	本溪湖	三、三三一
	東邊道	三、三三一
安東	安東	三、三三一
	鳳凰城	三、三三一
開原	開原	三、三三一
	四平街	三、三三一
公主嶺	公主嶺	三、三三一
吉林	吉林	三、三三一
	新京	三、三三一
哈爾濱	哈爾濱	三、三三一
齊々哈爾	齊々哈爾	三、三三一
其他	其他	三、三三一
合計		一、三三一、三三一

北支見本市　滿洲に於ける見本市の側面的役割を努めるもので歐米商品の北支市場進出、滿洲への流入を阻止するため及び本邦商品の北支市場開拓の一石二鳥策に基き、昭和九年八月三日より三日間天津に於いて第一回天津見本市を開催した。當時は在留一部邦商の誤解、準備の邦品への調整不足等のため好成績を擧げ得なかつた。十年七月七日より三日間第二回天津見本市が開催されたが參加小間數六五小間にて二十一萬銀弗の約定取引を見た。これは時局の安定と共に北支經濟界が一段と明朗化したのに起因する。十年末の冀東新政府の樹立は對北支貿易に一層の拍車をかけることゝなり、昭和十一年には見本市もその範圍を擴張して名も北支見本市と改め、天津の外に新たに青島にても開催され、五月二十日二十一日の二日間出品小間數六七小間、十萬九千二百九圓の豫期以上の約定を見た。天津會場は五月二十七日より三日間開き出品小間數百二小間約定高六十六萬六千三百九十二圓にて北支見本市にて合計七十七萬五千六百二圓といふ前回に比して約五十萬圓の增加といふ劃期的な成績を收めた。

北支見本市商品別約定高（單位圓）

		天津會場	青島會場
第一部	玩具類	一、二三一	三、三三一
	文房具類	三、三三一	一、三三一
	貴金屬類	三、三三一	三、三三一
	家具裝飾品類	三、三三一	一、三三一
	硝子製品類	三、三三一	三、三三一
	陶磁器類	三、三三一	三、三三一
	硬質陶器類	三、三三一	三、三三一
	竹製品類	三、三三一	三、三三一
	化粧品類	三、三三一	三、三三一
	ゴム製品類	三、三三一	三、三三一
	織物類	三、三三一	三、三三一
	洋品類	三、三三一	三、三三一
	毛織物類	三、三三一	三、三三一
	其他	三、三三一	三、三三一
第二部	食料品類	三、三三一	三、三三一
	小計	三、三三一	三、三三一
合計		三、三三一	三、三三一

北支見本市地方別約定高（單位圓）

天津會場	天津	三、三三一
	北平	三、三三一
	濟南	三、三三一
	張家口	三、三三一
	大同	三、三三一
	青島	三、三三一
	煙臺	三、三三一
	龍口	三、三三一
	山海關	三、三三一
	秦皇島	三、三三一
	唐山	三、三三一
	其他	三、三三一
合計		三、三三一、三三一

保險事業

滿洲に於ける日本保險業の發達は日露戰後に屬し、戰前に在つては外國人の手によつて拓かれつゝあつた。日本が露國に代つて滿洲開發の任に當る樣になつた明治三十九年二月明治生命が大連に代理店を設けたのを嚆矢とし、同四十年日本火災及共同火災が旅順に代理店を設置して以後、內外共保險業者の進出を見て今日の盛大をなした

損害保險　歐洲戰後本邦保險業者は漸次外國保險業者の地盤を侵蝕し、彼我の勢力は戰後を前後して其地位を顚倒した。而して海上運送保險にありては、昭和五年二月から本邦有力會社によりて滿洲特產物プールの協定料率（昭和九年一月改訂）實施さ

れ、又火災保險に於ても昭和十年二月一日から關東州火災保險協會の協定料率を實施せられるに至つて何れも料率紊亂の弊より救はれ、殊に滿洲事變後邦人の異常なる進出と各種産業の勃興によりその業績は目覺しい發展を示してゐる。其他自動車保險、傷害保險等雜種保險は未だ發展の過渡期にある。

損害保險州內外計

年次	保險業者	收入保險料	仕拂保險金	契約高 日數金額	解約 日數金額	年末現在契約高 日數金額
昭和四年	三二	千圓 二、〇八一	千圓 一、〇三五	千圓 二、〇四五、四四五	千圓 九八、〇四一	千圓 二、〇四五、四四五
同五年	三二	一、三八一	九四五	二、四四五、四四五	一〇一、四九七	二、四四五、四四五
同六年	三二	一、四四四	一、〇四九	二、四四五、四四五	一〇一、四九七	二、四四五、四四五
同七年	三二	一、五三一	一、一四九	二、四四五、四四五	一〇一、四九七	二、四四五、四四五
同八年	三二	一、六三九	一、二四九	二、四四五、四四五	一〇一、四九七	二、四四五、四四五
同九年	三二	一、九四四	一、四四四	二、四四五、四四五	一〇一、四九七	二、四四五、四四五

生命保險州內外計

年次	保險業者	收入保險料	仕拂保險金	契約高 日數金額	解約 日數金額	年末現在契約高 日數金額
昭和四年	一五	千圓 二、三六一	千圓 七七五	千圓 一、四五五、四四五	千圓 九八、〇四一	千圓 一、四五五、四四五
同五年	一五	二、四九八	八三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同六年	一五	二、五三五	九三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同七年	一五	二、五九九	一、〇三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同八年	一五	二、六三九	一、一三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同九年	一五	二、七三五	一、二三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五

生命保險州內外計

年次	保險業者	收入保險料	仕拂保險金	契約高 日數金額	解約 日數金額	年末現在契約高 日數金額
昭和四年	一五	千圓 二、三六一	千圓 七七五	千圓 一、四五五、四四五	千圓 九八、〇四一	千圓 一、四五五、四四五
同五年	一五	二、四九八	八三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同六年	一五	二、五三五	九三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同七年	一五	二、五九九	一、〇三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同八年	一五	二、六三九	一、一三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同九年	一五	二、七三五	一、二三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五

生命保險　州外に於て極めて少數の支那人保險會社の契約を除き、殆んど大部分は日本保險會社との取引である。歐洲大戰の好況に乘つて急速に發展したもので、他の營利事業が戰後の反動を受けたにも拘らず、生命保險事業は著るしい發達を續けた。最近滿洲國人の生活向上は滿人を生保對象とする傾向を生じたが滿洲國々籍法の實施整備を見るまではなほ見込薄である。

生命保險州內外計

年次	保險業者	收入保險料	仕拂保險金	契約高 日數金額	解約 日數金額	年末現在契約高 日數金額
昭和四年	一五	千圓 二、三六一	千圓 七七五	千圓 一、四五五、四四五	千圓 九八、〇四一	千圓 一、四五五、四四五
同五年	一五	二、四九八	八三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同六年	一五	二、五三五	九三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同七年	一五	二、五九九	一、〇三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同八年	一五	二、六三九	一、一三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五
同九年	一五	二、七三五	一、二三五	一、四五五、四四五	一〇一、四九七	一、四五五、四四五

簡易生命保險　郵便振替貯金制度の利用に依り關東遞信局が大正十一年十一月一日より他の殖民地に率先して實施した。次で政府に於ては從來無保險の狀態に置かれた三歲以上十二歲以下の小兒に對し昭和六年十月一日より小兒保險を開始したので關東遞信局管內に於ても同時に之を實施した。

成人保險年度別募集成績

	件數	月額保險料	保險金額
昭和五年度	一、九三二	千圓 一、九三二	千圓 三、三九九
同六年度	一、九三二	一、九三二	三、三九九
同七年度	二、〇三五	二、〇三五	三、五八五
同八年度	二、一三九	二、一三九	三、七六一
同九年度	二、二四四	二、二四四	三、九四四
同十年度	二、三五一	二、三五一	四、一三五

小兒保險年度別募集成績

	件數	月額保險料	保險金額
昭和六年度	八、九三五	千圓 八、九三五	千圓 一、五六五
同七年度	一〇、三五一	一〇、三五一	一、八一五
同八年度	一一、九三五	一一、九三五	二、〇九五
同九年度	一三、八三五	一三、八三五	二、四二五
同十年度	一五、九三五	一五、九三五	二、七九五

郵便年金　簡易生命保險同樣郵便振替貯金の媒介により大正十五年十月一日より內地と同時に開始し、老養に依る所得能力の減退を保護救濟し養老問題の解決に當ることゝしたが、之亦急激に普及し昭和十年度末に於ける總契約受理高は三千三百五十三件年金四十五萬五千圓に達してゐる。而し

て右契約の內死亡解約等契約の消滅を控除した同年末に於ける普及狀況は七百三十六件契約受特掛金年額三萬二千餘圓に及び順調な好成績を收めてゐる。

倉庫業

滿洲國側の倉庫業　未だ幼稚な棧房（行機）及び堆棧の域を脫せず、單に貨物を預るに止まり僅少の手數料を徵してゐるが、別段に倉庫證券を發行せず金融の途も講ぜられてゐない。その他關棧のみはその院內に特殊物の保管をなし、金融をつけると同時に高率な倉敷料をとつてをり、滿鐵並に國線沿線以外では非常に重要な役割を果してゐる。

滿鐵の倉庫業　同社の倉庫業は鐵道附屬事業の一つで、現在大連を始め各沿線に三十一箇所、棟數一八九棟、面積（倉庫及び上屋）五四萬平方米の倉庫を有してをり、在滿倉庫業の總寄託貨物の九〇%を取扱ひ他の倉庫業を壓倒してゐる。なほ滿鐵は分置保管以外に混合保管といふ特殊制度を採用してゐる。現行規程によれば混合保管をなす貨物は大豆、豆粕、豆油、小麥の四種であるが、小麥のみは事實取扱はれてゐない。國線も昭和十年十一月一日から沿線三十二箇に倉庫を設置し混合保管受寄を開始した。

因に滿鐵直系の日滿倉庫會社（資本金一千萬圓、全株滿鐵社有）は昭和五年設立され川崎市鶴見及び大阪市營築港內に埠頭並に倉庫を建造して、大連埠頭の延長の如き發展をなしつゝある。

滿鐵倉庫貨物受拂高（東位態）（昭和十年十二月末）

種類	保管場所	設立年月	組織	資本金	計	搬出高	搬入高
大豆	大連	國際運輸會社	公司	千円 三、〇〇〇	一、三五〇、一一〇	五六、一五〇	一、二九三、九六〇
豆粕混保	同	大正六、八	株式	一、〇〇〇	三二、八六〇	三二、八六〇	
豆油混保	同	同	同	一、〇〇〇	三二、八六〇	三二、八六〇	
分置保管	撫順	昭和十年	合資	一〇〇	二、三四九、三四〇	一、一四九、三四〇	一、二〇〇、〇〇〇
同	奉天	同	個人	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	鞍山	同	同	千平方尺 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	本溪湖	同	同	千円 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	安東	同	株式	一、〇〇〇	三、三三〇	三、三三〇	
同	新京	同	同	一、〇〇〇	三、三三〇	三、三三〇	
同	四平街	同	合資	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	開原	同	個人	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	哈爾濱	同	同	千平方尺 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	齊々哈爾	同	同	同	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	錦州	同	同	坪 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	營口	同	同	同	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	龍井村	同	組合	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
豆粕保管	大連	國際運輸會社	公司	千円 三、〇〇〇	一、三五〇、一一〇	五六、一五〇	一、二九三、九六〇
豆油保管	同	大正六、八	株式	一、〇〇〇	三二、八六〇	三二、八六〇	
分置保管	同	同	同	一、〇〇〇	三二、八六〇	三二、八六〇	
同	撫順	昭和十年	合資	一〇〇	二、三四九、三四〇	一、一四九、三四〇	一、二〇〇、〇〇〇
同	奉天	同	個人	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	鞍山	同	同	千平方尺 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	本溪湖	同	同	千円 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	安東	同	株式	一、〇〇〇	三、三三〇	三、三三〇	
同	新京	同	同	一、〇〇〇	三、三三〇	三、三三〇	
同	四平街	同	合資	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	開原	同	個人	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	
同	哈爾濱	同	同	千平方尺 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	齊々哈爾	同	同	同	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	錦州	同	同	坪 三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	營口	同	同	同	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇
同	龍井村	同	組合	一〇〇	一、一四九、三四〇	一、一四九、三四〇	

滿鐵以外の倉庫業　世界大戰の好影響を受け當時各地に三十有餘に及ぶ倉庫の澄設を見たが、その後引續く不振に漸次整理されれ且つ滿鐵に壓迫されて見るべき發達を示してゐない。

滿鐵以外主要倉庫業者

所在地	倉庫名	設立年月	組織	資本金	倉庫名	設立年月	組織	資本金
大連	國際運輸會社	大元、八	株式	三、〇〇〇	撫順倉庫	大三、一	合資	一〇〇
同	細昌公司	同	同	一、〇〇〇	同	同	個人	一〇〇
同	南滿倉庫會社	同	同	三、〇〇〇	大連倉庫	大三、三	合資	一〇〇
同	大連倉庫	大三、三	合資	一〇〇	大連企業倉庫	同三、一二	株式	三、〇〇〇
同	大連企業倉庫	同三、一二	株式	三、〇〇〇	大連運水會社	大六、三	株式	一、〇〇〇
同	大連運水會社	大六、三	株式	一、〇〇〇	旅順倉庫	昭四、九	個人	一〇〇
旅順	旅順倉庫	昭四、九	個人	一〇〇	錦州倉庫	昭七、九	組合	一、〇〇〇
錦州	錦州倉庫	昭七、九	組合	一、〇〇〇	龍山日滿倉庫	昭七、九	株式	三、〇〇〇

物價、貨銀、諸相場

內外卸賣物價指數（滿洲中央銀行調査 大同二年平均基準）

	新京（國幣建）	上海	天津	大連	東京	倫敦	紐育	巴里
大同元年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 三年一月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 二月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
康德元年三月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 四月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 五月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 六月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 七月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 八月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 九月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 十月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 十一月	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 十二月	一〇〇・〇	九九・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 平均	九九・八	九九・一	九九・八	九九・五	九九・七	九九・六	九九・九	九九・九
同 二年一月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 二月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 三月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 四月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 五月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 六月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 七月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 八月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 九月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十一月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十二月	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 平均	一〇一・五	九九・一	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五

新京卸賣物價類別指數（滿洲中央銀行調査 大同二年平均基準）

（その一）商品の用途及び性質によるもの

	總指數	雜品	繊維材料	金物	燃料及燃料	食料及嗜好品	雜穀	特產
大同元年平均	一〇〇・〇	九九・八	九九・八	九九・八	一〇一・一	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇一・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 三年一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 二月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
康德元年三月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 四月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 五月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 六月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 七月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 八月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 九月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 十月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 十一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 十二月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 平均	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・〇	九九・一	一〇〇・六
同 二年一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 三月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 四月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 五月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 六月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 七月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 八月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 九月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 平均	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五

（その二）價格の國際關係並に農民の購入或は賣卸商品別によるもの

	國內品	輸出品	輸入品	農民購入品	農民賣却品
	價格の國際關係による			農民の購入及び賣却商品別による	
大同元年平均	九九・八	一〇一・一	一〇一・〇	一〇五・一	一〇七・〇
同 二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 三年一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
康德元年三月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 四月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 五月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 六月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 七月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 八月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 九月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十二月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 平均	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 二年一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 三月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 四月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 五月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 六月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 七月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 八月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 九月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 平均	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五

（その三）商品の生產生程を標準とするもの

	消費財				生產財		
	設備財	工業製品	直接消費物	平均	半加工品	原料品	粗原料
大同元年平均	九九・七	九九・七	九九・三	九九・四	九九・三	九九・五	九九・三
同 二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 三年一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
康德元年三月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 四月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 五月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 六月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 七月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 八月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 九月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十一月	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 十二月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 平均	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
同 二年一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 三月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 四月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 五月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 六月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 七月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 八月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 九月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十一月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 十二月	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五
同 平均	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五	一〇一・五

（その四）商品の生産組織別によるもの

	織及精練工業品	家具工業品	家内工業品
大正元年平均	九七・七	一〇四・九	一〇一・〇
同二年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同三年一月	九七・一	九八・六	九九・〇
同　二月	九六・七	九九・八	九九・〇
同　三月	九六・一	九八・三	九八・九
同　四月	九六・一	九八・三	九八・九
同　五月	九八・四	九八・三	九八・九
同　六月	九八・八	九九・〇	九九・〇
同　七月	九八・九	九九・〇	九九・〇
同　八月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　九月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　十月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同十一月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同十二月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　平均	九八・三	九八・九	九九・〇
同　一月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　二月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　三月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　四月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　五月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　六月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　七月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　八月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　九月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　十月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同十一月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同十二月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　平均	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　一月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　二月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　三月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　四月	九九・〇	九九・〇	九九・〇
同　五月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　六月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　七月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　八月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　九月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　十月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十一月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十二月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　平均	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　一月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　二月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　三月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　四月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　五月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　六月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　七月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　八月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　九月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　十月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十一月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十二月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　平均	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　一月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　二月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　三月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　四月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　五月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　六月	八八・八	九九・〇	九九・〇
同　七月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　八月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　九月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　十月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十一月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同十二月	八九・〇	九九・〇	九九・〇
同　平均	八九・〇	九九・〇	九九・〇

康徳二年月別各地綿物価指数（満洲国統計総局調査 新京物価規準）

	新京	奉天	哈爾濱	吉林	齊々哈爾	牡丹江	安東	遼源	錦州	山城鎮	延吉	一面坡	寧安	依蘭	海拉爾	黒河	承徳	赤峰
一月	一〇〇・〇	九八・〇	一〇一・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・七	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
二月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
三月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
四月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
五月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
六月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
七月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
八月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
九月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
十月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
十一月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
十二月	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九
平均	一〇〇・〇	九八・五	一〇二・五	九八・三	一〇二・五	一〇二・五	一〇一・八	九九・一	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九	一一二・九

大連卸賣物價指數（大連商工會議所調 昭和五年一月基準）

	總平均	雜品	燃料	雜穀材料	食料品	調味及嗜好品	織物繊維品
昭和五年	九五・四	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同六年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同七年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同八年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同九年一月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　二月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　三月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　四月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　五月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　六月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　七月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　八月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　九月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　十月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　平均	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
昭和九年一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　三月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　四月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　五月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　六月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　七月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　八月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　九月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　十月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　平均	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
昭和十年一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　三月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　四月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　五月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　六月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　七月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　八月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　九月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　十月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　平均	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三

大連小賣物價指數（大連商工會議所調 昭和五年一月基準）

	總平均	雜品	燃料	食料品	肉類	調味及嗜好品	穀類
昭和五年	九五・四	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同六年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同七年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同八年	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同九年一月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　二月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　三月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　四月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　五月	九五・〇	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　六月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　七月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　八月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　九月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　十月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　平均	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
昭和十年一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　三月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　四月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　五月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　六月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　七月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　八月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　九月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　十月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十一月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同十二月	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三
同　平均	八八・一	九五・一	九六・一	八八・五	九八・三	九五・七	九五・三

滿洲主要都市小賣物價指數比較（關東局調査）

（昭和五年一月基準）

	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
昭和五年	九一・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇
同六年	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇
同七年	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
同八年	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
昭和九年一月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
二月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
三月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
四月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
五月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
六月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
七月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
八月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
九月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十一月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十二月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
平均	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
昭和十年一月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
二月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
三月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
四月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
五月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
六月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
七月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
八月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
九月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十一月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
十二月	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇
平均	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・〇

滿洲主要都市勞働賃銀比較（東位圓）（關東局調査）

		大連	奉天	安東	新京
昭和六年	日本人	二・九	二・三	二・三	二・六
	滿洲人	〇・八	〇・七	〇・七	〇・八
同七年	日本人	二・八	二・二	二・二	二・五
	滿洲人	一・二	〇・九	〇・九	一・〇
同八年	日本人	二・七	二・一	二・一	二・四
	滿洲人	一・一	〇・八	〇・八	〇・九
同九年	日本人	二・七	二・一	二・一	二・四
	滿洲人	一・一	〇・八	〇・八	〇・九
同十年	日本人	二・七	二・一	二・一	二・四
	滿洲人	一・一	〇・八	〇・八	〇・九

大連勞働職別賃銀（東位圓）（滿洲土建協會調査）

		木工	左官	石工	土工	鍛冶工	並人夫
▲日本人	昭和六年	二・六	二・七	二・七	二・二	二・二	一・五
	同七年	二・四	二・五	二・五	二・〇	二・〇	一・三
	同八年	二・二	二・三	二・三	一・八	一・八	一・二
	同九年	二・二	二・三	二・三	一・八	一・八	一・二
	同十年	二・二	二・三	二・三	一・八	一・八	一・二
▲滿洲人	昭和六年	〇・九	〇・九	〇・九	〇・七	〇・七	〇・五
	同七年	一・〇	一・〇	一・〇	〇・八	〇・八	〇・六
	同八年	一・〇	一・〇	一・〇	〇・八	〇・八	〇・六
	同九年	一・〇	一・〇	一・〇	〇・八	〇・八	〇・六
	同十年	一・〇	一・〇	一・〇	〇・八	〇・八	〇・六

特産物現物相場

（關東局調査）

大豆（大連一〇〇斤選俵一等）

	高粱（新京三五五斤） 最高	最低	平均	豆粕（大連一枚） 最高	最低	平均	豆油（大連一〇〇斤） 最高	最低	平均
昭和五年	八・三	五・三	七・三	二・五	一・五	二・〇	一七・六	一二・〇	一四・六
同六年	六・〇	四・〇	五・〇	一・九	一・二	一・五	一四・〇	一〇・〇	一二・〇
同七年	六・〇	四・〇	五・〇	一・九	一・二	一・五	一四・〇	一〇・〇	一二・〇
同八年	四・五	三・五	四・〇	一・四	一・〇	一・二	一一・〇	八・〇	九・五
同九年	四・五	三・五	四・〇	一・四	一・〇	一・二	一一・〇	八・〇	九・五
十年一月	四・三	三・三	三・八	一・三	一・〇	一・一	一〇・五	七・五	九・〇
二月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
三月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
四月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
五月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
六月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
七月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
八月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
九月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
十月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
十一月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
十二月	四・〇	三・〇	三・五	一・二	一・〇	一・一	一〇・〇	七・五	八・八
全年	四・五	三・〇	三・八	一・二	一・〇	一・一	一〇・五	七・五	九・〇

（註）括弧内は取引所と單位を示す、數値は總て銀票建

綿絲布現物相場（大連商業會議所調査）

		綿絲	綿布			
		二十番手（最上格）	十六番手（最上格）	粗布（最上格）	細布（最上格）	大尺布（軍人格）（三輪A格）
		円	円	円	円	円
昭和五年	最高	一五・〇	一五・〇	六・〇	七・五	一九・〇
	最低	一二・〇	一三・〇	四・五	五・五	一七・〇
	平均	一三・九	一四・六	五・三	六・六	一八・一
同六年	最高	一三・〇	一四・〇	五・〇	六・〇	一八・〇
	最低	一一・〇	一二・〇	四・〇	五・〇	一六・〇
	平均	一二・一	一三・一	四・六	五・六	一七・〇
同七年	最高	一二・〇	一三・〇	四・五	五・五	一七・〇
	最低	一〇・〇	一一・〇	三・五	四・五	一五・〇
	平均	一一・〇	一二・〇	四・〇	五・〇	一六・〇
同八年	最高	一一・〇	一二・〇	四・〇	五・〇	一六・〇
	最低	九・〇	一〇・〇	三・〇	四・〇	一四・〇
	平均	一〇・〇	一一・〇	三・五	四・五	一五・〇

場合材價格發行電務、郵便、鐵道（除地方鐵道及び專用鐵道）、電信電話ラヂオ放送（含無線放送事業）航空業、營林、屠場、市營市場、國有林に於ける林業用木・ロカインの取引及び加工業、國有鑛區の採鑛事業、鐵・石油・輕金屬精錬事業、曹達其の他の化學工業、輕金屬精錬事業、造船事業、鐵鋼製造事業、電氣事業、火藥製造事業、其他軍需工業

(二) 若干國家統制を要する民間自由事業

普通銀行、保險事業、地方鐵道、合同運輸、自家專用鐵道、自動車運輸事業、海運業、沿岸運送業、小運送業、造船業、入渠業、倉庫業、製材業、木竹物取引業、畜產物の取引業、農林產物の取引業、パルプ及び製紙業、製糖工業、製粉業、製油工業、油脂工業、セメント工業、生藁統制を要す）、硝子工業、煉瓦工業、皮革工業、一般製鐵工業、農機具工業、酒業

特殊會社 謂はゆる滿洲重要產業統制の中樞をなす特殊會社については經濟機構改編にもある如く、國防的もしくは公共、公益的事業を國家資本の主導により且つ嚴重な國家的統制の下に產業體系の基幹をなすものであり、左表の如く現在まで特殊會社十三、他特殊會社八の設立を見、兩者を合し資本金三億八千六百二十二萬圓（拂込二億九千三百七萬七千圓）に達してゐる。

滿洲國特殊會社及び準特殊會社

○特殊會社

會社名	設立年月	所在地	目的	資本金（萬圓）
株式會社滿洲中央銀行（滿）	昭七、八	新京	中央銀行業務	三、〇〇〇
株式會社滿洲航空（滿）	昭七、一〇	奉天	諸種航空業	五〇〇
滿洲石油株式會社（滿）	昭八、三	新京	石油採掘精製	三〇〇
滿洲電信電話株式會社（滿）	昭八、八	新京	電氣通信事業	五、〇〇〇
同和自動車工業株式會社（滿）	昭九、四	奉天	自動車組立製造	三〇〇
滿洲炭礦株式會社（滿）	昭九、五	新京	石炭採掘販賣	一、三〇〇
滿洲採金株式會社（滿）	昭九、五	新京	採金採掘其他	三〇〇
滿洲電業株式會社（滿）	昭一〇、八	新京	電業權取得租賃權設立	三〇
滿洲火藥販賣株式會社（滿）	昭一〇、一二	奉天	火藥類販賣	一、二〇〇
滿洲拓殖株式會社（滿）	昭一一、一	新京	移住營農事業	三〇〇
滿洲林業股份有限公司（滿）	昭一一、三	新京	森林開發事業	三〇〇
滿洲鹽業株式會社（滿）	昭一一、四	新京	鹽製造加工販賣	三〇〇

○準特殊會社

會社名	設立年月	所在地	目的	資本金（萬圓）
滿洲鐵鑛株式會社（滿）	昭七、九	奉天	鐵鑛採掘、コンセッション	三、五〇〇
滿洲化學工業株式會社（日滿）	昭八、五	大連	鹽山鐵鑛鋼材其他	一〇、〇〇〇
株式會社昭和製鋼所（日滿）	昭八、一二	鞍山	鐵鑛鋼材及其加工品	一五〇
大同酒精株式會社（滿）	昭九、五	新京	酒精及其加工品	一五〇
滿洲計器股份有限公司（滿）	昭九、五	新京	度量衡及計器	五〇〇
滿洲電業股份有限公司（滿）	昭九、一二	新京	電燈電力供給	三五〇
奉天工業土地股份有限公司（滿）	昭一〇、三	奉天	工業土地經營業	三五〇
本溪湖煤鐵股份有限公司（滿）	昭一〇、九	本溪湖	製鐵	一、〇〇〇

され、滿洲國經濟統制機構の最高機關をなしてゐる。同委員會の要項は次の如くである。

日滿經濟共同委員會 日滿經濟關係の一元的綜合調整を實現すべく康德二年七月日滿經濟共同委員會が設置

(一) 委員會は日滿兩國經濟の運營に關する重要事項及び日滿合辦經營會社の業務の監督に關する重要事項につき日滿兩國政府の諮問に應じその意見を兩國政府に具申すべきものとす。

(二) 日滿兩國政府は前項の事項については豫めこれを委員會に諮問し、その意見を待つてこれを處理すべきものとす。

(三) 委員會は必要に應じ日滿兩國經濟の合理的融合に關する一切の事項につき日滿兩國政府に建議することを得。

重要產業統制法案 經濟建設綱要その他に漠然と示されてゐた滿洲國開發方針を法文化し、自由企業と統制企業の限度を明かにし且つ日本資本の對滿投資の簡易化を圖り、同時に過剩生產を避け國內產業の合理的發達統制を計るべく、滿洲國實業部では豫てより日滿經濟ブロックの法的標準たる重要產業統制法案を立案中であつたが、大體日本政府と協議の上十一年末或は十二年初めに公布されることになつた。同案の骨子と目されるもの左の如し。

(一) 國防的、國策的重要產業については現狀通り一國一業主義を採り、特殊會社或は國營事業として政府の統制下におく。

(二) 日滿間同種產業の滿洲における利害衝突を緩和し政府の統制下に協調を保たしむ。

(三) 現在すでに生產過剩にあるものは設備の擴張を制限せしめ場合によつては強制的に操短を行はしむ

(四) 同種企業間における不當なる競爭を防止し企業整立を避けしめる。

(五) 國民生活に密接なる關係を持つ服裝價格を統制す。

(六) 統制產業以外はすべて自由とし統制法に規定されたものは全部政府關出をなさしめる。

日本の對滿投資 事變前日本對滿投資は約十七億圓でソ聯の五億九千圓（北鐵讓渡により現在においては激減）英の四千萬圓、佛の二千五百萬圓等に比し米の三千萬圓の七割を占めて斷然頭角を現し、又これを日本の國外投資額より見れば各國投資總額の二割即ち約二億圓の間接的投資を加へれば、まさに十億圓の巨額を超へ、事變前長年月にわたつて行はれた十七億に比し增加速度の急激なることを看取し得る。

事變後の對滿投資一覽（對滿事務局調査、單位千圓）

	昭和七年	八年	九年	十年	計
一、滿鐵拂金拂込證收					
二、滿鐵社債純增額	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
三、滿鐵借入金	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
四、滿鐵關係會社社債及借入金純增額					
內訳					
イ、南滿電氣社債					
ロ、滿洲化學借入金					
ハ、電信電話社債					
ニ、滿洲鐵鑛社債					
ホ、滿洲電業社債					
ヘ、昭和製鋼社債					
他					
五、新設會社株式拂込					
六、滿洲國借款					
七、滿洲國鐵公債					
八、滿洲國北鐵公債					
九、滿洲國北鐵借入金					
一〇、滿洲國特別事業公債					
會社債					
計					

（註）新設會社株金拂込金中には在滿邦人の投資額も相當含まれてゐるべきもその數字判明せざるをもつて全額を計上せり

經濟産業の一年

興中公司の設立　日滿支經濟提携の重要視されつゝある折柄、滿鐵直系の興中公司は昭和十年八月十七日附を以て對滿事務局の認可を得、同十二月二十日大連において創立總會を開いたが、資本金は一千萬圓とし四分の一拂込(全額滿鐵)、その事業は近來不振を續けた對支貿易の振興を計り、特に滿洲特產物の販路を支那に開拓し且つ支那の經濟開發を助長するにあり、その設立と同時にこれよりさき同一の目的で存在した興發祥を併合した。滿鐵の對北支經濟工作の積極化であり國策的使命を負ふものであり、將來事業の擴膨と共に增資は必然的と見られてゐる。なほ同社の最初の事業としては昭和十一年八月創設された日支合辦天津電業股份有限公司がある。

滿洲國私設鐵道法の公布　同法は康德二年九月三日參議府を通過し五日附を以て公布された。滿洲國が本法を制定した理由は國內幹線國有鐵道の培養線として、又地方開發鐵道として地方交通網の充實を圖らんとしたもので企業の助長產業の開發を目的としてゐる。四十三條からなり大體日本の私設鐵道法を準用したものであるが、その特別な條件を考慮し特異の法規が設けられてゐる。

滿獨爲替交換協定の成立　滿獨間に郵便爲替交換をなすことに兩國郵政廳間に意見の一致を見、康德二年十月一日より滿洲國側では全滿主要郵局百五十餘局をして一齊にその取扱を開始せしめた。これを以て滿洲國と直接に爲替の交換をなす國は日本、支那及びドイツの三箇國となり、日本媒介を以つて交換する國は蘭印、オランダ、ポーランドの三箇國で國際聯盟の不承認決議は漸次影を薄めつゝある。

日滿通貨安定方針の確立　日滿爲替パー實現を機會として滿洲國當局は日滿通貨統制連繫を期すべく、日本の大藏當局と具體的折衝を進め、昭和十年十一月日滿兩國政府の正式承認を得て、こゝに日滿通貨等價維持の原則並に國幣一元化が確立された。なほ右國策に基き滿洲中央銀行と朝鮮銀行は同十二月六日業務協定をなし、鮮銀は滿洲國內の發券業務を廢止する代りに普通銀行業務並に對日送金業務に任じ、一方滿洲國の通貨統制をサポートし中銀の金圓資金充實に寄與する等中銀、鮮銀の分野が明確となつた。

滿洲國爲替管理法の實施　日滿爲替パー維持及び幣制の强化を目的とし滿洲國政府は康德二年十一月三十日を以て爲替管理法同施行規則並に手續等の法令を公布、十二月十日を以て實施した。同法は國幣の投機賣買の絕對的禁止、金銀保有の擁護、國幣の流通普及、資本逃避の防止等を徹底せんがため種々の取締規則を設けてゐる。なほ滿鐵附屬地に關しては日本政府の好意に基き關東局爲替管理規則を改正し、滿洲國法と略同一內容の規程を施行した。

滿洲拓植會社の設立　同社は康德二年十二月十二日御裁可を經て十三日同會社法の發布施行を見、同二十三日新京に創立總會を開催し初代總裁に坪上貞二氏が新任した。同社は資本金千五百萬圓(五分の三拂込)の國策的非營利會社であり、法定積立金並に特殊稅金の免除を受けてゐる。

小洋錢の州內流通禁止　關東州內における小洋錢の流通禁止に關する勅令は昭和十年十二月二十一日附を以て公布され、同十一年四月一日以後その通用を禁止された。同買上げは小洋錢百元に對し金票九十七圓五十錢の換算率であつたが、滿人に打擊を與へることなく至極平穩に遂行された。

日滿郵便條約の實施　康德二年十二月二十六日新京において調印を了し翌年一月二十六日から實施されたが、右條約は根本的に日滿間の郵便制度を出來得る限り接近せしめる等、兩國間の特殊關係に順應し何等

の障碍を設けず最も親密に又最も迅速圓滑に交換しようとするもので、一般公衆に多大の便宜を與へたものである。

奉天取引所解散す　國幣が金幣とパーに維持され日滿通貨の統制が達成されゝため國幣對金票の取引のみを使命としてゐた關東局奉天取引所は昭和十一年一月十五日限り永久に閉鎖されるに至つた。大正九年開設以來十七間波瀾彌まりない貨幣價値變動史上において常にそのバロメーターとして貢獻し來つた同取引所も、滿洲國經濟建設工作の成功により國策順應の結果、こゝに幕を閉ぢたのである。

滿洲林業公司の設立　日滿合辦滿洲國特殊法人として資本金五百萬圓(半額拂込)で設立され、康德三年二月二十日新京に創立總會を開き初代理事長は榛葉可省氏と決定した。なほ本公司は國有林利用施設の現在に鑑み樺甸、額穆、敦化三縣及び寧安縣南部の國有林を開發し併せて國內の木材需要を圓滑ならしめることを主目的としてゐる。

全滿鐵道運賃の改正　昭和十年十二月二十八日發表され翌年二月一日から實施されたが、改正目標としては(一)社國線運賃機構の可及的統一(二)奥地開發を目標とせる國線運賃の改正(三)社線運賃及び料金の合理化が擧げられ、國線は從來の距離比例制を廢して遠距離遞減制を採用し且つ北滿開發特定運賃を新設し、社線も遠距離遞減率を增大する等根本的改革がなされたが、畢竟滿洲國建國後の新事態に即し日滿經濟ブロックの强化に寄與すると共に、滿蒙開拓鐵道たる本來の使命遂行を前進せしめたものである。

水豆問題の發生　康德二年の出來秋は例年に比し秋冷緩慢で十月中、下旬において全滿的に降雨雪あり、特に收穫遲延した北滿地方並に山間低濕地において大豆の水豆化が甚だしく、當初本特產年度出廻見込二百六十一萬瓲中水分一四%の水豆が六割餘に及ぶものと豫想された。水豆が變質腐敗の惧れあり且つ水豆使用の豆粕も聲價分低下、變質及び缺斤を生ずるため、水豆消化の直接對策として滿洲國、滿鐵が各五十萬圓、合計百萬圓を支出し滿洲特產中央會を通じ豆粕增產獎勵助長方法、輸出獎勵方法等を昭和十一年四月より實施し救濟に當つた。

滿支間貨物連絡の實施　滿支間の貨物連絡輸送は滿鐵、鐵局及び北寧鐵路局間において折衝の結果、昭和十一年三月六日天津において調印を終り同五月一日から實施された。これは北支停戰協定の一部として成立を見たもので、滿支間の貨物は奉山、北寧兩鐵路を通じて自由に連絡輸送されることになり、滿支間の陸路貿易促進に寄與するところ大きい。なほ連絡驛は各主要驛を網羅し社線は十二、國線五十六、北寧鐵路十驛である。

工業所有權諸法の公布　滿洲國では工業商業の秩序と健全なる發達上極めて重要な役割をもつ特許發明法、意匠法をはじめ工業所有權に關する諸法規を康德三年四月九日を以て公布、六月一日より實施したが、同時に實業部商標局の組織を擴大し名稱も特許發明局と改めた。該法令は勅令十五件部令七件の多數に上り、その分量において滿洲國未曾有の大法典で、內容形態は大體日本工業所有權法規を母法として作成されてゐるが、滿洲國の特殊事情をも考慮參酌して特異な規定を設けた點も尠くない。

滿洲鹽業會社の設立　滿洲における鹽田開發と輸出工業鹽の統制を目的とする滿洲鹽業會社の設立に伴ふ同會社法は康德三年四月二十三日附を以て公布即日施行され、同二十七日新京で創立總會を開き五月一日より業務を開始した。同社は日滿合辦の滿洲國特殊法人で資本金五百萬圓(四分の一拂込)初代理事長は三角愛三氏である。

滿獨貿易協定の成立　昭和十一年四月三十日東京において兩國代表間に調印を了し

翌五月一日發表、一箇月を經て六月一日より發力を發生したが、右協定は滿洲國獨立後外國と締約した最初の通商條約であり、一種のメーター制を採用する日滿關三國貿易を全般し、殊に滿洲國特產の大宗たる大豆貿易に重點を置いてゐるので特產の輸出上最初的意義をもつものである。同時に右協定締結はドイツが事實上滿洲國承認をなしたもので、最近の國際條約慣例に倣へばかくの如きは政治的承認に等しいものである。

滿洲中銀利下げ斷行　廣田內閣成立後日本政府の低金利政策關明に加へ對滿投資の積極的援助方針が明にされたので、この大勢に順應すべく滿洲中央銀行では康德三年五月十一日から預金貸出利率の引下げを斷行した。これで中銀の金利引下げは大同二年六月同行開設と同時に標準金利決定以來五回目に當り、金融と國幣との等價維持決定により本年一月の大巾引下げに次いで更に思ひ切つた引下げを行つたわけであるが、特に貸出に重點を置き國內產業の開發に資せんとした。なほ大連をはじめ在滿日本人側銀行も中銀に追隨それ〳〵預金利子引下げを行つた。

滿洲貿遷會社の設立　康德三年六月滿洲國政府認可を得設立され、滿洲國における重要產業を統制する必要上滿洲國の資源法人として政府の監督下に置き滿洲における貿遷事業の調節發展の爲に滿洲國の獨占權を與へられてゐる。資本金は八百萬圓(半額滿洲國初代董事長は西川秋次氏である。

中銀首腦部の更迭　康德三年六月十五日を以て滿洲中央銀行の理事任期滿了するに際し、一箇年の任期を殘して總裁張燕卿氏も同時に勇退し、これが後任には總裁に日本銀行理事田中鐵三郎氏が任命され、副總裁には間島省長蘇興氏が任命された。新任理事は日銀考查課長大澤菊太郎、勸銀調查課長西岡實太雨氏が、專務理事には哈爾濱分行經理王富春、總務處長兼哈爾濱分行經理王富春、總務處長兼哈爾濱宗兩氏が昇進した。

關東州境密輸取締實施　滿洲國では豫て日本側關係機關の協力を得て國境密輸の徹底的撲滅を期してゐたが、財政部では更に關東州境における纖物類等の密輸取締に關する件を制定し八月一日より實施したが、滿鐵でも社告を發表して取締の徹底を計つた。なほ關東州境より滿洲國へ入る密輸品は二、三千萬圓と傳へられてゐるが、本令の目的たる米を除く三品目は日本の政策に歩調を揃へて、滿洲よりの主なる輸入品目に對して制限を附せんとするものである。

滿洲國耕地統計（康德二年度單位千町）

省別	總面積	可耕地	未耕地	小計	耕地	可耕地に對する比率(%)	未耕地
吉林省	一八九二	一七五二	一四〇	一八九二	一七五二	九二	一四〇
龍江省	二二〇三	一〇九一	一一一二	二二〇三	一〇九一	四九	一一一二
間島省	一〇九一	一〇四四	四七	一〇九一	一〇四四	九六	四七
三江省	一〇四四	四四四	六〇〇	一〇四四	四四四	四二	六〇〇
奉天省	二二	二二	一〇	二二	二二	九五	一〇
熱河省	二二	二二	一〇	二二	二二	九五	一〇
安東省	四八三	四三二	五一	四八三	四三二	八九	五一

農業

概說

滿洲の總面積は百三十萬平方粁でこの內五割餘が可耕地及び牧野によつて占められ、國民三千萬民衆の中八—九割迄は農民であり、鐵道貨物もその大半は農產物及其の加工品である。又貿易の點から見ても輸出總額の約七割は特產品である。かく滿洲における農業は最重要の位置を占めてをり農業立國と稱せられるも當然である。

自然的條件　滿洲の農業を技術的に見た場合最も特異とする所は乾燥地農業即ち乾燥農業が行はれてゐるが、これは氣象と土壤等の自然條件によるもので、氣溫は春秋の兩季短く夏冬の兩季長く、寒暑の年較差が非常に大きく、雨量は甚だ小量で、農耕地帶に於て五百乃至八百粍で日本の年額量の約三分の一である。土壤は農業に必しも良好とは云へないが、不良でもなく有機質並に窒素の含有量乏しく燐酸加里の含量が多い。

發達過程　清朝の封禁破れて以來、關內から農業者たる漢人が殺倒し來つて初めて滿洲に農耕地が括かれたのである。爾後彼等移住漢人により開墾され、漢人は更に東部內蒙古に遊及ぶに至つた。一方東部國境地方は朝鮮民族の發祥の地なるため開拓が少くなく、鴨綠江の上流及び安奉線滿鐵本線の各縣に於ける水田の耕作は皆之等移住朝鮮人の手によつて爲されたものである。滿洲の農法は一括して見ることは不可能で、農業組織の型體を見るに遊牧時代におけると同樣の原始的なるものから、最も進歩した機作有畜農業迄の各段階に別れ、更に機械化による大規模經營方法迄が最近擡頭しつゝある。

耕地

滿洲は平原、山地殆ど相半し平原には遼河、松花江の二大河川流し其の本支流流域は肥沃な農耕地をなしてゐる。遼河流域は開墾既に久しく松花江流域は遼河に比し面積遙かに大であるが、既耕地稀く開つて農產物の產額も前者程多くない。近年は遼河流域を主とする開拓は一段落を告げ、松花江流域を主體とする北滿の開拓が積極化して來た。滿洲の總面積は一二九、七二九千陌で、可耕地面積は(興安省を除く)三〇、八七七千陌である。而して可耕地面積中既耕地面積は僅に一三、八〇二千陌であつて可耕地面積の半分にも達せず、殊に北滿四省に於ては三分の二以上の未耕地が放置されてゐる。

	可耕地	既耕地	未耕地
龍江省	四二、四三八	一、九二〇	四〇、五一八
間島省	九、九二〇	三、五五六	六、三六四
三江省	一〇、五七七	一、一五五	九、四二二
奉天省	一〇、五七七	七、八一八	二、七五九
熱河省	一三、一八八	三、九一一	九、二七七
安東省	四、三三八	一、九二七	二、四一一

奉天省	八、五四一	三、四四五	三、〇四五	三、四四五	八、一四	一八、六九五	四、四四五
錦州省	三、四四五	九五	一、〇四五	四、八四五	四、〇五一	一五、〇五〇	三、四四五
熱河省	九、六五八	四四	三三	八、八四五	四、〇五一	一五、九七一	四、四四五
計	一七、〇四五	一、〇四五	四、八四五	一五、九七一	四、〇五一	五四、二五五	一二、四四五

（備考）龍江省額は杜爾伯特旗を含まず

興安四省耕地統計（康徳二年度單位千町）

省名	總面積	農業	牧畜	農牧混合	森林地帶	不毛地帶
興安東省	一〇、六五五	五四	一、〇四五	四、八四五	四、〇五一	一五、〇五〇
興安南省	七、四五五	五四	一、〇四五	四、八四五	四、〇五一	一五、九七一
興安西省	八、四五五	五四	一、〇四五	四、八四五	四、〇五一	一五、〇五〇
興安北省	一、六五五	五四	一、〇四五	四、八四五	四、〇五一	一五、九七一
計	四、四四五	一、〇四五	四、八四五	一五、九七一	四、〇五一	五四、二五五

農家戸數

滿洲の農家戸數及び農家人口に就いては正確な調査を缺くが、實業部農務司調査によれば康徳元年度に於て農家戸數四、〇〇八、〇五三戸、農家人口合計二三、六六七千人であつて、總戸數に對する農家戸數の比率は八五・二%、總人口に對する農家人口の比率は八四・七%である。

滿洲農家戸數及農家人口（康徳元年度）

	總戸數	農家戸數	農家戸數總合	總人口	農家人口	農家人口總合
			%	千人	千人	%
吉林省	五四一、九七〇	四六〇、六六	八五・〇	二、四四五	二、〇五五	八四・〇
龍江省	三五五、四五五	二九三、五五八	八二・五	一、五五九	一、三五九	八六・〇
間島省	一〇、〇五五	七、〇四五	七〇・〇	三五	二五	七一・四
三江省	一四七、一四五	一二五、〇五五	八五・二	五九五	五〇五	八四・八
濱江省	三五、四五五	二九、八四五	八四・〇	二五九	二一九	八四・四
間島省	一〇、五五五	九、二四五	八七・〇	一〇一	八九	八八・一
安東省	一、二四四、〇五五	一、〇四四、〇五五	八四・〇	四、四五五	三、七四五	八四・〇
奉天省	一、二四四、〇五五	一、〇四四、〇五五	八四・〇	四、四五五	三、七四五	八四・〇
錦州省	五四〇、四五五	四五四、〇五五	八四・〇	二、四四五	二、〇四五	八四・〇
熱河省	五四五、四五五	四五四、〇五五	八三・〇	二、四四五	二、〇四五	八四・〇
新京特別市	一四、四五〇	五四、四五五	三八・一	四五五	一五四	三四・〇
哈爾濱特別市	五四、四五五	四、〇四五	七・四	四五五	一五四	三四・〇
合計	四、四四五、四五五	三、四四五、四五五	七六・〇	二四、四四五	一八、四四五	七六・〇

作物一般

滿洲における栽培作物の種類は四〇餘類である。大豆、小豆、粟、小麥、大麥、玉蜀黍、小麥、水稻、陸稻及び特用作物としての棉花、葉煙草、青麻、亞麻、落花生、甜菜、瓜子兒、向日葵、藥用人參、苴高等を主なるものとし、而して大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麥の五種は全農産額の七八割を占めてゐる。之等の分布狀態は自然的制約によつて地理的に明確に區劃されてゐる。大豆、高粱、

關東州滿鐵附屬地耕作面積

水田

	面積	一戸平均	面積	一戸平均
	反	反	反	反
昭和六年	九、五五	一・六	三、〇四五、八五	三・三
昭和七年	九、九五五	一・五	三、〇四五、九五	三・三
昭和八年	一二、五四五	一・五	三、〇四五、〇五	三・三
昭和九年	一二、五五五	一・六	三、〇四五、〇五	三・三

關東州滿鐵附屬地農業戸數

	畜業		蠶業		合計	
	日本人	滿人	日本人	滿人	日本人	滿人
昭和六年	一二〇	三五六	一二〇	三五六	一四〇	四一二
昭和七年	一四〇	三五六	一四〇	三五六	一六〇	四一二
昭和八年	一四〇	三五六	一四〇	三五六	一六〇	四一二
昭和九年	一四〇	三五六	一四〇	三五六	一六〇	四一二

粟、玉蜀黍、小麥、棉花等は主要農耕地帶に包含され、大豆は吉林、濱江、龍江、三江の各省のいはゆる穀倉地帶と南滿の奉天省が大部分を占め、高粱は奉天、吉林の兩省が中心をなし、粟も吉林、濱江、奉天、熱河が主である。小麥は北滿に殆ど集約され、棉花は遼中、南部地方に分布し、果樹は奉天以南鐵道沿線及關東州に限られてゐる。なほ葮が最近北滿一帶に大豆代作として栽培激增したことは注目すべきである。

主要農作物累年作付面積（單位千町）

	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他穀物	合計
昭和六年	三、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
大同元年	三、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
大同二年	三、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
康徳元年	三、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
康徳二年	三、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五

主要農作物累年生産高（單位千噸）

	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他穀物	合計
昭和六年	四、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
大同元年	四、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
大同二年	四、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
康徳元年	四、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五
康徳二年	四、四四五	五四五	一、〇四五	一、四四五	一、〇四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一四、四五五

關東州及び附屬地農作物作付段別

關東州

	穀菽類	蔬菜類	果實類	特用作物	滿鐵附屬地 穀菽類	蔬菜類	果實類	特用作物
昭和六年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和七年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和八年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和九年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五

關東州及び附屬地農作物收穫高

關東州

	穀菽類	蔬菜類	果實類	特用作物	滿鐵附屬地 穀菽類	蔬菜類	果實類	特用作物
	千石	千斤	千斤	千斤	千石	千斤	千斤	千斤
昭和六年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和七年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和八年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五
昭和九年	三、四四五	一、〇四五	一、四五	一、四五	一、四五	一、〇四五	一、四五	一、四五

（註）大同元年迄東三省關東州關連附屬地の合計、以下康徳二年迄は熱河省及興安省を除く九省の合計なり

農作物收穫豫想調査

滿洲農作物の收穫豫想調査は昭和九年より滿洲國及び滿鐵（總局も含む）が全滿農作物收穫豫想調査聯合會を組織し、昭和十年度より蒙政部も加り三者協力し國家的事業として行はれてゐる。康徳三年七月一日現在をもつて聯合會より左の如く發表された。

第一次調査による本年度全滿（熱河省及び興安四省を除く）主要農作物作況は平年作にして、雜穀收穫高は約一、六八七萬瓲、前年推定實收高（註）に比し八%約一三〇萬瓲の增收なり。この中大豆は約四二三萬瓲に比し一二%約四七萬瓲、高粱また、約四二三萬瓲にして前年度に比し一一%約四七萬瓲、粟は約二三三萬瓲にして前年度に比し一一%約一九萬瓲と誤れる場合、小麥は約九七萬瓲にして前年度に比し一〇%約一九萬瓲と誤れる場合、小麥は約九七萬瓲にして前年度に比し七%約二七萬瓲、粟は約三三%約三萬瓲の減收を豫想せらる。前年に比し增收となりたるは、(一)墾耕地の擴張(二)前年作況の不良に起因す。

（註）前年度推定實收高は康徳二年度第二次豫想調査額字に非ずしてその後の實收調査の結果に依る

康德三年度第一次主要農産物豫想收穫高（省別）

省別	作付面積（千垧）	收穫高（千噸）	前年を一〇〇とする増減率
吉林省	三、〇五六	一、七四七	一一〇
龍江省	一、七四七	一、九五五	一一四
黑河省	一八	一八	一一一
三江省	四八	四八	一〇二
濱江省	三、〇五六	三、〇五六	九八
間島省	三四五	三四五	一〇四
安東省	四五	四五	九九
奉天省	四、〇五六	四、〇五六	一〇四
錦州省	九四三	一、〇四二	一〇七
合計	一三、九三四	一五、八四四	一〇八

（註）未表には普通作物全部及び工藝作物中麻實、花生及びその他の工藝作物及園藝作物の全部を除く

康德三年度第一次主要農産物豫想收穫高（省線別）

	作付面積（千垧）	收穫高（千噸）	前年を一〇〇とする増減率
▲南滿			
奉天以南地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
開原地方	八四四	一、〇四一	一二四
新京地方	一、三五一	一、五四四	一一四
安奉線地方	四五	四五	一〇〇
奉山線地方	二一〇	二一〇	一一四
奉吉線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
平齊線地方	一四〇	一四〇	一一四
京圖線地方	一四〇	一四〇	一一四
間島地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲北滿			
京圖線地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
拉濱線地方	八四四	一、〇四一	一二四
哈爾濱地方	一、三五一	一、五四四	一一四
濱綏線地方	四五	四五	一〇〇
濱北線地方	二一〇	二一〇	一一四
濱州線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
齊北線地方	一四〇	一四〇	一一四
松花江下流地方	一四〇	一四〇	一一四
其他地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲合計	八、八八六	一〇、九八八	一一〇

主要作物

大豆

大豆は滿洲農産物中の主位を占むるもので、最近年間における年額收穫高は五百萬噸—四百萬噸の範圍內にあり、世界總生產額の六割乃至五割內外を占め、滿洲の特產物たる名に背かない。滿洲における主なる大豆產地は南滿では遼河流域、北滿では松花江下流から濱北、齊北線地方だが、現在では北滿三、南滿二の割合である。滿洲大豆の品種は大別して黃豆、靑豆、黑豆とし二百種に達するが最も普通なるは黃豆である。栽培法は連作不適にして三年乃至五年の輪作とし粗耕法で充分である。その用途は極めて廣汎にして大別して、食料飼料、製油原料とし、製油原料の分は豆油として食料、燈油その他の工業材料となり、豆粕として脂料、飼料となり、更にシチンとして合繊工業原料となる。

康德三年度大豆收穫豫想高

地方別	作付面積（垧）	收穫高（噸）	増減又は△印減
▲南滿			
奉天以南地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
開原地方	八四四	一、〇四一	一二四
新京地方	一、三五一	一、五四四	一一四
安奉線地方	四五	四五	一〇〇
奉山線地方	二一〇	二一〇	一一四
奉吉線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
平齊線地方	一四〇	一四〇	一一四
京圖線地方	一四〇	一四〇	一一四
間島地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲北滿			
京圖線地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
拉濱線地方	八四四	一、〇四一	一二四
哈爾濱地方	一、三五一	一、五四四	一一四
濱綏線地方	四五	四五	一〇〇
濱北線地方	二一〇	二一〇	一一四
濱州線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
齊北線地方	一四〇	一四〇	一一四
松花江下流地方	一四〇	一四〇	一一四
其他地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲合計	八、八八六	一〇、九八八	一一〇

康德三年度高粱收穫豫想高

地方別	作付面積（垧）	收穫高（噸）	増減又は△印減
▲南滿			
奉天以南地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
開原地方	八四四	一、〇四一	一二四
新京地方	一、三五一	一、五四四	一一四
安奉線地方	四五	四五	一〇〇
奉山線地方	二一〇	二一〇	一一四
奉吉線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
平齊線地方	一四〇	一四〇	一一四
京圖線地方	一四〇	一四〇	一一四
間島地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲北滿			
京圖線地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
拉濱線地方	八四四	一、〇四一	一二四
哈爾濱地方	一、三五一	一、五四四	一一四
濱綏線地方	四五	四五	一〇〇
濱北線地方	二一〇	二一〇	一一四
濱州線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
齊北線地方	一四〇	一四〇	一一四
松花江下流地方	一四〇	一四〇	一一四
其他地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲合計	八、八八六	一〇、九八八	一一〇

高粱

高粱は滿洲に於ける農民の主要食料品並に家畜の飼料たる外高粱酒の醸造原料となり、稈は燃料、建築材料アンペラ原料或はアルコール原料（未企業化）等に缺くべからざるものである。生產平作額は五百萬噸で康德三年度豫想額は四百二十萬噸の平作である。

康德三年度高粱收穫豫想高

地方別	作付面積（垧）	收穫高（噸）	増減又は△印減
▲南滿			
奉天以南地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
開原地方	八四四	一、〇四一	一二四
新京地方	一、三五一	一、五四四	一一四
安奉線地方	四五	四五	一〇〇
奉山線地方	二一〇	二一〇	一一四
奉吉線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
平齊線地方	一四〇	一四〇	一一四
京圖線地方	一四〇	一四〇	一一四
間島地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲北滿			
京圖線地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
拉濱線地方	八四四	一、〇四一	一二四
哈爾濱地方	一、三五一	一、五四四	一一四
濱綏線地方	四五	四五	一〇〇
濱北線地方	二一〇	二一〇	一一四
濱州線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
齊北線地方	一四〇	一四〇	一一四
松花江下流地方	一四〇	一四〇	一一四
其他地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲合計	八、八八六	一〇、九八八	一一〇

粟

粟は高粱についで重要な常食品で又「黃酒」の原料ともなり稈は飼料として用ゐられ、平年作は三百萬噸內外、康德三年度は三百二十二萬噸とやゝ豐作氣味である。

康德三年度粟收穫豫想高

地方別	作付面積（垧）	收穫高（噸）	増減又は△印減
▲南滿			
奉天以南地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
開原地方	八四四	一、〇四一	一二四
新京地方	一、三五一	一、五四四	一一四
安奉線地方	四五	四五	一〇〇
奉山線地方	二一〇	二一〇	一一四
奉吉線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
平齊線地方	一四〇	一四〇	一一四
京圖線地方	一四〇	一四〇	一一四
間島地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲北滿			
京圖線地方	一、一四〇	一、二六八	一一二
拉濱線地方	八四四	一、〇四一	一二四
哈爾濱地方	一、三五一	一、五四四	一一四
濱綏線地方	四五	四五	一〇〇
濱北線地方	二一〇	二一〇	一一四
濱州線地方	一、一四〇	一、一四〇	一一四
齊北線地方	一四〇	一四〇	一一四
松花江下流地方	一四〇	一四〇	一一四
其他地方	一四〇	一四〇	一一四
小計	四、九四三	五、四四四	一一〇
▲合計	八、八八六	一〇、九八八	一一〇

小麥

小麥は北滿一帶殊に濱北沿線に多い。生產額は近年の平年作六、七十萬噸で康德二年度に百萬噸を突破したが、三年度の豫想は九十七萬噸であり、その大半は製粉原料となつてゐる。滿洲の小麥は一時滯外品の爲め衰退を見せたが、本來の品質良好と大豆偏作の不利なること判明の結果、滿洲國では北滿に於ける小麥作奬勵に乘出したため、最近の小麥增產は見るべきものがある。なほ溫度其他で豐凶常なき現狀を匡正するため、滿洲國では康德六年度に克山に農事試驗場を開設小麥改良試驗に着手し、滿鐵でも公主嶺農事試驗で大正四年度以來品種

重要なる食料品で南滿の南部を主産地とする。南滿では之を粉末として食料に供し、北滿では酒の醸造原料にも用ゐられる。藁は燃料とし葉は家畜飼料にする。

康德三年度玉蜀黍收穫豫想高

地方別	作付面積(畝)	收穫高(噸)	增減(噸) △印減
▲南滿			
奉天以南地方	三、三四〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇
開原地方	八六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一七二、〇〇〇
新京地方	一、二九〇、〇〇〇	一、三九五、二〇〇	一〇五、二〇〇
安奉線地方	三一〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
奉山線地方	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
奉吉線地方	八六〇、〇〇〇	八六〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
平齊線地方	一、〇四〇、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇
京圖線地方	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇
開島地方	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	△一三九、〇〇〇
小計	一〇、八〇〇、〇〇〇	一一、〇一〇、二〇〇	二一〇、二〇〇
▲北滿			
京濱線地方	三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇
拉濱線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
哈爾濱地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱綏線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
松花江下流地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱北線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱州線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
齊北線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
其他地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
小計	一二、一〇〇、〇〇〇	一二、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
▲合計	二二、九〇〇、〇〇〇	二三、一一〇、二〇〇	一、二一〇、二〇〇

水稻

滿洲の水稻は鮮人が始めたもので現在では安奉線沿線、南滿鐵沿線、間島、牡丹江附近が主産地であるが、その耕作方法は實蒔法で朝鮮や內地と大いに趣を異にしてゐる。最近の水田耕作面積は約十萬町歩、收穫高二百萬石に達してゐるが、邦人滿洲移民の進展に伴ひ水稻栽培は益々普及するものと見られ、滿洲米作の將來は極めて注目されてゐる。

康德三年度水稻收穫豫想高

地方別	作付面積(畝)	收穫高(噸)	增減(噸) △印は減
▲南滿			
奉天以南地方	三、六五〇、〇〇〇	四一、〇五〇	三、〇五〇
開原地方	一四、〇〇〇	七、三八〇	△六、六二〇
新京地方	一九、四〇〇	一四、一二〇	△五、二八〇
安奉線地方	八、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇
奉山線地方	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	一、〇〇〇
奉吉線地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
平齊線地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
京圖線地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
開島地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計	七四、四〇〇	四七、二四〇	△一、一六〇
▲北滿			
京濱線地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
拉濱線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
哈爾濱地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
濱綏線地方	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
松花江下流地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱北線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱州線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
齊北線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
▲合計	八八、四〇〇	六一、二四〇	一二、八四〇

玉蜀黍

支那名は「包米」と訓ひ高粱、粟に次ぐ

重要なる食料品で南滿の南部を主産地とす

康德三年度小麥收穫豫想高

地方別	作付面積(畝)	收穫高(噸)	增減(噸) △印減
▲南滿			
奉天以南地方	三、三四〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇
開原地方	八六〇、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	一七二、〇〇〇
新京地方	一、二九〇、〇〇〇	一、三九五、二〇〇	一〇五、二〇〇
安奉線地方	三一〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
奉山線地方	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
奉吉線地方	八六〇、〇〇〇	八六〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
平齊線地方	一、〇四〇、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇
京圖線地方	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇
開島地方	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	△一三九、〇〇〇
小計	一〇、八〇〇、〇〇〇	一一、〇一〇、二〇〇	二一〇、二〇〇
▲北滿			
京濱線地方	三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇
拉濱線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
哈爾濱地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱綏線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
松花江下流地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱北線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
濱州線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
齊北線地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
其他地方	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
小計	一二、一〇〇、〇〇〇	一二、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
▲合計	二二、九〇〇、〇〇〇	二三、一一〇、二〇〇	一、二一〇、二〇〇

陸稻

陸稻は滿洲名で粳子と稱し大部分は滿洲人の食物用で、一部製菓原料にも充てられる。水稻に比し品質著しく劣り、價格低廉ながら、早生にして滿洲の氣候風土に適してゐるので廣く滿洲農家に栽培されてゐる。

康德三年度陸稻收穫豫想高

地方別	作付面積(畝)	收穫高(噸)	增減(噸) △印減
▲南滿			
奉天以南地方	三六、二九〇	三四、四五〇	△一、八四〇
開原地方	一七、〇〇〇	一四、〇〇〇	△三、〇〇〇
新京地方	三一、〇〇〇	二四、八〇〇	△六、二〇〇
安奉線地方	八、〇〇〇	七、六〇〇	△四〇〇
奉山線地方	一九、〇〇〇	一八、〇五〇	△九五〇
奉吉線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
平齊線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
京圖線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
開島地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計	一〇一、二九〇	八五、一五〇	△一六、一四〇
▲北滿			
京濱線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
拉濱線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
哈爾濱地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱綏線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
松花江下流地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱北線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱州線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
齊北線地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他地方	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
▲合計	一一〇、二九〇	九四、一五〇	△一六、一四〇

棉花

滿洲では北緯三十五度以南即ち奉天省、錦州省、熱河省一帶は棉作適地とされ古くより在來棉が栽培されてゐたが即ち南は關東州より大石橋、營口、遼陽、鐵嶺等滿鐵沿線一帶より奉山線の錦縣、錦西、遼西、遼中、北鎭、黑山、大虎山の各縣、熱河省內に入つて凌源凌南地方で、遼陽、蓋平、黑山等は古くより中心地として知られてゐた。この耕作面積は昭和九年滿洲棉花協會の調査によると九萬二千八百町歩、收棉實棉で一億三千八百八十萬斤に達してゐるが未だ滿洲國內の全需要を充すまでにはならない、主として滿鐵綿、中入棉、紡績棉に利用されその品質の如きは印度棉を遙かに凌ぐものあり、昭和九年多初めて內地市場に紹介されて、非常な好評を博し、綿業原料の滿洲よりの一部供給が叫ばれ滿洲國成立と共に三十箇年間に三十萬町歩一億五千萬斤を生產せんとする二十箇年計畫まづ樹立されついでこれが實現機關として昭和八年四月滿洲棉花協會なる棉作指導奬勵機關が設けられ、一方その棉花買入を保證し農民の福利增進を圖る見地から特殊會社法により昭和九年四月資本金二百萬圓で滿洲棉花股份有限公司が設立され、棉作奬勵に當ることになつた。

滿洲棉花計畫概要

方針　棉花改良增殖を圖り日滿紡績原料自給の一助たらしむると共に軍需上の要請を充足せしめ併面滿洲農家經濟の向上を圖る。

目標　二十箇年計畫を以て栽培面積三十萬町歩收穫一億五千萬斤を目標とす。

實施要領

第一期（自大同二年至康德六年）

奉天以南地方　水稻

開原地方　水稻

新京地方　水稻

安奉線地方　水稻

奉山線地方　水稻

奉吉線地方　水稻

平齊線地方　水稻

京圖線地方　水稻

開島地方　水稻

小計

▲北滿

京濱線地方　水稻

拉濱線地方　水稻

哈爾濱地方　水稻

濱綏線地方　水稻

松花江下流地方　水稻

濱北線地方　水稻

濱州線地方　水稻

齊北線地方　水稻

其他地方　水稻

小計

▲合計

棉花

奉天以南地方　水稻

開原地方　水稻

新京地方　水稻

安奉線地方　水稻

奉山線地方　水稻

奉吉線地方　水稻

平齊線地方　水稻

京圖線地方　水稻

開島地方　水稻

小計

▲北滿

京濱線地方　水稻

拉濱線地方　水稻

哈爾濱地方　水稻

濱綏線地方　水稻

松花江下流地方　水稻

濱北線地方　水稻

濱州線地方　水稻

齊北線地方　水稻

其他地方　水稻

小計

▲合計

棉花

奉天以南地方　水稻

開原地方　水稻

新京地方　水稻

安奉線地方　水稻

奉山線地方　水稻

奉吉線地方　水稻

平齊線地方　水稻

京圖線地方　水稻

開島地方　水稻

小計

▲北滿

京濱線地方　水稻

拉濱線地方　水稻

哈爾濱地方　水稻

濱綏線地方　水稻

松花江下流地方　水稻

濱北線地方　水稻

濱州線地方　水稻

齊北線地方　水稻

其他地方　水稻

小計

▲合計

棉花

奉天以南地方　水稻

開原地方　水稻

新京地方　水稻

安奉線地方　水稻

奉山線地方　水稻

奉吉線地方　水稻

平齊線地方　水稻

京圖線地方　水稻

開島地方　水稻

小計

▲北滿

京濱線地方　水稻

拉濱線地方　水稻

哈爾濱地方　水稻

濱綏線地方　水稻

松花江下流地方　水稻

濱北線地方　水稻

濱州線地方　水稻

齊北線地方　水稻

其他地方　水稻

小計

▲合計

棉花

奉天以南地方　水稻

開原地方　水稻

新京地方　水稻

安奉線地方　水稻

奉山線地方　水稻

奉吉線地方　水稻

平齊線地方　水稻

京圖線地方　水稻

開島地方　水稻

小計

▲北滿

京濱線地方　水稻

拉濱線地方　水稻

哈爾濱地方　水稻

濱綏線地方　水稻

松花江下流地方　水稻

濱北線地方　水稻

濱州線地方　水稻

齊北線地方　水稻

其他地方　水稻

小計

▲合計

棉花

農業——主要作物

二四一

發展に盡力してゐる。

家畜 滿洲における家畜は未だ微々たるものであるが、最近滿鐵農事試驗場及關東農事試驗場の試驗の結果有望視され、特に南滿地方に發展の可能性あり、漸次關東州應の需要により農家副業として發達しつゝある。

農事施設

概說 滿洲の農事施設については、滿鐵並に獨北鐵により古くから各地に農事試驗場を中心に試作場、苗圃、原種田及び原種圃、採種圃を設け農業の助成が行はれてゐたが、滿洲國成立後は滿洲國實業部、滿鐵農務課、總局附業科が中心となり、滿洲における農業發展に努めてゐる。

農業行政機關 滿洲國實業部内に農務司を設けその下に農政科、農產科、製務科により農政を掌り、別に墾政部に勸業司あり又實業部に臨時商業調查局を設け農業各種調查を行ひ、滿鐵もまた農務課により鐵道沿線農村の助成に努めてゐる。

指定農村振興方針 滿洲國では農村對策として各農產の改良、增殖、農村綠化、農村金融の改善、保甲制度等を實施し農村振興に邁進してゐるが、實況に亙る地域と農民知識後味なる全滿洲農村にこれ等對策を普及徹底せしめるため各縣毎に適當の農村を指定し是等指定農村に對して農村振興上必要な政府の諸施設奬勵及び指導を綜合的組織的に集中實施し、農村振興上自立自救の模範的農村たらしめにとし年次別三年計劃を樹立康德三年度より實施された。

農事試驗場 滿洲の農事試驗は從來滿鐵の公主嶺本場、龍岳城分場の二試驗場を中心として來たが、昭和九年より滿洲國が克山に試驗場を設け南滿は滿鐵側が、北滿は滿洲國側が夫々擔當してゐるごとき恰好になつてゐるが現在の農事試驗機關の狀況は次のごとし。

一、滿鐵設立　公主嶺農事試驗場、龍岳城分場、遼陽烟草試作場、鳳凰城烟草試作場、海龍試作場、敦化試作場、撫松試作場、通溝試作場、鐵嶺試驗場

二、關東局設立　金州農事試驗場（昭和三年七月試驗場官制の公布と同時に種畜場を併合した）、鐵江分場、錦縣試驗場、佳木斯試驗場、土龍嶺造林試驗場

三、滿洲國設立　克山農事試驗場、龍江分場、錦縣試驗場、青岡試驗場、哈爾濱試驗場、佳木斯試驗場、土龍嶺造林試驗場

四、鐵路總局設立　興城總農試驗場

農業團體

滿洲農業團體中央會 昭和十年九月設立されたもので、滿洲國、關東局及び滿鐵の援助の下に滿洲國、附屬地および關東州内の農業團體を組織して組織され、大連を置き、農業經營の合理化、農業用品の販賣斡旋、農業用品の共同購入等の事業を行ふものである。

滿洲農事信用組合 在滿邦農に對する短期農業資金の融通を圓滿ならしむるため滿鐵、滿洲農業團體中央會と協力し昭和十一年八月創立されたもので、組合員は農業團體中央會に加盟の農業團體に限られ、出資口數も一萬口に限定されてゐるが將來は範圍を擴大、自由農業移民をも參加せしめる計畫がある。

主要農業團體一覽表

▲滿洲農業團體中央會所屬團體 關東州果樹組合、滿洲果實輸出組合、金州果實販賣組合、普蘭店果樹協會、三十里堡果樹組合、瓦房店農會、貔子窩農會、金州農會、普蘭店農會、關東州畜產聯合會、滿洲養鷄組合聯合會、蓋平農業組合、海城農業組合、營口農會、牧山農事協會、楊樹農會、鐵嶺農會、鐵嶺ルーサン特作組合、新臺子農園、開原農業組合、開原併用組合、昌圖農產組合、四平街農業組合、滿洲種苗組合、農業組合、新京農業組合、滿洲想花協會、大石橋農會、公主嶺農業組合、大連槐並共同果樹園組合、復縣果樹組合、木溪溝農會

▲滿洲國農業團體一覽

(1) 縣市農會數　奉天省二六、吉林省一六、間島省五、安東省一五、熱河省一〇、龍江省一一、濱江省四、三江省一

(2) 產業特作組合　農場產業特作組合、得利寺蠶桑特作組合

(3) 果樹組合　復縣果樹組合

(4) 林業組合　蓋平縣林農組合

(5) 水利合作社　康德水利合作社

(6) 棉業合作社　錦縣、義縣、黑山縣、錦西縣各合

(7) 想花特作組合　（既設）奉天省一七、錦州省一八（推定）奉天二六、錦州三四

畜産

概說

滿洲に於ける畜產は其の廣大なる境域と豐富なる家畜飼料の生產を根據として由來家畜と共の生產物を利用すること多く、家畜の飼育に長ずる漢人、蒙古人等に養まれてゐる。蒙古人は元來遊牧民族にして、衣食住の生活資料を主として畜產物に需めること當然であるが、漢民族も亦生活上畜產物を利用すること多く人口の割合に國内における獸肉、獸乳、獸毛、獸皮等の需要大である。以上の外に滿洲では農耕地一千四百萬陌の耕作に要する役畜三百四十萬頭、交通運輸並に軍事上必要なる數十萬頭の役牛馬、軍馬等を生產供給しつゝあり、又餘剩家畜は家畜產物を中華民國、日本其他諸外國に輸出してゐる狀態で、滿洲における畜產は重要なる農業とされてゐる。

種類 滿洲に飼育せらるゝ畜產の主なるものは牛、馬、騾、驢、豚、緬羊、山羊、駱駝、犬、鷄等である。

畜產經營形態 滿洲における畜產經營形態は農耕地帶と放牧地帶に大別されてゐる。卽ち

(イ) 農耕地帶　滿洲の農法は有畜農業にして畜產は農業の一部門として經營し、農家は耕作に必要な牛、馬、騾、驢等の役畜を飼養すると共に、牛、豚、鷄等の

用畜をも飼養しその畜力及畜產品の利用は巧妙を極めてゐる。飼養は粟稈を主とし包米稈、麥稈、野草、豆稈、豆莢で、濃厚飼料として高粱、雜穀等を混合する。

(ロ) 牧畜地帶　興安各省における蒙人は牧畜を以て主たる生業とするため、何れの家畜も年中山野に放牧飼養し、厩舍、飼草等の飼料を殆ど給しない。

家畜頭數

畜產は滿洲の一大物產であり、最も有望視されてゐるが、現在のところその正確な頭數竝に分布狀態に對する綜合的調查が行はれてゐないが、康德三年滿洲國實業部において集計されたものによれば牛百二十萬頭、馬百八十萬頭、羊二百萬頭見當で、滿洲建國前の推定より見れば遙に減少を示した如くに見られる。この原因は

一、匪賊の流行により減少したこと

二、事變以來風害と水害を蒙つたこと

等があげられ、この對策研究が進められてゐる。

滿洲國省別家畜頭數

省	牛	馬	騾	驢	豚	緬羊	山羊	駱駝
吉林省	三六、七六	四〇、四五	一四、六四	一、六八	二四、三五	一、二五	一、三五	一、三五
龍江省	三〇、二五	三一、四三	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
黑河省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
三江省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
間島省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五

省	牛	馬	騾	驢	豚	緬羊	山羊	駱駝
奉天省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
安東省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
錦州省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
熱河省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五
興安四省	三六、三五	三六、三五	一、三五	一、三五	一二、三五	一、三五	一、三五	一、三五

省別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
東省	一四、六五五	一四、六五五	一四、六五五	一四、六五五	一四、六五五
奉天省	一四九、六七〇	一四九、六七〇	一四九、六七〇	一四九、六七〇	一四九、六七〇
錦州省	七七、四六八	七七、四六八	七七、四六八	七七、四六八	七七、四六八
熱河省	一三六、八五九	一三六、八五九	一三六、八五九	一三六、八五九	一三六、八五九
計	四三五、九四五	四三五、九四五	四三五、九四五	四三五、九四五	四三五、九四五
興安西省	一三、八三四	一三、八三四	一三、八三四	一三、八三四	一三、八三四
興安南省	九七、九三九	九七、九三九	九七、九三九	九七、九三九	九七、九三九
興安東省	一四、八四八	一四、八四八	一四、八四八	一四、八四八	一四、八四八
興安北省	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
計	一三五、六二五	一三五、六二五	一三五、六二五	一三五、六二五	一三五、六二五
總計	五七一、五七〇	五七一、五七〇	五七一、五七〇	五七一、五七〇	五七一、五七〇

備考 1、十省數字は康德二年度第二次(九月)滿洲農產物收穫高豫想調査による。2、興安四省數字は康德三年三月實施部關係官廳資料調製の人口、面積家畜頭數表による。3、羊は綿羊と山羊を合算す。

關東州並滿鐵附屬地家畜系年別表

種別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
牛	六二、三四五	六二、三四五	六二、三四五	六二、三四五	六二、三四五
馬	三五、三四〇	三五、三四〇	三五、三四〇	三五、三四〇	三五、三四〇
騾	三、六五五	三、六五五	三、六五五	三、六五五	三、六五五
山羊	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇
綿羊	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇	一四、七五〇
豚	一三、七五〇	一三、七五〇	一三、七五〇	一三、七五〇	一三、七五〇

家畜屠殺頭數歷年表

種別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
牛	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇
馬	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇
騾	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇
山羊	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇
綿羊	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇
豚	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇

關東州滿鐵附屬地家禽數表

種別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
鷄	七四、〇五〇	七四、〇五〇	七四、〇五〇	七四、〇五〇	七四、〇五〇
鴨	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇	三、〇五〇

土地面積一千陌當家畜頭數表

省別	土地面積(千陌)	牛	馬	騾	驢	羊	豚
奉天省	八、三二六	三四、七	四五、六	三、九	一、七	二五、九	一七、九
吉林省	八、九二〇	三五、八	四三、七	三、七	一、九	二五、九	一七、九
濱江省	一四、三五二	一六、五	二〇、七	一、六	〇、九	一〇、八	八、八
三江省	一〇、七四五	九、四	一二、九	一、〇	〇、六	六、八	五、〇
黑河省	一〇、二一〇	八、九	一一、五	一、〇	〇、六	六、〇	四、九
龍江省	二三、八四六	一一、五	一四、九	一、三	〇、八	七、九	六、〇
間島省	四、八三六	一四、九	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
安東省	三、四五六	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
錦州省	三、四五六	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
熱河省	一一、七四五	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安東省	一一、七四五	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安南省	一一、七四五	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安北省	一一、七四五	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
十省合計	一〇三、九	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安四省合計	一一、七四五	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九

省別	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
奉天省	四一、五五	四一、五五	四一、五五	四一、五五
吉林省	三五、四四	三五、四四	三五、四四	三五、四四
濱江省	二、〇四	二、〇四	二、〇四	二、〇四
三江省	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
黑河省	〇、六四	〇、六四	〇、六四	〇、六四
龍江省	二、〇四	二、〇四	二、〇四	二、〇四
間島省	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
安東省	〇、六四	〇、六四	〇、六四	〇、六四
錦州省	二、〇四	二、〇四	二、〇四	二、〇四
熱河省	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
興安東省	〇、六四	〇、六四	〇、六四	〇、六四
興安南省	二、〇四	二、〇四	二、〇四	二、〇四
興安北省	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
十省合計	〇、六四	〇、六四	〇、六四	〇、六四
興安四省合計	二、〇四	二、〇四	二、〇四	二、〇四

人口一千人當家畜頭數表

省別	人口	牛	馬	騾	驢	羊	豚
奉天省	九、五七二、〇〇〇	一四、九	一九、〇	一、五	〇、七	一〇、八	七、一
吉林省	四、三五〇、〇〇〇	一九、〇	二四、五	二、〇	〇、九	一三、七	九、八
濱江省	三、〇四〇、〇〇〇	七、〇	九、〇	〇、七	〇、三	四、八	三、四
三江省	一、四〇〇、〇〇〇	七、六	一〇、〇	〇、八	〇、三	四、八	三、四
黑河省	一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇	一四、〇	一、一	〇、四	六、〇	四、二
龍江省	二、〇〇〇、〇〇〇	一一、五	一四、〇	一、一	〇、四	六、〇	四、二
間島省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、九	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
安東省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
錦州省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
熱河省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安東省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安北省	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
十省合計	三五、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九
興安四省合計	三、〇〇〇、〇〇〇	一四、七	一八、五	一、六	一、〇	一〇、二	七、九

家畜各說

牛 牛は大體に於いて蒙古地方に生産される蒙古牛と南滿地方に生産される山東牛と、間島その他の國境地方における朝鮮牛に大別される。關東州內では關東州廳で改良牛として奬勵してゐる。朝鮮牛と山東牛の雜種も相當普及してゐる。蒙古地方では搾乳して食糧品とするのを第一義とし力役は第二義とするから蒙古に於いては生活上最も必要なる家畜とされてゐる。乳牛は番用とし牡牛は優良のものだけを殘して他は去勢して牛車を挽かせ六、七歲のころ滿洲地方又は支那に輸出して肉用となり又は使役される。農耕地方では牛は使役するのみで牛乳を利用することはない。蒙古牛、滿洲牛ともに晩熟で體重牝牛七、八十貫、牡牛九十乃至百貫を普通とする。

馬 馬は南北滿洲中央平原地帶及び西方蒙古(呼倫貝爾)に多く特に新京を界として北上するに隨つて多く且つ良質であり、東部山岳地帶は少い。滿洲の馬は凡て蒙古馬で體軀矮少(體高一二〇—一四〇糎)外貌粗野であるが骨格太く四肢強健、粗放に耐へ持久力に富むが、鏡見最、速力、負擔量共に改良馬に比し劣等である。

滿洲國では建國以來馬匹の軍事上重要なるに鑑み馬政局を設置、馬匹の改良、軍馬の訓練に努力中であるが、滿鐵公主嶺農事試驗場でも協力これに當つてゐる。

騾 主として南滿地方に產し南下するに隨ひて多く、奉天、安東、熱河各省の南部は殊に多く良質のものを產する。騾には大騾と小騾との二種ありて大騾は體高一二〇—一五〇糎で山東、直隸地方より輸入され種牡として騾の生產に使用される。一般に使役されるものは小騾であつて體高八八—一〇〇糎位である。

驢 哈爾濱以南の南滿に產し新京を中心として最も多く且つ良質のものを產する。一般に肥壯地帶に多く新墾地帶に少く蒙古人は蕃殖力のない驢は生產使役しない。體軀は蒙古馬より大きく(體高普通一三〇—一六〇糎)粗食濕役に堪へ得る勞役家畜である。種類は頭排驢子及び二排驢子の二種あり、前者は牝馬に大驢を配し、後者は牝馬に小驢を配して生產される。

豚 漢人種の最も愛好する肉畜で、分布、頭數頗る廣大で漢人の居住する地方には到る處飼養されてをり頭數も六百萬頭に及んで居るが蒙古の所謂純牧地帶には現在にても豚は皆無の狀態である。滿洲における豚は支那本部より漢人の移住と共に輸入されたもので大型(二箇年半で四百斤に成長)中

期(二箇年で三百斤内外)小型(一箇年半で百七十斤)の三種がある。

羊(綿羊及小羊)在來綿羊は蒙古種で生體最牡四〇—七〇瓩牝三〇—五〇瓩位で體は幅廣く四肢細く強健、尾は特殊型で多量の脂肪を有する。用途は主として肉用にして、產毛能力は極めて劣等である。山羊は肉用、毛用とする。

綿羊改良事業は公主嶺農事試驗場で大正三年以來行つて居り、且つ昭和十一年には對濠羊復興策により滿洲における綿羊增殖、品種改良は、日滿蒙國において行はれることに決し、日滿綿羊協會、滿鐵、滿洲國協力、この綿羊國策に邁進することになつてゐる。現在に至る綿羊改良試驗の成績並に種類別綿羊產毛量左の如し。

公主嶺農事試驗場改良綿羊成績表

種類	調査年齢	產毛量	備考
蒙古在來種	牝 三歲以上	三瓩五	六箇年間の試驗成績
メリノー蒙古同種	同	三瓩四	
在來雜種	同	四瓩九	
メリノー蒙古同種	同	五瓩	
在來改良種	同	五瓩八	
メリノー種同種	同	六瓩四	
蒙古在來種	牡 同	六瓩八	
メリノー蒙古同種	同	七瓩	
在來雜種	同	七瓩五	
メリノー蒙古同種	同	八瓩	
在來改良種	同	八瓩五	
メリノー種同種	同	九瓩	

種類別綿羊產毛量表(單位瓩)

種類	性	統計年數	刈毛月	延頭數	年齡	刈毛量 最大	刈毛量 最小	刈毛量 平均	平均計
蒙古在來種	牡	十八年間	五月	三一三	二歲	二·八〇〇	一·六〇〇	二·一〇	一·六一〇
	牝	同	五月	一一三五	二歲	一·八〇〇	一·二〇〇	一·五〇	
ラムブーレーメリノー種	牡	同	五月	一一三	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
	牝	同	五月	一一九	二歲	一四·二〇〇	九·八〇〇	一二·〇〇	
一回雜種(メリノー)	牡	十四年間	五月	一一二	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
	牝	同	五月	一一九	二歲	一四·二〇〇	九·八〇〇	一二·〇〇	
二回固定雜種(メリノー)	牡	十三年間	五月	一一七	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
	牝	同	五月	一一七	二歲	一四·二〇〇	九·八〇〇	一二·〇〇	
コリデール種	牡	三年間	五月	一一七	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
	牝	同	五月	一一七	二歲	一四·二〇〇	九·八〇〇	一二·〇〇	
一回雜種(コリデール)	牡	一年間	五月	一六	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
一回雜種(メリノー)	牡	二年間	五月	三一	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
蒙古在來種(メリノー蒙古×一回雜種)	牡	二年間	五月	七二	二歲	一二·六〇〇	八·〇〇〇	一〇·三〇	八·八〇〇
(メリノー蒙古×一回雜種)	牝	同	五月	九二	二歲	一四·二〇〇	九·八〇〇	一二·〇〇	

其他 駱駝は蒙古興安嶺西北並に熱河省に產し、犬も蒙古犬と支那犬とあり、犬の皮は毛皮として使用せられ滿蒙の犬皮として世界的に有名である。

畜產市場及屠殺頭數

滿洲の畜產市場は近代的設備を有するものなく自然集合開市を指稱し現在開市されてゐる都市は奉天、哈爾濱、鄭家屯、赤峰、張家口、錦州、新京、海拉爾で、家畜中牛、馬、騾、驢は牛馬店で取引され、豚、羊、駱駝等は需要者、飼養者の直接取引である。市場取引によつて出廻る畜牛は農耕役牛と蒙古牛とで合計二十九萬頭に上り、屠殺頭數は約二十四、五萬頭と見られ、羊の屠殺數は約五十五萬頭、豚は六十五萬頭內外で相當密殺が行はれてゐる。

家畜交易市場法屠畜場法

滿洲國では康德二年七月屠畜場法を制定、從來の區々であつた屠殺場取締法規を統一した。又同年十二月には家畜交易市場法が公布され、市場の統一と家畜交易の圓滑を期してゐる。

畜產品

滿洲においても家畜のあらゆる部分が利用されてゐるが、その主なるものは乳、肉、骨、皮、脂肪等で滿人及び蒙古人の食用となり又商品として販賣或は輸出される。

毛皮及毛製品 羊は從來肉及毛皮用として飼養され羊毛は副產物として取扱はれてゐた爲外國產羊毛に比較して著しく遜色あり粗毛と綿羊と混生し且死毛多き爲品質一段不良である。

豚毛は硬子原料として用ひられ其の中心市場は奉天で出廻期は豚の屠殺が冬季に多く且つこの季節には豚毛もよく密生するため每年二、三、四、五月を出廻最盛期とする。輸出先は大部分歐米にて支那之に次ぎ康德元年度二百十四萬五千圓康德二年度二百七十九萬六千圓にて滿洲主要輸出品の中に擧げられてゐる。此の外馬毛、駱駝毛、牛毛等の產があり毛製品の主なるものは毯子、毯帽子、毛靴、毯襪子、氈子等がある。

滿洲は古來毛皮の產地として有名で殊に吉林省、黑河省、三江省の密林地帶には貂、黃鼠狼等の野獸を產し內外蒙古一帶は綿羊山羊の主產地である。毛皮の中心市場は奉天、哈爾濱にて米國を主たる輸出先とし主要輸出品中に列せられ康德元年度輸出高百九十二萬三千圓康德二年度三百二十三萬四千圓と云ふ數字を示してゐる。

皮革 皮革の原料は豚皮、羊皮、牛皮、馬皮、驢皮、騾皮、駱駝皮、犬皮、狐皮、狼皮、虎皮、豹皮、熊皮、貂皮、猫皮、鼬皮、栗鼠皮等の野獸を產し內外蒙古一帶は綿羊山羊の主產地である。毛皮の中心市場は奉天、哈爾濱にて米國を主たる輸出先とし主要輸出品中に列せられ康德元年度輸出高百九十二萬三千圓康德二年度三百二十三萬四千圓と云ふ數字を示してゐる。

皮革 皮革の原料は品質劣等なるに拘らず、一般に滿洲產皮革は品質良好であるが、最近に於ける日本製革技術の進出は今後の滿洲皮革界に貢獻するものと見られる。主要集散地は哈爾濱、奉天で輸出先は歐洲、天津方面である。

獸骨乳及乳製品 牛、馬、羊、豚等の骨の產額相當あり骨粉製造業と共の製品の輸出は將來有望視されてゐる。乳及乳製品は蒙古人の常食であり又日本人及びロシヤ人により消費される。

畜產加工工業 現在のところ未發達であるが滿鐵では北滿において畜產よりの加工工業(先づ豚肉牛肉の鑵詰、バター、乳製品)を勃興すべく、昭和十一年六月獵人カール、レーマンを招聘、哈爾濱に工場を新設せしめてゐる。

畜產施設

滿洲國政府、軍政部、實業部、農政部で夫々行いてゐるが、軍政部では軍事上馬匹の重要性あるに鑑み、特に馬政局を設け軍馬の改良、優良馬匹の普及、種馬配置に拍車をかけてゐる。

(イ) 國立種馬場 海拉爾、綏南
(ロ) 國立繁殖場(種羊改良場 磐石、家畜(以上實業部)
王道樓(農政部)
(ハ) 種羊合作社 錦州省に康德元年種羊二百頭を配布、配布地省縣に種羊合作社を組織せしめ指導奬勵せしめてゐる。
(ニ) 畜立種畜場 改良種バークシヤ種の普及を計るため新京、吉林、龍江各省に畜立種畜場あり。
(ホ) 獸醫委託所 大同二年奉天に設置。

關東局、州廳內務部に畜產課あり各民政署管內に畜產組合又は農會を設けて斯界を指導してゐる。

滿鐵、農務課を中心に主として種羊改良に努力が續けられてゐる。

(イ) 種羊場 公主嶺、遼陽、林西
(ロ) 種豚場 鄭家屯、鐵嶺、撫順
(ハ) 牛馬試驗場 王道樓
(ニ) 種豚場 瓦房店
(ホ) 獸疫研究所 大正十四年奉天に設立

なほ鐵路總局も自家と白城子に種羊場を富拉爾基に馬酸乳製造所を持つてゐる。

日滿聯合畜產協議會 昭和十一年五月、對濠報復、種羊國策樹立の聲の上ると共に在滿日滿機關關係にてこの會を結成、種羊增殖を中心に滿洲畜產を振興せしめんと計畫起案されたが未だ諸種事情のため延引、結成を見て居ない。

林業

森林面積立木蓄積量

林野面積及立木蓄積量

滿洲の森林は印度支那地方から東支那海岸を經て河北省、山海關を超え、シベリアに連續した大弧狀の森林帶の殘存と稱せられる。この地は滿朝發祥の地として乾隆の頃から伐木開墾を禁ぜられ、古來砂金、毛皮等の產地として知られ續々密獵者の侵入が行はれ、農耕適地の林野は野火に害はれたが古來巢林は今なほ部分的に存在しツングース族の所謂「森林の海」の面影を止めてゐる。

滿洲森林の自然的條件は四季の中夏冬の季節長く、雨量は滿鐵本線に於て平均六百ミリ、日本內地の約三分一で、沿線以西は漸減、以東は漸增して濱北鐵沿線は平均五百ミリである。五月より九月迄の植物生成期は極めて溫度高く、且つこの期間に於て年降雨量の大部分を占め濕度は高い。卽ち森林成育の好條件に惠まれてゐる。

森林地帶として壯望されてゐる地域は松花江及びその支流、拉林河、圖們江、牡丹江、鴨綠江右岸並にその支流、渾河上流、濱北沿線の一部、大小興安嶺圈內で、奉天省北部、ホロンバイル西南、錦州、熱河の一帶乃至蒙古は森林と稱すべきものの極めて稀で草原、砂丘、岩山が連續するに過ぎない。

全滿林野面積總計は約八千八百萬陌（一陌は一・〇〇八三町步）でその中立木地面積は約二千二百萬陌、差引六千六百萬陌の廣漠たる無立木地域がある譯である。立木蓄積量は總計約三十七億立方米（約百三十三億石）と推定されるが右の數字は實際調査の根據極めて薄弱なもので一般木材業者間にはその半分以下の推定が下されてゐる。實業部では目下航空寫眞による蓄木量調査を進めてをり康德七年度中に完成する豫定である。この推定蓄木量のうち濶葉樹は約二十二億三千萬立方米、針葉樹は約十四億立方米とされてゐる。

立木蓄積量（立方米）

省名	針葉樹	濶葉樹	合計
興安（西南東北）	三、二五九、〇〇〇	九、〇八三、〇〇〇	一二、三四二、〇〇〇
興安（東南）	三、二五九、〇〇〇	九、〇八三、〇〇〇	一二、三四二、〇〇〇
興安（北）	三、二五九、〇〇〇	九、〇八三、〇〇〇	一二、三四二、〇〇〇
興安（總）	九、七七六、〇〇〇	二七、二四九、〇〇〇	三七、〇二五、〇〇〇
濱江	三、二五九、〇〇〇	九、〇八三、〇〇〇	一二、三四二、〇〇〇
三江	四、三四五、〇〇〇	一二、〇九一、〇〇〇	一六、四三六、〇〇〇
龍江	四、三四五、〇〇〇	一二、〇九一、〇〇〇	一六、四三六、〇〇〇
吉林	一、〇八六、〇〇〇	三、〇二二、〇〇〇	四、一〇八、〇〇〇
金（東南）	三、二五九、〇〇〇	九、〇八三、〇〇〇	一二、三四二、〇〇〇
金（西北）	二、一七三、〇〇〇	六、〇五五、〇〇〇	八、二二八、〇〇〇
合計	四〇、七七六、〇〇〇	一一三、四九二、〇〇〇	一五四、二六八、〇〇〇

立木蓄積量（立方米）

省名	針葉樹	濶葉樹	合計
興安（西南東北）	一、七七六、〇〇〇	四、九三二、〇〇〇	六、七〇八、〇〇〇
興安（東南）	一、七七六、〇〇〇	四、九三二、〇〇〇	六、七〇八、〇〇〇
興安（北）	一、七七六、〇〇〇	四、九三二、〇〇〇	六、七〇八、〇〇〇
興安（總）	五、三二八、〇〇〇	一四、七九六、〇〇〇	二〇、一二四、〇〇〇
濱江	一、七七六、〇〇〇	四、九三二、〇〇〇	六、七〇八、〇〇〇
三江	二、三七〇、〇〇〇	六、五九〇、〇〇〇	八、九六〇、〇〇〇
龍江	二、三七〇、〇〇〇	六、五九〇、〇〇〇	八、九六〇、〇〇〇
吉林	五九二、〇〇〇	一、六四八、〇〇〇	二、二四〇、〇〇〇
金（東南）	一、七七六、〇〇〇	四、九三二、〇〇〇	六、七〇八、〇〇〇
金（西北）	一、一八四、〇〇〇	三、二八八、〇〇〇	四、四七二、〇〇〇
合計	二二、一八四、〇〇〇	六一、六四八、〇〇〇	八三、八三二、〇〇〇

主要樹種

森林植物帶より見れば溫帶北部に屬するもので主要部分は寒帶圈に入る。而して滿洲の森林を構成する樹種の數は旣に知られたものゝみでも約三百五十餘種を算し、その中有用樹種と認められるものは針葉樹八種、濶葉樹二十一種である。

日本名	滿洲名	屬名	備考
I 針葉樹			
○テウセンマツ	果松（紅松）	マツ屬	（紅松）
○テウセンタウヒ	魚鱗松	タウヒ屬	（白松）
○ダフリカカラマツ	黃花松	カラマツ屬	
○タウシラベ	臭松	モミ屬	（白松）
○テウセンモミ	杉松、沙松	モミ屬	（白松）
○エゾマツ	魚鱗松	タウヒ屬	（白松）
○テウセンカラマツ	黃花松	カラマツ屬	
「マンシウアカマツ」	油松	マツ屬	
II 濶葉樹			
○カウライミヅナラ	柞樹	ナラ屬	
○アムールシナノキ	椴樹	シナノキ屬	
「オニグルミ」	核桃樹	同屬	
○ヤチダモ	水曲柳	トネリコ屬	（濕地）
ハルニレ	榆樹	同屬	
キハダ	黃波羅	木キハダ屬	
テウセンヤマナラシ	白楊樹		
「シラカンバ」	樺樹	樺屬	
ダフオレカンバ	樺樹	樺屬	
「カライヌエンジユ」	槐樹	イヌエンジユ屬	
○モンゴリナラ	柞樹	ナラ屬	
○マンシウシナノキ	椴樹	シナノキ屬	
「マンシウカヘデ」	白牛槭	槭屬	
○イタヤカヘデ	色樹	同屬	
「オヒヨウニレ」	榆樹	同屬	
○マンシウクルミ	秋核樹	同屬	
○ドロノキ	青楊樹	同屬	
「テウセンミネバリ」	雲楡樹	同屬	
「ホホノキ」	厚朴樹	同屬	
「マンシウハシドイ」	馳馬子（鷄爪子）	ハシドイ屬	
「ヤマナラ」	柞樹	ナラ屬	

（註）○印を附せるものは現今相當產出を見るもの、「」を附せるものは殆んど產出を見ず。

木材需要狀況

出廻狀況　建國前數箇年は產出量約三百八十餘萬石であつたが、建國當初は森林全部を國有とし、これが整備統一を圖る必要に迫られたため甚しく生產の低減を來し二百八、九十萬石程度となつた。その後國內の制度整ひ各種事業勃興し木材需要の增進に伴ひその生產も著しく刺戟され、康德元年度に於ては四百十四萬石の生產を見るに至つた。

（一）鴨綠江材　鴨綠江本流及び支流鴨江上流地方の森林より伐採せられ安東に流送せられるものを鴨綠江材と稱す。唐德元年度に於ける安東著筏數量は百十一萬石を算し、樹種は紅松、杉松、落葉松及び油松等を主とし濶葉樹としてはシホジ、エレ、シナ、タルミ、ナラ、キハダ、及びドロヤナギ等がある。材種は角、丸、電柱小丸太、大梢差、記江（長八尺の小丸太）有梢丸子（尖端ある小丸太）帆柱材及び檜材料子等である。材長は一遮半、二遮、三遮、四遮物等であつて一遮の長さは八尺を基準とする鴨綠江採木公司直營の材木は一遮を八尺五寸見當、料錢材の一遮は十尺乃至十一尺見當である。

（二）安奉沿線材　安奉線の生產材量は約二十萬石で樹種は鴨綠江材と略々等しく、材種は主として小丸太、抗木等である。

（三）吉林材　松花江上流にて生產せられ水運によつて吉林に出材されるものを吉林材と稱し、その出廻數量は十萬石位で、樹種は主に紅松、杉松、落葉松、シオジ、シナ、ドロ及びタルミ等である。材種は檜材の如き特殊材以外は概ね丸太で材長三六尺ものが最も多い。

（四）京圖沿線材　老爺嶺、張廣才嶺、牡丹江上流の牡丹嶺及び哈爾哈南山脈の森林地帶より伐採せられ、京圖沿線各驛に出材せられるものを京圖沿線材と總稱する。康德九年度の出材數量は七十八萬石の多きに達し全國出廻量の二割を占める。樹種は吉林材と似て針葉樹では紅松最も多く、杉松、落葉松これに次ぎ、濶葉樹ではシオジ、ナラ、エレ、ドロ、シナ、タルミ、キハダ等がある。材種は主に角材、電柱尺三上の良材で、材長は十二尺、十六尺、二十四尺物に分けられる。

（五）圖們材　圖們江木支流及び琿春河流域から搬出されるもので、その生產數量は約四十二萬石に上り、紅松の角及び丸太が主なるものである。材長は二十六尺、長短尺三上の良材を普通とし他に杉松、落葉松、タルミ、シオジ、テウセンヤマナラシ等を產する。

（六）北滿材　老爺嶺山脈、小白山脈及び張廣才嶺等の森林地帶より伐採せられ圖們鐵沿線に搬出せられるもの、松花江下流、富錦、依蘭、通河の各縣より

出材せられるもの並に大興安嶺、小興安嶺方面より出材するものを總稱して北滿材と稱す。これは全滿出材量の約三割五分に上り約百四十萬石を産し、樹種は紅松最も多く次に落葉松に於て良材を出し、蒙疆松は大興安嶺に多く他に赤松、シラカバ、ナラ、シオジ、タルミ等がある。材種は主に角材で材長は二十五尺から二十九尺の長物である。

市場及び市價　鴨綠江材は安東、松花江上流材は吉林、京圖沿線材は敦化、間島材は圖們、北滿材は牡丹江等に於て主として集散され、そのうち建築用材は新京、奉天、哈爾濱の大都市を初め安東、吉林、齊々哈爾等に於て大半消費されるが最近新興都市は勿論、佳木斯等の需要も亦著しい。鐵道用材、土工用材は各地に於て使用され特に北滿には活發な消費がある。滿洲事變以前數年の物價に伴つて木材市場も好調を示し、市價は從前の比でないのみならず一般物價に比較するも高騰を示してゐる。

市場別木材市價一覽（康德三年五月末現在、東位一立方尺につき錢）

		紅松		白松		備考
		丸太	板角	丸太	板角	
安東	東昌一	四一—五	五一—六	四一—五	五一—六	
吉林	東一—六	五一—六	六一—七	五一—六	六一—七	
敦化	西一—三	四一—五	五一—六	四一—五	五一—六	
間島	西一—三	四一—五	五一—六	四一—五	五一—六	
牡丹江	東一—六	三一—四	四一—五	三一—四	四一—五	

現況　現在のところ運送沿線の一部を除く他の大部分の地方に於ける出材方法は全然機械力を用ひず、流水、結氷等を利用する關係上木材の搬出は天候に左右されること多く、從つて木材市場は不安定で勢ひ伐採事業は投機的とならざるを得ない。康德三年六、七月の北滿一帶を襲つた豪雨では各地の林場が流失木を出し、その數量は約百萬石と算せられ全滿の市價は一立方尺十五錢内の外騰貴を見た。鴨綠江材、吉林材等の如く長途の流送による場合は殊に企業として甚しく不安定であるが、政府は森林鐵道の敷設、林道の開設、河川の改修、翻羽工場（洗木上の施設）の整備を行ひ運材方法の機械化、改善を圖る計畫である。

又生産費は運材施設の不備、勞働賃銀の高騰、治安の不安定、食糧の高價等により伐木、造材、運搬等生産各般の技術の拙劣等のため著しく高く、現在平均價格は百石當り三百五十圓及至四百圓を唱へてゐる狀態である。併しこの諸點が改善されゝば、近き將來に於て二百圓臺に低下されると豫測される。

輸出入狀況　滿洲國の輸入材は特殊なる用途に限られるものでエゾ松、トド松等の北洋材、米松、杉丸太等の日本材、ラワン、チーク、マホガニー等の南洋材、及び支那より來る桐材などである。滿洲事變以前數箇年の木材貿易は輸出八十五萬石乃至百四十萬石、輸入五十萬石から八十萬石あつて年々十—九十萬石の出超を續けて來たが、事變直後は輸出入とも著減した。非國後は建設事業の勃興により需要急增し、大同二年以降は木材生産量の增加もこれに追隨し得ないで材價は昂騰し一轉入超に向つた。即ち大同二年には二百二十五萬石、康德元年には二百六十五萬石の輸入を見たのに對し輸出は大同二年四十一萬石、康德元年五十五萬石と半減した。

最近木材生産數量及輸出入量竝消費數量（東位石）

	生産量	輸出量	輸入量	消費量
伊朗國內				
民國十年	三、六五五、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二、二八五、〇〇〇
民國十年	三、二八〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二、〇九〇、〇〇〇
民國十年	二、九四〇、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇
大同元年	二、六五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二六五、〇〇〇	一、八一五、〇〇〇
大同二年	二、六八〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	二六五、〇〇〇	二、五三五、〇〇〇

康德元年　二、四三五、〇〇〇　四一〇、〇〇〇　二六五、〇〇〇　二、二九〇、〇〇〇
康德二年　二、六八〇、〇〇〇　四一〇、〇〇〇　二六五、〇〇〇　二、五三五、〇〇〇
康德三年　二、三三〇、〇〇〇　五五〇、〇〇〇　二六五、〇〇〇　二、〇四五、〇〇〇

（註）　大同元年以前は滿洲農業統計による。

滿洲國の林政

概況　滿洲國の森林は殆ど全部が官有林であるが、永年に亙つて自由採取の下に放置され何等の保護管理を受けることなかつた。清朝末から民國の初にかけては木材の需要增して、長期國有林の伐採權を設定し、官憲の私腹を肥すのみの結果に終つて、無限の豐庫と頼せられた林野は荒蕪するに委せられた。滿洲國非國以來實業部に於て全國林野を國營としてこれが經營の合理化を圖り、森林資源の保續、國土の保安、國民經濟等の見地から左の十大方針を確立當々國有林經營に進んでゐる。

一、林政總構を整備充實し以て全國森林の綜合的經營及國有林國營の强化を圖り、森林の保護管理の徹底を期す。
一、國有林長期伐採權を整理し國有林の合理的經營を圖滑ならしむ。
一、森林調査を精密し將來の計畫に資す。
一、保安林を造成し治水、水源涵養、防風等森林の公益的職能の發揮を圖る。
一、林業物產分方法、運材施設、林業組織等を改善し木材生産の合理化並に林力の保續を圖る。
一、林產工業を振興し林業の發展に資す。

林業——滿洲國の林政

一、未利用林を開發し山間地の開拓を進める。
一、林野副業を興し農家經濟を調節ならしめる。
一、有用野生鳥獸を保護繁殖し毛皮の增産並に國際保護を圖る。
一、植林を奬勵し愛林思想の喚起に努める。

滿洲國の林業政策はその產業、國民經濟の樞要事項たるのみならず、その當否は日滿兩國經濟に影響する所大で日本製紙、人絹、人造纖維工業の原料パルプは專ら滿洲へ着目され、既に內地資本は在滿四パルプ會社を設立してゐる。又對ソ關係にあるので、特に森林伐採は治安工作と緊密な聯繫の下に實施しつつある。上述於ては林業の經營は地方治安維持と密接な關係にあるので、特に森林伐採は治安工作の趣旨に則り國有林事業の發展增進を圖り、森林資源の保續培養の目的から康德三年度より國有林事業特別會計を設置した。

林政機關　林務行政は實業部に屬し、地方勸業事務は省並に縣公署が當り、國有林に關する業務は實業部直轄の森林事務所が實業部が林務行政を統轄しその實行には各省實業廳及び縣公署に當らしめたのであるが實績があがらないので、大同三年一月實業部直轄營林機關たる森林事務所を設置した。先づ京圖線沿線地方から初めて順次各地に及ばし康德二年度に二十三森林事務所を新設し、三年八月三江省方正に一箇所增設し同時にこれを林務署と改稱した。但し熱河省には森林として利用價値を有するもの見當らないので實業部の林務行政から除外される。全國林務署及びその所在地は次の如し。

名稱	所在地
興圖區林務署	奉天省海龍縣朝陽區
安東林務署	安東省安東縣安東
通化林務署	安東省通化縣通化
撫松林務署	安東省撫松縣撫松（兼役）
安東林務署	間島省安圖縣安圖（兼役）
曠春林務署	間島省曠春縣曠春
延吉林務署	間島省延吉縣延吉
敦化林務署	吉林省敦化縣敦化
額穆林務署	吉林省額穆縣額穆
吉林林務署	吉林市
五常林務署	濱江省五常縣五常
哈爾濱署	哈爾濱市
寧安林務署	濱江省寧安縣寧安
綏化林務署	濱江省綏化縣綏化
穆利林務署	濱江省穆利縣穆利
依蘭林務署	濱江省依蘭縣依蘭
通河林務署	三江省通河縣通河（兼役）
綏化林務署	濱江省綏化縣綏化
海倫林務署	濱江省海倫縣海倫
北安鎭林務署	龍江省龍鎭縣北安鎭
龍江林務署	龍江省龍鎭縣龍江
熙河林務署	熙河省熙曠縣熙河
方正林務署	三江省方正縣方正

國有林野の管理　國有林野の管理經營は林務署をして擔當せしめ經營の中央統制、國有林國營の歩を進めてゐるが、これが合理的積極的經營には營業案の編成、林產物處分方法の改善、運材施設の整備、森林保護の施設等を必要とするのであつて、これ等は目下着々その實現を圖りつゝある。從來は林產物の處分は林場權の設定に見るが如く、單に伐採地域を指定するのみであつて伐採量は勿論のこと、出材量さへ制限しなかつたのである。帝國後は先づ出材量の制限を行ひ、木材の需給關係の統制をなしつゝあるが、更に官行研伐、立木下拂下を實施し、伐採量の制限を行ひ、木材利用の集約化竝に天然更新による林力の保續を圖つてゐる。これ等の計畫の前提條件をなす運材施設はその利用關係等を考慮し、主として政府又は特殊會社滿洲林業股份有限公司に於て設備する筈になつてゐる。

官行斫伐事業　國有林の主要伐出地は全部官營により行ふのが實業部の大方針で康德三年度は安圖、暉春、汪清、寧安縣下の國林の一部に於て官行研伐を實施した。

集團伐採　集團伐採法は康德三年より實施された方法で、多年の散伐法を改めて伐採區域を限定し、その區域内の警備を強化することにより伐木を秩序的ならしめ、且つ山林匪賊の存在を絶つと云ふのがその目的である。それ故に官行研伐も無論集團伐採の形式をとるもので、前記各林務署管内に於て三森伐區を除き濱江、黒河區が治安に關係重直其他に當り必要に應じ特に散伐制をとるの外は全部集團伐採の方法によつてゐる。

國有林伐採の警備　林場權の整理によつて國有林の濫伐は防止し得る譯であるが、奥地寧林の實情は監督機關の立ち入る餘地殆んどない有樣で、森林伐採上からも治安維持工作の上からも林野に於ける警備の徹底化は急務とされる。關東軍では中央治安維持會の統制下に於て關係地方の警備を支援するの總裏を講ずると共に、特に日滿軍隊の協同を以て森林警察隊を編成し、森林の伐採、運材施設の警備に當つてゐるが、康德三年度には左の如き根本方針を確立した。

一、森林行政は實業部監督の下に於て森林事務所其の衝に當る第務の執行に關しては治安維持會及警備團と緊密に連絡し以て森林行政と森林警備との調和を緊密圖滑ならしむ。

二、森林伐採地域の決定は治安維持會の統制下に於て關係地方の警備團關係官衙に當り必要に應じ特に日滿軍隊之を支援し以て林業に依る國氣培養の國策遂行に遺憾なきを期す。

要領

一、森林行政は實業部監督の下に於て森林事務所其の衝に當る第務の執行に關しては治安維持會及警備團と緊密に連絡し以て森林行政と森林警備との調和を緊密圖滑ならしむ。

二、森林伐採地域の決定は實業部、民政部、中央治安維持會の協議に依りて決定し各地域内に於ける伐採區域は森林事務所と關係省治安維持會及警務廳との協議に依り區域を限定して許可し該區域外の伐採を禁止するものとす。

三、伐採區域決定せば省警務廳長は關係省治安維持會委員長との協定に基き關係縣をして所要の警察官吏を該區域に派遣し直接其の警備に當らしむ（林業者施設の自衛團等は之を認めず）

之が爲必要ある場合は關係縣の警察官吏に充て所要の增員を行ひ特に有力なる警務指導官を附す其の經費は國庫の補助に依るものとす。

森林警備に任ずべき警察、森林警察隊と稱するは國民の義務、森林の狀況、伐採區域の大小等に依り決定す。

四、關係省治安維持會委員長は治安の狀況を通報と關係日滿軍隊指揮官と協定して日滿軍隊を以て森林警察隊を支援するの總裏を講ずると共に、日本防衛司令官は要すれば日本軍隊を警備の目的を以て伐採區域附近に駐屯せしむ。

五、警備の爲滿洲國軍隊及警察協同するときは軍隊指揮官、日滿軍警協同するときは日本軍隊指揮官全般を區劃するものとす。

六、伐採區域に出入する者は凡て關係官憲の證給する「通行證」を携行せしむ。

七、林業者、伐木夫等にして通匪又は惡役等不正の行爲あるときは嚴重に處分するものとす。

運材施設　從來濱綏沿線地方の一部以外には運材施設の見るべきものがなく、木材生產の合理化、奥地未利用林の開發には先づ運材の施設の整備改善が必要とされ從來の水運利用一點張りから康德三年には森林鐵道の敷設を實現した。これは大部分目下工場建設中の在滿四パルプ工場に木材を供給するもので十一月中には完成する。

牡丹江線　濱江省寧安縣鏡泊湖より二道河子上流に至る七三粁
龍井村　間島省和龍縣龍井村より安圖縣五道溝に至る七三粁
東寧線　間島省汪清縣三岔口より東寧上流に至る四〇粁

右輕便鐵道の外に康德三年度には林道百三十粁を開設、綱場四ケ所を增設して八ケ所となり、土場七ケ所を新設する豫定である。

林場權の整理　舊政權時代國有林の長期伐採權の濫伐を見たるは前述の如くであるが、其の成立には鴨綠江採木公司、中東海林公司、東支鐵道會社其の他露國關係のものの如く國際條約又は各省政府との協定に基くものと（特殊林場權）、國有林放章程、遼寧國有林整理暫行章程等の法令に據り設立せられたものとがある（一般林場權）林場權整備法に所謂林場權）。東三省時代の末期には此等林場は特殊林場二一面積約六、〇〇〇千陌、一般林場約二四〇面積約二、三六四千陌に達し公國主要森林の大部分を占める狀態であつた。而して此等林場は國有林内に錯雜介在し、或は甲乙林場の重複するものあり、或は其の境界の明かならざるものあり、或は其の位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛爭常に起り林業經營上の一大支障たるのみならず、當局の管理も亦行はれ得なかつた。加之、林場權者は利益の赴く所濫伐を擅にし、界域を超へて濫伐を敢てし、伐採に際し爾後の更新を慮るところなく、爲に森林資源は蝕盡せられ、延ひて水源は枯渇し各種被害を助長し荒廢し、林場權を此の儘存置するを許ざる狀態に到つた。

林場權は前記の弊害から見ても其の儘放置し得なかつたのみならず林力の保續上未だ以ての外であつて、これを集約化せねばならぬ、又市場關係からしても伐採を統制する必要あり、此の點からしても林場權は整理せらるゝ運命にあつた。滿洲國政府は建國後先づ各省に命し林場權の設定並に其の讓渡を禁止し、更に康德元年六月林場權整理法の制定及林場權審査委員會の設置を行ひ一般林場權の整理を斷行することとした。同法の規定に依れば實業部大臣及民政部大臣に其の指定する申請期間内（康德元年六月二十日より同年九月十日迄）に伐採許可證を提出して權利の審定を申請せしめ、其の申請に基き右兩者が權利の存否、林場の所在及び其の區域につき審定を行ひ、其の審定に不服ある場合は林場權審査委員會に其の決定を請求することが出來、而して右の審定の申請をなさざるときは林場權は消滅することになつてゐる。

右の規定に基き適法有效に申請ありたるもの一五二件（面積約二、〇八九千陌）あつたが、其の中一〇五件（面積約八九五千陌）につき審定を行ひ、康德二年十月及同三年一月の二回に亙り其の結果を公告したその結果林場權設定未決定のもの三九件面積約五八〇陌を除き他は總て消滅に決定した。

林　業　會　社

各國資本の分布　大正六七年を境にして勃興した滿蒙の森林事業は大體十企業程あるが、何れも名稱のみの存在で事實上現在

まで事業を繼續して來たものは、明治四十一年に設立された鴨綠江採木公司唯一つと云ふ狀態である。滿洲國建國前は東三省國有林設放規則及び同章程に定められた規定によつて、外國人又は外國法人のみによる森林伐採事業は絕對に禁止され、支那人又はその合法的法人に限定されてゐたため、滿蒙に於て外國人が同事業を興すには必ず支那の法律に準據する中國法人として日支合辦の形式によらなければならなかつた。鴨綠江採木公司の如く國際條約に基くものは別として日支合辦の主なるものに中東海林採木有限公司(事業地域北鐵沿線地方)中東製材公司(北鐵沿線地方)興林製材公司、富寧造紙公司、興材公司、吉省興林造紙公司等あり、この中最後の四社は吉林省にあつて王子製紙、大倉組の共同會社たる共榮起業會社に統一された。純支那法人としては鐵嶺森林公司、通原林業公司、黃川採木公司、興吉公司等あり、露支合辦には札免採木公司がある。

以上のうち日支合辦會社の支那側の出資は概ね日本側からの借款又は立替によつて行はれ、又純中國法人でも黃川採木公司の如きは日本資本によつて設立され、その他も後に至つて日本資本の融通を受け、又露商に對しても日本人の投資するもの多く國吉林省の林業は殆ど日本資本によつて維持された感がある。

滿洲林業會社一覽

	會社	創立年月	資本金	拂込金	組織
共榮起業會社 王子系	富寧造紙公司	大正六年二月	千円 一、〇〇〇	千円 二五〇	日支合辦
	黃川採木公司	同七年七月	四、〇〇〇	一、〇〇〇	(支那法人)
	興材公司	同七年五月	二、〇〇〇	一、〇〇〇	日支官商合辦
	興材造紙公司	同七年二月	五、〇〇〇	一、二五〇	日支合辦
大倉系	鴨綠江採木公司	明治四十一年九月	五、〇〇〇	三、〇〇〇	日支合辦
	中東海林採木公司	北洋軍閥	三、〇〇〇	三、〇〇〇	日支合辦
	中東製材公司	大正二年一月	三、五〇〇	三、五〇〇	日支合辦
	札免採木公司	同一一年六月	大洋 五〇〇	二、五〇〇	日支合辦
	吉林松江林業公司	同八年二月	六、〇〇〇	三、〇〇〇	日支合辦
	興吉公司	同一二年二月	小洋 一、〇〇〇	一、〇〇〇	(支那法人)

(備考) 一、資本金及び組織は設立當時のものとす。

滿洲林業股份有限公司　康德三年三月一日設立、資本金五百萬圓(滿洲國二百五十萬圓)、滿鐵、共榮起業各百二十五萬圓の特殊會社。國有林施設の現狀より陣甸、額穆、敦化三縣及び寧安縣南部の國有林を開發し、併せて國內の木材需給を圓滑ならしめる目的を以て設立せられ、在滿パルプ四工場の原料木材は官行研伐と共に同社が供給する。その存立期間二十五年、新京に本店を、吉林に支店を置く。

パルプ工業會社　日本の製紙用パルプは大體自給の域に達してゐるが、人絹及びステープル・ファイバー用の高級パルプに於ては全需要二十萬瓲に對し、王子系で四萬五千瓲を供給するに過ぎず、十五萬餘瓲は輸入に仰ぐ狀態である。滿洲國では日滿經濟ブロックの見地から日本の高級パルプを供給することとし、康德三年三月左に列記するパルプ會社の設立を許可した。陳太の森林濫伐の歷史に鑑してこれを國司經營制とし、原料材は政府又は政府の指定する採木業者(現在は滿洲林業公司)から供給して統制し、當分はパルプ生產量年額四萬瓲、資材約十八萬石として四社に同額を割當てゝある。パルプ會社は九月十一日東洋パルプ及び日滿パルプ兩社の設立登記終了によつて四社とも誕生、目下工場建設を急いでゐる。

(一) 東滿洲人絹パルプ公司　資本金五百萬圓全額拂込、開山屯に工場を設け康德四年五、六月頃竣工の豫定、大川系。

(二) 滿洲パルプ工業公司　資本金五百萬圓全額拂込、工場敷地樺林、康德四年五、六月頃竣工の豫定、寺田系。

(三) 東洋パルプ公司　資本金一千萬圓、全額拂込、工場敷地東京城、康德五年より六年にかけて竣工の豫定、川西系。

(四) 日滿パルプ製造公司　資本金一千萬圓、全額拂込、工場敷地圖們、康德五年末に竣工の豫定、王子系。

併して前述の通り各社とも人絹用高級パルプを生產するもので生產額の約八割を高級品、二割が製紙用パルプになる。關東軍の方針では一社當り最高限度一萬五千瓲となつてゐるから四社で六萬瓲の生產力しか有されない譯であり、日本の需要を滿すべくもないこと明かなので、康德三年七月四社は關東軍及び滿洲國に對して增產方を陳情した。

關東州の森林

關東州は南滿各地と共に日露戰爭までは無林地帶であつた明治三十八年、軍政當時に於いて早くも林政に着目し旅順、大連、金州の露治時代の苗圃を利用して樹苗の育成につとめ、明治四十年以來一層事業を擴張すると共に民間造林を奬勵し、大正十五年以來森林保護組合を設立せしめて私有林の保育に力を入れてゐる。

關東州林野面積　(昭和九年末)

地方	官有地	民有地	合計
旅順	三七、四四四町 一、四四五・四五五	一、四四五町 一、四四五・四五五	二六、八三三町 二、八九〇・九〇五
大連	三五、三九五・三五五	三五、三九五・三五五	一〇、四四四・九五五
金州	四、三六八・九三三	三、六六八・九四五	八、〇三四・八七八
普蘭店	二六、三七四・六三三	二六、三七四・六三三	三一、七六六・八〇八
貔子窩	六、四四四・五三三	六、四四四・五三三	九、六九九・二四五
計	一四五、一四五・四五五	一四五、一四五・四五五	一〇一、五三一・八九七

但し官有地中に軍用地を含む、前年同期に比し二六二町五九一五、二六の減少を示す。

關東州滿鐵林濟面積　(昭和九年末現在)

管內別	官有	民有	計
旅順	五、〇八六・五五五	三、〇五七・五五五	八、一四三・一一〇
大連	四、三五二・四三〇	九、四四九・一四〇	一三、八〇一・五七〇
金州	四、二八六・四五八	二、七九九・八四五	七、〇八六・三〇三
普蘭店	一、〇九九・八一〇	一、〇三五・一三〇	二、一三五・〇四〇
貔子窩	一、一三一・三八〇	四、〇四四・一三五	五、一七五・五一五
計	一五、五四四・四五三	一九、五四四・四五五	三五、〇八八・九〇三

水産

滿洲國の漁業

概況　一千年前、滿洲最古の文化國として一時榮えた渤海の時代に漁法は發達し、その附近の河川に漁業が行はれ、また松花江の流域には第一松花江に於いて最も多く漁業が開始の日に氷面に穴を穿つて大魚を漁り、國王は群臣を集めて宴を張り、これを迎魚宴と稱したと史籍に見えてゐるが、滿洲に於ける漁業の歴史はこれ以上遡ることの出來ない程古く、有史以前から既に漁業が行はれてゐたものと推定される。

滿洲國は河川湖沼に富みその漁業は固有の發達を遂げてゐるものゝ如くに考へられても、河川に於いて約一千三百里、湖沼に於いて約二千餘方里に上り、現在判明する漁場のみにても日三千三百餘の多きに及びそのうち約八割を鮮人に專有するものがあるも、次いで鮮人に關するものが多い。かくの如く淡水魚は滿鮮と數量に富むだ。今回原地に於ける漁法の概要を述べ、更に松花江水系に關する漁業に就き述べる。

漁業權は河川湖沼に於いては專ら漁場を區劃して與へられてゐるものゝ如くに考へられても、河川に於いて約一千三百里、湖沼に於いて約二千餘方里に上り、現在判明する漁場のみにても日三千三百餘の多きに及びそのうち約八割を鮮人に專有するものがあるも、次いで鮮人に關するものが多い。かくの如く淡水魚は滿鮮と數量に富むだ。今回原地に於ける漁法の概要を述べ、更に松花江水系に關する漁業に就き述べる。

なほ漁法の概要は次に述べる。

漁期　毎年四月中旬に流氷期を終り、夏は黃海に於いては六月中旬より八月中旬に至る二ヶ月間が最も盛で漁法は對岸の露領側では專ら網を用ひるが滿洲國側では突釣を主とする。次に興凱湖は鯉魚、鯽魚、鰾魚、鰕等豐饒なるも人口稀薄にして需要少きため從來漁業として見るべきものなく半農半漁の滿鮮人二、三十戸を數ふるに過ぎない。

（呼倫湖水系）嘗古人は宗教的關係上、漁物を行はざるため往時は魚獵の業務に委せられてゐたが一九〇四年頃露人によつて島開發村に漁業行はれるに及び漸次發大となり一九一〇年より一九一四年の間は漁場三十箇所を數へたといはれる。その後減水、漁獲その他種々の政治的原因等によつて衰微し、現在貝爾湖に於いては漁業行はれず、呼倫湖及びその附近の河川にて僅に行はれるに過ぎず、最盛元年度滿人經營者十七人、露人經營者三人にして、その漁獲高は約十萬圓であつた。

（額爾古納河及び黑龍江水系）相當多種の魚族の棲息を見るも國境河川にして人煙稀薄なるため滿洲側の漁業は殆ど行はれてゐない。

漁撈法　漁撈法は突釣、攪鈎等の原始的なものより梭子、大網漁業の如き大規模なものに至るまで多種多樣であるが主なるものを擧ぐれば梭子漁業、氷橋子漁業、張網漁業、大網漁業、掛網漁業、拉網漁業、鈎釣漁業、掩網漁業等である。

漁船　大體大船中船小船の三種に分れ大船は一萬斤乃至二萬斤積、中船は二千斤乃至三千斤積、小船は五百斤乃至六百斤積である。

取引狀況　淡水魚の取引市場は呼倫湖水系の漁業が著かなりし頃は滿洲里を最大の市場とし、呼倫貝爾の莫大なる漁獲物は凍魚として一旦滿洲里に搬入し哈爾濱、齊々哈爾及び奮長春等の商人の手を經て各地に仕向けられ、なほロシアにも輸出したが呼倫貝爾に於ける漁業の衰微と共に滿洲里の取引は全く衰態を止めざるに至つた。現在大取引市場として榮えつゝあるのは嫩江に於ける漁獲物の集散する大賚、江擋及び松花江流魚類の集散地たる哈爾濱で、大賚よりは新京に仕向け新京より更に吉林、寧安等に送られる。江擋にて取引されるものは主として齊々哈爾、四平街方面に仕向けられる。取引の行はれる時期は主に冬季十一月以降で、夏魚は鮮魚として遠隔の地への輸送不便なると北滿地方は魚價の高價且つ供給圓滑ならざるため僅に漁場附近の需要を充すに過ぎない。

黃海方面　黃海方面は安東、鳳城、莊河の三縣に亙り鴨綠江河口より關東州境碧流河に至る約百三十哩の沿岸で、その海岸線は比較的に屈曲少く而も鴨綠江、大洋河その他河川より流出する沈積物が形成せる泥質の淺海部が遠く沖合まで發達し殊に安東鳳城地先に著しきため、これらの地方は適當なる漁業根據地に乏しい。從つて漁業は主として莊河縣下に行はれ康德二年度營口水產局の調査によれば、黃海方面全體の漁業戸數は一、六二四戸、從業員五四五八人、漁船數一、六六五隻に上るがその內七五%は莊河縣下を根據とするもので、右漁況により主として淺海漁業が行はれてゐるが、特に定置漁業に獨特の發達を見せてゐる。その他主要漁業としては釣漁業、刺網漁業があり、更に特有のものとしては石城島附近に牡蠣網漁業（牡蠣桁曳網）が行はれてゐるが、帆船を用ひ未だ發動機船を使用するに至つてゐない。漁獲物は蝦類、黃花魚、鱗刀魚、鯊餓魚、餓魚、鰡黃等を主とし年額約五十萬圓に上り主として安東で消費される。なほ鴨綠江の銀魚、鱘魚漁場、同江口の偏口魚補板魚漁場も相當著名である。

渤海方面　渤海方面は復、蓋平、營口、盤山、錦西、興城、綏中の八縣に亙り、關東州境より山海關に至る延長三百五十哩の海岸線を有つが、黃海方面同樣、遼河、大凌河その他大小河川の流出する沈積物のため概して水深淺く最深部に至つても二十尋內外に過ぎず、營口、盤山、蓋平地先一帶は廣大なる干潟地を形成して底質は殆ど全域泥質で東北部は黃色の軟泥で深く掩はれてゐる。かゝる海況は魚族の飼料たる浮游卵期たる陽曆九月中旬より三十日に至る約三週間が最も盛で漁法は對岸の露領側では專ら網を用ひるが滿洲國側では突釣を主とする。次に興凱湖は鯉魚、鯽魚、鰾魚、鰕等豐饒なるも人口稀薄にして需要少きため從來漁業として見るべきものなく半農半漁の滿鮮人二、三十戸を數ふるに過ぎない。

（呼倫湖水系）嘗古人は宗教的關係上、漁物を行はざるため往時は魚獵の業務に委せられてゐたが一九〇四年頃露人によつて島開發村に漁業行はれるに及び漸次發大となり一九一〇年より一九一四年の間は漁場三十箇所を數へたといはれる。その後減水、漁獲その他種々の政治的原因等によつて衰微し、現在貝爾湖に於いては漁業行はれず、呼倫湖及びその附近の河川にて僅に行はれるに過ぎず、最盛元年度滿人經營者十七人、露人經營者三人にして、その漁獲高は約十萬圓であつた。

（額爾古納河及び黑龍江水系）相當多種の魚族の棲息を見るも國境河川にして人煙稀薄なるため滿洲側の漁業は殆ど行はれてゐない。

漁撈法　漁撈法は突釣、攪鈎等の原始的なものより梭子、大網漁業の如き大規模なものに至るまで多種多樣であるが主なるものを擧ぐれば梭子漁業、氷橋子漁業、張網漁業、大網漁業、掛網漁業、拉網漁業、鈎釣漁業、掩網漁業等である。

漁船　大體大船中船小船の三種に分れ大船は一萬斤乃至二萬斤積、中船は二千斤乃至三千斤積、小船は五百斤乃至六百斤積である。

取引狀況　淡水魚の取引市場は呼倫湖水系の漁業が著かなりし頃は滿洲里を最大の市場とし、呼倫貝爾の莫大なる漁獲物は凍魚として一旦滿洲里に搬入し哈爾濱、齊々哈爾及び奮長春等の商人の手を經て各地に仕向けられ、なほロシアにも輸出したが呼倫貝爾に於ける漁業の衰微と共に滿洲里の取引は全く衰態を止めざるに至つた。現在大取引市場として榮えつゝあるのは嫩江に於ける漁獲物の集散する大賚、江擋及び松花江流魚類の集散地たる哈爾濱で、大賚よりは新京に仕向け新京より更に吉林、寧安等に送られる。江擋にて取引されるものは主として齊々哈爾、四平街方面に仕向けられる。取引の行はれる時期は主に冬季十一月以降で、夏魚は鮮魚として遠隔の地への輸送不便なると北滿地方は魚價の高價且つ供給圓滑ならざるため僅に漁場附近の需要を充すに過ぎない。

黃海方面　黃海方面は安東、鳳城、莊河の三縣に亙り鴨綠江河口より關東州境碧流河に至る約百三十哩の沿岸で、その海岸線は比較的に屈曲少く而も鴨綠江、大洋河その他河川より流出する沈積物が形成せる泥質の淺海部が遠く沖合まで發達し殊に安東鳳城地先に著しきため、これらの地方は適

生物を觀賞ならしむると共に産卵孵化成育に適する關係上魚類の回游するもの多く、從つて好漁場に富み殊に鏡山沖の鰡、鮭魚漁場、龍岳城沖並に菊花島沖の黃花魚、鰡魚漁場、龍岳城、菊花島及び綏中沖の對蝦漁場等は著名である。

康德二年度營口水産局調査によれば漁業戸數四、四九七戸、從業員數一四、二八八人、漁船數二、八三七隻にして、その內漁業戸數に於いて營口、蓋平兩縣は各三〇%を占めてるるが、これは各地に好漁場を有する一面、前者は魚類の大集散地營口市場を、後者は南滿沿線を控へ共に地の利を占めてるるからである。

重要漁業は黃海方面と同じく張網漁業、搖網を主とする定置漁業や帆船による釣漁業、刺網漁業等で特に張網漁業は營口二界溝漁場に設置し同地産額（康德二年度百三十萬圓）の大部分を擧げてるる。その他この地方特有の漁業としては風網漁業、扒拉人特有のもので龍岳城沖の黃花魚漁期に於ける在來漁業中の白眉である。

漁獲物は鰡類、黃花魚、鰕魚、鱚魚等を主とし年額約二百萬圓である。但しこの金額には龍岳城沖黃花漁場に於ける關東州通漁者の水揚高約二十五萬圓は計上されてるない。

主要漁種漁期漁場一覽

漁種名		漁期	漁場
滿洲名	日本名		
黃花魚	グチ	五月——六月 五月——八月 六月——七月 四月下——六月上	鴨綠側、鮭魚圈、龍海縣、營口沖、菊花島沖、 蓋海側、安東沖 鴨綠側、鮭魚圈、龍海縣、營口沖、菊花島沖、 蓋海側、安東沖
鮭魚	サハラ	七月——九月	盤山、錦縣、蓋平沿海
鰕子魚	キス	七月——九月	營口、蓋平、錦縣沿海
鰕子魚	ベラ	三月——十月	營口、錦縣、其他鴨綠沿海
比目魚	メイタラ	七月——九月	興城、綏中、莊河、蓋平沿海
鰡魚	カレイ	五月——九月	莊河、綏中沿海
鰡魚	ライラ	五月——七月	營口、錦縣、莊河沖
鰡皮魚		六月——七月	蓋平、復縣沿海
白米子魚	イシモチ	五月——七月	蓋平、復縣、綏中、莊河、安東沿海
大刀魚	タチウヲ	八月——十月	復縣、興城、綏中、莊河沿海
對蝦	コウライエビ	五月——七月	蓋平、錦縣、興城、綏中、莊河沿海
海鰕	ニホンエビ	五月——八月	沿海各所
蛤子	ハマグリ	四月——十月 五月——九月	同上 營口、盤山沿海

漁撈法　沿岸漁場を主とするもので未だ關東州に於けるが如き近代的漁業形態をとるまでに至つてるないが獨特の發達を見せてるるものも少くない。

取引狀況　沿岸海産物約二百五十萬圓の大部分は鮮魚として取引され、その內約二割が鹽乾品に製造される。鮮魚は運搬保藏施設上、遠距離輸送に適しない點と北滿地方には慶價な淡水魚が豐富にしてこれに對抗し難き事情あるため大體新京を限度とする南滿沿線の主要都市に限られ而も大部分は沿岸又は產地附近の都邑に消費される。これに反し鹽乾品（黃花魚、ヒラ、タチ、タラ、鰡類）は右の如き障害なきと國內鹽價高きため大半に歡迎され全國的に確實な販路を有してるる。

その販賣機構は大體三段に分れる、第一は原產地に於ける漁夫對漁商間の取引にして、これは漁期前に漁夫に漁業資金を貸與する關係上漁獲物は一切漁商の手により販賣せられ、この間の手數料は慣習の種類その他により異るが大體一割五分乃至一割八分が通例である。第二は原產地漁業と仲買地或は消費地たる主要都市の問屋雜貨商、代理店、運送店等との間に行はれ鮮魚は運送店、代理店が主で、鹽乾品は問屋、雜貨商が主で、委託の場合は鹽乾品は指値取引が行はれるが鮮魚は保藏設備なきため成行相場である。この間の手數料は賣買雙方より五分宛、代金の決濟は一箇月或は永年の取引關係のある者の間には節季勘等が行はれ、取引の單位は百斤を以てするが、北滿地方では簍（百七十斤入）が用ひられ一割の入目がある。第三は仲介業者對小賣商で極少數は店舖を有し產地と直接取引をなすものであるが大多數は所謂市場の露天商で仲介業者に專屬し相對取引が行はれる。

原產地に於ける取引中心地は黃海側では安東、鴨海では營口、錦縣がその雄なるもので安東は安東線一帶に、營口は南滿、京奉線を中心に、錦縣は遼西、熱河地方をそれ〴〵背後地としてるるが、その中樞をなすのは營口で年額百萬圓內外の取引が行はれその內鮮魚は主として營口水產股份有限公司魚市場に上場され年額約四十萬圓に上る。なほ錦縣にも錦縣魚菜市場が設立されてるるが、これは未だ消費市場たる域を出でない。

水產施設　滿洲國實業部農務司水產科は黃、鴨海漁業並に北滿河湖の淡水漁業を振興すべくこれが水產行政に當つてをり、水產動植物の蕃殖保護及び漁業の秩序維持を圖るため利害關係を同じくする關東州及び朝鮮の各關係當局と協議の結果、康德二年五月一日より黃海北部及鴨海の一部の漁業保護區域を設定し、その區域內に於いてはトロール漁業及び機船底曳網漁業を禁止し、在來の慣行漁業については其の業態を屆出しめて逐次これが調整をなし、新規漁業については許可を受けしめ水產市場の設立は本部の許可を受けしめこれを統制してるる、なほ漁業法令も制定に着手してるるが、これは未だ消費市場たる域を出でない。

水產施設　滿洲國實業部農務司水產科は黃、鴨海漁業並に北滿河湖の淡水漁業を振興すべくこれが水產行政に當つてをり、水產動植物の蕃殖保護及び漁業の秩序維持を圖るため利害關係を同じくする關東州及び朝鮮の各關係當局と協議の結果、康德二年五月一日より黃海北部及鴨海の沿岸一帶に於ては機船底曳網漁業を禁止し、その區域內に於いてはその業態を屆出しめて逐次これが調整をなし、新規漁業については許可を受けしめ水產市場の設立は本部の許可を受けしめこれを統制してるる、なほ漁業法令も制定に着手してるるが、これは未だ消費市場たる域を出でない。

昭和九年五月設立された營口水產株式會社は實業部大臣の管理にかゝり、黃、鴨海に注ぐ河川の水產に關する試驗調査並に指導監督に當つてるる。

實業部臨時產業調査局は昭和九年來以來各河川湖沼に調査班を派して漁業の基礎調査を行つてるるが、康德二年度に於いては鰡江流域、第二松花江、松花江流域（以上夏季漁業）鰡江流域、江揚附近、納爾哈河流域樺子（以上冬期）の實態調査を行ひ、康德三年度には松花江の一部、烏蘇里江の一部（以上夏季漁業）牧江上流の一部、哈爾濱附近流域（以上冬季漁業）都市水產物需給調査並に漁港の一部について調査を行つた

關東州の漁業

概　況　關東州の海岸線は島嶼を合して七百餘里に及び出漁に地の利を占めてるるので古來漁業の發達を見た。日露戰役に際し、陸軍省は特に本邦漁業者の渡航を許したので中國、九州方面の漁業者は問屋に引率されて陸續渡航し一時六百隻の多きを算するに至つたので、明治三十八年十月關東州水產組合の創立を見、翌年には關東州漁業規則、魚市場規則が施行された。爾來漁業は漸次發達の一途を辿り、大正七、八年の財界好況時には魚類の需要額に增加し、當時の漁法たる幼稚な帆船式漁法では到底需要に應じきれなかつたので機船底曳網漁業を開始するものが多かつたが、當時の主力漁業たる延繩漁業者より猛烈な妨害壓迫を受け閉業が絕へなかつた。然し延繩漁業は漁獲物の漸減と漁場遠隔化により漸次不振を喞つに至り、關東廳水產試驗場に於いても大正九年以來底曳網漁業の機械化試驗を行ひ、關東州水產作興の大策として機船

底曳網漁業の機動するに至り、大正十三年には内地より冷凍、氷室、林檎等が常時の新興事業たる鮮魚冷凍運搬船を回航し、これらに附隨して龍口沖に出漁した内地の機械底曳網漁船が増加したので、州内漁業者もこれに刺戟され續々として同漁業に轉向する者を生じ、これら内外の漁船はその數二百餘艘の多きに達するに至つた。從つて漁獲の額も亦急激に現はれて鰯の漁獲高を激減したので、その後鰯延網漁業は五馬力乃至十五馬力級の發動機付漁船により主として磯付鰯を目的として操業し活餌として市場に供給することによつて更生し一方機船底曳網漁業は堅實に發達を遂げ今日に於いては機船底曳網漁業の新規出漁は原則として許可しないことになつてゐる。

漁場　關東州を根據地とする漁場は北緯三十六度以北の黄海及び渤海全部の公海にして、そのうち鹹魚網漁場だけは協定により領海内に立入り漁業に從事することが出來る。渤海の水深は遼河川の流出する沈積物多く概ね二十尋を越えず、殊に老鐵山水道に於いて三十尋の個所を示し且つ等深線も殆ど緩傾斜の分布を見てゐる。黄海北部にあつては鴨綠江より獐子窩沿岸に至る間と朝鮮西岸とは淺くして等深線の分場は渤海に類似するも、その他の區域は等深線の區域狹少にして且つ山東角と大青群島との中間に存する最深部たる四十二尋線の箇所に向つて急斜面を畫いてゐる。

黄海北部關東州東部の淺海部は泥質地帶にして遠く沖合に向つて延長し、山東省沿岸近くも亦泥質地帶に屬し、その沖は概して細砂多く、黄海北部の東北部は殊に廣い範圍に亙つてゐる。更にその沖合は砂質となり朝鮮西岸沖は概して砂粒が粗である。海洋島沖より圓島に向ふ線の南東方深部に向つては全域に亙り各所に礫石等が存在し岩礁は旅順前海週岩附近、海洋島東方及び山東高角の海底に露出してゐる。渤海の底質は殆ど全域に亙る泥質で、就中西部及び北東部は深い黄色の軟泥を以て蔽はれてゐる。遼東灣の菊花島及び楸花島附近と登州水道西部にはカキ殻が存在し孝鐵山水道の砂地には礫、石の存する部分があるが何れも小區域に過ぎない。

海水は相異れる二つの水質とその混淆より成り立してゐる。即ち渤海全般と鴨綠江沿岸は鹽分量稀薄なる沿岸水より成り、海洋島南方の中央部沖合には鹽分量濃厚なる沖合水あり、これら二水質の混淆は黄海北部中央部の冷水帶を誘導し、表層に於いては特殊の冷水團を形成し、底水溫度にあつては表面と稍々異りその最低水溫と略々同樣となるも、上昇に當つては表面の上昇に伴はずして八月の候にも尚十度以下の冷水帶が殘滯してをり、沿岸部のものを除き大部分は九月以降急に上昇し九—一一月に最高に達する。

漁業狀況　關東州を繞る海洋は海深が淺く、適當な日照に浴し、淡水の注入、浮游生物の豐富などのため魚族の產卵場として適當な場所が多く、且つ氣候の變化多き關係等から魚族の去來頻繁なるなど何れも漁業の發達に好個の條件を具へてゐる一方、

より山東省沿岸にあつては渤海よりの沿岸水質の影響を現す場合多く、而もこの兩水質の混合と冷水帶の消長とは漁況と因果關係に置かれ各種魚族の魚道と漁況竝に沿岸漁場の產卵事業等に多大の影響を齎してゐる。

海流は二つの沿岸流と一つの暖流系との存在が認められる。即ち朝鮮沿岸の沿岸水より成る沿岸流は常に朝鮮西岸を南流してより對馬西水道に至り、又渤海及び黄海北部に起源する支那沿岸流は大陸よりの淡水河水によつて增勢し支那大陸に沿ふて南支那海にまで流下し、他面對馬海流の分派は黄海中央部を北上しつゝ左右幾つかの分枝を生じつゝ山東高角沖合に終焉するといはれ鹽分量に於いては對馬近海のそれに比し幾分稀薄なるものゝ如くである。

水溫の昇降は海岸部より漸次中央部に及ぶを常とする。黄海にあつては沿岸部は概ね二月に最低となり九月に入り最高となる中央部での最低は二—三月に現はれ八—九月に最高に達する。その示度は年によつて多少の差違あるも最低は沿岸部一度以下、中央部二度以下に下り、最高は沿岸部二十五度以上、中央部二十三度以上に上昇する底水溫度にあつては表面と稍々異りその最低水溫と略々同樣となるも、上昇に當つては

は表面の上昇に伴はずして八月の候にも尚十度以下の冷水帶が殘滯してをり、沿岸部のものを除き大部分は九月以降急に上昇し九—一一月に最高に達する。

漁業狀況　關東州を繞る海洋は海深が淺く、適當な日照に浴し、淡水の注入、浮游生物の豐富などのため魚族の產卵場として適當な場所が多く、且つ氣候の變化多き關係等から魚族の去來頻繁なるなど何れも漁業の發達に好個の條件を具へてゐる一方、

關東州漁業戶口並に從業員（昭和十年末）

地方	日本人				滿洲人			
	專業	兼業	計		專業	兼業	計	
旅順管內	三一戶	一六六人	一九七戶	六七〇人	一戶	一人	二戶	六人
大連管內	八戶	四六	一四	四九	一	一	二	二
金州管內	一	一	二	二	一	一	二	二
普蘭店管內	一	一	二	二	一	一	二	二
計	四〇戶	一六八人	二一三戶	六七五人	三戶	三人	六戶	一〇人

關東州漁船（昭和十年末）

地方別	支部別	日本人					滿洲人					合計
		發動機付漁船			運搬船	計	發動機付漁船			運搬船	計	
		木製	鐵製	洋製			木製	鐵製	洋製			
旅順管內	攻玉舶坂	一一	九三	一	一	一一六	一	一			二	一一八
大連管內		一一	一〇三		一	一一五						一一五
金州管內		一	一九			二〇						二〇
普蘭店管內		一	一九			二〇						二〇
計		一四	二五〇	一	一	二六六	一	一			二	二六八

關東州の漁具（昭和十年末）

地方別	日本人					滿洲人					其他	計
	網	釣	其他	計		網	釣	其他	計			
旅順管內	六六	三五	一	一〇二		一	一		二			一〇四
大連管內	一、四八一	一、四八	一	一、五三〇		一〇	一		一一			一、五四一
金州管內	一、三三三	一、七六		一、四〇九								一、四〇九
普蘭店管內	一、七六八	一、七六		一、七八四								一、七八四
關子嘴管內	三五、三四〇	六、五五二	一、四〇一	四三、二九三								四三、二九三
計	四〇、五二八	一〇、一二一	一、四〇二	五二、〇五一		一一	一		一二			五二、〇六三

關東州漁業戶口並に從業員（昭和十年末）

地方別	日本人				滿洲人			
	專業	兼業	計		專業	兼業	計	
旅順管內	三一戶	一六六人	一九七戶	六七〇人	一戶	一人	二戶	六人
大連管內	八戶	四六	一四	四九	一	一	二	二
金州管內	一	一	二	二	一	一	二	二
普蘭店管內	一	一	二	二	一	一	二	二
計	四〇戶	一六八人	二一三戶	六七五人	三戶	三人	六戶	一〇人

關東州漁船（昭和十年末）

地方別	支部別	日本人					滿洲人					合計
		發動機付漁船			運搬船	計	發動機付漁船			運搬船	計	
		木製	鐵製	洋製			木製	鐵製	洋製			
旅順管內	攻玉舶坂	一一	九三	一	一	一一六	一	一			二	一一八
大連管內		一一	一〇三		一	一一五						一一五
金州管內		一	一九			二〇						二〇
普蘭店管內		一	一九			二〇						二〇
計		一四	二五〇	一	一	二六六	一	一			二	二六八

到る處に島嶼點存し、漁船の出入、碇泊に適する船溜地が少くないので漁業根據地としても好適であるため諸統計に示すが如く今日の發達を見るに至つた。

漁法　漁法について述ぶれば先づ日本人側にありては鰯延繩、機船底曳網漁業、捕鯨等の外打瀨網漁業、地曳網漁業、小型臺網漁業等が行はれ比較的に發達してゐた。現在行はれてゐる主なるものは風網、鰯延繩、太刀魚延繩、鮭木網、繰網、桁曳網、獐子網、刺網、地曳網、黄鰈魚刺網、同延繩、流網、師釣、打瀨網、裸潛り等で近年は機船底曳網など日本漁法を模倣するものもあり又は日本型漁船を新造する者が逐年增加してゐる。

次に滿洲國人側の漁業は遠く唐代の頃から行はれ比較的に發達してゐた。現在行はれてゐる主なるものは風網、鰯延繩、太刀魚延繩、鮭木網、繰網、桁曳網、獐子網、刺網、地曳網、黄鰈魚刺網、同延繩、流網、師釣、打瀨網、裸潛り等で近年は機船底曳網など日本漁法を模倣するものもあり又は日本型漁船を新造する者が逐年增加してゐる。

關東州の漁具（昭和十年末）

地方別	日本人					滿洲人					其他	計
	網	釣	其他	計		網	釣	其他	計			
旅順管內	六六	三五	一	一〇二		一	一		二			一〇四
大連管內	一、四八一	一、四八	一	一、五三〇		一〇	一		一一			一、五四一
金州管內	一、三三三	一、七六		一、四〇九								一、四〇九
普蘭店管內	一、七六八	一、七六		一、七八四								一、七八四
關子嘴管內	三五、三四〇	六、五五二	一、四〇一	四三、二九三								四三、二九三
計	四〇、五二八	一〇、一二一	一、四〇二	五二、〇五一		一一	一		一二			五二、〇六三

關東州漁業收益額（昭和十年）

地方別	日本人			滿洲人		
	數量	金額		數量	金額	
	貫	圓		貫	圓	
旅順管內	一、六八、七三二	一、八一、一三二		一、一〇、一〇〇	一、八一、一三二	
大連管內	六六、七三二	七〇、九九二		一、一〇、一〇〇	一、八一、一三二	
金州管內	一、五一、一〇〇	一、五一、一〇〇				
普蘭店管內	一、五一、一〇〇	一、五一、一〇〇				
關子嘴管內	三五、三四〇	六、五五二	一、四〇一			
計	四〇、五二八	一〇、一二一	一、四〇二	五二、〇五一	一一	一

普蘭店管内	—	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
貔子窩管内	—	—	—	—	—	—	—
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

關東州漁獲高累年表 (昭和十年度は貔子窩の分調査未了に付これを含まず)

	日本人 數量 貫	日本人 金額 円	日本人 指數	滿洲人 數量 貫	滿洲人 金額 円	滿洲人 指數
明治三十九年	[illegible]	[illegible]	100	[illegible]	[illegible]	100
同四十四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和元年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十年	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—

魚類別漁獲高 (大連民政署管內昭和十年)

	數量(貫) 日本人	數量(貫) 滿洲人	數量(貫) 合計	價額(圓) 日本人	價額(圓) 滿洲人	價額(圓) 合計
タヒ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
タラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
タチウヲ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
グチ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
サワラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヒラメ・カレイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
スズキ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
エイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ボラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
サバ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
フカ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ニベ	—	九	九	—	二	二
イワシ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヒラス	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アナゴ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ウナギ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
コノシロ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
カナガシラ・ホーボー	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
シイラ	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
サヨリ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
メバル・アブラメ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
イカ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
タコ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
クラゲ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ナマコ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
カキ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アワビ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
エビ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
カニ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ハゼ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
エソ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アヂ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
フグ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
コチ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ハモ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヒイチ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
カマス	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヒラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

アンコロ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ハマグリ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アカガイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ニシ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他魚類海草類	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

水產製造　關東州に於ける水產製造業は左表の如く餘り振はず、その全製造高の約八割は支那人の手によつて行はれる。

日本人側の製品としては年額約二十萬圓の蒲鉾が大部分を占め、そのほかフグ、カナガシラ、グチ等の乾製品並にウニ、コノワタ等が僅少製造されるに過ぎない。

滿洲人製品としては約四十萬圓の鹽乾鮭約二十萬圓の鹽乾タチウヲ、乾エイ、貝柱クラゲ、乾カレイ等がある。而して專業者がないので製法粗雜にして、品質は各種製品とも他地製品に比して遙に劣り三、四割方安値で取引される狀態にある。從つて鹽乾タラの如き需要者は中支、南支方面の下層支那人に局限されてゐる。

これを要するに州內製造業は新製品は未だ試驗時代を出でず、在來製品は舊套を脫せず、漸く漁業の進展に伴つてその製造高を增加しつゝある狀態に過ぎない。然しタラ、タチウヲ、グチ、エイ、ナマコ等の製品は滿支人の最も嗜好するところであり、販路地としては殆ど無限の需要を有する滿蒙北支を手近に控へ、而も用鹽は概ね廉價にして勞力の供給も容易なるのみならず、降雨少く空氣は乾燥して製造に好適なるなど幾多の好條件を具備してゐるので前途は相當發展を期待される。

關東州水產物製造高 (昭和十年)

	日本人 數量 貫	日本人 金額 圓	滿洲人 數量 貫	滿洲人 金額 圓	計 數量 貫	計 金額 圓
旅順管内	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大連管内	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
金州管内	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
普蘭店管内	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貔子窩管内	—	—	—	—	—	—
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

地方別水產物製造高累年表 (數量單位貫金額單位圓)

	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	計
昭和五年(數量)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和五年(金額)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年(數量)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年(金額)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年(數量)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年(金額)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同八年(數量)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同八年(金額)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同九年(數量)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同九年(金額)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十年(數量)	—	—	—	—	—	—
同十年(金額)	—	—	—	—	—	—

養殖業　關東州沿岸は到る處に干潟地を現出し、養殖適地と認め得べき五尋線內に屬する淺瀨面積は百二十五萬平方粁を下らず、その底質は多く砂、泥又は砂泥混合地であるから多溫凍結の甚しい僅少區域を除きカキ、アワビ、ハマグリ、アサリ、マテ

アゲマキ、ミガヒ、イタヤガヒ、サザエ、アカガイ、ナマコ、ウニ等や有用海藻類たるアノリ、イワノリ、テングサ等が分布棲息し、更に大連灣內の一部には數年前から昆布が發生してその區域を増しつゝある。從來これらの水產植物は沿岸の漁民や婦女子によつて濫獲せられ來つたが、關東廳水產試驗所では夙にこれが有望なるに着目し在來種の增殖並に優良種の移植等に努めてゐる。

水產試驗場　明治四十年七月都督府によつて設置され現在大連老虎灘にあり。各種の水產生物に對する各種漁法による漁業試驗、底棲魚漁場調査、魚群移動に關する基本調査、海洋調査、水產物製造利用試驗並に改良、海草貝類の養殖又は移殖試驗其の他各種多樣の事業を行つて業界を指導し稗益を與へてゐる。最近の事業概況を擧ぐると、

（一）漁撈試驗（イ）底棲魚漁場調査—[illegible]試驗船[illegible]（一二三噸ディゼル機關二〇馬力）を以て各漁場に出動せしめ魚族の季節的移動[illegible]、底棲生物及び浮游生物等の[illegible]、海象氣象の變化に關する調査研究を行ふ（ロ）[illegible]を併合して漁撈簿を作成、七、八月を除き毎月五回に[illegible]

—鰯、[illegible]の合理化並に[illegible]を圖るため[illegible]つて五、六、七月は[illegible]につき、九、十、十一月は[illegible]

（二）製造試驗（イ）[illegible]利用試驗—[illegible]

（三）養殖試驗（イ）養殖試驗—關東州產牡蠣の生態[illegible]

（四）海洋調査—[illegible]

關東州水產會　關東州水產會令に基いて大正十五年五月、水產業の改善發達を圖る目的を以て設立された公法人で事務所を州廳內に置き大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩に各支部を設けてゐる。關東州に於ける漁業者、水產製造業者、水產物販賣業者又は保管業者は必ず會員たることを强制される制度になつてゐる。昭和十一年五月末現在の會員數は大連八三八人、旅順七七二人、金州八八五人、普蘭店三六七人、貔子窩二、〇一〇人、合計四、八七二人にして現在の事業としては大連及び旅順に於ける魚市場の經營、漁業資金の貸付、水產物の販賣調査、漁業必要品の供給施設、水產上の講習講話、遭難救恤、會報の發刊などを行つてゐる。また同會は昭和八年六月奉天に同年九月には漁業根據地たる小長山島三[illegible]に出張所を設け、昭和九年には魚類の販路擴張と魚價高上を圖るため日本水產株式會社計畫の魚類販賣機關たる奉天城內[illegible]號の組合事業に參加投資した。

魚市場　大連、旅順の市場は昭和元年十二月二十八日附關東廳令關東州水產會魚市場規則に基く水產會の直營にかゝり、自ら荷受、販賣、決濟を行ふ單一制の市場にして會員は大連及び旅順にありては水產會魚市場以外の場所に於いて水產物の取引を行ふことを得ない。仲買人は關東州廳長官の免許を受け水產會に對して保證金千圓を納付せねばならぬ、仲買人の定員は定めてゐない、現在數は大連日本人十三人、滿洲人二十六人、旅順日本人二人、滿洲人五人である。取引は年中無休を原則とし概ね夏期は午前六時、冬期は午前八時に開始し立會は午前中の二場となつてゐる。取引代金の決濟は荷主勘定は即日に、仲買勘定は十日二十日及び月末月三回にその前日迄の買受代金を支拂はしむる規定であるが十日及び二十日の決濟に限りその買受高が本人に與へられたる取引高限度に達せざる時はその月末迄これを猶豫することが出來る。市場使用料はこれを荷主より徴收する規定であつて鮮魚貝類に對しては賣揚代金の千分の百、鹽干魚その他の製造物に對しては千分の七十である。また荷主、仲買人奬勵のため魚市場使用料中より鮮魚、貝類賣揚代金の千分の八を荷主のために、千分の十七を仲買人のために積立て、鹽乾魚その他製造物に對しては買受代金の千分の十を仲買人のために積立て毎年九月及び三月の終にこれを計算し各その翌月に拂戾をなすことになつてゐる。

關東州機船漁業組合　本組合は昭和七年七月、關東州機船底曳網漁業組合を解散し新たに發動機船營業者を網羅して組織したもので大連市乃木町にあり、その目的は近年關東州に於ける支配的漁業となつた機船漁業者の連絡協調を圖り組合員相互の共同利益を增進せんとするもので、漁業用油類及び必需品の購入並に配給、魚函の取扱、修繕用曳揚船渠の經營、漁業に關する調査漁船乘組員の共同救濟等の事業を行つてゐる。

日滿漁業株式會社　昭和九年五月株式會社羽月商店を改組し日本水產株式會社の投資の下に設立された資本金百萬圓（拂込五十二萬圓）の會社で漁業、水產物の受託販賣並に運搬、一般食料品の販賣及び製造加工販賣、製氷及び冷藏庫經營等を營み本社を大連に、出張所を奉天、新京、哈爾濱、齊々哈爾、天津に置く。

滿洲水產販賣株式會社　昭和八年十月より營業開始した資本金五十萬圓（半額拂込）の會社で日魯漁業製品の滿洲一手販賣北海道、樺太海產物の委託輸入販賣を主業とす

營口水產股份有限公司　昭和九年十二月三十日の設立で資本金十萬圓、營口に本社を置く。

關東州漁港問題　關東州に中心的一大漁港を新築せんとする問題は大正十三年以來の懸案にして當局に於いては終始これが調査研究を重ね來つたが實現せず、その都度大連市入船町海岸の漁港に部分的改造を加へて彌縫し來つた。然るに昭和十年以來關東州漁獲高の激增と奧地輸送關係並に將來の水產業發展の見地から漁港築造の機運頓に熟し、その有力候補地として入船町、馬欄河口、老虎灘につき最後的調査研究を行つた結果、現入船町港口が海面の關係及び海陸連絡、奧地輸送上最も好適し、且つ從來難點とされてゐた結氷防止法も考案されるに至つたので、關東局では入船町漁港を改築することに決定、四箇年繼續事業として豫算二百萬圓を計上し、差當り昭和十二年度は五十萬圓を要求することになつた。

なほ關東州水產會では漁港關係の經費を左の如く積立てゝゐる。

大連漁港築港積立金	
十年度現在高	一二〇、〇〇〇円
十一年度積立高	一三〇、〇〇〇
計	二五〇、〇〇〇
大連魚市場建設積立金	
十年度現在高	二〇〇、〇〇〇
十一年度積立金	五〇、〇〇〇
計	三五〇、〇〇〇
以上二口合計	六〇〇、〇〇〇

鹽業

概說　渤海及び黃海に面する沿岸は干潟地が多いので古來鹽業の發達顯著で、殊に

滿洲國及び關東州の沿岸は降雨量の少いこと、相俟つて鹽田面積廣く重要なる産業となつてゐる。

製鹽法は天日鹽法で、滿洲の風土に適し從つて製鹽費も日本の前煮法に比して極めて低廉である。關東州當局は州內鹽が日本鹽業政策に寄與すべきことを早くより洞察して、これが奬勵改善に努めたので品質の向上、面積の增加等見るべきものがあつたが、州外は舊政權が鹽稅の對象物として生產費に數十倍する苛稅を課したので、その發達は阻害され、近年は寧ろ荒廢に傾いてゐた。

滿洲事變後は鹽業にも日滿經濟ブロックの精神が强調され、滿洲國政府は關東州當局と呼應して鹽業政策に力を注ぎ、昭和六年五月には工業用鹽輸出暫行辦法を設けて餘剩鹽の輸出を奬勵し同年一億斤の輸出を見昭和九年度には十一萬噸に達し、關東州鹽の九萬五千噸と合して二十萬噸を突破した然し同年度中の我國の外鹽の總輸入高は百萬噸を算したから日滿經濟ブロック內に於ける鹽の自給自足は前途なほ遼遠の感がある。然し滿洲國に於ける鹽田面積の擴張並に改善は見るべきものがあるので今後生產高を著しく增加するであらう。

昭和十年度の產鹽狀況は快晴續きのため稀に見る好調を呈し、關東州に於いて八四三、〇一五、四八〇斤（前年は四一六、四四五、五四〇）滿洲國に於いて六六〇、五一五、八三四斤（前年は二八〇、四四六、三一二斤）と未曾有の增收を見た。昭和十一年度は例外的の前年には及ばないが、これに接近する生產高を示しつゝあり、これまた非常の好成績である。

關東州鹽田面積累年表

年次	日本人鹽田	滿洲人鹽田	計
	町	町	町
大正十年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同十三年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
昭和元年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同二年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同三年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同四年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同五年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同六年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同七年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同八年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同九年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八
同十年	一、三九一・九	一、三九一・九	二、七八三・八

關東州鹽生產消費一覽表（昭和十年末）

種類	生產高	輸移出高	州內販賣高	次年度持越高
	斤	斤	斤	斤
天日原鹽	八四一、〇一五、四八〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
再製鹽（原料使用高）	一、〇〇〇、〇〇〇			
粉碎鹽（原料使用高）	一、〇〇〇、〇〇〇			
洗滌鹽（原料使用高）	一、〇〇〇、〇〇〇			
計	八四三、〇一五、四八〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇

關東州鹽生產累年表（昭和十年末現在）

年次	日本人生產高	滿洲人生產高	計
	斤	斤	斤
大正十年	二、三九二、一六〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九、三九二、一六〇
同十三年	三、六〇一、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇一、〇〇〇
昭和元年	四、一六五、五四〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一一、一六五、五四〇
同二年	四、四四六、三一二	七、〇〇〇、〇〇〇	一一、四四六、三一二
同三年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同四年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同五年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同六年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同七年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同八年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同九年	五、四八〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一二、四八〇、〇〇〇
同十年	八四三、〇一五、四八〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八五〇、〇一五、四八〇

關東州鹽田所有者別面積表（昭和十年末現在）

所有者別	面積（日本町歩）
日本鹽業株式會社	三、八四二・九
東洋拓殖株式會社	一、三九一・九
矢野政吉	三四九・八
武田仁吉	三四九・八
宮井玉夫	三四九・八
上野人	八六八・一
滿洲國人	八、六八八・一
計	一六、六八八・一

關東州鹽田鹽輸移出高累年表（昭和十年末現在千斤）

年次	日本內地			朝鮮	臺灣	滿洲國	關東州內其他合計	總計
	專賣局	工業用	計					
大正十三年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同十四年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
昭和元年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同二年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同三年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同四年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同五年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同六年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同七年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同八年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同九年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇
同十年	一、六八〇	一、一〇〇	二、七八〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	七、一八〇

關東州鹽田所在地別鹽價表（昭和十年中月平均、百斤當り小洋銀、單位屈、土場最低鹽價を表はす）

場所	現鹽	俥鹽	計	平均鹽價
三道溝	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	四一五、
二道溝	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	五一九、
普蘭店	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	六七二、
普蘭店	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	五九七、
普蘭店	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	三八三、
普蘭店	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	五一八、

滿洲國鹽田面積（昭和十年末）

場所	面積（日本町歩）
田別	四〇五
營城子	七六〇
三官廟	六〇三
貔貅島	四二二
東老邊	六〇七
清水河	四七一
計	三、一四八

場所	現鹽	俥鹽	計	平均鹽價
山營城子	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	四〇五、
營口	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	七六〇
三官廟	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	六〇三
貔貅島	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	四二二
東老邊	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	六〇七
清水河	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	四七一
計	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	三、一四八

場所	面積（日本町歩）
三道溝	一、四二〇
二道溝	一、二〇〇
普蘭店	二五五・四
普蘭店	一二〇
普蘭店	一二〇
普蘭店	一二〇
計	三、〇一五・四

場所		面積（日本町歩）
白玉河	計	一〇六
復州	海猫島	一一〇
	白家口	一五〇
	小島子	一五〇
	鹽場	一五〇
	崔官堡	一四〇
	牧羊子	一四〇
	計	九二〇
蓋平	熊岩	一〇
	李家坎	一三
	大鹽廠	一三
	劉家廟子	八
	計	三四
莊河	花園口	一、一〇〇
	安山子	四八
	開家屯	五五
	雙山子	三五
	花坨子	一〇
	計	二、二六八・〇
錦縣	白石嘴	三五
	大東山	三五
	牛營子	三五
	上坎子	三五
	天橋廠	三五
	郊子市	三五
	計	二一〇
興城	大明山	三五
	沙坨子	三五
	五里橋	一〇
	廠子	一一
	項家屯	三五
	大股河	三五
	孤子莊	一一
	南鹽場	一一
	計	一七一
盤山	常家屯	三五
	二臺江	一一
	大窪子	三五
	馬振陵	一一
	計	一二五
總計		二、六〇二・〇

滿洲國鹽生產高累年表（康德二年末期位斤）

	營業場	復舊場	莊河場	莊鹽場	鹽山場	錦縣場	北鎮場	興綏場	計
民國十六年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十七年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十八年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十九年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同二十年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同大同元年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同大同二年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同康德元年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同康德二年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇

滿洲國鹽生產高比較表

月別	生產高累計 康德二年	生產高累計 康德三年	比較增減
一月	一〇五、〇〇〇斤	一〇五、〇〇〇斤	一
二月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	二
三月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	三
四月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	四
五月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	五
六月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	六
七月	三五、六五二、〇〇〇斤	三五、六五二、〇〇〇斤	七

滿洲國鹽消費高累年表（康德二年末期位斤）

	營業場	復舊場	莊河場	莊鹽場	鹽山場	錦縣場	北鎮場	興綏場	合計
民國十六年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十七年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十八年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同十九年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同二十年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同大同元年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同大同二年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同康德元年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇
同康德二年	三五、六五二、〇〇〇	三五、六五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一二、四〇〇、〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五二、〇〇〇	一六五、三六三、〇〇〇

鐵道運賃管內各局處別鹽價表

（康德三年三月十五日現在粗鹽白鹽粗鹽精鹽は百斤當り精鹽は百袋當り）

使用符	粗鹽	白鹽	精鹽
珠河	圓	圓	圓
同	九·五〇	一〇·一〇	一一·五〇
通河	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
同	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
伊通	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
官舊	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
牡丹	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
同	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
大賚	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
新開	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
哈爾	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
賓々	一〇·二〇	一一·二〇	一二·五〇
吉林	九·八〇	一一·八〇	一二·五〇
雙城	一〇·一〇	一一·二〇	一二·五〇
三姓	一〇·〇〇	一一·〇〇	一二·〇〇
綏芬	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
安達	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏化	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
海倫	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏棱	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
北安	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
延吉	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
圖們	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
昂々溪	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
圖們	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
牡丹	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
依蘭	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
三道	八·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏芬	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
海倫	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
富錦	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏芬	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
磐石	九·八〇	一一·八〇	一二·五〇
拜泉	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
克山	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏棱	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
海倫	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
佳木斯	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
勃利	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
海林	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
虎林	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏芬	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
五常	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
牡丹	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
綏芬	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
海拉	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
牙克	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇
一面坡	一〇·八〇	一一·八〇	一二·五〇

陸鹽

東部內蒙古には鹽湖が各地にあるが、その內最も大なるはダブスノール（鹽湖の意）である。ダブスノールはチョンホルノール又はエーヂノールともいひ、南北六支里、東西十三支里、中央から西半は水を湛へ、東半は小砂が表面に表れ、その間に大小幾多の小孔があつて孔の周圍は五寸乃至一尺餘の層を成し上部は露出してゐる。東部內蒙古で現に採鹽しつゝあるのは本湖であつて、鳥珠穆沁、浩齊特二部西旗の者に限つて許可し、漢滿人その他には一切採鹽を許可しない。採鹽者は普通一組數人で百輛內外の牛輛を率ひ數日湖邊に野宿して採鹽し全車輛に滿つるを待つて目的地に搬出する。

本湖は冬季氷結せず、四季を通じて採鹽出來るが、冬季は日光弱く寒季は降雨多く採鹽の好適期は夏季である。鹽の結晶は水平層を成してゐるが、上層は上製といはれ純白不透明結晶の大粒で降雨期にも液化することなく、主として王府の使用に供する下層は下製といひ稍灰色で一般民衆の使用品となる。その外觀は惡いが鹽分は非常に強い。

本湖の產鹽額は全く採鹽者の多寡に比例するやうで、一箇年の平均採取量は大略百五十萬貫を下らないと推算される。その供給區域は熱河省、察哈爾省、龍江省の洮南を中心とする地方である。

その他採取中の鹽湖としては蘇尼特旗の西南約十八里の地に周圍約一里に亙る鹽湖があるが僅かに附近住民の需要を充すに過ぎない。

蒙古鹽は從來國內鹽の統制外にあつたため鹽政上種々の缺陷があつたが、この弊を除去し民族協和の見地より蒙古鹽も統制下に置き、その輸入收買を次の如く取締ることになつた。

一、蒙古鹽輸入を許可する地は大王廟、林西、經圖、大板上、林東、多倫

二、蒙古鹽輸入者は鹽務機關より許可證を受くるを要し、輸入鹽は所定の價格を以て鹽務署或は支署で收買する。

三、一部を除く興安西省內居住蒙古人は自家用鹽に限り一定の手續により鹽稅を免除する。

關東州の製鹽方法　關東州は降雨少く、大氣乾燥し、蒸發盛んで適度の風があるので天日製鹽地として今や滿蒙や青島を凌駕する一大製鹽地となつてゐるが、その製鹽方法は天日製（普通に原鹽と稱へてゐる）再製鹽、粉碎洗滌鹽、洗滌鹽の四種に分れるそのほか木槽鹽と稱へ、鹽で濃縮した鹹水を木製の平盤內に注入して結晶せしめたものがある。色は純白である。

各種鹽分析表

品種	水分	炭酸塩	硫酸塩	苦汁	不溶解物	塩化曹達	分析者
天日鹽	六·四	一·六	二·四	一·六	一·六	九二·四	專賣局
天日鹽	六·九	一·六	二·三	一·六	一·六	九二·三	同
天日鹽	六·四	一·六	二·四	一·六	一·六	九二·四	同
粉碎洗滌鹽	四·四	一·六	一·六	一·六	一·六	九四·四	關東廳

滿洲國鹽政機關　滿洲國は大同元年三月東三省鹽務稽核所の鹽稅徵收事務を接收し同時に右稽核分所を閉鎖し、同九月十二日には東三省鹽運使署を鹽務署と改めて財政部の管轄下に置き、鹽稅の徵收及び鹽務行政に關する事務を掌らしむる事になつた。鹽務署の下には左の如く一支署、六鹽務局九鹽務分局、一支局、一出張所あり、場務局は鹽稅の徵收及び鹽の監督に當り、緝私局は緝私に關する事務を取扱ふ。

名稱	位置	名稱	位置
上等天日鹽	奉天省	莊河鹽務局	莊河縣城
並等天日鹽	奉天省	興城鹽務局	興城縣城
再製鹽	奉天省	營口鹽務局	營口縣城
洗滌鹽	奉天省	盤山鹽務局	盤山縣城
粉碎洗滌鹽	奉天省	遼陽緝私局	遼陽縣城
木槽鹽	奉天省	營口緝私局	營口縣城
木槽鹽	奉天省	安東緝私局	安東縣城
木槽鹽	奉天省	鳳凰緝私局	鳳凰縣城
木槽鹽	奉天省	鎮安緝私局	鎮安縣城
木槽鹽	奉天省	興南緝私局	興城縣城
木槽鹽	奉天省	王爺廟	興城縣城
木槽鹽	奉天省	復縣場務局	復縣白崇口
木槽鹽	奉天省	錦縣場務局	錦縣大橋頭
木槽鹽	奉天省	復縣場務局	復縣瓦房店
木槽鹽	奉天省	鳳天市	鳳凰縣城
木槽鹽	奉天省	莊河縣大孤山	莊河縣城
木槽鹽	奉天省	臨江緝私局	臨江縣城
木槽鹽	奉天省	臨江緝私局	臨江縣城
木槽鹽	奉天省	興城場務局	興城縣城
木槽鹽	奉天省	興城場務局	興城縣城
木槽鹽	奉天省	莊河緝私局	莊河縣城
木槽鹽	奉天省	盤山場務局	盤山縣城
木槽鹽	奉天省	營口緝私局	營口縣城
木槽鹽	奉天省	遼陽緝私局	遼陽縣城
木槽鹽	奉天省	營口緝私局	營口縣城
木槽鹽	奉天省	安東緝私局	安東縣城
木槽鹽	奉天省	鳳凰緝私局	鳳凰縣城
木槽鹽	奉天省	鎮安緝私局	鎮安縣城
木槽鹽	奉天省	興南緝私局	興城縣城
木槽鹽	奉天省	王爺廟	興城縣城
木槽鹽	奉天省	復縣場務局	復縣白崇口
木槽鹽	奉天省	錦縣場務局	錦縣大橋頭

關東州の鹽業試驗場　關東廳は州內鹽業の生產增進、品質改良、副產物利用、副業の創始、運輸方法の改善等によつて良鹽を廉價多量に供給し、また鹽田の開設及び企業を指導する目的で大正十五年度から鹽業の調査及び試驗を始め、昭和二年十月旅順市西端にある港內干潟地に約三十町歩の試驗鹽田の築造に着手し昭和三年末竣工、爾來同所で各種の試驗調査を行つて來た。然し面積狹少を告ぐるに至つたので大房身灣內に百九町歩の鹽田と鹽會官舍を新設し、昭和八年からは旅順鹽田を合併し新たに鹽業試驗場として獨立した。同試驗場の所管事務は生產の增進、製鹽の品質改良、鹽田構造の改善、副生產物の製造利用、鹽の貯藏及び生產費低減等に關する試驗研究をなすものである。

滿洲鹽業會社　復州より蓋平、營口にかけての海岸は滿洲國鹽業の中心地であるが、舊東北軍閥の苛政により斎鹽田は荒廢し好適の鹽田候補地も放棄されてゐた。滿洲事變後、關東軍特務部はまづこの地方に着目し滿鐵經濟調査會をして大體の立案をなさしめ、更に具體案を作成するため商工省、滿鐵東拓、滿洲化學工業、大日本鹽業、日本曹達灰工業、旭硝子、晒粉同業の官民關係機關の代表者が實地調査團を組織し踏査の上、屢々協議會を開き實行案を練つた結果、昭和十年四月、日滿合辦の特殊會社の設立を見た。

本會社の資本金は國幣五百萬圓四分の一拂込（內滿洲國百二十五萬圓、殘額を滿鐵百萬圓、日本鹽業百六十萬圓、旭硝子、東拓、曹達灰白粉同業會、滿洲化學、鐵山曹鹽にて殘額分擔）にて八箇年計畫を以て生產し右計畫實現後は更に增產を圖らんとするもので、事業計畫は左の如くである。

鹽田開發地復縣（拉腳子、龍海甸の二箇所）

營業場（現在は保留し將來考慮す）

開發計畫第一期（四箇年）	一、四〇〇町歩
第二期（四箇年）	二、二〇〇町歩
計（八箇年）	三、六〇〇町歩
開發資金第一期	二、一二千圓
第二期	二、二〇〇千圓
計	四、三一二千圓

以上の外、低設鹽田の改良指導に當ると共に滿洲國內產鹽額の獨占的地位を受くる權利を有してゐるが、八箇年計畫が完成し開設鹽田が點出した曉に於ける滿洲鹽業の日本向輸出額は左の如くなる。

自社鹽田生產鹽	一四三、〇〇〇噸
社外低設鹽田生產鹽	九四、〇〇〇噸
社外低設鹽田施設改良による增產	二九、〇〇〇噸
合計	二六六、〇〇〇噸

即ち總額に於いて二十六萬六千噸の原料鹽を輸出し得るわけであるが、更に鹽の品質向上を圖るため適當なる地點を選定の上、加工工場を建設、滿洲國に於ける精鹽方法の向上統一を圖ることになつてゐり、輸出鹽として最も望ましければならぬ輸出方法は全部、現地精鹽法を採用することに決定し精鹽場は現在のところ富分、日鹽の低設鹽精場を利用することになつてゐる。

吉林同上	永吉縣昌邑屯	富錦同上	富錦縣城
雙城同上	雙城縣城	海倫同上	海倫縣城
三岔河同上	扶蘇縣三岔河	綏芬河同上	東寧縣綏芬河
安廣同上	安廣縣安廣屯	克山同上	克山縣城
綏化同上	綏化縣城	磐石同上	磐石縣城
滿溝同上	牌東縣滿溝	一面坡同上	珠河縣一面坡
伊通同上	伊通縣城	通河同上	通河縣城
扶餘同上	扶餘縣城	公主嶺同上	雙德縣公主嶺
請河同上	請河縣城	和龍同上	和龍縣八道河子
葦塘同上	葦塘縣製鹽所	農安同上	農安縣城
磐德同上	磐德縣城	寧春同上	寧春縣城
敦化同上	敦化縣城	大賚同上	大賚縣城
寧安同上	寧安縣城	海林同上	寧安縣海林
汪清同上	汪清縣城	佳木斯同上	穆川縣佳木斯
額河同上	愛輝縣額河	五常同上	五常縣城
蔚德同上	蔚德縣范家屯	額河同上	愛輝縣城

鑛業

概說

概說 滿洲國內鑛產資源の豐富なことは內外人の等しく認める所であるが、その經濟的價値に關してはなほ今後の精査に俟つもの多く、現在判明した有用鑛物として擧げ得べきものは金屬鑛物に於て金（砂金）、鐵、銅、鉛、滿俺、硫化鐵鑛等、非金屬鑛物に於て石炭、マグネサイト、油母頁岩、滑石、石灰石、石綿、耐火粘土、金などいづれも壓倒的に多量に賦存してゐる。さらに日本では銅鉛、亞鉛、硫黃など火成岩に關係のある金屬類が多いのに反し、滿洲に於いては石炭、耐火粘土、マグネサイト、石灰石など水成岩に關係の多い非金屬類が多い特色がある。

滿洲の鑛產物の一大特徵は種類が少くて量が多いことで、日本のそれが種類のみ徒らに多くて量の少いのに好對照をなしてゐる。卽ち滿洲に產する鑛物の種類は二十種內外に過ぎぬが、鐵、石炭、マグネサイト、耐火粘土、金などいづれも壓倒的に多量に賦存してゐる。さらに日本では銅鉛、亞鉛、硫黃など火成岩に關係のある金屬類が多いのに反し、滿洲に於いては石炭、耐火粘土、マグネサイト、石灰石など水成岩に關係の多い非金屬類が多い特色がある。

重要二十鑛物生產累年表（東位 噸）

鑛石別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
鐵鑛	九八、六二一	八四、三五五	九四、三五五	一、二四一、六三五	一、二九六、六三五
鐵鑛	三四四、一六八	三四八、〇四四	三四八、〇四四	三六六、一八〇	四三二、三六〇
銑鐵	三〇、六八〇	三一、六九九	三一、六九九	三一、六九九	三一、六九九
鉛鑛	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇
滿俺鑛	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
金鑛（砂金）	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
石炭	一〇、〇四四、〇一六	一〇、一五五、一四〇	九、三四四、〇四四	七、五六八、〇四二	九、〇四二、六四四
鹽	三六、六四七	四〇、四三一	四一、六三四	四四、三五六	四四、三五六

沿革 滿洲における鑛業が稍々近代的設備を設へて開發さるるに至つたのは全く露國の侵入以來のことに屬し、露國は其の東方政策に基きて漸次南下し夙に鑛山の開發に著目して一八九六年「カシニー條約」を始めとして各種鑛業利權に關する條約を締結し遂に鑛道敷設權と共に滿洲に於ける鑛業權を獲得するに至つた。その後日露戰爭の結果、滿鑛其他が從來あつた小規模のものを近代的設備によつて開發するに至り、爾來日本人の關係せる鑛業としては撫順、煙臺の兩炭礦、本溪湖煤鑛公司、鞍山製鐵所等があつた。大正四年日支條約によつて滿蒙九鑛山の採掘又は試掘權を得たが、舊官權の侵犯なる排外手段のために、一部を除いては他は全く空名に歸してゐた。就中張學良の施政となるに及んで排日は愈々烈しく、撫順炭輸出改協定破棄問題、撫順オイルシエール採油權否認問題、振興公司に對する鐵道增發問題、大石橋附近のマグネサイトの鑛區問題等を惹起し、又大鑛の滑石鑛區を沒收し、煙臺附近で日本人と協同せんとした支那人を國土資賣として投獄したこともある。一方學良は直系の東北鑛務總局によつて五湖嘴及び八道溝各炭坑及び大嶺滑石炭山、鋼安縣馬川金鑛を經營し、又遼業銀行、瀋海鐵路及び兵工廠を通じて西安炭田を開發して日本側に對抗するなど事態甚だ險惡なるものあり、滿洲事變勃發の一原因をなした。

鑛區

鑛區及び鑛產額に關しては未だ詳細なる調査行はれないので正確な數字を示し得ないが、康德二年九月一日鑛業法令の發布せられる前に許可された鑛業權に就て見れば左の如くである。

鑛業法令施行前許可の鑛區數及鑛區面積（面積單位は千畝とす）

鑛種別	鑛區數				鑛區面積			
	奉天	新京	熱河	計	奉天	新京	熱河	計
土礦	一〇			一〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇
石炭	一〇	一		一一	一、〇〇〇	一〇〇		一、一〇〇
粘土	五			五	五〇〇			五〇〇
石灰	一一	二		一三	一、一〇〇	二〇〇		一、三〇〇
鉛鑛	三			三	三〇〇			三〇〇
大理石	一			一	一〇〇			一〇〇
長石	一			一	一〇〇			一〇〇
石鹼	一			一	一〇〇			一〇〇
滑石	一八	一		一九	一、八〇〇	一〇〇		一、九〇〇
マグネサイト	四			四	四〇〇			四〇〇
金	一一			一一	一、一〇〇			一、一〇〇
滑石	一			一	一〇〇			一〇〇
重晶石	一			一	一〇〇			一〇〇
白雲石	一			一	一〇〇			一〇〇
苦土礦	一			一	一〇〇			一〇〇
金	一			一	一〇〇			一〇〇
珪藻土	一			一	一〇〇			一〇〇
耐火粘土	一			一	一〇〇			一〇〇
花崗岩	一			一	一〇〇			一〇〇
硫化鐵鑛	一			一	一〇〇			一〇〇
鉛	一			一	一〇〇			一〇〇
印刷石	一			一	一〇〇			一〇〇
青石	一			一	一〇〇			一〇〇
滿俺	二			二	二〇〇			二〇〇
鋼玉	一			一	一〇〇			一〇〇
水晶	一			一	一〇〇			一〇〇
玻璃	一			一	一〇〇			一〇〇
銀	一			一	一〇〇			一〇〇
鉛	一			一	一〇〇			一〇〇
合計	一二五	三	一	一二九	一二、九二〇、二五五	三〇〇	一、四四〇、七五五	一四、二六一、二一〇

而して現存鑛業出願件數に關しては鑛業監督署に對するものは帝國前出願件數七八九、帝國後より鑛業法令施行（康德二年九月一日）前に至るまで八三九、以後康德三年一月末までの分一、三三三、又特殊會社に對する出願件數は滿洲鑛業開發會社一、〇九七、滿洲採金會社三一九に及んでゐる。

鑛業政策

鑛業行政組織　實業部內鑛務司に鑛政、鑛業の二科を設け前者は鑛業政策の見地より、後者は鑛業技術の方面から鑛務行政全般を處理する。又實業部直屬の地方行政機關として奉天、新京、齊々哈爾、承德の四鑛業監督署を設け鑛業の監督及び鑛業關係法令の施行に關する諸般の事務に當つてゐる。

鑛業法令　鑛業行政の根本的根據法たる鑛業法及び關係諸法令は康德二年九月一日から一齊に施行せられた。なほ關係法令たる鑛夫勞役扶助規則、鑛業警察規則、石炭坑爆發取締規則、土石採取取締規則等に就ては立案中である。

舊鑛業權の審定　帝國前の舊法によつて設定せられた鑛業權に關しては滿洲國の國情及び法令に反するものは沒收、然らざるものは鑛業法附則の規定に則つて諸般の證據資料に基きこれを確認する方針である。

特殊鑛業會社　滿洲國內の炭礦、採金、石油及び國防上必要なる鑛產を統制するため實業部に於て直接監督する外に、滿洲炭礦會社法、滿洲採金會社法、滿洲鑛業開發會社法を制定し、鑛業上の國策遂行機關たる特殊會社を設立してゐる。

（石炭の項にあり）

（滿洲炭礦會社）　炭礦及び金鑛の探鑛調査に關營、販賣、採金事業經營の委託竝に指導、斡旋等を事業の目的として康德元年五月設立、舊吉黑兩省に亙つて獨占的に鑛業權の設定を有し、該地域に於ける探金事業の合理的運用を計つてゐる。資本金一千二百萬圓（四分一拂込）その內譯は滿洲國五百萬圓、內現物出資二百二十五萬圓は全額拂込濟）。同社の事業區域は舊吉黑兩省に亙りこれが開發には相當の日子を要すべきも、先づ事業の程度をなす基金地の實施調査に主力を傾注してゐる。

（滿洲鑛業開發會社）　鑛業權の取得及び鑛權の設定又は融資をなし勅令第一百九十一號に所定の國防上重要なる鑛產、製鍊事業に對する投資又は諸般の指導等である。而して全滿に亙り總額五十有億の炭鑛を買へ其の地盤は實に四十八萬餘と擴從される。

（滿洲採金會社）　砂金及び金鑛の探鑛調査、採金事業經營の委託竝に指導、斡旋等を事業の目的として康德元年五月設立、舊吉黑兩省に亙つて獨占的に鑛業權の設定を有し、該地域に於ける探金事業の合理的運用を計つてゐる。資本金一千二百萬圓（四分一拂込）その內譯は滿洲國五百萬圓、內現物出資二百二十五萬圓は全額拂込濟）。同社の事業區域は舊吉黑兩省に亙りこれが開發には相當の日子を要すべきも、先づ事業の程度をなす基金地の實施調査に主力を傾注してゐる。

（滿洲石油會社）　石油の項にあり）

（滿洲礦業開發會社）　砂金及び金鑛の探鑛調査、採金事業經營の委託竝に指導、斡旋等を事業の目的として康德元年五月設立、舊吉黑兩省に亙つて獨占的に鑛業權の設定を有し、該地域に於ける探金事業の合理的運用を計つてゐる。資本金一千二百萬圓（四分一拂込）その內譯は滿洲國五百萬圓、內現物出資二百二十五萬圓は全額拂込濟）。同社の事業區域は舊吉黑兩省に亙りこれが開發には相當の日子を要すべきも、先づ事業の程度をなす基金地の實施調査に主力を傾注してゐる。

（滿洲鑛業開發會社）　鑛業權の取得及び鑛權の設定又は融資をなし勅令第一百九十一號に所定の國防上重要なる鑛產、製鍊事業に對する投資又は諸般の指導等である。而して全滿に亙り總額五十有億の炭鑛を買へ其の地盤は實に四十八萬餘と擴從される。

滿洲石炭需給大勢（單位千噸）

年度別	日本	海外	朝鮮	合計	輸出	鉛炭用	地貨及鐵道用	合計	總計
康德三年（昭和十一年）	二、三一〇	三〇一	三八〇	三、〇九一	八〇	八、七五五	九、三五五	三、三五五	三、三五五
康德四年（昭和十二年）	二、〇二九	三〇一	三八〇	三、〇九一	八〇	九、〇四〇	九、〇四〇	三、八七〇	三、八七〇
康德五年（昭和十三年）	二、〇四〇	三〇一	三八〇	三、〇九一	一、〇四〇	九、三四〇	一〇、三四〇	四、四一〇	四、四一〇
康德六年（昭和十四年）	二、〇四〇	三〇一	三八〇	三、〇九一	一、二七〇	九、七一〇	一〇、九八〇	四、九八〇	四、九八〇
康德七年（昭和十五年）	二、〇四〇	三〇一	三八〇	三、〇九一	一、四〇〇	一〇、〇〇〇	一一、四〇〇	五、四九一	五、四九一

鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニユーム鑛、ニツケル鑛、硼化鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、赤鉛鑛、水銀鑛、菱鉛、石綿、石墨、滑石及石鹼マグネサイト、蠟石、耐火粘土、磷石、滑石及石鹼）を確保し其の統制的開發を促進する目的を以て康德二年八月設立せられた。資本金は五百萬圓（但し現物出資百二十萬圓は全額拂込濟）にして其の內譯は滿洲國政府及滿鐵各二百五十萬圓とする。

（滿洲石油會社）　（石油の項にあり）

石炭

石炭は鐵と共に滿洲鑛業の大宗をなすものであつて、最も廣く開發せられその分布も廣く、石炭礦業が今日の隆盛を見るに至つたのは日本の努力によること甚大である

滿洲の石炭の生成を地質時代により分類すれば二疊石炭紀、侏羅紀、第三紀に分つことを得、二疊石炭紀に屬するものは主として無煙炭質にして本溪湖、撫順、密山、依蘭、依蘭北部、阜新、錦西北部、鞍山、營口、遼陽、奉天、安東、通化、輯安、琿春、敦化、額穆、寧安、東寧、穆稜、綏芬河、海林、牡丹江、林口、鶏寧、密山、虎林、饒河、東安、佳木斯、富錦、撫遠、黑河、龍鎭、呼蘭、綏化、海倫、通北、克山、克東、拜泉、訥河、龍江、洮南、開通、鎭東、通遼、開魯、林西、經棚、多倫、熱河、承德、凌源、朝陽、阜新、錦西北部、鞍山、營口、遼陽、奉天、安東、通化、輯安、琿春、敦化、額穆、寧安、東寧、穆稜、綏芬河、海林、牡丹江、林口、鶏寧、密山、虎林、饒河、東安、佳木斯、富錦、撫遠、黑河、龍鎭、呼蘭、綏化、海倫、通北、克山、克東、拜泉、訥河、龍江、洮南、開通、鎭東、通遼、開魯、林西、經棚、多倫、熱河、承德、凌源、朝陽

五箇年販賣別計畫（單位萬噸）

	康德二年度販賣高	康德七年度販賣高	五箇年間增加計畫	平均增加量	對二年度販賣高比率
撫順	一、八〇	二、八〇	一、〇〇	二〇	一一一
天寶山	九五二	一、三五二	四〇〇	八〇	一四二
新京	三五一	五三五	一八四	三七	一五二
哈爾濱	三八	四四	一四	三	一一六
その他一般地販賣計	一、九四	二、四五五	五一一	一〇二	一二六
鐵道	一、七九五	二、三五五	五六〇	一一二	一三一
製鐵所	一、三五二	一、八五〇	四九八	九〇	一三八
山元消費	三五三	四三三	八〇	一六	一二三
滿洲國販賣計	七、九五九	一〇、三四四	二、三八五	四七七	一二九
輸出	三、三五〇	四、六五一	一、三〇一	二六〇	一三九
總販賣	一一、三〇九	一四、九九五	三、六八六	七三七	一三二
總供給高	一二、三〇九	一六、〇二五	三、七一六	七四四	一三〇

康德二年度滿洲石炭販賣高（單位萬噸）

	鐵道特殊炭	山元消費	輸出	鉛鑛料合計	總計
撫順	一、七五	八三	一、三五	八三五	四、二五五
天寶山	一、〇二五	三五	一、三五	八三五	三、一五五
新京	三五	一四	一四	三五	一〇五
哈爾濱	一四	一四	一四	三五	一〇五
その他一般地販賣計	一、〇四	三五	一四	三五	一、一五五
鐵道	一、〇四	三五	一四	三五	一、一五五
製鐵所	一、〇四	三五	一四	三五	一、一五五
山元消費	三五	一四	一四	三五	一〇五
滿洲國販賣計	三、一五五	一〇五	四二〇	一、二六〇	四、七一五
輸出	四二〇	一四	一四	四二〇	一、二六〇
總販賣	三、五七五	一一九	四三四	一、二八〇	四、七九五
總供給高	三、五七五	一一九	四三四	一、二八〇	四、七九五

滿鐵附屬炭礦

撫順炭礦　（一）炭層　炭層は略々東西に延び長さ十九粁餘、幅は最大二・二粁に達する。炭層第三粑に屬し、下部層及び上部層に分たる。主要炭層はその上部層中にあつて世界有數の厚い炭層を有し、平均四十米、古城子附近に於て最高百米に及ぶ。下層部には厚さ〇・三米—十五米の炭層三枚あり、走向は東西で北方に二度乃至四十度の傾斜をなしてゐる。

（二）炭質及び埋藏量　炭性狀は龍鳳のみ弱膠結性、他は弱粘結性である。即ち低度瀝青炭に屬し、東部に行く程炭化の度が進んで居り、固定炭素及び灰分が增す。埋藏量は約九億五千萬噸と推定されてゐる。

（三）出炭狀況　撫順炭礦の壽命に就ては公稱埋藏量中可採掘量を六億噸と假定し、採掘壽命は五十年となる。

（四）撫順炭最近の出炭高　明治四十年の創業當時は二十三萬噸に過ぎなかつたが、大正二年度より二百萬噸臺に、大正九年度より三百萬噸に、十二年度より五百萬噸となり、昭和九年度は內地炭界の活況と地質徵增により七百五十七萬噸といふ新記錄を出した。

撫順炭礦　滿鐵本線撫順驛の東方十六粁にある。炭層は二疊石炭紀の成生で舟底狀向斜構造をなし、長軸の延長は南北約六・三粁、東西約八七〇米乃至二・二粁、斜は二〇度乃至三〇度である。炭層は十八層、中主なるものは五層、厚さ夫々一・二—二・〇米ある。炭質は半無煙炭乃至高度無煙炭である。不粘結性で稍々磧黃の多い欠點はあるが、火力強く煉炭として好適である。埋藏量約四千萬瓲を豫想されてゐる。昭和九年度の出炭量は二十二萬噸。

火石嶺炭礦　吉長間下九驛の北東に在る。侏羅白堊紀に屬し、炭層は四枚で主として上部のみ砂行せらる。低度瀝靑炭（發熱量五、二〇〇—六、三〇〇カロリー）を產する。昭和九年度出炭高十二萬六千噸で、鐵道炭及び附近に地費されてゐる。

牛心臺炭礦　太溪湖より約十七粁、太子河の左岸にあつて深域輕便鐵道の終點である。二疊石炭紀に屬し、炭層四枚の中主要なのは第三層（厚さ一—一・五米）である。走向は一定せず、傾斜は二〇度乃至三〇度である。炭質は煙霧炭に類し、無煙粉炭である。推定埋藏量は主要炭層のみで一千百萬噸で、最近出炭年額五、六萬噸。

蛟河炭礦　京圖線蛟河驛附近に在る（南北三十三粁、東西十—二十粁の廣大な地積を占め、奶子山炭礦、唐家屯子炭礦、杉松街炭礦を包含する。侏羅紀に屬し、炭層二層合計層厚二米（厚い部分六米）。炭質は瀝靑炭に屬し弱粘結性又は不粘結性である。水分一〇—一五%、灰分二〇%內外、發熱量五、〇〇〇カロリーで炭質は不良。埋藏量は未調查區域多く未知數である。

老頭兒溝炭礦　延吉縣老頭兒溝市街の北隣にある。南北約三・五粁、東西約〇・八粁に亙る約百萬坪の鑛區を擁する。含炭層は侏羅紀に屬し、炭層四層、厚さ夫々〇・七—一・〇米で、走向は南北又は北一〇度內多東に走り、東方に三〇度內外の傾斜である。炭質は水分一〇%內外、發熱量五、六〇〇—六、七〇〇カロリーで、京圖沿線では最上等に屬する。昭和九年度の出炭高は五萬五千噸で京圖線および附近都邑に消費される。

油母頁岩（オイルシェール）　撫順大炭層の直上を被うてゐる層厚平均二二〇米乃至一七〇米の巨大なるものであるが。下部の石炭に近い所には諸種の化石を含んでゐる。埋藏乾溜法で粗油平均五%を收得し得る。埋藏量は四十四億瓲と謂はれてゐるが、採掘容易なる箇所となつてゐるのは古城子背斜層の一部分だけであつて一日二萬瓲、總量一億瓲（粗油一千萬瓲）に達する。收油量、油の品質等總體的に世界各地のものに比し中等以上に位し、礦量の多きこと、特に採掘費としては費用を要せざること、殘滓は坑內充塡料となる爲之が處分費を要せざること、燃料、苛鎖等燃業採算上大なる強味を有する事等が其の特徵である。最近に於ける撫順シェール工場の粗油生產量は一日約二百瓲其の六五%は重油、三〇%は粗蠟他はアムモニヤ等である。而してこの重油の生產は普通の石油業に於ける原油汲取作業に相當する部分でこの重油を更に精製し揮發油其の他の製品となすためには一層複雜な操作を要する。元來石油業の採算としてはこの製油工程を經て始めて採掘がとれるもので撫順に於てもこのオイルシェール精製工場の擴充を計畫されてゐる。

滿洲炭礦會社

滿鐵石炭の採掘竝に販賣及石炭鑛業に對する投資等により滿鐵系炭礦と相竝んで全滿炭礦の合理的開發、全滿炭業の一元的統制を計るを目的として康德元年五月資本金一千六百萬圓（全額拂込、現物出資一千三百萬圓、現金三百萬）を以て設立せられ、其の資本の內譯は滿洲國政府八百萬圓（現物）滿鐵八百萬圓（現物五百萬圓、現金三百萬圓）である。設立以來事業は同社の關立せる開發五箇年計畫に從ひ着々進捗し直營炭礦たる阜新、八道溝、復州、屋明山の四炭礦に付ては設意整備發展を計ると共に他の獨立礦、西安、北票の請負炭礦に對しては既に株式の大部分を取得することに由り實共の統制力を强大ならしめてゐる。同社では阜新炭田開發を中心とする增產五箇年計畫を樹て資本金八千萬圓、年產一千萬瓲案を新に調て、康德三年十月に開催される筈の炭業統制委員會の讚を經てこれが實現を見ることになつてゐる。滿炭の所屬炭礦は次の通りである。

復州炭礦　(一)　位置　關東州に近き復縣五湖嘴にあり、渤海灣に包まれる復州灣に面し大連よりは陸路一六四粁、海路九五浬の地位にあるが、海港は遠淺であつて且つ冬期結氷のため荷役不可能で地理的條件は劣惡である。

(二)　埋藏量　炭層不均一で一定しないが稼行價値を有するもの三層あり、上部層一、五—三米、中部層一—三米、下部層一・三—二米、現在採掘中のものは中部層で下部層は試鑽中である。埋藏量は一千四百萬噸。

(三)　炭質　炭質脆弱で塊炭は僅に七%に過ぎないが煉炭原料として殆基炭に劣らない無煙炭である。又製鐵炭配合炭として**使用**すれば滿洲內種に見る優良炭で周定炭素は八十%內外である。

(四)　出炭量　昭和八年一八〇千噸、九年一六五千噸、十年一四五千噸。

八道壕炭礦　(一)　位置　大連撫順間の南一粁の地點にあり、日下の所大連線一帶唯一の炭礦であるから將來新邸炭礦の開發を見る迄はその地方での有望なる炭礦である。

(二)　埋藏量　推定稼行可能層五乃至六尺、總厚層約二十五尺、推定埋藏量は二千萬噸とされる。從來主として中部層を稼行してゐる。

(三)　炭質　亞瀝靑炭又は褐炭に近く漆黑色で脂肪光澤を有し灰分多く風化し易い。品質良好と云ふを得ず固定炭素五十一%、發電用及び製煉用とす。

(四)　出炭量　昭和八年六六千噸、九年六五千噸、十年七八千噸。

孫家灣炭礦　(一)　位置　鐵道敷設中なる新立屯阜新線間の中央地域に當る。

(二)　炭質　阜新炭田全地域の炭質は未だ調查中に屬するが概して純漆黑の中世代靈靑炭脂肪光澤を有し緻密なる良炭で發熱量は六、六四五に上る。斯の如き炭層は日本內地に於て曾て見られない厚層で滿洲に於ても撫順を除いて未だ發見されない。現在まで完了した試鑽の結果から埋藏量を推定するに最少六億瓲であるが、ボーリングの進捗と共に埋藏量は數倍するものと見られる。

(三)　開發計畫　阜新炭田の開發に當り康德二年より向ふ五箇年間に於ける第一次開發計畫を樹立し、康德六年度に主として露天堀により二百萬瓲を出炭せんとするもので、康德三年八月本格的作業に着手した。一方新立屯—阜新—義縣の運炭鐵道は前記の如く康德三年秋には開通の豫定だが、積出港營口島まで僅に一八五粁の距離にあつて積出の條件は非常に惠まれてゐる。

(四)　出炭量　昭和八年一六千噸、九年三九千噸、七年三四千噸。

阜新炭礦　孫家灣炭礦を主內容とする滿炭經營下の最大炭田で、熱河省阜新縣にあり含炭區域は北東南西の延長約六十粁、巾二十粁に達する廣大な地域に及び、新邱、烏龍溝、孫家灣等の區域に分れる。康德二年以來のボーリングに基く推定によれば埋藏

量二十二億噸に達し撫順の二倍以上の大炭田なること明となり、東洋のルールと稱せられる。

密山炭礦　(一)位置　濱江省密山縣にあり滴道驛の西南約五粁に位し、林口に七十一粁、牡丹江に一八二粁である。

(二)埋藏量　現在判明せる炭層は四層でその中有望なものは二層、厚さ二米及び一・六米である。これより水準以上の埋藏量は約八百萬噸、水準以下五千二百萬噸、合計六千萬噸と推定され、炭質は固定炭素六〇%、揮發分二〇%內外の優良炭である

(三)開坑計畫　康德三年七月より水準以下の出炭を見てをり、水準以上の部分に就ては採炭豫備作業進捗中である。

鶴岡炭礦　(一)位置　三江省湯原縣興山鎭にあり哈爾濱より松花江を下ること四三二粁撓江口(佳木斯の對岸)の北方五六粁の地點で、撓江口より運炭鐵道がある。

(二)出炭量　礦區は三百六十餘萬坪に及び少くも一億五千萬噸の埋藏量を有するとされる。炭質は揮發分三十四%前後、固定炭素五十四%前後、豫想量七千四百餘の優良炭である。

(三)出炭數　昭和八年二八八千噸、九年三一五千噸、十年三四六千噸。

西安炭礦　(一)位置　奉天省西安縣にあり、西安驛より六粁の引込線にて東北へ三〇六粁にて吉林に、西南は三〇二粁にて奉天に達す。

(二)埋藏量　炭層は盆地狀の三層より成り、中部層一〇—一二米、他は一、二—二・五米內外で約八千萬噸の埋藏量を有すると見られる。炭質は漆黑色弱粘性の優良有煙炭で鐵道、家事用、工業用に適する。揮發分三九%、固定炭素四五%、發熱量六、五四〇前後の成分である。

(三)出炭數　昭和八年三一四千噸、九年三七四千噸、十年五四三千噸。

北票炭礦　(一)位置　錦州省朝陽縣北票にあり、錦承線金嶺寺より岐れる北票支線の終點である。

(二)炭質　粘着性に富み揮發分三〇%、固定炭素四五%、發熱量七千餘の良質灰溶青炭でコークス原料、家事用、瓦斯原料、その他工場用に適する。

(三)埋藏量　鑛區面積は延長約二〇粁巾平均一・五粁卽ち凡そ三〇平方粁に及ぶ。埋藏量は未だ十分なる調査行はれないが二億五千萬噸と推定される。

(四)出炭數量　昭和八年六六千噸、九年三〇〇千噸、十年二八八千噸。

(五)將來性　從來は上海、山東に輸出量多く且つ北寧鐵路用として販賣されたが滿洲事變後は單に奉山線用及び同沿線地區のみに限られてゐる。將來は積炭施設の完備を俟つて內地輸出向として販務を開拓する方針である。東北政權時代に六十五萬噸產出の記錄を有するので、近き將來に於てその程度の出炭は可能とされる。而して臺灣島、營口に近い地理的好條件を具へるを以て輸出用炭として非常な強味を持つてゐる。

札賚諾爾炭礦　(一)位置　濱洲線ジヤライノール驛西方三粁の地點にあり運炭用引込線を有する。滿洲里の東北にある遠大炭礦を小型艦と通航するに對して地方的には大型艦とも云はれる。

(二)炭質　第三紀の褐炭に屬し水分多く粘結性を缺き、發熱量少く且つ貯炭に堪へない等の惡條件を持つてゐるが、燃燒し易く煙及び灰分が少いので炊事用、機

用炭に適する。水分二〇%揮發分三八%、固定炭素三五%、發熱量五千。ジヤライノール炭は右の劣惡な性質と地理的にも北邊の地にかけ離れてゐるのでこれが利用方法に就ては特殊な用便が研究されてゐる。

(二)埋藏量　海拉爾山脈と滿洲里ジヤライノール間の山地を形成する兩山脈の挾む地帶を北はアルグン河附近より、南はダライ湖北岸に及んで延長二十七粁に亙つてゐる。炭層は三層よりなり上層部二・七米、中層部平均七米、下層部一—二米の厚さを有する。埋藏量は所說區々であるが、最大深度一・五〇米の試錐によるアーネルト氏の推定では可採炭量六九,二一二千瓲で埋藏量に換算すると一億二千萬瓲に當る。

(四)出炭量　昭和八年六五千噸、九年一一四千噸、十年五二千噸。

火石嶺炭礦　吉長間下九臺驛の北東に在る。侏羅白堊紀に屬し、炭層は四枚で主として上部のみ砂行せらる。低度瀝青炭(發熱量五,二〇〇—六,三〇〇カロリー)を產する。昭和九年度出炭高十二萬六千噸で、鐵道炭及び附近に地賣されてゐる。

穆稜炭礦　濱綏線下城子驛の北方六十三粁。上部侏羅紀の成生に係り、炭田の基盤は二疊石炭紀の變質岩より成る。走向は大體南北傾斜は西へ平均十三度で、炭層は三層、その中第一層及び第二層は厚さ薄く炭質不良にて稼行に堪へず、現在第三層を採掘中である。炭質は低度瀝青炭、弱粘結性、劣り塊四、粉六の割で、炭量は七千五百萬瓲と推定される。昭和九年度は十九萬五千噸の出炭があつた。

鐵鑛

鐵鑛は奉天省の鞍山、弓張嶺一帶、廟兒溝、安奉沿線その他鴨綠江東北部沿岸等南滿を中心に廣く分布し、朝鮮北部にあるものと同樣の所謂縞狀鐵鑛と稱へられる赤鐵鑛及び磁鐵鑛である。縞狀鐵鑛は含鐵品位三五—四〇%替鑛が多く、火成岩との接觸によつて磁鐵鑛となつた廟兒溝富鑛の如く六〇%內外ものは稀しい。

鐵鑛埋藏量　(單位千瓲)

鞍山	富鑛	一,三〇〇(五—三〇%)		
同	貧鑛	三,〇〇〇(二五—六〇%)		
同	富鑛	三,〇〇〇(二五—六〇%)		
同	貧鑛	七,五〇〇		
弓張嶺	富鑛	一,三〇〇(五—三〇%)		
同	貧鑛	三,〇〇〇(二五—六〇%)		
同	富鑛	三,〇〇〇(二五—六〇%)		
同	貧鑛	七,五〇〇		
廟兒溝	富鑛	四六,〇〇〇(四五—六〇%)		
同	貧鑛	三三,〇〇〇(四五—六〇%)		
同	富鑛	三,〇〇〇(二五—六〇%)		
同	貧鑛	一,〇五〇,〇〇〇		
計		一,一四五,三〇〇		

鐵產額累年表　(單位千瓲)

	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
鞍山(富鑛)	—	—	—
東鞍山(同)	—	—	—
大孤山(貧鑛)	—	六五,三五三	七〇,三五二
弓張嶺(富鑛)	—	—	六,〇三二
王家堡子(同)	—	一三,六九	一三,〇九二
計(貧鑛)	—	一三,六九	一三,〇九二
計	—	八六,二四二	九六,四三五

鳳凰城鐵鑛（富鑛）	一、四六、六八〇	一九、六八〇	一、三〇〇
〃（貧鑛）	四、八〇〇	四、八〇〇	夫、〇〇〇
計	一四、六八〇	二四、六八〇	二、三〇〇
鐵嶺（鞍山）	九、五九、九九〇	一、一四、一四〇	一、一四、一四〇
〃（本溪湖）	三、三〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇
計	一二、九九、九九〇	一四、四四、一四〇	一四、四四、一四〇
總計	一三、一四、六六〇	一四、五九、八二〇	一六、四七、一四〇

鞍山鐵鑛　鞍山鐵鑛は舊日滿合辦振興公司の權利に屬する鑛區十一箇所、四百萬坪を有し鞍山市街を中心に五哩以内の距離に點列してゐる。即ち樓臺、大孤山、自家堡子、一撥山、新關門山及關門山、東西兩鞍山、小劉子及鐵石山等である。富鑛の量は貧鑛に比し甚だ少く各鑛區の内比較的密鑛部に富むものは樓臺鑛である。その採掘は大正四年日支交涉の結果設立された振興公司によつて開始され、大正五年鑛區の試掘、翌六年採掘の許可を得、大正十年度更に三箇所の增鑛區を許可され合計十一鑛區を獲得した。昭和初年以來は大孤山に於て大量の貧鑛採掘を開始し昭和四年より液體壓縮空氣爆碎による大量發破法をとり來つてゐる。

品位及び埋藏量　貧鑛は含鐵品位三五%富鑛は同五〇—六〇%、燐分〇・〇二—〇・一%である。

地方別	埋藏量
西鞍山	七五、〇〇〇、〇〇〇瓲
東鞍山	一五〇、〇〇〇、〇〇〇瓲
大孤山	九五、三〇〇、〇〇〇瓲
樓臺	二七、四〇〇、〇〇〇瓲
王家堡子	一一〇、〇〇〇、〇〇〇瓲
計	四五七、七〇〇、〇〇〇瓲

これに他の鑛區を加へると七億噸を下らないといはれてゐる。

鳳凰溝鐵鑛　安奉線南坎驛の北東に位し輕便鐵道八粁にて山麓に達する。南坎、本溪湖間は本線三〇・六粁、鑛區面積は百九十萬坪、地勢急峻にして附近山頂は海拔八百粁に及ぶ。その位置偏僻に位し、鑛品の運搬上稍不便なることを除いては原鑛石、礫岩、石英石、耐火材料、用水等凡ゆる原料を地元に有してゐる點に於て鞍山よりも惠まれた條件を具へてゐると言はれてゐる。明治三十八年二月大倉組に於て本溪湖採炭に着手し、四十三年日支合辦本溪湖煤鑛公司を設立し更に製鐵業の有利なるに着目し、四十四年製鐵部合辦となり本溪湖煤鑛公司と改稱、我國に伴ふ日滿兩國間の現狀に適應し原契約及附加條款を改定して、康德二年八月三十一日附で日滿兩國政府の承認を經て本溪湖煤鐵股份有限公司が出來た。而して鳳凰溝鐵山は該公司經營の製鐵所に對する原料鑛石の供給に當つてゐるものである。貧鑛は含鐵品位平均三三%、富鑛は同六〇—六八%、燐分〇・〇一五—〇・二%で、埋藏量貧鑛二億噸、富鑛二百四十萬噸を有してゐる。

弓張嶺鐵鑛　遼陽の南東東約四十八粁、鐵道の便がある。大正四年發見され、鞍山、鳳凰溝と共に滿洲の三大鐵山の一である。

採掘權は日支官商合辦弓張嶺鐵鑛無限公司（資本金百萬圓、三菱現物出資四十萬圓、支那側現物出資六十萬圓）が所有し未着手の儘放置されてゐたが、滿洲事變後其の舊株主從來の權利を承繼し他全部を昭和製鋼所に於て買收し、其の内容を變更して日滿合辦弓張嶺鐵鑛無限公司として鑛業權は昭和製鋼所が實借經營することとなり昭和八年五月より採掘に着手した。

品位及び鑛量　貧鑛は含鐵品位約四〇%富鑛は同六〇—六八%。埋藏量は

貧鑛	三、〇〇〇、〇〇〇瓲
富鑛	三七七、〇〇〇、〇〇〇瓲

歪頭山鐵鑛　金家堡子八粁餘西鑛權と共に、何れも本溪湖煤鐵公司所屬の鑛山で、前者は安奉線姚千戶驛の南約二粁に在る。

鑛狀鐵鑛で、鑛石は磁鐵鑛である。鑛石の含鐵品位は三五—四五%の貧鑛であるが、鑛量は一億五千萬瓲ある。金家堡子鐵鑛は弓張嶺鑛山の北方約二粁にある。鑛床は含鐵品位五〇—六三%で概して良好である。鑛量は富鑛約八萬瓲。

牛心臺鐵鑛　大正三年頃安奉線牛心臺附近に於て大連大華冶金公司社長上島慶德氏によつて發見され、昭和八年夏富鑛を發見、分析の結果によれば雲母鐵鑛で富鑛、中等、貧鑛の三種に分れ、含鐵品位は富鑛六九%、中等鑛五五%、貧鑛五一%の優良なもので同氏によれば推定五億噸と稱してゐる。

金鑛

滿洲の金鑛業は交通の不便、匪賊の跳梁、科學的施設の缺乏、從つて經營の小規模等の諸原因から發徵不振を續け來つたが、砂金、金鑛共に全滿に亙つて多く就中北滿には安加拉槽狀地の一部を構成する各河流に豐富な金場存し、熊吉順省にも有望な金鑛がある。

大同二年省別產金額

（原位置、一兩は三七・三瓦又は約十匁）

間島省	六、八七〇	
龍江省	四、一三〇	
三江省	九、五〇〇	
間島省	一九、五〇〇	
牡丹江省	三八〇	
錦州省	七五八	
熱河省	二、七六五	
合計	四三、九〇一	

滿洲產金會社　同社統制下鑛區最近の產金額次の如し。

鑛區別	昭和九年自六月至十二月	昭和十年自一月至八月
直營鑛區	產金量 瓦	產金量 瓦
	產金額 圓	產金額 圓
小石頭作業所	二四、七四二	六八、八五二
暉春作業所	六、四二一	九、二三五
小計	三五、一五一	七八、〇八七
	二四、〇五八	五三、四四一
請負鑛區	產金量 瓦	產金量 瓦
	產金額 圓	產金額 圓
依蘭勃代行局	四、四四一	一三、一〇五
興安金廠	九、六五五	二六、九七二
綏芬河等沿線	三、六五五	一〇、九七二
鶴崗鑛業所	二、六三三	七、九一六
鶴立農場	一、三一六	三、九五八
計	一二、二六〇	三二、八七六
	八、一四〇	二一、九二〇
安金廠	產金量 瓦	產金量 瓦
	產金額 圓	產金額 圓
德惠基地	三、三六五	九、九一五
老公司	二、三六五	六、九一五
計	五、七三〇	一六、八三〇
	三、八二〇	一一、二六〇

（一）興安金廠　綏江流域著鑛區溝官鑛の區域にあり金鑛區一・二尺より三・四尺、小粒の砂金が出る。

（二）太平金廠　羅北縣々城の西北七十滿里の區域にあつて太平溝の南北より南西にかけ四〇—一三〇滿里の區域を占める太平溝、觀音山、國五年頃は年產二萬兩に及んだが現在休業中。なほ探鑛に着手せんとされる。

（三）庫瑪爾河　大馬河の上流約四百滿里の地點にあり民國六年前に發見され盛んに產出した。今は鑛枯早、伊昔時等が實施される。

（四）番洞河　松花江岸にあり新興金場三錢と共に將來を囑望される。

（五）額穆河　同上

（六）綏芬河　同上

鑛業——その他鑛産、鑛業施設

小計	一五、三二六瓲	一〇五、九五〇瓲	一八六、三五〇瓲
合計	五八、三〇〇瓲（三、〇〇〇瓲）	一〇五、九五〇瓲	一八六、三五〇瓲（三五、三〇〇瓲）

その他鑛産

マグネサイト　大石橋驛及びその四粁南の牛心山から北東に向つて延びた地域に分布してゐる。主なる産地は南西より順次、轉山子、牛心山、白虎山、官馬山、聖水寺、朱家堡子、大嶺、水泉堡子—康家崎間延長二十三粁の間に在る。附近地質は花崗片麻岩、片岩類及び結晶質苦灰岩塊に堆岩より成り、露頭の大いさは何れも延長二百—二千米、幅七十米—一千米の廣大なるもので、全區域の埋藏量は數億瓲或は數十億瓲に達するものと推定される。

鑛區は既に四十鑛區を設立せられ、滿鑛會社も多數の鑛區を所有してゐるが、他は滿洲國人が持つてゐる。用途は金屬マグネシウム、マグネシア煉瓦（製鋼用）リグノイド原料その他パルプ及び人絹工業に用ひられる。

硬質粘土　硬質粘土は輕金屬および耐火煉瓦原料として滿洲の貴重な鑛産物で、石炭紀及び三疊石炭紀層中に成層して居り、從つて古生代石炭の産地には殆ど到る處産出し、何れも莫大な埋藏量がある。復州（五湖嘴）、蓋平、本溪湖産は品質優良で、就中五湖嘴は最良質の粘土を産し、而も位置海岸に位し輸送の便多く、八幡製鐵所その他內地方面へ多量を輸出してゐる。この外に隣東州には董家溝炭田內及び遼陽縣城の東南方に在る寨坡嶺の二箇所に良質の耐火粘土を相當埋藏してゐるが、何れも採掘未着手である。採掘權利は前者は大連窯業會社、後者は森峯一氏と支那人との日支合辦契約となつてゐる。

石油　石油資源の開發に關しては札賓諸爾の油徴地を滿洲石油會社が試掘してをり康德三年秋に於て八百五十米に達した。滿洲國はこれに對し康德元年度二十五萬圓二、三年度十二萬五千圓の助成金を支出し向後數年繼續される筈である。

鉛、亞鉛　鉛鑛の主なるものは錦西縣楊家岔子で滿洲事變後に發見された最大の鑛山として注目されてゐるものである。從來日滿鑛業が經營してゐたものを康德二年六月同社二百萬圓の現物出資し、滿鑛二百萬圓出資と合せて資本金四百萬圓の滿洲鉛鑛會社を組織した。當分の間は原鑛を北鮮、鋼南浦に送つて精錬するが近く現地又は大連市外甘井子に精錬工場を建設する筈である。

鑛業施設

滿洲の鑛業施設としては滿洲國側では實業部に鑛務司あり、現場機關としては新京奉天、齊々哈爾、承德に鑛山監督署を置く滿鐵側には地方部商工課內に鑛務係、計劃部に鑛業班があり、鑛業行政の衝に當つてゐるが調査機關としては滿鐵地質調査所があるのみである。

滿鐵地質調査所　同所は明治四十年滿鐵創業と同時に設置されたもので滿洲の一般地質鑛物及び應用地質に關する調査研究、各種有用鑛物の探究、鑛産地の調査及び價値の研究、其他資源調査、鑛山の鑑定、工業原料、建築石材の調査、地下水の調査等を行ひ、且つ社外一般からの地質および鑛山調査の依頼を受ける。既に幾多の成果を擧げてゐるが、滿洲事變後は人員を增加し全滿の地質および鑛山の指導的調査機關として重視されてゐる。

工業

概說

概況　滿洲工業の發達を地域的に見ると南は大連、北は新京迄の間に帶狀をなし哈爾濱を中心とする區域內にも近代的工業のブロックがある。その他は國內全般に亙つて舊來の工業たる燒鍋（燒酎釀造）磨坊（製粉）小油房等が散在してゐるが、滿人特有の在來工業は低質銀を武器として今なほ根絕く殘存してゐる。

當時產業調查局調查による滿洲に於ける近代工業の概況は工場數八、二四〇、職工數一七二、六七九人で生產額は三億六千萬圓を超へ資本金は二億五千萬圓以上に達してゐる。而して滿洲國と關東州及び滿鐵附屬地との所管別に二分して見れば、工場數及び職工數にあつては滿洲國管內において後者に比し甚大な數字を示し、資本金及び生產額にあつてはその反對の傾向が現れ、滿洲工業の重點が關東州及び滿鐵附屬地內に在ることが明かとなる。

滿洲工場統計概要

（昭和九年調查局調查）

所管	工場數	職工數	生產額（千圓）	投資額（千圓）
結纖工業 滿洲	一、二六五	一一、三六一	四一、一四九	七、四三九
結纖工業 關東州・附屬地	一、二六五	一一、三六一	四一、一四九	七、四三九
金屬工業 滿洲	一三九	一、九三九	一一、九三九	一〇、三三三
金屬工業 關東州・附屬地	一三九	一、九三九	一一、九三九	一〇、三三三
機械及器具工業 滿洲	三六二	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
機械及器具工業 關東州・附屬地	三六二	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
窯業 滿洲	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
窯業 關東州・附屬地	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
化學工業 滿洲	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
化學工業 關東州・附屬地	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
食料品工業 滿洲	三、一四一	一四、三六一	四一、一四九	七、四三九
食料品工業 關東州・附屬地	三、一四一	一四、三六一	四一、一四九	七、四三九
電氣及ガス業 滿洲	一三	一、一三五	一一、九三九	一〇、三三三
電氣及ガス業 關東州・附屬地	一三	一、一三五	一一、九三九	一〇、三三三
製材及木製品工業 滿洲	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
製材及木製品工業 關東州・附屬地	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
印刷及製本業 滿洲	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
印刷及製本業 關東州・附屬地	三六九	三、三六八	一〇、三六二	七、四三七
雜工業 滿洲	一、三六五	一、三六五	一一、九三九	一〇、三三三
雜工業 關東州・附屬地	一、三六五	一、三六五	一一、九三九	一〇、三三三
合計 滿洲	六、二四〇	一七、六七九	六一、一四九	二五、三三三
合計 關東州・附屬地	六、二四〇	一七、六七九	六一、一四九	二五、三三三

註　一、所管別滿洲は滿洲國管內の分　關・附は關東州及滿鐵附屬地の分なり。

二、關東州及滿鐵附屬地に付ては工場數のみは昭和九年（康德元年）十二月末現在數にして其の他は大同二年末現在數に據る。

三、滿洲國の分は凡て康德元年末現在の數字なり

四、關東州及滿鐵附屬地の工業別投資額不明に付鑛業のみ計上せり。

滿洲主要鑛工產數量

			昭和六年	同七年	同八年
石炭 撫順	千噸	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
（撫順）	噸	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
（戰山）	噸	七、三五二	七、三五二	七、三五二	七、三五二
鐵 鞍山	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
（鞍山）	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
（本溪湖）	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
石油 大連	千斤	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
セメント 安東	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
豆粕 營口	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
粉糠 哈爾濱	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
粉糠 新京	噸	一、三六五	一、三六五	一、三六五	一、三六五
木材 撫順	千石	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
（輸出）	千石	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
（營口）	千石	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
（安東）	千石	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
塩 全滿	噸	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
發電 撫順	萬KWA	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
發電 鞍山	萬KWA	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
滿洲電業 遼陽	萬KWA	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八
滿洲電業 連化	萬KWA	三、三六八	三、三六八	三、三六八	三、三六八

昭和九年　一、四三五　一、三五〇
同十年　一、五八八　一、五二〇

大連業別工業價額（單位千圓）

	總額	紡織	金屬	機械器具	窯業	第一化學	製材	木製品	食料品	其他
昭和六年	一、四三五	三六	一〇	一〇七	三五	三四	三五	三四	三二	三八
同七年	一、五二〇	三六	一〇	一三五	三四	三四	三五	三四	三二	三八
同八年	一、五八八	三四	一四	一三二	三四	三四	三五	三四	三二	三八
同九年	一、八〇三	三四	一四	一三二	三四	三四	三五	三四	三二	三八
同十年	二、二四	三四	一四	一三二	三四	三四	三五	三四	三二	三八

經營許可事業　滿洲國は工業の經營に關し許可主義を採りつゝあるが、現在に至迄に許可した主要工業は左の如くである。

石油（滿洲石油株式會社）
自動車（同和自動車工業株式會社）
燐（滿洲燐礦株式會社）
酒精（大同酒精株式會社）
清酒（哈爾濱淸酒株式會社、東順亞淸酒株式會社）
酢精（滿洲酢精株式會社）
洋灰（滿洲洋灰株式會社、大同洋灰株式會社、哈爾濱洋灰株式會社、本溪湖セメント會社、滿洲小野田洋灰株式會社）
植物油（滿洲植物油製造株式會社、義順子油製造株式會社）
機械（滿洲製鐵株式會社）
その他（滿洲毛織株式會社、興亞製麻株式會社、興亞印刷局、滿洲電業株式會社、株式會社滿洲鑛業公司、滿洲紙工業公司、滿洲製鎖工業公司、東亞鉛廠公司、滿洲窒素肥料株式會社、奉天紡紗廠、鞍山製鐵所、安東造紙株式會社、滿化工業株式會社、パルプ（東滿人絹パルプ株式會社）、滿洲パルプ工業株式會社、日滿巴爾浦パルプ株式會社、東洋パルプ株式會社）

工業所有權　工業所有權の一たる商標權に關しては大同二年九月二十一日商標法及びその附屬法令を公布し、同年十一月二十日より施行し以來康德三年四月末現在迄の三年餘の間に商標登錄出願は實に一萬九千五百二十八件の多數により、その內審査及び登錄を完了してゐるものは一萬六千六百九十二件である。なほ發明考案保護の見地より特許發明法、意匠法令を公布し同六月十五日から實施されたが、當日の出願件數は特許發明二千八百二十六件、意匠二百二十三件であつた。

なほこれら諸法令の公布に伴ひ從前の實業部商標局を擴大强化して康德三年六月一日よりその名稱も特許發明局と改め總務科、登錄科、發明意匠科、商標科、評定科の五科と陳列館を置く。

工業施設機關

滿鐵中央試驗所　最初關東都督府より關承したもので、大正六年以來分析、應用化學、製絲、繊維、醸造、衞生、電氣、化學等の諸科を設け、一般の分析、試驗及び鑑定の依賴に應ずると共に工業及び衞生上の改良進歩に努め、研究の結果工業として見込みあるものは工業作業經營的基礎調査をなすため試驗工場を設立した。なほ同所の研究は一般公開方針をとつてゐる。

工業博物館　社團法人滿洲技術協會の經營に係り、昭和二年七月大連市山縣町に開館した。工業館、滿蒙館、交通館、交通分館に分ち更に機械、電氣、採鑛、建築、上下水道、農產、鑛產、陸運、海運、航空、通信等の各部門に分類して各種工業學術に關する最新式機械設備及び原料製品等の貴重な資料を一般參觀に供してゐる。

工業家調査　（大豆工業研究育成地調査内にあり）

り滿洲における大豆工業に關する技術的經濟的研究を目的とし、大連の大豆工業關係者及びその關係者を以て組織する。

（滿洲工場會）　昭和九年春天主要工業關係者により創設された社團法人の工業家代表團體である。事業として社團設立、講演、投資、內國産、勞働爭の諸問題を調査研究して意見を發表し同地に內地工場團體と提携し日滿工場界の聯絡機關となつてゐる。

（大連工業會）　大正八年十月創立され大連及びその附近に工場を經營するものを以て組織されてゐる。

（滿洲工業資源協會）　大正十五年創立し事務所を滿鐵に置き勞働者の指導援助その他の目的を遂行し、會員は南滿各地で職工人夫その他の使用人を傭役する工業家又は會社を以て組織してゐる。

以上の外工業關係團體としては滿洲技術協會、滿洲電氣協會、滿洲土木建築協會、滿洲建築協會、大連鐵筋混凝土協會、滿洲木材同業組合聯合會、滿洲製粉協會、滿洲紙工業組合聯合會その他がある。

工業關係調査

滿洲國實業部臨時產業調査局は康德三年十二月設立され五箇年計畫に基き事業を進めてゐるが、工業關係調査實施事項は次の如くである。

全國工場調査　全國各種工場につき經營組織、生產額、生產能力、原料、材料、勞務力、動力、燃料等の現況を調査し、これを綜合集計する基礎的調査で一種の工業センサスである。本調査は性質上定期的に每年行ふことになつてをり、先づ康德二年には全國七千に亙る從業員五人以上の工場につき現地調査を行ひ康德元年十二月末現在の各工場における狀況を明かにした。康德三年には更に第二回調査を行ふ豫定で大體從業員三十名以上の工場を對象としてゐる。

重要工業特殊調査　多角的觀點より特に重要と認められる工業につき系統的にその內容を檢討し、以て將來の發展工業育成統制上の基礎資料に供することを目的とし、調査の結果よりは一層具體的な重要產業統制、關稅改正、治外法權撤廢後における商工對策及び國防上の見地よりする工業動員の重要な資料をなすべき重要工業左の如し。

窯業、硝子及硝子製品製造業、特殊耐火煉瓦製造業、琺瑯鐵器製造業、製粉業、製糖業、醸造工業、製材業、マッチ製造業、製革製造業、皮革工業等なほ窯業、金屬精鍊業、金屬壓延業、鑄鐵製造業、鍛鐵業及び製鋼工業の二種を實施した。

發電水力資源調査　產業開發の原動力たる電力供給力の算定を目的とし、全國主要水系につき水力電氣の給源を調査し電力開發の基礎資料をなすものである。康德二年度においては第二松花江及び太子河につき第二松花江及び太子河につき測量、流量測量及び地質調査を實施完成した。康德三年度は引續き鴨綠江支流渾江、牡丹江、湯旺河につき調査を實施しつゝある。

大豆工業

油房　滿洲に於ける油房工業は在住民の油に對する需要に發生し、豆粕は單に副產物として家畜の飼料に供せられるに過ぎなかつた。然るに日淸戰後、日本の關心が滿洲に向けられるに及び日本の土壤が窒素分に缺乏してゐるため豆粕の肥料的價値の顯著なることが認められ、且つ安價に購入出來る關係上需要は頓に急增し、殊年日本への輸出が激增したので茲に滿洲の油房は從前の油と粕との位置が顚倒し、且つ日露戰爭後に至り、歐米方面へ豆油の輸出の途が拓けてよりは、大豆と共に滿洲重要輸出品となり、殊に歐洲大戰中は飛躍的に輸出增加を招來し、一國世界の寶庫に拂出して、近代工業としての第一步を踏み出した。

この發達の原因は第一に原料大豆が豐富なこと、第二に製油原料としての大豆の品質が優秀であること、第三に豆粕の利用範圍が廣いこと等が數へられる。又豆油は他油に較べて安價であり、食料用、工業用と

して用ゐられる上に貯藏に耐える特性を有してゐる。たゞ近年に至つて世界的不況の浸潤、日本農村の不況及化學原料の出現、輸出貿易の諸障害等によつて、漸次不況に見舞はれつゝある。

製油法　現在滿洲に於ける大豆製油法は機式を最も普式とし、螺旋式、水壓式、抽出式と漸次進歩したものである。歐洲特に獨逸の如きは溶劑による抽出式の油房が七、八割を占めてゐるが、滿洲ではベンジン抽出法の數年製油一軒のみであつたが、アルコール抽出法による滿洲大豆工業會社が設立されたので、抽出法の油房は二軒になつた。他の油房は全部機力による搾出方法の油房であるが、このうち板締粕と稱するノシ餅様の長方形の粕を使用するのが、ハルビンの「カバルキン工場」と大連と日清製油工場との二軒で、他は丸粕製造の油房である。

全滿重要豆粕製造油房

（大滿油脂聯合會調査昭和十年九月現在）

地方別	工場數	機械の種類と臺數		一晝夜の製造能力
		水壓式	螺旋式	豆粕（枚） 豆餅（斤）
大連	四	三〇	六	九五、〇〇〇 一、三〇、〇〇〇
營口	五	三五	一〇	一〇、〇〇〇 一、三〇、〇〇〇
安東	三	一二	三	一、三〇、〇〇〇

滿洲油房豆粕生産數量

（飼料粕非課稅を含む單位千枚）

地方別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
大連	一、七〇六	二、一〇六	二、一〇六
營口	四、〇五〇	四、一〇六	四、一〇六
安東	三、〇五〇	三、一〇六	三、一〇六
南滿各地	三、〇五〇	四、三〇六	四、三〇六
哈爾濱及北滿各地	六、〇五〇	六、〇五〇	六、〇五〇
合計	一七、一七六	一九、四五〇	一九、四五〇

（註）前年十月より翌年九月に至る特産年度

滿洲油房月別豆粕生産高

（昭和十年中單位千枚）

	大連	安東	營口	哈爾濱	合計
一月	一九二	一〇五	一〇五	三五	四三七
二月	一六〇	八四	八四	二八	三五六
三月	一七六	九四	九四	三一	三九五
四月	一七六	九四	九四	三一	三九五
五月	一七六	九四	九四	三一	三九五
六月	一七六	九四	九四	三一	三九五
七月	一七六	九四	九四	三一	三九五
八月	一七六	九四	九四	三一	三九五
九月	一七六	九四	九四	三一	三九五
十月	一七六	九四	九四	三一	三九五
十一月	一七六	九四	九四	三一	三九五
十二月	一七六	九四	九四	三一	三九五
合計	二、一〇六	一、一三〇	一、一三〇	三七八	四、六四四

滿洲大豆工業會社　大豆製品の食料品化を目的に昭和九年七月に設立された。資本金百五十萬圓(全額拂込)出資内容は滿鐵八十萬圓、鈴木商店の系五萬圓、日本食料工業五十萬圓、三井、三菱各五萬圓である。第一次生産能力は原料處理量年一萬六千噸であつたが、十年、十一年度の生産狀況左の如し。

	昭和十年度實績	昭和十一年度豫定
原料處理量	二、一三〇噸	三、〇〇〇噸
ソヤレツクスフレーク生産量	一、二〇〇噸	二、〇〇〇噸
ソヤレツクスオイル生産量	三八〇噸	四〇〇噸
ソヤレツクスレシチン生産量	二三噸	三〇噸

しかしてソヤレツクスは蛋白質含有量に於て普通油粕の豆粕より二%方多く、菓子、パン、味噌醤油、醸、味の素等の原料となり、ソヤレツクスオイル精製の要なく直ちに食料に供し得る。又ソヤレツクスレシチン（有機性燐）は人造バター、菓子或は皮革、石鹸等の工業用その他藥劑、染料劑として多くの用途を有して居る。

食料品工業

製粉工業　小麥は北滿の主要農産物の一で、その製粉工場には磨坊と稱する舊式な土法と火磨と稱する新式な歐法とがある。前者は家内工業で全滿各地就中北滿に多くその總生産額は火磨の三分の一に達する。後者は工場工業で大規模な新式機械と動力

とを用ひてゐる。

麥粉は支那人の主食物の一であるから磨坊は滿洲にも油房と共に早くより存在したが火磨が始めて建設されたのは一九〇〇年で北滿に侵入したロシアの手によつた。間もなく日露戰爭が起り、ロシヤ軍に對する供給上長足の進歩をなし、更に歐洲大戰によつて發展を促進され一時北滿だけでも十餘の工場が運轉し、その製品は滿洲は勿論ロシヤ、北支に及んだことがある。しかも大戰後は米國、カナダ、濠洲等の大量生産に押され、滿洲非國後は優秀低廉なる日本品の壓倒的進出によつて急激に衰微した。ことに數年來北滿大洪水其他の天災に關されて氣息奄々としてゐた製粉工業は昭和九年末來關稅改正によつて漸く活氣を帶び來り昨に十一年二月一日より實施を見た運距離遞減法による麥粉運賃の引下げに愈々本格的發展の基礎を與へられ、休業中の工場も續々操業開始の運びとなり、最近の業績は北滿各地の麥粉日産高は哈爾濱一萬五千噸、新京五千噸、其他合計七十餘工場四萬四千噸を突破すると言はれてゐる。昭和十一年九月現在かゝる折柄日本の對滿通商擁護論法に鑑じて、昭和十一年八月十五日滿洲國は緊急貿易統制法を發動し、以て外國粉の輸入に對して制限を加ふるに至つたが、これは疊の對カナダ關稅復關後の場合に比して遙かに滿洲製粉界に異常な活氣を與へ一陽來復の春を謳歌せしむるに至つたことは言ふまでもない。

現在滿洲における小麥粉の需要は一箇年幾何に達するかを見れば次表の如くで、その年々の經濟事情に依つて相違するが、最近に就ては先づ六百五十萬噸即ち約三千萬袋が滿洲に於ける需要高と見られ、總人口三千萬人として、一年當り年消費量は約一袋に相當してゐる。

滿洲に於ける麥粉の需給表

（單位千噸）

年次	生産高	輸入高	需要高
昭和五年	三五〇(三五%)	六五〇(六五%)	一、〇〇〇
同六年	三五〇(三五%)	一、〇五〇(七五%)	一、四〇〇
同七年	一、〇五〇(五〇%)	一、〇五〇(五〇%)	二、一〇〇
同八年	一、〇五〇(五〇%)	一、〇五〇(五〇%)	二、一〇〇
同九年	一、〇五〇(五〇%)	一、〇五〇(五〇%)	二、一〇〇
同十年	一、四〇〇(六七%)	七〇〇(三三%)	二、一〇〇

（備考）昭和九年、十年の全滿生産高は不明に付假りに哈爾濱及新京の生産高を加算せり

滿洲に於ける麥粉の需給表

（單位千噸）

	昭和八年	昭和九年	昭和十年
滿洲生産高	一、二五〇	一、四〇〇	一、四〇〇
小麥輸入高（換算）	一、〇五〇	一、〇五〇	七〇〇
麥粉輸入高（換算）	二六〇	二六〇	二六〇
小麥輸出高（換算）	一五〇	一五〇	一五〇
麥粉輸出高（換算）	二六〇	二六〇	二六〇
差引麥粉消費高	二、〇九〇	二、二五〇	二、二五〇
麥粉生産用消費小麥（換算）	一、四〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
輸出麥粉（換算）	二六〇	二六〇	二六〇
差引麥粉として消費	一、六五〇	一、七九〇	一、七九〇

（備考）一、麥は一六・五噸

二、麥粉の小麥への換算は製粉歩合七〇%として計算分工場を設け北滿小麥を以て社運の挽回を圖らんとしたがこれまた失敗に歸し、遂に事業を休止した。かして邦人の製粉業は全く影を潜めたが、事變後滿洲國の麥作及び製粉工業勃興の趨勢を承けて、昭和九年六

邦人の製粉業　日露戰後一九〇六年に至り、當時水運および鐵道運賃の要衝であつた鐵嶺に邦人經營の滿洲製粉會社の設立を見たが、南滿の麥作は早く衰退したのと外國粉の輸入に對して制限を加ふるに至つたが、

月哈爾濱に日滿製粉會社(資本金二百萬圓)の設立を見た。同社は中央銀行が所有する優良七工等の內、哈爾濱の二工場、綏化、海拉爾の各工場を買收し將來は殘る三工場をも引受ける豫定で將來の發展を期待されてゐる。次いで日本製粉會社が、日滿製粉業の新情勢に應じて昭和十一年二月資本金百萬圓の日東製粉股份有限公司を設立、新京の滿洲製粉工場を買收、近く完成豫定の工場擴張(現在の日產能力四千八百袋を六千五百袋まで增大)の實現とともに南滿製粉市場に飛躍せんとしてゐる。

製糖業 滿洲に製糖業を起したのはロシヤ人で明治四十二年哈爾濱郊外阿什河に製糖工場が出來、その翌四十三年に哈爾濱の駐屯馬鈴日に呼應製糖廠が設立された。諸種でも斯業が有望なるを察し大正三年公主嶺農事試驗場に於いて試作に着手、同四年には新京(長春)、瀋陽の各苗圃に播種、更に農家にも委托した結果、一坪當り甜菜收穫量二斤乃四斤、改良品種による時は含有糖率一八%に達することを明かにしその結果大正六年率天に資本金二千萬圓の南滿製糖會社が設立された。かくて甜菜の栽培面積は一時十萬畝以上に達したが輪重關の壓迫甚しく且つ原料不足を補ふため行つたジヤワ粗糖の思惑に失敗したため昭和二年遂に閉鎖するに至つた。北滿に於ては現北鐵の運賃政策の保護と良質のため稍々みるべきものがあつたが、斷續的に操業する程度で成績不振であつた。しかし滿洲の砂糖消費量は年々增加の一途を辿り、昭和十年度の輸入額の如き百六十萬瓩に達する有樣で滿洲の製糖業は必ずしも悲觀に値せざるに至り、先づ日本砂糖貿易會社が阿什河工場を買收して昭和九年三月北滿製糖會社(資本金二百萬圓、全額拂込)を設立し、次いで南滿製糖會社及び呼蘭製糖工場を買收して資本金一千萬圓(四分の一拂込)の滿洲製糖株式會社が創立された。

高粱酒釀造業 高粱酒釀造場卽ち燒鍋は油房および磨坊と共に土着工業の最大なるもので、如何なる田舍にも存し從つてその生產量は不明だが年產四十萬石見當と推算されて居る。高粱酒は日本の燒酎に相當する酒で無色透明、酒精分六〇乃至六五%を含有してゐる。原料は高粱と麴に相當する麴で釀造法は半固形醱酵解法と稱せられる非科學的ながら一種特有の香味を殘し世界に類似のないものである。主要生產地は滿鐵沿線地帶で就中瀋陽は滿洲の醸酒として有名である。

黃酒は日本酒に類似する釀造酒で酒精含量一〇—一三%、夏季貯藏に適せぬため地元消費に充てられるだけだが、一潤間で製造し、飮料に適するため全滿の釀造量は相當大なるものと見られてゐる。

老酒は黃酒と同樣の方法で釀造される酒であるが、長期貯藏に堪へる。滿洲では餘り上等品は出來ないので、南支の銘酒たる紹興酒が輸入される。

滿洲造酒會社は資本金五十萬圓、昭和八年設立され、山崎百治博士の特許方法により滿洲國產糯米を原料として紹興酒を製造するもので將來を期待されてゐる。

高粱酒生產高

(昭和九年度關東局調査)

		數量	價額
		千石	千圓
關東州	旅順	三五三	三六、三四五
	大連	一、〇五六	一五、八四〇
	金州	三九	三六、一四四
	普蘭店	三、〇五九	三七、一四四
	皮子窩	九、七四二	一四、六一三
	計	四、九五二	一〇四、二九二
滿鐵附屬地	大石橋	一、〇四三	一五、六四五
	營口	四、八九九	三五、九二九
	遼陽	三、〇五四	一五、二七〇
	鞍山	三、一四二	二六、二四三
	奉天	三、二四二	四、八六三
	安東	五五三	七、四五三
	撫順	二、一八六	三一、一四九
	開原	二、四五二	二四、五二〇
	鄭家屯	四、八二一	三六、九一五
	四平街	七、一四五	五五、六四二
	新京	一、三三一	一三、三一六

酒精釀造業 北滿に於ける酒精釀造業は斐來郡少酒廠が對立してゐたものを大同二年日滿合辦の大同酒精公司が設立せらるゝに及んで何れも製業又は營業を中止し殆ど完全に近い統制が實現した。大同酒精公司は資本金百六十七萬圓、大同二年十一月日滿合辦で設立され、徐鄒志氏の個人經營であつた工場を買收し、最新の技術を以て之を改良、燃料國策、戰時ガソリン、代用及び農作改善と一石三鳥の理想を揭げて創立され酒精釀造統制に當つてゐる。總理は徐鄒志氏、副總理は本庄朋三氏で左の工場を有つてゐる。

工場名	所在地	一晝夜生產能力
第一工場	哈市馬家溝	一三〇瓶
第二工場	哈市圍堤屯	一二〇瓶
第三工場	一面坡	二五瓶

この外に海拉爾及び東寧に個人經營の酒廠があるが、操業殆どなく、僅に大同酒精が年產四萬石內外の酒精を製造してゐる現狀に過ぎない。たゞ玆に注目すべきは最近日本內地の無水アルコール增產計劃に刺戟されて滿洲に就てもこれが企業化に關する計劃が目論まれるに至つたことである。現在報ぜられる滿洲に於ける「無水アルコール企業化」は滿洲特產物の一つである高粱稈或は木材屑よりシコラー式により糖密を製造、更にヒヤーグ式機械により無水アルコールを生產せんとするもので一ガロン當り三十五錢內外の生產コストも一應見込を以て、滿洲國政府の諒解を得た上は安東方面に工場建設が報ぜられ、大阪資本筋の阪大敎授中村敎授が各方面を調査した見込を以て、滿洲國內に於ける工場も續々出現し、奉天、新京、瞬陽川、牡丹江、哈爾濱、龍井村、圖們、延吉等に於て盛に釀造を見てゐる。これに對し內地品輸入は依然襲へず、更に關東州よりも七千石近くを滿洲國に輸出してゐる。滿洲國も關東州當業者も內地品の續々たる進出に憂まされて居るが、これは一に品質の點にかゝり、滿洲の清酒は內地品に比し廉價でありながら、その需要は內地品に及ばぬ現狀にあり品質改良に全力を注いでゐる。

日本酒釀造高

(昭和九年度關東局調査)

		數量	價額
		石	圓
關東州	旅順	二、七三〇	一四、三四〇
	大連	三、〇五五	一八、三三〇
	金州	一、〇一〇	一〇、〇一〇
滿鐵附屬地	山甘	一四〇	一、四〇〇
	蘇家屯	三、三五〇	三三、五〇〇
	奉天	三、三五五	三三、五五〇
	安東	一、四四〇	一四、四〇〇
	撫順	七、八五五	七四、五〇五
	公主嶺	五五〇	五、五〇〇
	新京	一、三六一	一三、六一〇

合計	昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年
二、〇三二、〇五五	一、四八〇、九八〇	一、三二七、〇四〇	一、〇四二、四五五	八二二、四五五	六三八、一三五

麥酒醸造業　滿洲に於ける麥酒の需要は年々增加し、昭和元年頃は僅に十七萬打、三十六萬圓內外に過ぎなかつたが、滿洲事變以後急速に增加し、昭和十年の輸入高は二百六萬打、三百七十五萬五千圓、約十二倍で驚くべき躍進振りである。今後邦人人口の增加と共に麥酒の需要は益々急增するに相違ない。

滿洲の麥酒醸造業は從來北滿では一面坡哈爾濱、南滿では大連に古くより起つたが大連は日本麥酒に壓倒されて早く閉鎖し、事變前までは北滿の二工場のみが殘存してゐた。然るに事變後邦人人口の急增に伴ひ日本人向麥酒の需要が增加し、先づ奉天に滿洲麥酒會社(資本金二百萬圓全額拂込)が昭和九年設立されたが、主として日本の麥酒カルテルの出資にかゝり、年產十萬箱である。次には哈爾濱に大滿洲麥酒會社が資本金一千萬圓で設立され、一面坡麥酒公司の工場と一面坡の麥布栽培場を買收事業を開始したが、成績豫定の如く挽らぬため同十年度に二百五十萬圓(全額拂込)に減資した。事業は一面坡で麥布栽培と麥酒醸造を、哈業濱で滿涼飲料水製造販賣を行つてゐる。

醬油味噌醸造業　滿洲に於ける南式醬油醸造の鼻祖は官業では奉天醬藝所、民業では人の急增に伴ひ、全滿醸造業者も造石高も目覺しい增加を示してゐる。昭和六年の造石高は二〇、九五〇石であるが、爾來漸增して昭和九年に於ては四九、二五九石に達し、二倍半に急增した。從來關東州の醸造品は滿洲國へもその三割見當を輸出したが、滿洲國內に於ける斯業が旺盛となるに促ひ、輸出が頓に減退した。事變前は皆無と言はれたが最近では州內造石高と匹敵する樣になり、延ひては關東州醸造業者を次第に侵蝕し、かくて兩者の對立は漸く激化するようになつた。一方內地よりの輸入は舊年額約一萬ヒゲタ等一流商品が依然優勢で年額約一萬石に達し、滿洲側業者を壓かし、品質の優秀、大量生產による廉價と、宣傳效果で滿洲市場には根強い地盤を獲得してゐる。全滿の主なる商店は左の如くである。

大連＝大連醬油會社、滝田商店、島善商店
奉天＝奉天醬油會社、伊藤岡商店
新京＝滿洲醬油會社
遼陽＝岡田商店

合	昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年
關東州 大連	二、八三〇	二、五九二	二、四〇九	二、三四〇	二、一八〇
滿鐵附屬地 遼陽	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
滿鐵附屬地 奉天	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
滿鐵附屬地 安東	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿鐵附屬地 公主嶺	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿鐵附屬地 新京	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	七、六八〇	七、二八二	七、〇八九	六、九四〇	六、七八〇

醬油醸造高（昭和九年度、關東局調査）

數量	石	價格	圓
關東州 大連	二、八三〇	關東州 大連	三、三七〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 遼陽	一、〇八〇	滿鐵附屬地 遼陽	一、二九六、〇〇〇
滿鐵附屬地 奉天	一、六〇〇	滿鐵附屬地 奉天	一、九二〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 安東	一、〇〇〇	滿鐵附屬地 安東	一、二〇〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 公主嶺	一、〇〇〇	滿鐵附屬地 公主嶺	一、二〇〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 新京	一、〇〇〇	滿鐵附屬地 新京	一、二〇〇、〇〇〇
合計	七、六八〇	合計	九、二一六、〇〇〇

味噌醸造量

數量	貫	價格	圓
關東州 大連	二、四〇〇、〇〇〇	關東州 大連	二、三二、八〇〇
滿鐵附屬地 營口	一、〇〇〇、〇〇〇	滿鐵附屬地 營口	一〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 遼陽	六〇、〇〇〇	滿鐵附屬地 遼陽	六、〇〇〇
滿鐵附屬地 奉天	四二、〇〇〇	滿鐵附屬地 奉天	三六、一二〇
滿鐵附屬地 安東	三〇、〇〇〇	滿鐵附屬地 安東	八、五九
滿鐵附屬地 公主嶺	一〇、〇〇〇	滿鐵附屬地 公主嶺	一、〇〇〇
滿鐵附屬地 新京	一〇、〇〇〇	滿鐵附屬地 新京	一、〇〇〇
合計	三、一六〇、〇〇〇	合計	二、三七四、〇〇〇

精米業　滿洲在住の鮮人の多くは水田の經營に從事してゐるが、事變以來鮮人の滿洲渡出は日增しに增加し、自然水田の開設は逐年著しい發展を示してゐる。北滿、東滿の未開地に於ても水田の適地が非常に多い。昭和十一年度の出稻米は穀三百八十萬石と推算され昭和八年の穀百八十萬石に比し二倍强、九年の三百萬石に比し八十萬石の增加で、發展の跡著しいものがある。

以上の產米は北滿では牡丹江、一面坡、哈爾濱、齊々哈爾、南滿では吉林、新京、開原、鐵嶺、奉天、山城子、撫順、營口、安東、松岡、大連等が主要集散市場で、これ等の地にて精白した白米を各地に配給する。從つて右諸地方が精米事業の主要地となる。

奉天にある全滿米穀同業組合は滿洲米の品質向上のため品質檢査を勵行規格統一を行つてゐるが、このため精米方法も漸次進歩し、滿洲獨得の無砂搗機械によつて白米並に精米を精製してゐる。北滿東滿方面の水田開發に伴ひ同方面にても精米工場の續出を見てゐるが、昭和十一年九月現在の各地主要精米工場は左の如くである。

大連　大連精穀株式會社、東洋精米所、滿洲精穀公司精米所、三菱精米所、鹽務署洋行精米所。
撫順　撫順公司洋行精米所、撫順公司精米所、哈利洋行精米所、鐵路公司精米所。
安東　西澤洋行精米所、連隆精米所、丸明精米所、信益精米所、高信精米所、開原公司安東支店、三泰精米所、秀生洋行精米所、開原　開原公司精米所、秀生洋行精米所。
鐵嶺　大矢組株式會社、鐵嶺共益精米所、第一精米所。
奉天　東亞穀物株式會社、新盛精米所、大同精米所。
新京　日露精米所、中野精米所、日露精米所、田商店精米所、中野精米所。

昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年
二、三二、〇五五	一、四八〇、九八〇	一、三二七、〇四〇	一、〇四二、四五五	八二二、四五五

製氷事業　滿洲に於ける製氷事業も年々共に躍進の跡著しきものがあり、昭和六年の生產高六四三萬貫に對し、昭和十一年度では一、三八〇萬貫と二倍强に激增してゐる。全滿の氷需要市場は左の如くである。

合	昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年
關東州 大連	一、三八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 營口	二〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 遼陽	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
滿鐵附屬地 奉天	一二〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	九六、〇〇〇	八四、〇〇〇	七二、〇〇〇
滿鐵附屬地 安東	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
滿鐵附屬地 公主嶺	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
滿鐵附屬地 新京	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
合計	一、六四〇、〇〇〇	一、四七四、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇	一、一六四、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇

製氷（昭和九年度、關東局調査）

數量	噸	價格	圓
關東州 大連	一〇、三六〇	關東州 大連	三六、二六〇
滿鐵附屬地 營口	一、五〇〇	滿鐵附屬地 營口	三、七五〇
滿鐵附屬地 遼陽	一〇〇	滿鐵附屬地 遼陽	三〇〇
滿鐵附屬地 奉天	一、八〇〇	滿鐵附屬地 奉天	四、五〇〇
滿鐵附屬地 安東	一、五〇〇	滿鐵附屬地 安東	三、七五〇
滿鐵附屬地 公主嶺	一五〇	滿鐵附屬地 公主嶺	三七五
滿鐵附屬地 新京	一、五〇〇	滿鐵附屬地 新京	三、七五〇
合計	一七、〇五〇	合計	五六、三七五

纖維工業

柞蠶糸工業　滿洲に於ける柞蠶糸工業は古く山東人が滿洲に移住した當時に傳來したものであるが、清朝時代にドイツ人が山東芝罘で起した製糸が滿洲にも影響し急速に進歩を遂げ、安東を第一として鳳凰城、海城、蓋平、岫巖の海岸に近い地帶から西豐、開豐、開原にまで製糸工場の設立を見滿洲の重要產業となつた。然し一般に家內工業に比し大連は五十噸、安東十噸、營口十噸新京十五噸の製氷能力を增加してゐる。

業的の小規模のもののみにて、新式の柞蠶紡糸工業としては安東に富士瓦斯紡績安東工場があるのみである。絹紬織業も安東を中心にやゝ發達し二十數工場を算したが奉天の絹絲織公司を除いては小規模で設備も整つてゐない。過去に於ける柞蠶糸の製造高は一般に繭價間に於いて豐作五四千擔、一二、六〇〇圓、兇作一五千擔、五、二五千圓と見積られて來た。

滿洲には絹紬工業が發達してゐないので大部分糸のまゝ日本、支那、米國、香港等に仕向けられるが大部分は日本向である。日本に於いては福井、岐阜、京都で製織加工したるのち日本絹紬の名で印度、南洋その他に輸出するが近年は年々減少し、昭和十年も前年に引續き柞蠶不作による原料難のため生産を制限した有樣である。かくの如く柞蠶糸生産數量が減少し來つた原因は左の如く指摘されてゐる。

一、柞蠶飼育法は幼蟲粗放なるため放養最に比し收繭參合額く、また圓繭過多による病害や鳥害を受けることが甚しい。

二、柞蠶飼育地方は開拓の進展となり易く、從來に關してゐる地域が減めて多い。

三、柞蠶は絹糸用としては供給十分でなく、十月より翌年四月までに作業すれば原繭全部を消化してしまう有樣であるから自然繭高となり易い、殊に上記の二理由により柞蠶飼育者の減少相次いだため益々原繭不足を痛感されるに至つた。

四、柞蠶糸は低廉なる人絹の急激なる普及により常に壓迫されつゝある。

五、蠶糸技術が幼稚である。

六、從來取引所はもとより檢査所もなく糸質價格ともに區々で斯業發達を妨げた。

茲に於いて滿洲國に於いては糸質統制のため昭和九年十一月全滿絲業公會聯合會を新京に組織せしむると共に、昭和十年六月には國營の柞蠶糸檢査所を安東に、同分所を海城營平に設ける一方、安東の近傍に飼育試驗所を設けて蠶質の改良事業に携つて居り、更に昭和十一年度には初年度經費三萬圓を以て西豐縣に柞蠶試驗所を設置するなど柞蠶糸工業の振興に力を注いでゐる。

されば柞蠶糸の長所、即ち(一)柞蠶糸が知られてゐること(二)價格が家蠶糸より低廉なること(三)強靭にして摩擦に對する抵抗力があらゆる絹絲にまさるので飛行機の翼飛行船の氣嚢などの新用途が生じたこと等と相俟つて依然滿洲の重要工業としての地位を保持するに至るであらう。

綿糸布工業　滿洲國三千萬民衆の九割以上は綿布需用者であり、綿糸布製造業は古くより發達してゐた。然しこれは木製機手織による所謂土布であつて現在の如き近代工業としての紡織織布業は大正十年以降發達したものである。即ち歐洲大戰によつて資本技術ともに充實した日本紡織業は上海、青島から進んで滿洲にまで進出し、大正十年遼陽に滿洲紡績會社、同十三年金州に內外棉金州工場、同十四年周水子に滿洲紡績會社と續出し、既存の張家軍閥を背景とする奉天紡紗廠と相竝んで滿洲紡績事業の基礎を固めた。

かくの如く日本紡績業が滿洲に進出した原因は滿洲自體が大消費地たること、棉花が自給されること、勞働力豐富で且つ賃銀低廉なること、公課租稅が低いこと等であつた。然るに現實に事業を着手してみると意外に支障多く、これがため滿洲の紡績業は州の內外を問はず、滿洲事變までは甚だ不振であつた。その原因としては左の事項が數へられる。

一、市場に融通性なきこと—關稅の關係で州內品は滿洲內に輸出出來ず、滿洲品は滿洲外に出もない。從つて州內品は勞ひ時期稅を利用して日本綿糸より印度南洋方面へ販路を漁る結果となつた。

二、原料綿—滿洲の棉花は量的にも質的にも甚だ不十分で供給を年々多量の外國に仰ぐほかない。

三、勞働條件の不良—勞賃はなるほど安いが能率甚だ劣り固も劃高の際は相當劃高の勞賃となり、全體として決して有利ではなかつた。

四、設備條件の期待外れ—日本に於いては紡績機器設備が普及し必しも外國品を使用する必要なきに至つた一方、在滿邦人紡績業にありては機械能率が不便且つ割高である。

五、日本紡績の安價且つ優良なるに常に壓迫される。

然し滿洲事變後は州外に於いては舊軍閥の壓迫が無くなつたので滿洲紡績の如きは殊に有利な地位に置かれ、昭和十年度には工場の增設設備をなし、また昭和七年には營口に營口紡績會社が新設されるなど全體を通じて好調を辿つてゐる。

滿洲國側の手織業は全滿に約一萬臺の小機機を算して土布を製し年々十萬梱の棉花を消化してゐる。これらの土布は低廉な原糸、至廉な生産費のため割安であり、而も農家は租惡ながら副業なるため實質を意ぶ滿人間に歡迎され、日本よりの輸入粗布や大尺布の强敵をなしてゐる。日本の紡績業はこれに對抗するために滿洲國關稅率の缺陷に乘じて巧みに滿洲向大尺布を製造し、一時殆どこれを壓倒したが、第二次關稅改正により土布の保護が行はれたので再び大尺布の輸入減じ土布の生産增加を見てゐる。

滿洲は將來人口增加と文化の發達により綿糸布の需要增加するは必然であるから尙ほ紡績業の興る餘地を殘すが、現在の日本紡績は滿洲を取つて置きの市場としてゐる事情もあり、一面滿洲土布も保護せねばならず、滿洲の綿糸布業は日滿統制經濟上極めて優妙な地位を占めてゐる。

◇滿洲紡織會社(遼陽)大正十二年の設立で資本金二百五十萬圓、年額捲込紡績三一、三六〇噸、織布五〇五萬、織絲は一六番手及二七番手を中心とする太糸を紡出し、織布は粗布、細布とも製品は殆と全部滿洲地域內に販賣してゐる。

◇內外棉金州工場(金州)大正十三年の設立にかゝり資本金四百六十萬圓で紡絲の製造販賣を目的としてゐる。紡績のみ紡六三、二〇〇の錘を有し四〇番手を主として一部一六番手をも紡出する。

◇滿洲紡紗會社(大連塩水子)大正十四年設立され資本金三百萬圓(拂込額百五十萬圓)紡績のみ二九、五二〇錘を有し、主として二〇番手及び二一番手の太糸を紡出する。その販路は關東州の關係上、滿洲奥地向は少く專ら特產關稅を利用して日本への輸出が多い。

◇奉天紡紗廠(張氏小資邊門外)官商合辦奉天紡紗線は從來支那官廳の保護目當しきるものがあつたが滿洲事變勃發と共に操業が止つた。事變前迄は舊軍閥の保護により原料は滿洲產棉花を有利に使用してゐた。事變後滿洲國銀行筋より運轉資金を得て全部操業するに至つた。同工廠は株式組織で資本金國幣四百五十萬圓、額面百圓で四五五千株、滿人株主二千株、從つて重役も官側半數づつである。日本人職員八名、滿洲國職員九十名あり、滿洲國人職工は男工一、六〇〇名、女工二〇〇名、計一、八〇〇名である。錘數は三〇、八一六錘で紡出糸は二五〇番手一〇俵、一〇番手一〇俵、二〇番手一〇俵といはれる。更に最近に至り最新式織機二〇〇臺を購入工場の擴設をなし生産能力を增加した。

◇營口紡紗廠　資本金國幣二百萬圓公稱八萬錘、一二、〇九六錘、織機三一四臺、實働小巾我)を有し、綿糸に於いては四五〇名の職工を使用して一四番手、一六番手を製造し、製品の多くはその隣接工廠たる奉天寒興紡織廠に送る。綿布製造には二〇〇名の職工を使用し、本工場に用ひる原料の內六〇%は滿洲產といはれる。

毛織工業　滿洲には羊の飼養が盛んであるが肉及び皮を主たる目的とするので從來殆ど改良行はれず、從つて羊毛の品質は概めて粗惡であり、各地で家內工業的に毛子(毛布)を產する程度で殆ど見るべきものがなかつた。然るに大正十年奉天に滿蒙毛織會社が設立されて玆にかく近代的方法による毛織工業が滿洲に見られるやうになつた。

◇滿蒙毛織株式會社　舊滿洲大實業家の故岡崎嘉平太氏の發起で資本金三百萬圓(拂込額百五十萬圓)で奉天紡紗廠の一部を借受けて毛織工場を設け、大正十四年一月より操業を開始した。その後增資して現在の拂込額は四百萬圓、織機は力織機一〇〇臺、手織機一〇〇臺、職工數は男工二〇〇名、女工一〇〇名、計三〇〇名、製品は軍用毛布、毛絨、毛織物、毛糸、毛絨等である。

製紙工業　滿洲の製紙工業は他の諸工業に見る如く家内工業的な幼稚なものから近代的な工場工業に至る凡ての分野を併存してゐる。

◇紙漉　舊式の在來の手工業で奉天、吉林、遼陽、新京、撫順等に四十餘の工場を數へ專ら滿洲人向きの支那紙を生産してゐる。

◇滿洲製紙　小型のシリンダーマシンにより木質紙料以外の他の原料を用ひるもので日本の機械和紙製造工場に相當し、大正七年資本金五十萬圓を以て夏梁何子に設立され五〇吋シリンダーマシン一臺を有し年産額は約九百噸である。

◇撫順製紙　昭和六年設立され六〇吋シリンダーマシン一臺を有し年産約九百五噸

◇六合紙廠　大正十二年奉東に設立され年産約八百噸

◇吉會製紙　大正十二年安東に設立され年産約八百噸

◇東洋パルプ　大正十四年奉天に設立され年産約一萬噸、第二年度以降一萬五千噸、(二)許可期限は四箇年として設立す

◇日滿パルプ會社　大正六年以來、間島方面に投資して利權を有してゐた王子製紙の林業會社で王子製紙はこれを基礎として資本金一千五百萬圓のパルプ會社を設立した。伐採は敦化地方である。

鐘紡の計畫　鐘紡では先に石河附近に廣を原料とするパルプ工場の建設を計畫したが、更に哈爾濱市三棵樹工業地帶に約二十五萬坪の敷地を買收して工場を新設すべく昭和十年九月、哈爾濱市に對し正式に敷地拂下げを交渉すると共に滿洲國實業部に工場設置許可を申請した。右工場に於いて製造せんとするパルプは松花江の蘆を原料とし主として人絹の原料に供給せんとするもので、滿北支河畔には無盡藏の蘆を擁するので注目されてゐる。

製麻工業　滿洲は世界的商品たる特産物の輸出國であるからその包裝用具としての麻袋の需要は夥しき數に上り一年間の需要數量は近年新麻袋三千五百萬枚古麻袋三千

萬枚と算せられる。世界に於ける麻袋の最大の產地は印度で、滿洲も固よりその供給を受けるが、滿洲は氣候風土、麻類の栽培適地なので自給自足に至らめまでも、ある程度まで自給すべく大正六年大連に滿蒙纖維工業會社が同八年に奉天に滿蒙纖維工業會社が相次いで設立された。かくて一時は兩社の生產高を合して四百萬枚に及んだが滿蒙纖維工業の後身たる奉天製麻は大正十二年火災に罹り、加ふるに印度麻袋のダンピング、銀暴落の打擊を受けて昭和五年三月資本金三百萬圓七十五萬圓迄減資し遂に工場を一時閉鎖した。

然るに滿洲事變後は奉天製麻に滿洲製麻及び三井の資本が注入されて兩社は事實上同一經營主體に屬し、兩社製造能力一、一〇〇萬枚（滿洲製麻四百萬枚、奉天製麻入百萬枚）をフルに運轉するといふ好況を呈するに至り、殊に昭和九年十一月の滿洲國關稅改正により輸入黃麻の舊稅率據置一圓十三錢を從價五に改めたので、これを主たる原料とする奉天製麻は著しく有利となつた。かくて兩社の合併機運は益々熟し昭和十一年一月滿洲製麻會社は奉天製麻と合併するため資本金百萬圓（全部拂込）を二百五十萬圓に增資し、二月には奉天製麻を合併して資本金も五百萬圓（二百三十七萬五千圓拂込み）となり、目下奉天工業の增產三百萬枚の設備進行中で昭和十二年春より漸次開始の曉は生產能力千五百萬枚に達する。なほ滿洲麻袋は大連五品取引所上場に於いて印度麻袋より五厘安く格差を附されてゐるが國產奬勵と滿洲產の品質向上により格差憤廢の日近しと傳へられてゐる。また麻袋の原料の增產計畫は滿鐵や滿洲國當局に於いても着々歩調に就きつゝあるので滿洲製麻の前途は嘱目すべきものがある。

次に北滿が亞麻栽培の適地であることは滿鐵や鐵北鐵の農事試驗により夙に知られてゐたが、これが企業化を目的として昭和九年四月設立された日滿亞麻紡織會社は資本金六百萬圓、四分の一拂込みで、三井その他の資本を背景とし、奉天に製造工場を哈爾濱その他に原料工場を置き、北滿農民に亞麻を請負耕作せしめ、これを原料として麻布、ホース類、繩糸の製造に當りつゝある。

化學工業

油母頁岩工業　（オイルシェール）滿鐵撫順炭礦の油母頁岩を原料とする採油事業は二十箇年の歳月と五十萬圓の研究費を投じて近年漸く完成したもので、昭和三年以來第一次、第二次計畫による一千五百萬圓の投資により世界無比のオイルシェール工場が完成され、年二百七十七萬六千瓲の頁岩より原油十二萬八千瓲、硫安二萬二千瓲を採取し更に原油から重油六萬五千餘瓲、粗繰二萬瓲、揮發油一萬六千瓲强の生產あり第三次擴大計畫によりて近く三十六萬瓲の原油增產が豫想されてゐる。

石油工業　康德二年四月滿洲石油類專賣制實施の結果、石油販賣の自由市場は關東州內を餘すのみとなり、これと關聯して特殊會社たる滿洲石油株式會社が本格的操業に入り、滿洲石油工業の確立を見るに至つた。該會社甘井子工場の一箇月原油處理能力は五千瓲にして製品の大部分を專賣當局に納入する。原油の買付は大連買付業者に入札せしめ、之にアメリカのカリフオルニヤから購入する。

硫安工業　從來滿洲においては撫順炭礦昭和製鋼所、南滿瓦斯會社において副產物として三萬噸近く生產されてゐた。大同二年資本金二千五百萬圓を以て大連甘井子に設立された滿洲化學工業會社は第一次計畫において能力十八萬瓲の硫安工場を設立し世界最初のウーデー式により、これを基礎として製造品目の範圍を擴張し、滿洲にお

ける化學工業體系の中心たるべく期待されてゐる。

製鹽及び曹達工業　滿洲國の豐富なる資源を利用し國民經濟上並に國防上重大なる地位を占める製鹽工業の確立が企劃され、康德三年四月政府の指導統制の下に日滿合辦の特殊會社滿洲鹽業株式會社が設立された。同會社の事業目的は滿洲における鹽田を開發し鹽の增產を圖り、日滿兩國に對し主として工業鹽の供給を圓滑ならしむるにあり、鹽の製造加工並に販賣を行ひ八箇年計畫を以て年額十七萬噸の工業鹽を生產し右實現後は更に增產に努め年額二十六萬噸の工業鹽を日本に輸出すべく計畫されてゐる。鹽田開發計畫は復縣第一期千四百萬町步、第二期二千三百萬町步、製鹽額は年產十五萬噸の見込みで此外實上額は十一萬六千噸の豫定である。

（資本金は國幣五百萬圓、四分一拂込にてその內譯は滿洲國政府百二十五萬圓、滿鐵百萬圓、日本鹽業百六十萬圓、旭硝子三十萬圓、德山曹達三十萬圓、滿洲化學工業二十五萬圓、東拓十萬圓、滿鹽協同組合五萬圓、滿洲化學工業二十五萬圓、東拓十萬圓、滿鹽協同組合五萬圓二十萬圓である。）

製鹽工業の確立に伴つて滿洲における唯一の曹達工業（曹達灰の製造販賣）獨立工業會社として康德三年五月政府監督の下に滿洲曹達會社が設立された。その事業計畫概要は

一、生產能力　曹達灰百萬瓲、年產三萬六千瓲
一、製造方法　アムモニヤ曹達法
一、工場位置　大連市外甘井子
一、主要原料　滿洲國及び關東州管內鹽水、石灰石、コークス及びアムモニヤ（滿化より供給）

工場は直に產工の豫定で、操業開始の上は關東州を含む全滿曹達需要一萬八千瓲を充足し、殘餘の一萬八千瓲は日本及び南北支那市場（滿田の豫定である。同會社の資本金は八百萬圓（半額拂込）でその內譯は滿鐵二百萬圓、滿洲化學工業二百萬圓、旭硝子六十萬圓である。

硬化油工業　硬化油工業は大豆油を滿洲に於いて製品化する工業の一として將來のあるものであるが現在では大連油脂工業會社所の研究を基礎として日本に於ける產脂の輸入を防遏する目的で設立され、近時南支方面の需要も增加してゐる。

石鹼工業　滿洲國內に於ける石鹼需要はその約六割を內地製品が占む、州內及び滿洲國內業者の製品は三割未滿である。しかし內地製品は終始廉價により壓迫的に進出するため滿洲國內の小工場は著しい不振に陷つてゐる。

（州內業者は大連油脂工業會社、滿鐵ペイント石鹼部、萬玉洋行の三者で各社共化粧品石鹼洗濯石鹼の製造を行つてゐる。）

塗料工業　滿洲には大豆油、蘇子油、小麻子油等の原料油および重晶石、石灰石等の顏料原料を豐富に產するので、これに着目して大正八年大連に滿洲ペイント會社が設立され、事變後の事業擴張と共に哈爾濱ペイント會社を合併した。製品は固練、各種調合ペイント、塗料油を初め、水性塗料、ワニス、パテ、光明丹、亞鉛華等であり、支那本土から遠く南洋方面にまで、販路を有ち年產二百七十萬圓に達してゐる。次いで昭和九年寒天に日滿塗料會社の設立を見滿洲ペイント界の需要に應じたが、三年九月日本ペイントに合併し、日本ペイント滿洲工場として經營することになつた。生產能力は百五十萬圓である。

染料工業　滿洲人の衣服の染料として藍の需要は極めて多く、ベンゾール、鹽、石炭、芒硝原料等豐富な天惠を有する滿洲の染料工業は有望であるが、從來は北海道產の藍及び支那產の藍、槐樹皮、櫟樹等を原料とする染料が使用されその製造も小規模なものであつた。大正八年大連に大和染料會社が創立され滿洲に黑色硫化染料の需要を喚起したが、その後ドイツ染料の滿洲進出となり、價格の低廉と使用の簡便を以て一般に歡迎さるゝに至つたゝめ、同社は相當の打

擊を受けたが、最近は漸く回復しつゝある。

燐寸工業　明治三十九年に興り滿洲大戰中に濫設され各社とも打擊を受け、大正十四年瑞典燐寸會社の侵入により一時全滿を席捲したが、遂に昭和六年支那官憲の專賣制實施により挫折した。事變後は販賣機關たる公賣處を滿洲國財政部の直轄とし、康德元年十一月より從來の鹿北火柴公賣處を滿洲火柴公賣事務處と改稱し、東北火柴雜持會も滿洲火柴同業聯合會と變更し漸次販賣高も增加しつゝある。一方瑞典等はその後日滿勢力により壓迫され所有株を賣渡して滿洲燐寸界より手を引いた。

滿洲燐寸工業現勢

所在	地	資本金（千円）	生產能力一箇年（箱）
吉林燐寸會社	吉林	三五〇	三、三五〇
金華火柴公司	同	二五〇	二、三五〇
泰記火柴公司	同	二五〇	二、三五〇
日清燐寸會社	新京	一〇〇	一、〇〇〇
長春洋火工廠	同	二〇〇	二、〇〇〇
寶山燐寸工場	同	二〇〇	二、〇〇〇
惠臨火柴公司	奉天	二〇〇	二、〇〇〇
丹華火柴公司	安東	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三明火柴公司	營口	一〇〇	一、〇〇〇
豐々火柴公司	同	一〇〇	一、〇〇〇
關東火柴公司	同	一〇〇	一、〇〇〇
協昌火柴公司	齊齊哈爾	一〇〇	一、〇〇〇

金屬工業

輕金屬工業　近來輕金屬マグネシウム、アルミニウムの需要は激增し特に日本に於てはアルミニウムの製產なく其の輸入額は年々增加の傾向にある。然るに滿洲國內業者の製品は此等輕金屬原鑛の莫大なる埋藏量を有し其の工業化は近く異常なる滿況を見るべく期待されてゐる。

滿鐵撫順アルミニウム試驗工場に於ては滿洲に於けるアルミニウム工業の重要性に鑑み撫順に年產一萬二千噸を目標とする工場建設計畫により先づ其の試驗準備として大同二年より五百キロワット及び三千キロワット等の試驗用電氣爐を設け、康德元年十一月工業試驗の完了を見、更に大規模の試驗工場を設け其の企業計畫を進めてゐる。

日滿アルミニウム株式會社は本社を東京に置き、昭和八年十月資本金五百萬圓（四分一拂込）を以て設立、滿洲及び朝鮮のアルミナ原鑛豐土頁岩に理研の鈴木博士發明に係る乾式法を應用して、金屬アルミニウムを製造するもので、富山縣に工場を有すなほ南滿鑛業の大石橋工場は礦燒マグネシア月產二千五百瓲、輕燒マグネシア月產六百瓲の能力を有し、マグネシア煉瓦の製造會社として大連鑛業株式會社（年產千五百瓲）、その他滿洲鹽粉工業合資會社（マグネシア・ドロマイト）關井組（マグネシア・クリンカー）がある。

製鐵製鋼業　鞍山の昭和製鋼所及び本溪湖煤鐵公司の兩者で、其鑛區は鞍山附近にても九箇所、本溪湖附近にて十二箇所及び弓張嶺鐵山の豐富な鐵山があり、その他製鐵業に必要な原料も滿蒙鑛以外は石灰石、石炭、耐火材料ともに豐富で製鐵事業經營上極めて重要な位置を占めてゐる。

副產物としての瓦斯は燃用或は發電用として供せられ、その他鑛滓バラスト、鑛滓セメントを始め、硫安、コールタール、タレオソート、ベンゾール、ナフタリン、石灰等の一般工業の根幹もこの大鐵工業の建設に附隨して形成されてゐる。

昭和製鋼所は鐵鐵一貫作業の完成し鋼材を原料として鑄鋼、輕便軌條鋼管、ロール瓦斯管、亞鉛管、亞鉛板等の製造工業を製鋼所內に興し、日本及び滿洲の鐵工業者中より希望者を選びこれに當らしめ康德元、二年度において滿洲亞鉛鑛會社、鞍山鋼材會社、滿洲住友鋼管會社、滿洲ロール製作

ず滿洲國標準型たる貨物車および乘用車の組立販賣を行つてゐる。

大連機械製作所　大正七年の設立で、資本金二百萬圓(拂込百五十萬圓)、鐵道車輛機械、車輛、橋桁、建築用鐵材、各種貨車等の製造を目的とし、一般鐵工製品及び酸素瓦斯の製造を主とし昭和九年度の生産數量五百九十數噸で、昭和十年度には七百萬圓の生産を行ふ。

滿洲工廠　昭和九年の設立で本社奉天にあり、資本金四百八十萬圓(全額拂込)、諸機械、車輛、橋桁、建築用鐵材、各種貨車等の製造を目的とし、一般鐵工製品及び酸素瓦斯の製造を主とし昭和九年度の生産數量は百二十萬圓、十年度もほゞ同額で、昭和十年度には一割の配當を行つた。

滿洲鋼鉄所　本社を鞍山に置き、昭和十年十一月の設立で資本金五百萬圓で鋼鉄品鍛鋼品鑄鐵品の製造及び販賣。

滿洲ロール製作所　鞍山に本社を置き、昭和十年七月の設立で資本金三百萬圓(東京ロール出資)製品種目、製造能力は鑄造ロール三千噸、鋼塊モールド六千噸、鋼鑄物若干、昭和十年十二月に工場完成。

日滿鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構内にあり、昭和十年六月の設立で資本金五百萬圓(資本系統は日米鋼管、日本レール)、製品種目、製造能力は鍛接瓦斯管外縫六〇耗以下三萬噸、昭和十一年八月に工場完成。

滿洲製鋼所　本社を鞍山に工場を製鋼所構内に設く、昭和十年八月の設立で資本金五百萬圓(資本系統は神戸製鋼所)製品種目製造能力は鍛鋼三十噸、鑄鋼三千六百噸、普通鑄物五千噸と機械製作修理で昭和十一年八月に工場完成。

日滿鋼材工業株式會社　本社、工場を來天青葉町に置き昭和九年四月の設立で資本金百萬圓、建物倉庫其他の建築及び土木工事に使用する材料の製造並に販賣、各種鑄鍛製品の製造。

鞍山鋼材株式會社　工場は製鋼所構内にあり、昭和九年七月の設立で資本金五百萬圓、(資本系統は日本レール、日本鋼管其他)製品種目、製造能力は軽便軌條二萬噸、中形鋼材一萬五千噸で全能力五萬噸である。昭和十年二月に工場完成を見た。

滿洲住友鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構内にあり昭和九年九月

機械工業

滿洲に於ける機械工業は事變前までは極めて幼稚で僅かに日本側に滿鐵々道工場、大連汽船々渠工場、大連機械製作所、支那側に滿陽造兵廠、北鐵側に哈爾濱機械組立工場等があるに過ぎなかつたが事變後は奉天及び鞍山に各種の機械工業が新設されて面目を一新した。

滿鐵々道工場　沙河口にあり明治四十一年の設立で、滿鐵の使用する機關車、車輛の製作、組立、修繕を目的とし、工場面積六十萬坪、機關車二十七輛、客車三十六輛貨車百三十輛を同時に收容する能力がある

同和自動車工業會社　張學良の逆産舊迫撃砲廠を改良利用した自動車製造會社で本社は奉天にあり、昭和九年の設立で、資本金六百二十萬圓(滿洲國二十萬圓、滿鐵二百九十萬圓、內地七社三百十萬圓)、取收へ

六千噸、鋼鑄物若干、昭和十年十二月に工場完成。

日滿鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構內にあり、昭和十年六月の設立で資本金五百萬圓(資本系統は日米鋼管、日本レール)、製品種目、製造能力は鍛接瓦斯管外縫六〇耗以下三萬噸、昭和十一年八月に工場完成。

滿洲製鋼所　本社を鞍山に工場を製鋼所構內に設く、昭和十年八月の設立で資本金五百萬圓(資本系統は神戸製鋼所)製品種目製造能力は鍛鋼三十噸、鑄鋼三千六百噸、普通鑄物五千噸と機械製作修理で昭和十一年八月に工場完成。

日滿鋼材工業株式會社　本社、工場を來天青葉町に置き昭和九年四月の設立で資本金百萬圓、建物倉庫其他の建築及び土木工事に使用する材料の製造並に販賣、各種鑄鍛製品の製造。

鞍山鋼材株式會社　工場は製鋼所構內にあり、昭和九年七月の設立で資本金五百萬圓、(資本系統は日本レール、日本鋼管其他)製品種目、製造能力は軽便軌條二萬噸、中形鋼材一萬五千噸で全能力五萬噸である。昭和十年二月に工場完成を見た。

滿洲住友鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構內にあり昭和九年九月

所、日滿鋼管會社、滿洲輕鋼所、井口洋行久保田鐵工所分工場の八工場が綾成し、昭和製鋼所を中心として鞍山に一大鐵鋼業ブロックを形成してゐる。

なほ本溪湖煤鐵公司の採掘能力は年二十一萬噸、選鐵能力三萬噸、社屬鐵區十二箇所を有してゐる。

機械工業

滿洲に於ける機械工業は事變前までは極めて幼稚で僅かに日本側に滿鐵々道工場、大連汽船々渠工場、大連機械製作所、支那側に滿陽造兵廠、北鐵側に哈爾濱機械組立工場等があるに過ぎなかつたが事變後は奉天及び鞍山に各種の機械工業が新設されて面目を一新した。

滿鐵々道工場　沙河口にあり明治四十一年の設立で、滿鐵の使用する機關車、車輛の製作、組立、修繕を目的とし、工場面積六十萬坪、機關車二十七輛、客車三十六輛貨車百三十輛を同時に收容する能力がある

同和自動車工業會社　張學良の逆産舊迫撃砲廠を改良利用した自動車製造會社で本社は奉天にあり、昭和九年の設立で、資本金六百二十萬圓(滿洲國二十萬圓、滿鐵二百九十萬圓、內地七社三百十萬圓)、取收へ

で、資本金一千萬圓(佳友出資)、製品種目製造能力は引拔高壓鋼管一萬五千噸、兵器用管筒、瓦斯管一萬噸で昭和十年十月工場完成した。

滿洲久保田鑄鐵管株式會社　久保田鐵工所と大連機械製作所の共同出資により昭和十年十二月設立されたもので本社と大連市東公園町、工場を鞍山南六番町に置き資本金百萬圓、遠心鑄造法により年產三萬噸の鑄鐵管を鑄造する能力がある。

滿洲亞鉛鍍株式會社　鞍山昭和製鋼所工場内にあり昭和八年五月の設立で資本金百萬圓、製品種目製造能力は亞鉛鐵板鍍金月

洋灰會社一覽

會社名	所在地	設立月日	資本千圓	拂込千圓	年產能力千噸	未設許可能力千噸
關東州小野田セメント株式會社	大連	明治四十二年五月	四〇〇	四〇〇	一	
小野田セメント株式會社鞍山工場	鞍山	昭和九年十二月	二五〇	二五〇	一	
滿洲小野田洋灰股份有限公司	泉眼	昭和十年二月	五、〇〇〇	二、五〇〇	小野田一〇〇	一
大同洋灰股份有限公司	吉林	昭和八年十二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一一〇	一一〇
撫順セメント株式會社	撫順	昭和九年七月	二、五〇〇	二、五〇〇	一一〇	一一〇
本溪湖セメント株式會社	本溪湖	昭和十年二月	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一	一
滿洲洋灰股份有限公司	遼陽	昭和十年六月	二、五〇〇	二、五〇〇	小野田一〇〇	一
哈爾濱洋灰股份有限公司	三棵樹	昭和十年二月	一、七五〇	一、七五〇	一一〇	一一〇
計			一九、二五〇	一九、二五〇		

工業——窯業

千五百噸、丸釘釘年二千五百噸と纖維類、昭和十年九月工場完成した。

窯業

洋灰工業　滿洲における洋灰工業は事變前は僅かに大連工事の需要に應じ得るのみで、事變前は大連周水子に小野田鞍山工場をはじめ國後の需要激增は小野田鞍山工場をはじめその數量も十萬噸內外に過ぎなかつた。建築に對し供給量は內地品輸入量六十萬噸に對し供給量は內地品輸入量十四、五萬噸を合し百萬噸に達し、四週方の供給過剩にある。

煉瓦工業　(普通煉瓦工業)　滿洲には黑煉瓦と赤煉瓦の二種の製造があるが、前者は滿人向の舊式窯に依る家內工業の域に止まり、後者が工場工業に屬する。

煉瓦工場數及生產高

(昭和九年末關東局調査)

工場數	數量	價額千圓
大連	一、六九一	三五
金州	一、〇五九	九八
營口	一	一
鞍山	一、三四一	一二
遼陽	一、一四八	一〇
本溪湖	一、〇〇〇	一〇
安東	二、九八一	三五
撫順	三、八八一	三五
公主嶺	三、一四〇	三一
計	一二、九二二	一二五

(明火煉瓦工業)　原料として蠟土類、硅

昭和十一年度において哈爾濱洋灰、滿洲小野田の兩社操業開始の見込。尙昭和十二年度において操業開始の見込。尙昭和十一年七月滿洲セメントは資本二百五十萬圓に改め、康德親合と合併した。昭和十一年度の洋灰需給狀態は滿洲全體量六十萬噸に對し供給量は內地品輸入量十四、五萬噸を合し百萬噸に達し、四週方の供給過剩にある。

石類、マグネサイト、ドロマイト等を用ひる。而して滿洲に於いて耐火煉瓦製造專門の會社は大連窯業株式會社と滿洲窯業工場（鐘井組）の二者で他は製鐵所の附帶工業乃至陶土器會社の副業である。

陶磁器工業　滿洲に於ける陶磁器工業は未だ發達せず生産も少く、上海、日本其他より輸入されてゐる。現在工場は八工場で內邦人經營は大華窯業、奥野製陶所、滿洲製陶の三工場で、大華窯業は滿人向飲食陶磁器並に硝子年產能力四百五十萬個（二十二萬圓）を有し、後者二工場は硝子の製造を行つてゐる。

硝子器製造　現在工場數四二、資本總額九十五萬八千圓、九年度生産高九十二萬圓であるが、南滿洲硝子株式會社（資本金三十萬圓）、東京電氣株式會社大連工場（資本金三十九萬圓）の二工場を除けば四十工場は資本額も微々たるもので、硝子乃至生素地原料半々使用の家內工業的製造に止まり、生素地原料使用工場は二、三に過ぎない。十年度生産額は百五十萬圓に達した。

板硝子製造　昌光硝子株式會社が專業としてゐる。大正十四年四月旭ガラス六分、滿鐵四分の割合で資本金三百萬圓（全額繳込）を以て創立され、逐年能力を擴張して十年度年產八十萬函價格四百萬圓に達し、北支、南支、南洋方面に輸出してゐる。

關東州及附屬地工場數

（昭和九年末現在）

旅順	工場數	生産額 千圓
大連	九	三、三二
安東	三	六
開原	一	一
計	一三	三、三九

石灰工業　石灰石の產地附近に石灰工業の發達を見たが、大規模には行はれず小資本の民間工業として經營されてゐる。本溪湖地方の昭和九年の生產高は一億二千二萬斤である。

石灰生產高

（關東州及滿鐵附屬地昭和九年末）

	數量 千斤	價額 千圓
鳳凰城	一、三六〇	一
寬甸	一〇〇	一
旬町步	五五	二
鞍山	天增	天增
營口	六二四	八
計		五九

ドロマイト工業　ドロマイト（苦灰石或は白雲石）の出產高は昭和七年度において約九萬噸、昭和八年度十六萬六千噸で南滿洲では關東州內に多く產し、鞍山に甘井子附近に大なる鑛床がある。關東州內においてドロマイト・プラスターを製造する工場は南滿鑛業大石橋工場（月產四萬袋）、南滿ドロマイト工業會社南關嶺工場（年產能力七十二萬袋）、其他數工場がある。

雜工業

煙草工業　滿洲の煙草需要は年々增加して現在百二十億乃至三十億本と云はれて、原料に支那山東米種及び米國葉を使用して滿洲生產葉の使用は極めて少ない。なほ現在全滿煙草需要の過半數を、英米煙草トラスト系の拱石煙公司及び啓東煙草股份有限公司の二社竝に東亞煙草株式會社が占めてゐる。

昭和十一年度全滿洲煙草收穫豫想

	作付面積 町步	收穫高 萬貫
鳳凰城	一、三六〇	四八
鳳城	天增	天增
寬甸	一〇〇	一
旬町步	五五	二
鞍山	天增	天增
營口	六二四	八
計		五九

關東州及附屬地煙草工場數

（昭和九年末現在）

旅順	工場數	價額 千圓
大連	二	二三三
營口	一	四、六九七
鞍山	一	一、一一〇
奉天	六	一、三八三
計	一〇	七、四二三

畜產工業　畜產工業は皮革、羊毛、毛皮生肉、賦骨加工等廣圍に亙るが、滿洲に於ける該工業は賦骨加工のほか未だ發達の域に達してゐない。皮革については牛皮は過剩少數のために冒ふに足らず、馬皮が原皮のまゝ年額二十萬枚內地向移出され、鞣革は外國より輸入されてゐる。皮革製造の大規模の工場としては日滿皮革興業會社（資本金三百萬圓、四分一拂込）があるに過ぎない。賦骨加工は專ら滿蒙殖產會社（資本金五十萬圓、全額拂込）が行ひ、賦骨粉全滿出廻額年二萬瓲の八十%を吸收して蒸製骨粉に加工し、十年度生產額一萬五千瓲、膠四百瓲、牛脂二十萬斤である。なほ牛肉類の內地移出の目的で滿洲畜產加工公司（資本金三十萬圓）の設立が見込まれてゐる。

皮革及同製造業木材工業

（關東州及附屬地、昭和九年末現在）

地域別	工場數	價額 千圓
旅順	一	六
大連	一六	二八九
奉天	二	一七五
安東	一	一
撫順	三	三二
四平街	二	一六
新京	五	三〇
計	三〇	六四七

木材工業　一般製材業と家具製造業があり、大戰中に澁興し、戰後のバニックに殆んど解散したが、事變後再興氣運に向つた。

關東州及附屬地木材工場數

（昭和九年末現在）

旅順	工場數	製材價額 千圓	家具價額 千圓
大連	二	一、三五二	三五
營口	一	一	一
鞍山	一	一	一
奉天	二	一	一
安東	一	一	一
撫順	二	一	一
新京	二	一	一
計	一一	一、三五六	四三

滿洲木材同業組合聯合會加盟組合員及製材工場

組合別	組合員數	從業員數	製材機械數量	製材機械數	昭和十年度生產高 千立方尺	昭和十年度生產高 千圓
哈爾濱	三	一〇	三	一	一、〇〇〇	一〇〇
敦化	三	一〇	三	一	一、〇〇〇	一〇〇
圖們	六	三	一	一	一、〇〇〇	一〇〇
撫順	二	八	一	一	一、〇〇〇	一〇〇
新京	二	八	一	一	一、〇〇〇	一〇〇
計	一六	五一	一一	五	五、〇〇〇	五〇〇

土木建築業　滿洲建國の進展に伴ひ土建事業は最も活況を呈し、昭和六、七、八、九年と累進的躍進を續け昭和九年に於いては全滿工事量一億五千萬圓を突破し事變前の約十倍の最高記錄に達したが、鐵道建設、新京都市建設、國道網計劃、特殊工事等の基礎工作は昭和九年を峠として漸次完成に向ひ、昭和十年に於いては約一千萬圓の減少を免れなかつた。

而して請負、業者數も事變以來內地、朝鮮よりの進出多く、これが指導統制團體たる社團法人滿洲土木建築業協會加入者のみにても事變前の約二倍に及ぶ激增振りにて昭和十一年四月社團法人日滿土木建築協會と合同後の會員數は（正會員即ち本店一〇三地方正會員三七準會員即ち支店、出張所四〇六賛助會員一二）五四八名に達してゐる。

昭和十年度全滿工事費調（單位千圓）

地方別 / 企業者別	關東局其他	特殊工事	滿鐵其他	滿洲國	民間	計
大連	一、四三〇	四四	四六、四〇	四四	二、九三	七、四八二
奉天	一〇四	四五六	六、〇四六	二、一四四	二、一四五	八、三四五
新京	五二六	五、一九二	一一、〇四三	一四一	二、四三一	一九、三四三
撫順	一	三	四、〇三五	四〇	六四	四、一四三
鞍山	一	一	四三	七	一、四三五	一、四八六
安東	三	一	四、三四四	四、三四四	二、九三五	七、二八三
哈爾濱	一	一	四、三四四	四、三四四	一七、三四四	二一、六八八
齊々哈爾	一	一	三、九〇三	三、九〇三	九、三四三	一三、二四六
其他	一	一	三、九〇三	三、九〇三	三、九〇三	一一、七一四
計	一、四三〇	四四	四六、四〇	四四	二、九三	七、四八二

電氣瓦斯工業

電氣事業

概說 滿洲國の誕生と共に國內電氣事業も一大躍進を遂げるに至つたが、元來電氣事業は產業の開發並に文化の向上に重要なる役割を有するのみならず、一般民衆の生活に對し密接なる關聯を有する公益事業であるため、滿洲の特殊事情に卽し日滿電氣事業の對立並にこれに伴ふ二重投資の弊を排擊して、全滿に亙り低廉適當なる電力供給を行ふに最も合理的形態を目標とし、事業の統制を圖ることの緊急事たることが認められ、次の如き經過を以て統制會社が設立された。

事業及技術統制 昭和七年六月關東軍特務部は、電氣事業統制に就て種々研究の結果、日滿主要地に於ける電氣事業に對して は、之を打つて一丸とせる一大合同會社を設立し、各地に於ける群小電氣事業に對しては之を同會社の資本統制下に置くの方策を講じ以て全滿の電氣事業を統制するの方針を樹立し、滿洲國政府と協議したる結果之が實現方策として滿洲國實業部に於て全滿洲國側の電氣事業の統制的工作に當らしむる爲一局を設置することにしたが、その後種々研究の結果合同の範圍を擴大して、關東州內及び滿鐵附屬地竝哈爾濱に於て經營中の日本側電氣事業を包括し、以て統制工作の目的達成を期するに決定された。その間二年有餘に及び種々なる難關と幾多の曲折を經て所期の目的を達成する段階に進み、斯くて昭和九年十一月一日日滿合辦滿洲國法人の資本金日本貨九千萬圓の滿洲電業株式會社が設立せられたのである。合同に參加した各事業者左の如し。

▲日本側 南滿洲電氣株式會社。北滿電氣株式會社 營口水道電氣株式會社

▲滿洲側 奉天電燈株、新京電燈株、吉林電燈株、哈爾濱電業局、齊々哈爾電燈株、安東電業股份有限公司、

而して此合同に包括せられない各地群小電氣事業はこの合同會社より投資により統制せらるゝ事になつた。

なほ同統制會社に對する監督方針は大體次の如く定められてゐる。

(一) 本會社の監督に就ては日滿兩國官廳協議して之を行ふこと。

(二) 日滿兩國政府は電氣事業取締のため可及的同一內容を有する電氣事業法其他の監督法令を發布することに依り二重監督の弊害無からしむること。

周波數統制 電氣事業の組織的經濟的統制工作と共に電氣周波數の統一は本事業統制の第一階梯として重要な問題であるとし、關東局から滿洲電氣委員會に對して之が統一方策に關して諮問があり同委員會では慶汎なる調査を完了し全滿電氣周波數は五〇

Seconds out
超特急髭剃
研く、剃る、つるつる綺麗になる、
此間僅？分 —— 髭剃時間を極度
に短縮するバレーはスピード時代の
ナムバー・ワン——

十二百函書私連大は節の切品の店に店賣小
ますし致り送お下文注さればへ號二
店理代總滿全社會刀剃全安研働自レバ
到る所の一流雜貨店・化粧品店・時計店・百貨店・消費組合にて販賣

新製品

チオナイト電線(特殊耐油護謨線)
ニスライト電線(難燃性護謨線)
モエナイト電線(難燃性護謨線)
超高壓用油入式電纜
古河C合金
古河水道用合金及抵抗線
古河電熱線
ダイキヤスチングス(銅合金其の他)
古河耐磨耗性パンビース及パンプレート
古河磁性合金板

古河電氣工業株式會社

大連販賣店

大連市山縣通百十三番地
電話代表局(2)五一三一番—五一三四番

奉天出張所
奉天商埠地三經路二二號 電話三四四〇番

新京出張所
新京中央通三九番地 電話三三三〇番

哈爾濱出張所
哈爾濱埠頭區新城大街五番地 電話五二九〇番

營業主要品目
電線電纜
銅・眞鍮製品
輕合金製品
蓄電池

滿洲國內出張所

土木建築 合資
設計監督 會社

三田組

大連市越後町五番地
電話本局(2)…四八五〇番

代表社員 三田芳之助
自宅 電話本局(2)…五四五〇番

出張所
營口、吉林、哈爾濱、四平街、公主嶺、牡丹江、鞍山、奉天、撫順、新京、安東、齊々哈爾、洮安、佳木斯

營業種目 硫安・硫酸・硝安・各種副產物

滿洲化學工業株式會社

本社及工場 大連市外甘井子
東京營業所 東京市麹町區丸ビル六階
大阪出張所 大阪市北區堂ビル五階
京城營業所 京城府蓬萊町

日本毛織株式會社
滿洲代理店
船來羅紗直輸入

RC

竹馬洋行

大連市大山通六十三番地
電話 局 二一三 四〇五番
二一九 四五八 三七番
振替口座大連一二三三番

本店 神戸市神戸區元町通り三丁目四五三
東京市京橋區銀座四丁目四
支店 大阪市東區安土町四丁目三八
京都市中京區御幸町六角下ル
奉天千代田通り一七
哈爾濱道裡買賣街一〇一

鐵材建築材料

T.Y

株式會社 大信洋行

大連市監部通四九 電話本局(2)
自 一一〇〇番 至 一一〇八一番
局夜間 一一〇〇八番 一一六〇七番

支店及出張所
大阪南區安堂寺橋通三ノ三
奉天大西邊門外大街
新京日本橋通八三
哈爾濱道裡新城大街
錦州城内東街
鞍山、天津、吉林、三姓、佳木斯、富錦、赤峰、平泉、承德、凌源、朝陽

大連市伊勢町二十三番地

鐵道工業株式會社滿洲營業所

本社 東京市京橋區銀座西六丁目六番地
電話(2)三二一六番
電話銀座57

出張所
新京梅ヶ枝町三丁目六番地 電話三一〇六九番
奉天紅梅町四〇番地 電話三八〇六三番
齊々哈爾龍門大街二九號 電話四五二五五番
哈爾濱南崗吉林街二三號 電話四〇九四番
牡丹江岡明街一〇號 電話六二九四番
成鏡北道羅津

大連市常盤橋

大連都市交通株式會社

專務取締役 山岡信夫
取締役支配人 賀來之憲
電話代表二—三一八一番

明治製糖株式會社
明治製菓株式會社

總代理店

株式會社 **明治商店大連支店**

販賣所 奉天、新京
駐在所 哈爾濱、天津
賣店 大連、奉天、新京

大連市彌生町八番地
電話 二・三二五一番
二・七八七四番

日清サラダ油
日清フライ油
大日久胡麻油 } 製造元

大日清製油株式會社

營業種目

各種植物性油
滿鮮雜穀原料
各種製油
肥料及飼料

工場
本社
支店

本社 東京市京橋區新川町二丁目二番地
大連市寶町三番地
名古屋・四平街・新京・哈爾濱
大連・橫濱・龜崎

客室四十三
和洋食堂完備

國都ホテル

新京中央通り
電話(3)四四一五番

支店哈爾濱

名古屋ホテル

(日本旅行協會々員)
電話客室用 五四四五番
五四四六番
電話事務用 二〇二八番

本店新京、支店吉林

國際ホテル

新京驛前中央通り
電話(3)二〇七一番

設備完全お感じの好い
高級旅館

愛國ホテル

主 後藤かつ子
支配人 田川崇夫

新京市吉野町五丁目一番地
電話(3)二九四八番
五五八八番

サイクルに統制するを有利とすべしとの根本方針を其申したる答議の結果次の如く決定せしめた。

一、全滿電氣工作物の標準周波數を五〇サイクルとして統一すること。

二、將來電氣工作物施設については特殊の事由ある場合の外前記標準周波數に據らしむること。

(イ) 撫順、鞍山、本溪湖等の自家用發電設備に限り之を從來通とするも外部へ供給する電力は五〇サイクルとすること。

(ロ) 現在五〇サイクルを採用し居らざる地方に於ては機械の廢棄又は億の五〇サイクル送電系統との連絡を俟つて統制基準に入ること。

尚設備の統一と云ふ事は實に世界電業界に於ても劃期的事業であつて統制の效果を如實に表せる一例と解せられて居る。

電壓統制　滿洲に於ける送配電線路の電壓は各地方によつて區々に異り、ために電力系統の連絡乃至電力配給の融通等の上に時からぬ不便を感ぜる結果、昭和九年四月滿洲國實業部から滿洲電氣委員會設に滿洲電業株式會社設立準備實行委員に電氣事業用電壓統制に關し諮詢したるに、日本電氣工藝委員會及び電氣協會標準規程の電壓に準據し之に滿洲の特殊事情を加味したるものを以て標準電壓とすべしとの詳細なる具體案を具申し審議の結果左の如く決定された。

一、特別高壓送電線路

(イ) 二〇〇、〇〇〇V乃至六、〇〇〇V間に九種の標準公稱電壓を設けること。

(ロ) 一〇〇、〇〇〇V は特殊の場合に限り採用し六、〇〇〇V は既設系統の擴張の場合に限り使用すること。

(ハ) 五〇、〇〇〇V及七〇、〇〇〇V は廢止すること。

二、特別高壓配電線路

(イ) 標準公稱電壓として六、〇〇〇Vを採用すること。

(ロ) 二〇、〇〇〇V は特殊の場合に限り使用すること。

三、低壓及高壓配電線路

低壓は二〇〇V一〇〇Vを標準公稱電壓とし(但し二二〇V は定格周波數六〇サイクルの小型電動機の場合に限り又四〇〇V は特殊の場合に限り夫々使用すること)

高壓は三、〇〇〇Vを標準公稱電壓とすること。

四、電燈、電動機、電動機の定格電壓及タップ電壓も夫々電線路の電壓降下率を標準として統一すること。

現狀　滿洲に於ける電氣事業株式會社の創立以來着々として統制の實績をあげつゝあるが、未だ各地に散在する群小電氣事業者にして統制外にあるものも少くない。しかしこれ等の事業者は撫順及本溪湖の自家用を除いては極めて小規模のものである。全滿の發電設備より見たる統制の割合を示せば次の如くである。

事業別	種別	電燈數	電燈百分比(%)	動力百分比(%)
統制會社(滿洲電業會社)	電燈	一七七、六〇〇	九二・五	
	動力(KW)			九二・五
特殊企業自家用(撫順・本溪湖)	電燈	一五、〇〇〇	七・八	
	動力(KW)	二〇、〇〇〇		七・五
群小電氣事業者(各地分布)	電燈	四、四〇〇	二・三	
	動力(KW)	四、四〇〇		一・六
計	電燈	一九六、〇〇〇	一〇〇	
	動力(KW)	二六七、四〇〇		一〇〇

次に電氣の需用狀況より見てその統制狀況を見るに、治と滿洲電業により統制せられてをり統制外のものは極く少數である。

滿洲電業株式會社　滿洲に於ける電氣事業は其大部分を滿洲電業株式會社によつて一元的に統制經營されてゐるのであるから滿洲電業會社の內容を檢討せば全滿に於ける電氣事業の全般を察知し得るのである。

同社は本店を新京に置き大連、奉天、新京、哈爾濱、安東、營口、錦縣、鞍山、吉林、齊齊哈爾の十個所に支店を置き、支店管轄下に瀋陽、通遼、蛤蟆、臨江、洮南の五出張所を置き本店營業部直轄の營業所を承德、赤峯、凌源、牡丹江、佳木斯、海拉爾六個所に置いてゐる。

次に從事員を見るに昭和十一年六月末現在に於ける同社總從事員數は約四、五〇〇

諸官省指定工場

岡田乾電池

岡田電氣商會

滿洲配給所
奉天浪速通り
本店 東京・品川

伊關商店
新京日本橋通り

三信公司
奉天浪速通り

日滿商行
大連市櫻花台

和登商行
哈爾濱埠頭地段街

山岡商會
奉天富士町

大島電氣商會
哈爾濱石頭道街

成清商行
牡丹江哈爾濱街